

事務事業及び予算の執行実績

令和6年度分（一部令和7年度分を含む）

静岡県中部健康福祉センター

静岡県中部保健所

静岡県中央児童相談所

静岡県身体障害者更生相談所

静岡県中央知的障害者更生相談所

藤枝市瀬戸新屋362-1

電話(054)644-9267

FAX(054)644-4471

目 次

I 事務事業の概要

1 概 況	
沿 革	1
管内の概要	2
管内図（健康福祉センター配置図）	4
2 組織及び分掌事務	5
組織図	6
3 事業の根拠法令調	7
4 職員配置調	13

II 課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善

1 総務課	14
2 福祉課	18
3 地域医療課	56
4 健康増進課	84
5 中央児童相談所（相談判定課・育成課・一時保護課）	96
6 身体障害者更生相談所（相談判定課）	117
7 中央知的障害者更生相談所（相談判定課）	123
8 衛生薬務課	126
9 環境課	151
10 化学検査課	171
11 細菌検査課	176
12 食品衛生監視専門班	180
13 薬事監視機動班	190
14 動物保護指導班	194
15 榛原分庁舎	198

III 財産及び経理状況

・歳入予算執行状況調	200
・県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	208
・過年度分収入未済額調	215
・現金出納調	217
・保管現金有高調	217
・預金調	217
・郵券等受払調	218
・歳出予算執行状況調	219

・委託料等歳出予算執行状況節別集計表	240
・委託料に関する調	242
・補助金支出調	250
・負担金支出調	252
・建築工事調	256
・公有財産調	258
・債権（貸付金等）の管理状況	259
・借地借家等調	260
・行政財産貸付・使用許可調	260
・事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	261
・備品・図書調	262
・主要備品調	266
IV 公務中の事故等に関する調	268
V 工事中の事故に関する調	271
VI 前回の監査結果等改善状況調	272
職員調	273
健康管理	280
職員の年齢調	281

I 事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

各地域に配置されてきた保健所、福祉事務所等が、市町村合併などの時代の変遷に対応して漸次、再編整備され、平成17年度に、志太榛原健康福祉センターを名称変更し、中部健康福祉センター（中部保健所）が発足した。

平成25年度の組織再編に伴い、中央児童相談所・中央身体障害者更生相談所・中央知的障害者更正相談所が中部健康福祉センターに統合された。

また、平成27年度には、賀茂、東部、西部の身体障害者更生相談所を中央身体障害者更生相談所に統合し、身体障害者更生相談所に名称変更した。

藤枝保健所

- 昭和23年11月 島田保健所藤枝支所として設置
- 昭和26年 4月 藤枝保健所として独立
- 昭和54年 3月 藤枝市岡出山に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

島田保健所

- 昭和19年10月 島田保健所の設置
- 昭和59年 4月 榛原保健所を統合し、榛原支所を設置
- 昭和62年 3月 島田市野田に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

島田保健所榛原支所

- 昭和19年10月 静岡県川崎保健所として設置
- 昭和30年12月 静岡県榛原保健所に改称
- 昭和42年 5月 榛原町静波に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センター榛原支所に改称

清水保健所

- 昭和13年 清水保健所の設置
- 平成10年 4月 中部民生事務所に統合、中部健康福祉センターに改称

中部民生事務所

- 昭和23年 5月 児童福祉法の制定により児童相談所を設置
- 昭和26年11月 社会福祉事業法の制定により福祉事務所を設置
- 昭和51年 4月 機構改革により中部民生事務所を設置
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

中部健康福祉センター

- 平成10年 4月 中部民生事務所の一部と清水保健所の統合再編により、中部健康福祉センターを設置

志太榛原健康福祉センター

- 平成10年 4月 藤枝保健所、島田保健所及び中部民生事務所の一部を統合再編し、志太榛原健康福祉センターを設置。本所（藤枝市岡出山）、分庁舎（島田市野田）及び榛原支所（榛原町）
- 平成12年 6月 藤枝市岡出山の本所と島田分庁舎を統合し、一部を岡出山に残し、藤

		枝市瀬戸新屋の藤枝総合庁舎内に移転
平成15年	4月	静岡市と清水市の合併に伴い、中部健康福祉センターを廃止し、庵原3町の所管を志太榛原健康福祉センターとするとともに旧中部健康福祉センターの庁舎（静岡市清水辻）に庵原分庁舎を設置
中部健康福祉センター		
平成17年	4月	組織改正により、志太榛原健康福祉センターから中部健康福祉センターに名称変更し、榛原支所は榛原分庁舎に変更
平成18年	4月	保健医療圏及び高齢者保健福祉圏の見直しに伴い、富士川町は富士健康福祉センターに所管変更
平成19年	4月	庵原分庁舎を廃止し、由比町出張窓口の運用を開始
平成20年	10月	由比町と静岡市の合併に伴い、由比町出張窓口を閉鎖
平成21年	11月	施設の老朽化により、榛原分庁舎を牧之原市役所庁舎内へ移転
平成25年	4月	組織改正により、こども家庭相談センターから中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所が中部健康福祉センターに統合され岡出山庁舎へ移転、一時保護所が藤枝市稲川地内に新築移転
平成27年	4月	賀茂、東部、西部の身体障害者更生相談所を中央身体障害者更生相談所に統合し、身体障害者更生相談所に名称変更
令和3年	11月	中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所が藤枝総合庁舎敷地内に新築移転。

(2) 管内の概要

所管区域は、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町の5市2町、ただし一部業務については西部地域や全県を所管とする。

面積は2,623 km²（県全体の33.7%）、人口は1,101,093人（同31.5%）、世帯数は485,979世帯（同31.6%）である。

地理的には、大井川中上流域で南アルプスを控える榛北地域、国道1号、東名・新東名高速道路、富士山静岡空港等の交通網を配した志太地域、広大な茶畑を有した榛南地域の3地域に分けられ、豊富な水資源を利用した大規模な医薬品製造会社や水産加工・食品製造業者が集積している。

人口は全国同様減少傾向にある。また、高齢化率（令和7年4月現在）は管内平均31.7%と、県平均30.9%を0.8ポイント上回っており、特に、川根本町は52.1%と県内で2番目に高く、高齢化が進んでいる。

（中部健康福祉センター各課等の所管区域）

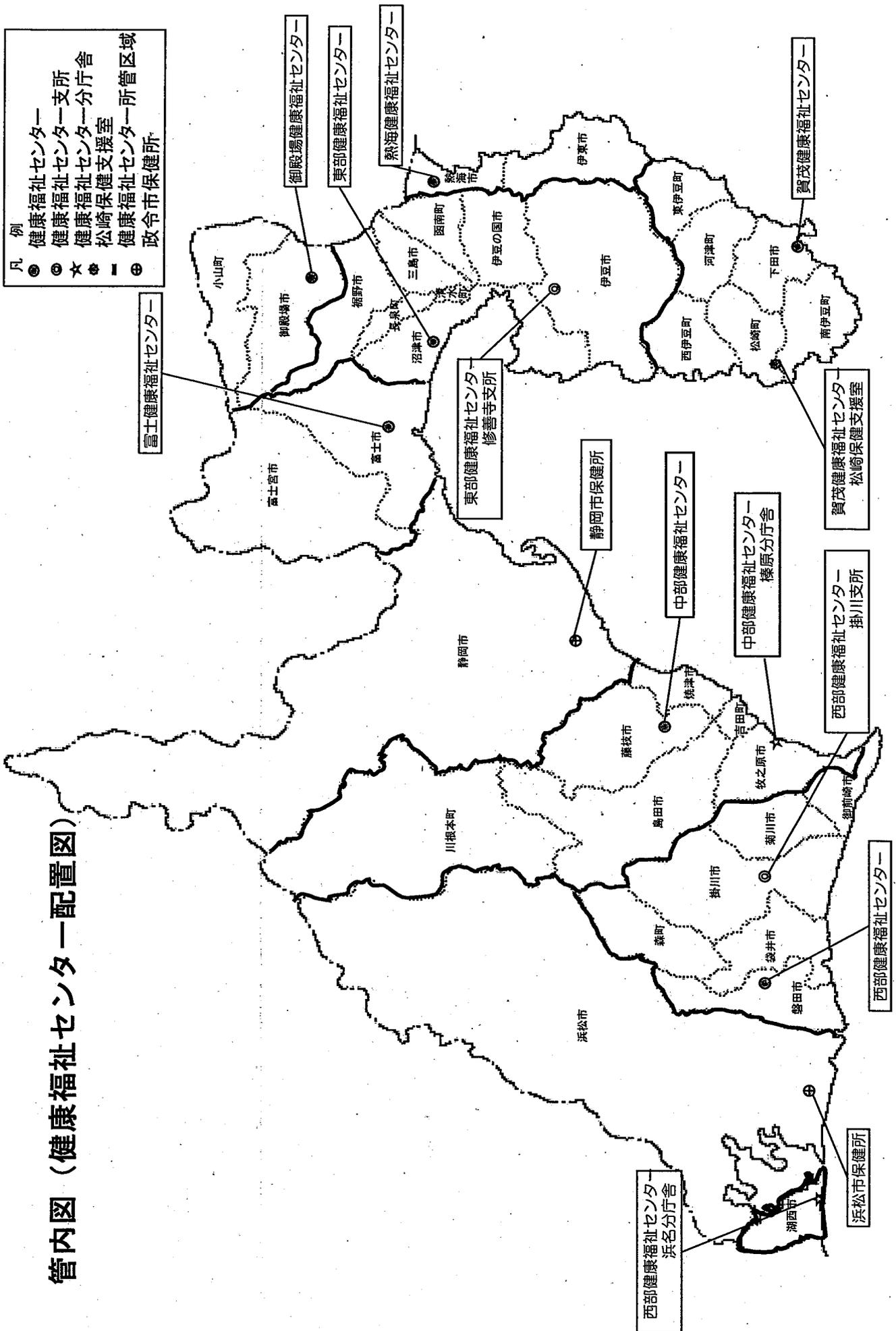
課 名 等	所 管 区 域
総務課・福祉課（生活保護班除く） 地域医療課・健康増進課 相談判定課・育成課・一時保護課 衛生業務課・環境課	静岡市及び志太榛原地域（4市2町・島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）
福祉課（生活保護班）	志太榛原地域（2町）、西部地域（1町）
細菌検査課・食品衛生監視専門班 動物保護指導班	志太榛原地域（4市2町）、西部地域（浜松市除く6市1町）の10市3町
薬事監視機動班	静岡市葵区・駿河区以西（浜松市含む）
身体障害者更生相談所・化学検査課	全県（静岡市及び浜松市を除く）

(管内市町の面積・世帯数・人口)

市町	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
静岡市	1,412	306,494	667,026
島田市	316	36,717	91,903
焼津市	71	55,865	132,222
藤枝市	194	56,135	136,256
牧之原市	112	16,316	40,339
市計	2,105	471,527	1,067,746
吉田町	21	12,035	28,130
川根本町	497	2,417	5,217
郡計	518	14,452	33,347
中部健康福祉センター 管内合計	2,623	485,979	1,101,093
中部保健所管内合計 (除静岡市)	1,211	179,485	434,067

(「世帯数」及び「人口」は、令和7年9月1日現在の県統計調査課の推計人口)

管内図（健康福祉センター配置図）



2 組織及び分掌事務

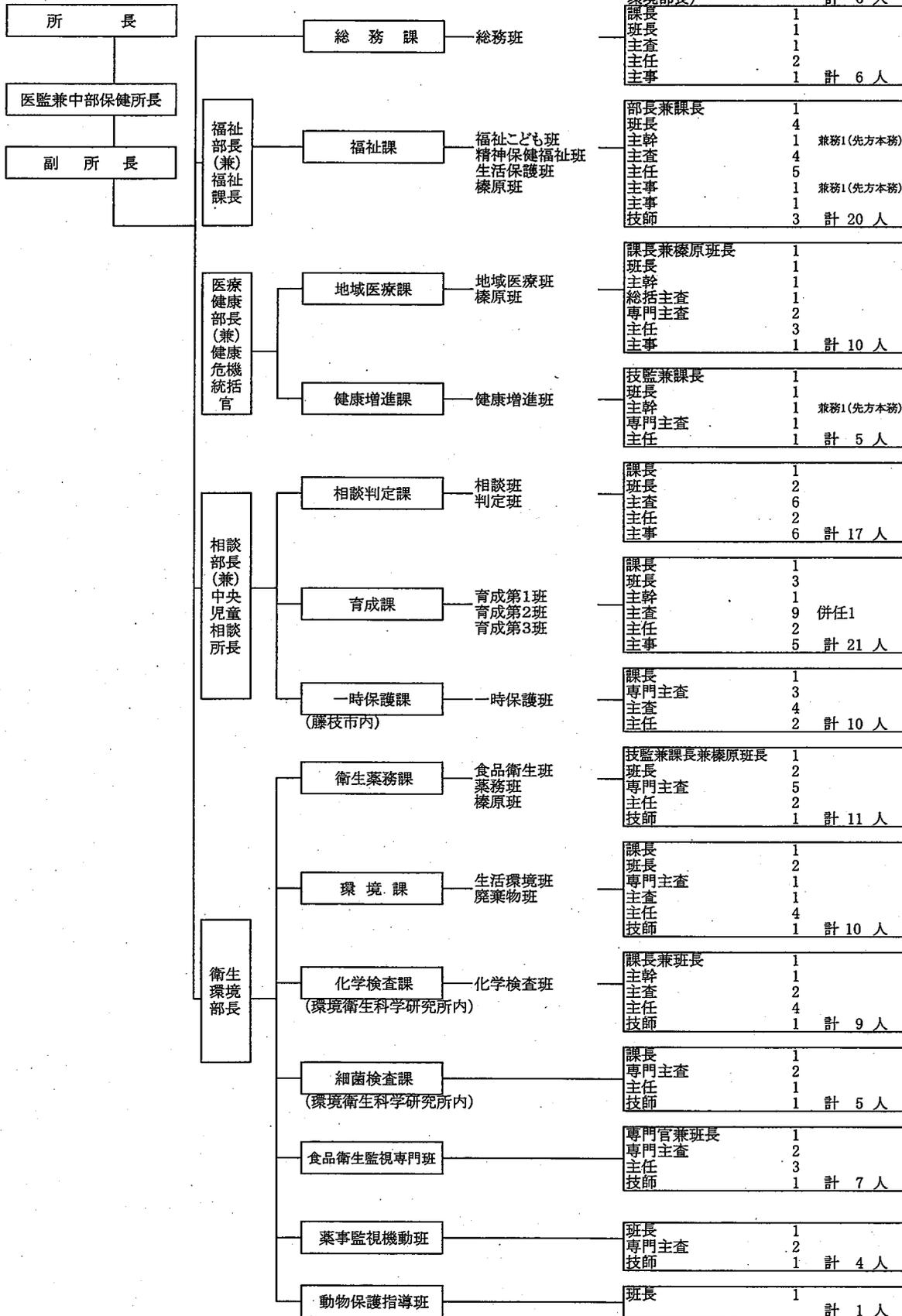
所長、医監（保健所長を兼務）、副所長、総務課、福祉部（福祉課）、医療健康部（地域医療課をはじめ2課）、相談部（相談判定課をはじめ3課）、衛生環境部（衛生薬務課をはじめ4課3班）の11課、3班、1分庁舎で、138名の職員が配置されている。

部・課名		事務分掌
総務課		所内調整、経理、財産管理、災害救助
福祉部	福祉課	ふじのくに長寿社会安心プランの推進、民生委員・児童委員、生活保護の実施及び生活困窮者の自立助長、介護予防の推進、母子保健、母子父子寡婦福祉資金貸付、母子生活支援施設等の入所措置、女性相談、精神保健福祉、人権同和、手話通訳者派遣
医療健康部	地域医療課	保健医療計画の推進、地域医療構想の推進、病院・診療所等の立入検査、診療所等の開設許可、医療従事者免許、感染症（結核、新型インフルエンザ、その他感染症）対策、エイズ・肝炎対策、難病（指定難病・特定疾患）対策、予防接種対策
	健康増進課	健康増進計画の推進、生活習慣病予防対策（健康増進事業、重症化予防）、食育の推進、給食施設指導、歯科保健、禁煙・受動喫煙防止対策、栄養士・管理栄養士免許
相談部	相談判定課	児童虐待等相談の受理、子ども・家庭110番の電話相談、24時間365日電話相談、療育手帳の交付、更生医療・補装具費支給の判定、心理判定・心理治療
	育成課	要保護児童等に係る調査・ソーシャルワーク、里親委託推進
	一時保護課	児童の一時保護、生活支援、健康管理、行動観察・行動診断・保育、学習支援
衛生環境部	衛生薬務課	食品衛生・生活衛生営業・温泉の許認可及び監視指導、狂犬病予防対策、動物の愛護及び管理、医薬品製造・販売業許認可及び監視指導、薬物乱用防止、献血推進、毒物劇物製造業・販売業許認可及び監視指導
	環境課	産業廃棄物許認可及び監視指導、飲料水の安全確保、浄化槽・特定建築物・遊泳用プールの適正管理指導、大気汚染及び水質汚濁防止、土壌汚染対策
	化学検査課	理化学検査
	細菌検査課	細菌・臨床検査
	食品衛生監視専門班	食品衛生監視
	薬事監視機動班	薬事監視及び調査、薬事相談及び教育
	動物保護指導班	動物保護
榛原分庁舎		福祉課、地域医療課及び衛生薬務課の関連業務

組織図 中部健康福祉センター(中部保健所)

令和7年8月31日現在職員数

(所長、医監、副所長、医療健康部長、相談部長、衛生環境部長) 計 6 人



(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	36

※ 榛原班は、牧之原市役所榛原庁舎西館内

職員数計 138 人
(兼務職員・併任職員は除く)

3 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<p><総務課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法施行事務 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金関係業務 ・被災者生活再建支援金支給事務 ・被災者自立生活再建支援金支給事務 	<p>災害救助法（第2条） 災害弔慰金の支給等に関する法律（第1条） 被災者生活再建支援法（第1条） 被災者自立生活再建支援補助金交付要綱</p>
<p><福祉課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町社会福祉担当職員研修 ・民生委員・児童委員活動推進事業 ・生活保護法施行事務 ・生活困窮者自立支援事業 ・敬老の日記念事業 ・地域支援事業 ・戦傷病者戦没者遺族等の援護事業 ・地域リハビリテーション強化推進事業 ・母子保健関係職員等支援事業 ・乳幼児発達相談指導事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成 ・生涯を通じた女性の健康支援事業 ・不妊治療費（先進医療）助成事業 ・女性相談（女性支援）事業 ・母子保健分野における地域子ども虐待予防事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子・父子福祉協力員設置事業 ・母子生活支援施設及び助産施設入所措置及び支弁事業 ・母子家庭自立支援給付金事業 ・手話通訳者設置事業 ・障害者週間推進事業 ・不育症検査費用助成事業 ・志太榛原地域自立支援推進会議 	<p>社会福祉法（第21条） 民生委員法（第26条） 生活保護法 生活困窮者自立支援法 老人福祉法（第5条） 介護保険法（第115条の45） 戦傷病者戦没者遺族等援護法 静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱 母子保健関係職員等支援事業実施要綱 乳幼児発達相談指導事業実施要綱 児童福祉法（第19条の2） 生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱 静岡県不妊治療費（先進医療）補助金交付要綱 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する法律 人身取引対策行動計画 児童虐待の防止等に関する法律（第4条） 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業実施要綱 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第13条、第14条、第31条の6、第32条） 静岡県母子・父子福祉協力員設置要綱 児童福祉法（第22条、第23条及び第50条） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第31条） 手話通訳者設置要綱 障害者基本法（第9条） 不育症検査費用補助金交付要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第89条の3）</p>

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者医療保護事業 ・精神保健福祉総合相談事業 ・措置入院者退院後支援事業 ・高次脳機能障害医療等総合相談事業 ・ひきこもり対策推進事業 ・自殺総合対策事業 ・精神障害者地域移行支援事業 	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第22条～34条） 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（46条、47条、48条） 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（47条） 措置入院者等退院後支援事業実施要領</p> <p>高次脳機能障害医療等総合相談実施要領</p> <p>ひきこもり支援センター運営要領</p> <p>自殺予防対策基本法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>

事業名	根拠法令
<p><地域医療課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所等の立入検査 ・施術所の立入検査 ・歯科技工所の立入検査 ・衛生検査所の立入検査 ・診療所開設許可等医務関係業務 ・静岡県保健医療計画の推進 ・志太榛原地域医療協議会、静岡地域医療協議会 ・地域医療構想の策定 ・人口動態統計調査 ・志太榛原地域メディカルコントロール協議会 ・医師臨床研修 ・感染症予防事業 ・結核予防事業 ・エイズ予防対策事業 ・予防接種事業 ・原子爆弾被爆者対策事業 ・免許申請及び従事者届等に関する事務 	<p>医療法（第25条） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（第10条）、柔道整復師法（第21条）</p> <p>歯科技工士法（第27条） 臨床検査技師等に関する法律（第20条の5）</p> <p>医療法、同法施行令、同法施行規則、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、同法施行規則、柔道整復師法、同法施行規則、歯科技工士法、同法施行規則、死体解剖保存法、同法施行規則、臨床検査技師等に関する法律、同法施行規則</p> <p>医療法（第30条の4）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律</p> <p>医療法（第30条の3及び4）、静岡県保健医療計画、志太榛原地域医療協議会設置要綱及び静岡地域医療協議会設置要綱</p> <p>医療法（第30条の4）</p> <p>総務省統計法（指定統計第5号）、人口動態調査令</p> <p>静岡県メディカルコントロール協議会設置要綱、志太榛原地域メディカルコントロール協議会設置要綱</p> <p>医師法（第16条の2）</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 予防接種法</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</p> <p>医師法（第2条～8条）・歯科医師法（第2条～8条）・保健師助産師看護師法（第7条～16条、33条）・理学療法士及び作業療法士法（第3条～8条）・臨床検査技師等に関する法律（第3条～10条）、診療放射線技師法（第3条～16条）・視能訓練士法（第3条～9条）</p>

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植推進事業 ・難病等対策推進事業 ・指定難病医療費助成 ・特定疾患治療研究事業 ・肝炎対策 ・地域災害医療対策の推進 ・在宅医療の推進 	<p>臓器の移植に関する法律、移植に用いる増血管細胞の適切な提供の推進に関する法律</p> <p>難病特別対策推進事業実施要綱</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <p>特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>肝炎対策基本法、肝炎患者等支援対策事業実施要綱</p> <p>静岡県医療救護計画、静岡県災害医療コーディネーター設置運営要綱、志太榛原地域災害医療対策会議設置要綱</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律</p>
<p><健康増進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画推進事業 ・生活習慣病予防対策事業（重症化予防） ・禁煙・受動喫煙防止対策事業 ・歯科保健対策（8020運動の推進） ・食育推進事業 ・健康増進事業 ・給食施設指導事業 ・国民健康・栄養調査事業 *栄養士免許に関する事務 *県職員健康診断に関する保健指導 	<p>*を除くすべての事業：健康増進法（第3条、5条）</p> <p style="text-align: center;">みんなで取り組む健康長寿条例</p> <p>健康増進法（第8条）</p> <p>健康増進法（第16条、18条）</p> <p>健康増進法（25条～40条）</p> <p>静岡県受動喫煙防止条例</p> <p>歯科口腔保健の推進に関する法律</p> <p>静岡県民の歯や口の健康づくり条例</p> <p>食育基本法（10条、17条、19条～25条）</p> <p>健康増進法（第19条の3）</p> <p>がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例</p> <p>健康増進法（第18条～24条）</p> <p>健康増進法（第10条～12条）</p> <p>栄養士法（第2条～5条）</p> <p>静岡県職員安全衛生管理規程</p>
<p><児童相談所></p> <p style="text-align: center;">（相談判定課・育成課・一時保護課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営業務 ・家庭支援電話相談等事業 ・療育手帳交付に伴う判定業務 ・要保護児童の措置に伴う事業 ・要保護児童対策地域協議会事業 	<p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律</p> <p>児童相談所運営指針</p> <p>静岡県家庭支援相談等事業実施要綱</p> <p>静岡県療育手帳交付規則、静岡県療育手帳交付事務処理要領</p> <p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律</p> <p>児童相談所運営指針</p> <p>児童福祉法、児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針</p>

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の一時保護業務 ・ 24時間・365日児童相談体制強化事業 	<p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、一時保護ガイドライン</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>
<p><身体障害者更生相談所> (相談判定課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生相談所運営業務 ・ 補装具費の支給に係る判定業務 ・ 更生医療の支給認定に係る判定業務 	<p>身体障害者福祉法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、静岡県補装具費支給に係る判定等事務取扱要領</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、静岡県自立支援医療費(更生医療)支給認定に係る判定事務取扱要領</p>
<p><中央知的障害者更生相談所> (相談判定課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生相談所運営業務 ・ 療育手帳交付事業 	<p>知的障害者福祉法</p> <p>静岡県療育手帳交付規則、静岡県療育手帳交付事務処理要領</p> <p>静岡県療育手帳判定要領</p>
<p><衛生薬務課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生事業 ・ 生活衛生関係営業指導事業 ・ 温泉関係事業 ・ 狂犬病予防事業 ・ 動物愛護管理事業 ・ 化製場等に関する事業 ・ 薬事関係事業 ・ 毒劇物関係事業 ・ 麻薬、向精神薬、覚醒剤対策事業 ・ 血液確保対策事業 ・ 家庭用品対策事業 	<p>食品衛生法、食品表示法、製菓衛生師法、調理師法、健康増進法(第61条、第65条、第66条)米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(第53条)</p> <p>静岡県ふぐの取扱い等に関する条例</p> <p>理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、興行場法、公衆浴場法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</p> <p>温泉法</p> <p>狂犬病予防法</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例</p> <p>化製場等に関する法律</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法</p> <p>毒物及び劇物取締法</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例</p> <p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律</p>

事業名	根拠法令
<p><環境課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物関係事業 ・ 浄化槽関係事業 ・ 水道関係事業 ・ 特定建築物関係事業 ・ 遊泳用プールの衛生対策事業 ・ 海水浴場関係事業 ・ 大気関係事業 ・ 水質関係事業 ・ ダイオキシン関係事業 ・ 公害防止管理者事業 ・ 土壌関係事業 	<p>循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 使用済自動車の再資源化等に関する法律 浄化槽法 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例 水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱 海水浴場水質保全対策要綱 環境基本法 大気汚染防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 環境基本法 水質汚濁防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例 ダイオキシン類対策特別措置法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 土壌汚染対策法</p>
<p><化学検査課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験検査事業 	<p>地域保健法(第6条) 食品衛生法(第28条)、食品表示法(第8条) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(第7条)</p>
<p><細菌検査課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験検査事業 	<p>地域保健法(第6条)、食品衛生法(第28条) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第15条) 健康増進法(第10条～12条) 医療法(第25条)</p>

3 職員配置調

(令和7年8月31日現在)

単位:人

区分	総務課	福祉部		医療健康部		相談部			衛生環境部							榛原分庁舎	計
		福祉課	地域医療課	健康増進課	相談判定課	育成課	一時保護課	衛生業務課	環境課	化学検査課	細菌検査課	食品衛生監視専門班	薬事監視機動班	動物保護指導班			
所在地								※2			※3						
担当区域		※1									※4	※5	※6			※7	
配置職員	職員(事務)	7	8	2		17	19	10		1						1	65
	職員(技術)	1	6	7	4	1	1		9	8	8	4	7	4	1	5	66
	再任用職員(事務)	1		1						1							3
	再任用職員(技術)		2								1	1					4
	会計年度任用職員	(2)	(8)	(5)	(1)	(5)	(3)	(8)		(1)	(1)	(1)				(1)	(36)
	臨時的任用職員																0
	併任職員						(1)										(1)
	兼務職員		(2)		(1)												(3)
	計	(2)	(10)	(5)	(2)	(5)	(4)	(8)	0	(1)	(1)	(1)	0	0	0	(1)	(40)
	9	16	10	4	18	20	10	9	10	9	5	7	4	1	6	138	

- (注) 1 本表は、本庁においては課別に、出先機関等においては課、支所等の別に調製する。
 2 「所在地」「担当区域」の項は支所等のみについて記載し、担当区域が多数ある場合は、その代表地名外何々と記載する。
 3 部局長(本庁)または所長(出先機関等)等は、行政組織規則に定める筆頭課に入れる。
 4 市町等への派遣職員は除くこと。また、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は()内に外書きにより記載する。

- ※1 福祉課の生活保護業務についての担当区域は、森町を含む。
 ※2 一時保護課の所在地は藤枝市内
 ※3 化学検査課、細菌検査課の所在地は藤枝市谷稲葉(環境衛生科学研究所内)
 ※4 化学検査課の担当区域は、全県(静岡市及び浜松市を除く。)
 ※5 細菌検査課、食品衛生監視専門班の担当区域は、中部・西部保健所管内
 ※6 薬事監視機動班の担当区域は、中部・西部保健所管内及び静岡市(葵区・駿河区)、浜松市
 ※7 榛原分庁舎所在地は牧之原市静波、担当区域は牧之原市、吉田町

II 課・班別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 総務課

(1) 管理業務

(目的)

職員が目的意識を持ち、業務の計画的かつ効率的な遂行ができるよう、組織・事務の合理化や所内の体制強化に取り組む。

また、健康で快適に業務に取り組めるよう職員の健康管理や安全管理に努める。

(計画及び実績（成果）)

ア 組織運営

所内各部・課・班の連絡調整及び人事に関する事務を行った。

イ 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等が実施する研修会、講習会等へ積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力の向上に努めている。

ウ 職員の健康管理

毎年度の定期健康診断をはじめ、業務により実施される特別健康診断について受診を勧奨し、職員の健康保持と疾病の早期発見に努め、異常が発見された者には、速やかな受診を促している。

また、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を奨励し、定時退庁日やワーク・ライフ・バランス推進デーの呼びかけにより、時間外勤務の縮減及び職場の健全な環境づくりに努めている。

エ 交通安全対策

平成27年度から所内各部職員で組織する交通安全推進委員会を設け、交通安全対策の企画及び実施に積極的に取り組んでいる。

「交通安全推進委員会の主な取組」

時 期	取 組 内 容
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・ 毎日の交通安全標語・ひとことの掲示・ 所内課長連絡会において交通安全関係の啓発・ 「交通事故発生時対応マニュアル」の配布及び公用車への配備・ 「無事故・無違反コンクール」への参加・ SDOポータルサイト「交通安全研修」の視聴勧奨・ SDOのセンターDBに「交通安全推進関係資料集」を設置。静岡県警察ホームページの事故発生マップのURL表示、所属で発生した交通事故事例集・交通事故要注意地点マップを掲載

令和7年度 (8月31日 現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の交通安全標語・ひとことの掲示 ・啓発効果の高い標語の選定及び全職員へのメール配信(毎週) ・所内課長連絡会において交通安全関係の啓発 ・「交通事故発生時対応マニュアル」の配布及び公用車への配備 ・「無事故・無違反コンクール」への参加 ・SDOポータルサイト「交通安全研修」の視聴勧奨 ・新規採用職員向け運転技能講習会への参加(10月31日(金)開催予定)
------------------------	---

オ 会計・経理事務

会計・経理及び物品の取扱いについては、事業が円滑に推進されるよう、正確、迅速に処理し、効率的な事務執行に努めた。

カ 職員の服務規律の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、毎月の課長連絡会やメール等により、繰り返し意識啓発を行っている。また、コンプライアンスリレー研修や、意見交換会を行い、前向きな「風通しのよい」職場づくりに努めている。

(評価(課題等)及び改善)

定例課長会議を毎月開催し、各課・班の連絡を密にすることで業務に関する共通認識を持ち、必要な協力体制を取るなど、事業の計画的かつ効率的な運営に努めている。

また、行政事務の適正化等の業務執行上の留意事項、服務規律の徹底、綱紀の厳正保持、交通安全事故防止等についても周知・徹底を図っている。

(2) 災害対策業務

(目的)

地震等の災害発生時に、医療、福祉関係において、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを目指す。

(計画及び実績(成果))

訓練名	内 容
令和6年度健康福祉部 訓練	日時：令和6年7月5日 対象及び参加人数：全職員(104名 航空搬送拠点要員10名含む) 内容：部内各班との連携訓練
令和6年度静岡県総合 防災訓練	日時：令和6年8月22日 対象及び参加人数：全職員(135名 航空搬送拠点要員基幹要員7名・ 応援要員14名含む) 内容：本部設営訓練
地震対策オペレーション 2025	日時：令和7年1月17日 対象及び参加人数：全職員(135名 航空搬送拠点要員基幹要員7名・ 応援要員14名含む) 内容：本部設営訓練

令和7年度健康福祉部 訓練	日時：令和7年7月7日 対象及び参加人数：全職員（107名 航空搬送拠点要員9名含む） 内容：部内各班との連携訓練
令和7年度静岡県総合 防災訓練	日時：令和7年8月22日 対象及び参加人数：全職員（112名 航空搬送拠点要員基幹要員9名・ 応援要員0名含む） 内容：本部設営訓練

(評価（課題等）及び改善)

令和2年7月の健康福祉部防災訓練以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、訓練が実施できていなかったが、令和6年度から、全ての訓練が例年どおり実施されており、体制の確認を行うとともに、訓練を通じ明らかになった課題を整理し、災害への対応力の向上に努めている。

(3) 自然災害で被災した者等への支援業務

(目的)

自然災害で被災した者や遺族等に対し、補助金を交付することにより被災者を支援する。災害救助法が適用された場合には、救助の実施主体である県知事からの委任を受けて救助事務を実施した市町長に対し、救助に要した費用について補助金を交付し支援する。

(計画及び実績（成果）)

ア 災害弔慰金等補助金交付申請受理事務

令和6年度、7年度 実績なし

イ 被災者自立生活再建支援補助金申請受理事務

(令和6年度)

申請者実数 1名

市町名	申請件数	申請区分	災害原因等	発災日
川根本町	1件	基礎支援金	台風15号	令和4年9月24日

(令和7年度)

申請者実数 1名

市町名	申請件数	申請区分	災害原因等	発災日
藤枝市	1件	基礎支援金	台風15号	令和4年9月23日
藤枝市	1件	加算支援金	台風15号	令和4年9月23日

ウ 災害救助費繰替支弁金

令和4年台風第15号による災害について、大きな被害のあった市町に対し、国が災害救助法の適用を決めたことから、救助事務を実施した市町に対し救助に要した費用の補助（負担割合：国1/2 県1/2）を行った。

(令和6年度：令和5年度実施分概算交付)

市町名	災害救助に 要した費用	交付決定額 (R6.3.27付け)	概算払額 (R6.4.30支払)
静岡市	195,586,427円	195,586,427円	195,586,427円

(令和6年度：令和6年度実施分概算交付)

市町名	災害救助に 要した費用	交付決定額 (R7.3.26付け)	概算払額 (R7.4.15支払)
静岡市	1,468,016円	1,468,016円	1,468,016円

(評価(課題等)及び改善)

被災した市町に対して財政的な援助を行うことにより、住民の福祉及び生活の安定に資する役割を担っている。

2 福祉課

1 業務概要・目的

家庭や子育てに夢を持ち、安心して生み育てることができる環境を整備し、社会全体で子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会づくりを推進するため、「ふじさんっこ応援プラン」の実現に向け、母子保健事業やひとり親家庭の自立支援等の子育て支援施策を推進する。

障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう「ふじのくに障害者しあわせプラン」の実現に向け、障害者の相談支援や地域移行、精神障害者の医療保護等の施策を推進する。

地域で支え合い健やかに安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現のため、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の実現に向け、健康づくり、介護予防・重症化予防事業等の施策を推進する。

民生委員・児童委員活動の推進等による地域福祉の充実や生活保護法の適正な施行及び保護世帯の自立支援等を図る。

2 事業の成果（実績及び評価）

【地域福祉・長寿政策関係】

（1）市町に対する支援・指導

ア 避難行動要支援者支援の推進

（目的）

市町における災害時要配慮者支援体制の推進を図るため、市町の取組を支援する。

（計画及び実績（成果））

災害対策基本法による避難行動要支援者への支援、個別避難計画策定の促進、市町福祉避難所設置・運営に関する取組の促進を図った。

年度	開催日	区 分	内 容
令和6年度	令和6年 7月30日	前期個別避難計画 市町意見交換会	個別避難計画作成のポイント説明や事例紹介、各市町の取組状況報告 参加者：県・各市町担当者、静岡県立大学短期大学部准教授（助言者）、社協関係者、延べ24人
	令和6年 9月13日 （静岡市） 9月19日 （牧之原市） 令和7年 3月6日 （藤枝市） 3月14日 （焼津市）	個別避難計画等市 町フォローアップ	個別避難計画作成について進捗のゆるやかな市町やフォローアップを希望した市町へ個別訪問を行った。 参加者：県・市町担当者、社協関係担当者（静岡市訪問延べ13人、牧之原市訪問延べ8人、藤枝市訪問延べ8人、焼津市訪問延べ9人）

令和7年度	令和7年 6月17日	前期個別避難計画 市町意見交換会	個別避難計画作成のポイント説明や事例紹介、各市町の取組状況報告 参加者：県・各市町担当者、静岡県立大学短期大学部准教授（助言者）、社協関係者、延べ25人
-------	---------------	---------------------	---

（評価（課題等）及び改善）

福祉避難所の設置を積極的に働きかけるとともに、避難行動要支援者個別避難計画の作成について意見交換を行い、避難行動支援に係る課題の把握・共有が図られた。

社会福祉施設要入所者調

（令和7年8月31日現在）（単位：人）

施設の種類	管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘要
	施設数	定員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保護	救護施設	0	0	9	0		
	小計	0	0	9	0		
児童	福祉型障害児入所施設	1	40	37(27)	*		
	医療型障害児入所施設	0	0	10	*		
	児童心理治療施設	0	0	2	0		
	小計	1	40	49(27)	0		
合計		1	40	58	0		

*特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、契約施設であるため記入を要しない。

*福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、契約施設であるため記入を要しない。

*障害者支援施設は、契約施設であるため記入を要しない。

（2）民生委員・児童委員活動の推進

ア 民生委員・児童委員活動推進事業

（目的）

民生委員の活動費や地区民生委員協議会の活動に要する経費等を助成することにより、民生委員・児童委員活動の推進を図る。

（計画及び実績（成果））

活動に要する経費等を助成することにより、民生委員・児童委員活動の充実が図られ、地域福祉の向上に寄与した。

（評価（課題等）及び改善）

管内市町の民生委員児童委員協議会や市町行政から、県への要望を把握するとともに意見交換を行い、連携の強化を図った。また、それぞれの地域における委員活動推進に関する優れた事例を共有し、管内全体での取組推進に寄与した。

民生委員・児童委員調

(令和7年8月31日現在)

市町別	区分 定数 (人)	現員(人)			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
島田市	193	92	99	191	12.5
焼津市	251	97	150	247	12.3
藤枝市	244	98	140	238	13.5
牧之原市	99	42	56	98	9.2
吉田町	55	32	19	51	9.1
川根本町	38	15	16	31	6.4
計	880	376	480	856	11.9

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和6年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区分	件数	1委員当たり	区分	件数	1委員当たり
在宅福祉	1,634	1.90	高齢者に関する こと	8,881	10.33
介護保険	451	0.52			
健康・保健医療	793	0.92			
子育て・母子保健	130	0.15			
子どもの地域生活	562	0.65	障害者に関する こと	778	0.90
子どもの教育・学校生活	614	0.71			
生活費	302	0.35			
年金・保険	45	0.05	子どもに関する こと	1,782	2.07
仕事	112	0.13			
家族関係	410	0.48	その他	2,523	2.93
住居	240	0.28			
生活環境	906	1.05			
日常的な支援	3,245	3.77			
その他	4,520	5.26	計	13,964	16.24
計(1)	13,964	16.24			

2 その他の活動件数	活動区分	件数	1委員当たり
	調査・実態把握	14,025	16.31
	行事・事業・会議への参加協力	19,770	22.99
	地域福祉活動・自主活動	40,200	46.74
	民児協運営・研修	33,507	38.96
	証明事務	1,574	1.83
	要保護児童の発見の通告・仲介	155	0.18
	計(2)	109,231	127.01

3 相談・支援・調査 のため	区分	件数	1委員当たり
	相談・支援及び活動件数(1)+(2)	123,195	143.25
	前年同期	121,561	141.19
	活動日数	120,762	140.42
	訪問回数	125,758	146.23
	連絡調整回数	67,203	78.14

(3) 地域包括ケアシステムの推進

ア ふじのくに長寿社会安心プランの策定・推進

(目的)

地域で支え合い健やかに安心して最期まで暮らせる長寿社会を築くため、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の圏域計画を策定するとともに市町等と連携し、その推進を図る。

(計画及び実績(成果))

令和6年度からの3年間における長寿者に係る保健、福祉、介護等の総合的計画である「ふじのくに長寿社会安心プラン」の進捗管理を行うとともに、次期圏域計画を策定するために、志太榛原圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議をWEB方式にて開催し、静岡県保健医療計画との整合を図りながら、圏域の課題、意見の集約を行った。

(評価(課題等)及び改善)

志太榛原圏域の令和7年4月1日現在の65歳以上人口は140,781人、高齢化率31.7%で、県平均の30.9%を0.8%上回っており、引き続き高齢者福祉を推進していく必要がある。

イ 志太榛原圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議

(目的)

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護をはじめとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備につなげる。

(計画及び実績(成果))

年度	開催日	協議内容	開催回数
令和6年度	令和7年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域会議の進め方 ・第10次静岡県長寿社会保健福祉計画圏域計画報告 ・社会福祉施設と協力医療機関との連携 ・単身高齢者世帯への対応について意見交換 	1回 (WEB方式)
令和7年度 (令和7年 8月31日現在)	令和7年 9月(予定) (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携について ・介護保険施設等と医療機関との連携(協力医療機関) 	0回 (年度内 2回予定)

構成員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、訪問看護ステーション、理学療法士、地域包括支援センター、介護従事者、社会福祉協議会、市町 28人

(評価(課題等)及び改善)

管内における多職種連携の強化や地域課題等について、医療、介護を始めとする専門職が意見交換を行った。

令和6年度は、令和5年度末に策定された長寿社会保健福祉計画圏域計画について事務局から報告すると共に、単身高齢者世帯への対応についてそれぞれの専門職の立場からの問題点や課題、意見等を共有した。

高 齢 者 数 等 の 調 (令和7年4月1日現在)

区 分 市 町 別		総人口 (人)	高齢者数				老人クラブ		
			60才以上 65才未満 (人)	65才 以上 (人)	計 (人)	総人口に 対する65 才以上の 人口比 (%)	クラブ 数	加入者 数 (人)	加 入 率 (%)
静岡市	令和5年度	680,913	42,003	210,447	252,450	30.9	317	12,104	4.8
	令和6年度	675,61	42,166	210,272	252,438	31.1	272	9,653	3.8
	令和7年度	670,258	42,978	209,435	252,413	31.2	272	9,654	3.8
島田市	令和5年度	96,130	6,000	30,660	36,660	31.9	37	1,257	3.4
	令和6年度	95,218	5,913	30,755	36,668	32.3	32	1,065	2.9
	令和7年度	94,270	5,895	30,644	36,539	32.5	31	1,009	2.8
焼津市	令和5年度	136,623	8,366	41,144	49,510	30.1	20	737	1.5
	令和6年度	135,72	8,345	41,190	49,535	30.3	18	709	1.4
	令和7年度	134,668	8,508	41,122	49,630	30.5	17	670	1.3
藤枝市	令和5年度	141,857	8,626	43,798	52,424	30.9	54	2,019	3.9
	令和6年度	140,365	8,473	44,010	52,483	31.4	49	1,766	3.4
	令和7年度	139,290	8,559	43,987	52,546	31.6	47	1,603	3.1
牧之原市	令和5年度	43,284	3,034	14,236	17,270	32.9	10	307	1.8
	令和6年度	42,758	2,904	14,303	17,207	33.5	9	250	1.5
	令和7年度	41,970	2,812	14,287	17,099	34.0	9	253	1.5
市部計	令和5年度	1,098,807	68,029	340,285	408,314	31.0	438	16,424	4.0
	令和6年度	1,089,676	67,801	340,530	408,331	31.3	380	13,443	3.3
	令和7年度	1,080,456	68,752	339,475	408,227	31.4	376	13,189	3.2
吉田町	令和5年度	29,217	1,794	7,663	9,457	26.2	22	741	7.8
	令和6年度	29,139	1,784	7,732	9,516	26.5	20	637	6.7
	令和7年度	28,844	1,807	7,802	9,609	27.0	19	570	5.9
川根本町	令和5年度	6,030	491	3,093	3,584	51.3	7	276	7.7
	令和6年度	5,806	483	3,007	3,490	51.8	7	247	7.1
	令和7年度	5,637	463	2,939	3,402	52.1	5	156	4.6
郡部計	令和5年度	35,247	2,285	10,756	13,041	30.5	29	1,017	7.8
	令和6年度	34,945	2,267	10,739	13,006	30.7	27	884	6.8
	令和7年度	34,481	2,270	10,741	13,011	31.2	24	726	5.6
合計	令和5年度	1,134,054	70,314	351,041	421,355	31.0	467	17,441	4.1
	令和6年度	1,124,621	70,068	351,269	421,337	31.2	407	14,327	3.4
	令和7年度	1,114,937	71,022	350,216	421,238	31.4	400	13,915	3.3
合計 (静岡市 を除く)	令和5年度	453,141	28,311	140,594	168,905	31.0	150	5,337	3.2
	令和6年度	449,011	27,902	140,997	168,899	31.4	135	4,674	2.8
	令和7年度	444,679	28,044	140,781	168,825	31.7	128	4,261	2.5

(注) 1 総人口及び高齢者数の数値は、各年度4月1日現在の高齢者福祉行政の基礎調査による。

2 老人クラブの数値は、各年度4月1日現在の福祉行政報告例による。

(4) 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

ア 市町地域福祉計画策定の支援

(目的)

静岡県地域福祉支援計画に基づき、管内市町による地域福祉計画の策定及び計画に基づく施策の推進を支援する。

(計画及び実績(成果))

吉田町地域福祉推進委員会にセンター所長が委員として参画し、吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗・評価について協議した。

牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会にセンター所長が委員として参画し、牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況を確認した。

(評価(課題等)及び改善)

行政並びに地域住民及び福祉団体等のそれぞれの立場から地域福祉の課題について議論を行うことにより、地域内の理解を深めることができた。

(5) 自立支援・介護予防の取組促進

ア 地域リハビリテーション強化推進事業

(目的)

脳卒中や骨折等による障害発生時の急性期から回復期・生活期に至る一貫したリハビリテーションや、介護予防の観点から高齢者等のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供するため、保健・医療・福祉等の関係者及びボランティア等の多職種、地域住民との連携強化による地域リハビリテーション支援体制を整備する。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

区分	指定医療機関	事業実績				
		多職種連携 (研修会等) (回数)	リハビリテ ーションの視点 導入(回数)	障害児等高齢者 以外へのリハビリ の推進(回数)	連絡 協議会等 (回数)	リハ専門職 派遣調整 (回数)
広域	甲賀病院	1	0	0	1	0
支援	島田市立総合医療センター	1	0	0	/	/
	藤枝市立総合病院	1	0	0		
	榛原総合病院	1	0	0		
	岡本石井病院	0	0	0		
	聖稜リハビリテーション病院	0	1	15		
	駿河西病院	3	0	1		

(評価(課題等)及び改善)

広域支援センターを中心に、在宅介護技術等に関する研修会や多職種との連携、装具に係る医療職の連携に関する会議等を開催し、リハビリテーション提供体制の強化を図った。

※ 岡本石井病院は多職種連携(研修会等)2件の開催を予定していたが、感染症対応等により、翌年度開催とした。

(6) 戦没者遺族等に対する援護施策の推進

ア 戦没者遺族等援護事業

(目的)

戦没者遺族及び戦傷病者等の援護を図るため、戦没者及び遺族等の慰霊・追悼を行う。

〈慰霊・追悼式の出席状況〉

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (令和7年8月31日現在)
出席した市町数	4	4	3

(評価(課題等)及び改善)

戦没者遺族及び戦傷病者等の援護の推進が図られた。

【こども家庭関係】

(1) ひとり親家庭の自立の促進

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(目的)

母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行う。

(計画及び実績(成果))

貸付及び償還実績

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表(健康福祉部16)

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調(健康福祉部17)

(評価(課題等)及び改善)

修学資金、就学支度資金等の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進した。

イ 母子家庭等自立支援給付金事業

(目的)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、知事が指定する職業能力開発の講座を受講する場合、受講料等を助成する。

(計画及び実績(成果))

単位：件数

区 分	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
自立支援教育訓練給付金	0	0
高等職業訓練促進給付金	1	0

(評価(課題等)及び改善)

雇用保険制度にも同様の趣旨の支援があり、原則、併用はできないことから本事業の利用は少ないが、必要とする母子・父子家庭に確実に情報が届くよう、ホームページや啓発冊子等を利用して本事業の周知を図っていく。

母子福祉資金貸付種別一覧表

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	4年度以前累計額		5年度				6年度				7年度(4月から8月)				合計	
			件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
	件数	貸付額														
事業開始	182	131,144													182	131,144
事業継続	211	79,040													211	79,040
修学	16,079	3,681,819	67	33,395	67	33,395	79	37,858	79	37,858	68	13,536	68	13,536	16,293	3,766,608
技能習得	40	10,861													40	10,861
修業	292	38,877	2	1,356	2	1,356	2	1,356	2	1,356					296	41,589
就職支度	34	2,200													34	2,200
療養	12	885													12	885
生活	34	20,989	2	770	2	770									36	21,759
住宅	386	117,749													386	117,749
転宅	30	5,180									1	72	1	72	31	5,252
就学支度	3,577	530,361	44	17,299	44	17,299	20	7,959	20	7,959	2	820	2	820	3,643	556,439
結婚	2	440													2	440
児童扶養	2	505													2	505
計	20,881	4,620,050	115	52,820	115	52,820	101	47,173	101	47,173	71	14,428	71	14,428	21,168	4,734,471

父子福祉資金貸付種別一覧表

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	4年度以前累計額		5年度				6年度				7年度(4月から8月)				合計	
			件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
	件数	貸付額														
事業開始															0	0
事業継続															0	0
修学	37	18,722	3	2,250	3	2,250	3	1,530	3	1,530	3	955	3	955	46	23,457
技能習得															0	0
修業															0	0
就職支度															0	0
療養															0	0
生活															0	0
住宅															0	0
転宅															0	0
就学支度	15	5,750	3	1,240	3	1,240	1	590	1	590					19	7,580
結婚															0	0
計	52	24,472	6	3,490	6	3,490	4	2,120	4	2,120	3	955	3	955	65	31,037

寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	4年度以前累計額		5年度				6年度				7年度(4月から8月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
事業開始	40	32,150													40	32,150
事業継続	114	46,801													114	46,801
修学	-817	272,971					1	12	1	12	1	59	1	59	819	273,042
技能習得	6	925													6	925
修業	30	4,035													30	4,035
就職支度	2	55													2	55
療養	5	600													5	600
生活	4	2,560													4	2,560
住宅	286	123,990													286	123,990
転宅	0	0													0	0
就学支度	45	6,190													45	6,190
結婚	23	1,330													23	1,330
計	1,372	491,607	0	0	0	0	1	12	1	12	1	59	1	59	1,374	491,678

年度別母子福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度末 未償還額 ①-②-③	償還率				
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ④/(①-③)		
元年度以前分	43,624,594,795		2,985,932,950	2,985,932,950	406,117,411	2,518,879,963	2,924,997,374	59,695,487 (37,151,512)						98.00
2年度分	63,930,419	22,543,975	96,735,431	119,279,406	4,418,372	92,650,095	97,068,467	22,210,939	19.60	95.78	81.38			
3年度分	49,907,395	22,210,939	100,726,669	122,937,608	4,172,972	96,614,504	100,787,476	22,150,132	18.79	95.92	81.98			
4年度分	49,583,900	22,150,132	92,663,161	114,813,293	3,296,679	88,309,281	91,605,960	23,207,333	14.88	95.30	79.79			
5年度分	52,819,935	23,207,333	92,331,649	115,538,982	2,318,956	87,147,508	89,466,464	26,072,518	9.99	94.39	77.43			
6年度分	47,172,576	26,072,518	85,667,828	111,740,346	4,331,954	79,573,948	83,905,902	27,834,444	16.62	92.89	75.09			
合 計	43,888,009,020							1,240,089						
当該年度分 (7年8月現在)	14,427,380		34,981,031	62,815,475	953,164	31,590,944	32,544,108	30,271,367	3.42	90.31	51.81			

() 内は静岡市委譲分

年度別父子福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度末 未償還額 ①-②-③	償還率				
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ④/(①-③)		
元年度以前分	13,485,600		347,018	347,018		347,018	347,018	0						
2年度分	4,688,000	0	464,976	464,976	0	464,976	464,976	0	100.00	100.00	100.00			
3年度分	2,918,000	0	952,868	952,868	0	952,868	952,868	0	100.00	100.00	100.00			
4年度分	2,610,000	0	1,370,864	1,370,864	0	1,345,114	1,345,114	25,750	98.12	98.12	98.12			
5年度分	3,490,000	25,750	1,614,108	1,639,858	0	1,484,431	1,484,431	155,427	91.97	91.97	90.52			
6年度分	2,120,000	155,427	1,783,940	1,939,367	45,652	1,736,190	1,781,842	157,525	97.32	97.32	91.88			
合 計	29,311,600							0						
当該年度分 (7年8月現在)	955,000		825,003	982,528	0	768,132	768,132	0	214,396	93.11	78.18			

年度別寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度未 償還額 ①-②-③	償還率				
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ④/(①-③)		
元年度以前分	485,861,000		447,775,878	447,775,878	78,266,423	362,140,767	440,407,190		7,368,688 (5,744,613)					98.35
2年度分	2,468,738	1,624,075	2,895,994	4,520,069	128,102	2,895,994	3,024,096		1,495,973	7.89	100.00	7.89	100.00	66.90
3年度分	2,512,000	1,495,973	2,262,598	3,758,571	140,000	2,262,598	2,402,598		1,355,973	9.36	100.00	9.36	100.00	63.92
4年度分	400,000	1,355,973	2,011,390	3,367,363	180,000	1,937,526	2,117,526		1,249,837	13.27	96.33	13.27	96.33	62.88
5年度分	0	1,249,837	1,716,439	2,966,276	3,632	1,525,232	1,528,864		1,437,412	0.29	88.86	0.29	88.86	51.54
6年度分	11,800	1,437,412	1,588,542	3,025,954	24,510	1,560,260	1,584,770	0	1,441,184	1.71	98.22	1.71	98.22	52.37
合計	491,253,538													
当該年度分 (7年8月現在)	59,000	1,441,184	633,370	2,074,554	12,255	540,637	552,892		1,521,662	0.85	85.36	0.85	85.36	26.65

() 内は静岡市委議分

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調 (3資金合計)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度未 償還額 ①-②-③	償還率				
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ④/(①-③)		
元年度以前分	44,123,941,395		3,433,708,828	3,433,708,828	484,383,834	2,881,367,748	3,365,751,582		66,717,157 (42,896,125)					98.06
2年度分	71,087,157	24,168,050	100,096,401	124,264,451	4,546,474	96,011,065	100,557,539		23,706,912	18.81	95.92	18.81	95.92	80.92
3年度分	55,337,395	23,706,912	103,942,135	127,649,047	4,312,972	98,829,970	104,142,942		23,506,105	18.19	96.04	18.19	96.04	81.59
4年度分	52,593,900	23,506,105	96,045,415	119,551,520	3,476,679	91,591,921	95,068,600		24,482,920	14.79	95.36	14.79	95.36	79.52
5年度分	56,309,935	24,482,920	95,662,196	120,145,116	2,322,588	90,157,171	92,479,759		27,665,357	9.49	94.25	9.49	94.25	76.97
6年度分	49,304,376	27,665,357	89,040,310	116,705,667	4,402,116	82,870,398	87,272,514		29,433,153	15.91	93.07	15.91	93.07	74.78
合計	44,408,574,158													
当該年度分 (7年8月現在)	15,441,380	29,433,153	36,439,404	65,872,557	965,419	32,899,713	33,865,132		32,007,425	3.28	90.29	3.28	90.29	51.41

(2) 児童虐待・DV防止対策の推進

ア 女性相談（女性支援）事業

(目的)

暴力被害女性及び困難な問題を抱える女性の安全確保及び自立支援のため、DV防止法及び困難女性支援法に基づき、早期発見、相談、指導・援助、一時保護、自立までの総合的支援を行う。

(計画及び実績（成果）)

〈主訴別受付状況〉

(単位：件)

区分		年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
人間関係	夫等	夫の暴力	169	102
		酒乱・薬物中毒	0	0
		離婚問題	1	0
		その他	1	4
	子ども	子どもの暴力	2	6
		養育不能	7	0
		その他	8	3
	親族	親の暴力	8	0
		その他の親族の暴力	0	0
		その他	1	3
	交際相手	交際相手からの暴力	0	0
		同性の交際相手からの暴力	0	0
		その他	0	0
	その他	その他の者の暴力	0	0
		男女問題	0	0
		家庭不和	4	2
その他		3	0	
経済関係	生活困難	3	1	
	借金・サラ金	0	0	
	求職	0	0	
	その他	1	1	
医療関係	病気	2	2	
	精神的問題	24	14	
	妊娠・出産	5	0	
	その他	1	0	
その他	住居問題	2	2	
	帰住先なし	4	0	
	不純異性交遊	0	0	
	売春強要	0	0	
	ヒモ・暴力団関係	0	0	
	売春防止法5条違反	0	0	
	人身売買	0	0	
ストーカー		3	0	
計		249	140	

(評価(課題等)及び改善)

相談者の立場に寄り添って、抱える課題や背景等の内容を相談者とともに整理する等、傾聴と受容を心掛けて相談に応じた。また、具体的な支援が必要と思われる相談者については、相談者の同意を得て適切な関係機関につなぎ、生活状況の改善を図った。

イ 静岡県DV防止中部地域ネットワークの設置

(目的)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からのDV被害について、地域において関係機関が相互に連携して情報を交換し、早期発見、早期対応及び被害者への支援を行うとともに、地域住民へ意識啓発についての協議を行う。

(計画および実績(成果))

年度	開催日	内容
令和6年度	令和6年11月6日	・静岡県の女性支援の現状 ・事例紹介 ・各機関の支援状況等による意見交換
令和7年度	令和7年11月19日 (予定)	・地域の課題協議や支援状況の共有等 ※静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議(中部地域実務者会議)と同時開催

(評価(課題等)及び改善)

各関係機関の取組や支援状況等を情報交換し、連携の在り方や各機関の役割が明確となった。また、地域レベルのネットワーク会議を開催することで、地域における被害者の実態や、地域で活用できる資源を把握し、実際の支援を円滑に進めることにつなげた。

ウ 静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議(中部地域実務者会議)の設置

(目的)

困難な問題を抱える女性について、県や市町の個別ケース検討会議等で挙げられている地域の課題や、各構成機関の役割、責任及び連携の在り方等について協議し、地域の支援の充実を図る。

(計画および実績(成果))

年度	開催日	内容
令和7年度	令和7年8月7日	・支援調整会議の構成 ・中部地域実務者会議の進め方 ・静岡県DV防止中部地域ネットワーク会議との連携
	令和7年11月19日 (予定)	・地域の課題協議や支援状況の共有 ※静岡県DV防止中部地域ネットワーク会議と同時開催

(評価(課題等)及び改善)

静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議(中部地域実務者会議)を新たに設置し、1回目は会議の趣旨等を説明した。2回目は、地域の課題協議を主題に、近接分野の「静岡県DV防止中部地域ネットワーク会議」と同時開催することで、関係機関相互の連携を強化し、多様な視点による支援を推進していく。

エ 母子保護の実施

(目的)

保護が必要な母子家庭の母とその子を入所させて、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所後の相談その他の援助を行う。

(計画及び実績(成果))

〈保護措置の状況〉

施設名	令和6年度		令和7年度(8月31日現在)	
	世帯	人	世帯	人
母子生活支援施設	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(評価(課題等)及び改善)

入所保護に至らない場合も、配偶者等から危害を受けている母と子については、心身の安全・安心の確保に留意し、多機関の連携による生活支援や自立に向けた支援を実施した。

オ 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

(目的)

地域に密着した母子保健活動を行う保健師や産科医療機関職員等が虐待発生のハイリスク要因を見逃さないために虐待予防の視点や援助技術を高め、地域における虐待予防対策の充実を図る。

(計画及び実績(成果))

(7) 母子事例検討会

年度	開催日	内容
令和6年度	令和6年11月25日	講義:「ケースからまなび、考え、ともに創る—困難事例の支援方法～支援されたくない?支援対象者をどう支援するか～」 講師 臨床心理士 香野 明子氏 グループワーク:事例検討、意見交換 (参加者20人)

(イ) 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

年度	開催日	内 容
令和 6 年度	令和7年2月3日	情報交換：パパママ教室の実施について、医療機関及び市町の妊産婦及び母子支援に関わる業務について等 グループワーク：事例を基に意見交換 講義：「社会的ハイリスク妊産婦に対する多職種連携を通じた切れ目ない支援」 講師 静岡県立大学看護学部看護学科 助教 大和田 裕美氏 (参加者 46人)

(評価（課題等）及び改善)

市町及び医療機関職員が関わる支援が必要な妊産婦及び母子について、事例を通じて意見交換することで支援の方向性を共有し、講義内容を取り入れながら連携の在り方を検討した。今後も会議や事例検討会を通じ、関係機関の連携を促進するとともに、地域課題を共有し、所属機関及び地域における取り組みについて考える場とする。

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

ア 不妊治療費（先進医療）助成事業

(目 的)

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険診療との併用が認められている先進医療に要する費用の一部を助成する。

(計画及び実績（成果）)

区 分	令和6年度	令和7年度(8月31日現在)
不妊治療費（先進医療）助成件数	238件	107件

(評価（課題等）及び改善)

令和4年4月から、人工授精等の一般不妊治療、体外受精・顕微授精等の生殖補助医療が保険適用となったが、高度な医療技術を用いた治療法のうち、有効性・安全性を一定基準満たすものの、まだ保険適用の対象となっていない先進医療にかかる費用は自己負担となっている。このため、令和6年度から本事業を開始し、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図った。

イ 不育症検査費用助成事業

(目 的)

不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え、先進医療として実施される検査に要する費用の一部を助成する。

(計画及び実績（成果）)

区 分	令和6年度	令和7年度(8月31日現在)
不育症検査費用助成件数	0件	0件

(評価（課題等）及び改善)

本事業は令和4年3月15日に施行されたが、助成対象となる検査が、令和4年4月1日から保険適用されたことが影響し、申請は無かった。また、新たに令和4年12月1日か

ら先進医療と位置づけられた検査が助成対象となったが、静岡県内で当該先進医療の実施医療機関として届け出ている医療機関も無く、以降、助成実績は無い。

ウ 乳幼児発達相談指導事業

(目的)

心身の発達が正常範囲にない児または出生等の状況から精神発達面又は運動発達面において課題があるおそれがある児等に医師等による相談指導を行い、その児の健全な発達を促進する。

(計画及び実績(成果))

年度	実施回数	実人員(人)	延べ人員(人)	受診結果(人)			
				異常なし	異常あり		
					経過観察	要精密要医療	要入所
令和6年度	1	1	1	0	1	0	0
令和7年度 (8月31日現在)	0	0	0	0	0	0	0

(評価(課題等)及び改善)

各市町で心理士を採用する等、令和4年度から管内全市町で心理相談の実施を開始したことにより、本事業の利用者は減少している。しかし地域による資源の差があり、市町独自で医師等への相談の機会を設けることが難しいため、引き続き本事業を実施し、市町の母子保健事業において把握した発達について支援が必要な児及びその保護者に対して、医師、心理判定員、保健師が日常生活等に関して支援・助言を行う体制を整える。

エ 生涯を通じた女性の健康支援事業

(目的)

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、生活に密着した身近な機関において、健康教室等を実施し、気軽に相談することのできる体制を確立する。

(実績)

年度	開催日	区分	内容
令和6年度	令和6年 11月8日 12月5日 12月6日 12月9日 令和7年 1月24日 2月28日 3月6日	講話	(内容) 講話 テーマ:「焼津市立中学校思春期講座」 講師:中部健康福祉センター 職員 (参加者) 焼津市立大井川中学校2年生 177名 焼津市立大富中学校2年生 222名 焼津市立和田中学校2年生 39名 焼津市立東益津中学校2年生 58名 焼津市立小川中学校2年生(特別支援学級生徒を含む) 109名 焼津市立豊田中学校2年生 145名 焼津市立大村中学校2年生 134名
	令和6年 11月21日	講話	(内容) 講話 テーマ:「たいせつなこころとからだ」 講師:中部健康福祉センター 職員 (参加者) 焼津市立大井川中学校(特別支援学級生徒) 1~3年生 14名
	令和7年 1月30日	講話	(内容) 講話 テーマ:「知っておいて欲しい性のこと」 講師:中部健康福祉センター 職員 (参加者) 静岡県立藤枝特別支援学校高等部3年生 16名

(評価(課題等)及び改善)

中学校から高等学校の生徒を対象に思春期の体や心の変化を知り、妊娠・出産に関わる正しい知識を持ってもらうとともに、ストレスに対するセルフケア行動や静岡県内の各種相談窓口について伝えることができた。今後は、各学校が独自に性教育を展開できるような体制づくりを目指し、支援を行っていく。

オ 母子保健関係職員等支援事業

(目的)

自治体職員を中心とした母子保健関係者に対して母子保健に関する研修等を実施するとともに、市町が実施する母子保健関係事業に対して広域的・専門的な観点から支援を行うことにより、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 母子保健業務連絡会

年度	開催日	内 容
令和6年度	令和6年 9月9日	報告：「焼津市子ども家庭センターの取り組みについて」 報告者 焼津市子ども未来部子ども相談課 統括支援員 浦崎 有美氏 報告：「藤枝市子ども家庭センター（体制・主な業務）について」 報告者 藤枝市子ども未来応援局子ども・若者支援課 統括支援員 増田 治美氏 情報交換：産後ケア事業等について（参加者23人）
令和6年度	令和7年 3月12日	講義：「子どもも保護者も大変なケースの支援」 「隙間時間でできるケースカンファレンスの体験」 講師 常葉大学短期大学部保育科 講師 馬飼野 陽美氏 グループワーク：事例検討、意見交換（参加者28人）

(イ) 市町事業支援

年度	時期	内 容	実施回数
令和6年度	5月～6月	市町ヒアリング（管内6市町） <内容> 母子保健事業の取組状況や地域の課題、 問題点を把握。	6
令和7年度 (8月31日現在)	5月～6月	市町ヒアリング（管内6市町） <内容> 母子保健事業の取組状況や地域の課題、 問題点を把握。	6

(評価 (課題等) 及び改善)

市町が現在、課題と捉えている内容を取り上げ、情報共有・情報交換や講義等を実施し、各市町が実施する事業や妊産婦及び母子への支援の質の向上を図った。今後も市町ヒアリングや市町事業への参加を基に、管内市町における母子保健事業に関する課題を抽出し、母子保健の動向に沿った事業を実施していく。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

(目 的)

小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

(計画及び実績 (成果))

(小児慢性特定疾病医療費助成状況)

(令和7年8月31日現在) (単位: 件)

年度	疾患 市町	1 悪性 新生物	2 慢性 腎疾患	3 慢性 呼吸器 疾患	4 慢性 心疾患	5 内分 泌疾患	6 膠原 病	7 糖尿 病	8 先天 性代謝 異常	9 血液 疾患	10 免疫 疾患	11 神経 ・筋 疾患	12 慢性 消化 器疾患	13 染色体 又は遺 伝子変 化	14 皮膚 疾患群	15 骨系 統疾患	16 脈管 系統 疾患	合計
令和 6 年度	島田市	13	2	1	17	13	1	3	2	1	0	8	7	2	1	2	0	73
	焼津市	8	2	1	16	12	2	9	3	3	0	8	7	0	1	0	0	72
	藤枝市	21	5	3	24	19	5	7	6	3	1	10	11	3	0	3	1	122
	牧之原市	6	3	1	3	5	0	2	1	1	1	2	3	1	0	1	0	30
	吉田町	1	0	1	5	3	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	14
	川根本町	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	合計	49	12	7	65	52	9	22	14	8	2	29	29	6	2	6	1	313
令和 7 年度	島田市	12	0	1	15	11	1	3	2	1	0	5	6	1	0	2	0	60
	焼津市	8	2	0	15	16	2	7	3	3	0	8	6	0	1	0	0	71
	藤枝市	19	4	4	23	22	4	6	7	4	1	9	10	5	0	3	0	121
	牧之原市	5	4	1	3	4	2	2	2	1	1	3	2	1	0	1	0	32
	吉田町	1	0	2	4	3	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	16
	川根本町	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	合計	45	10	8	60	56	11	19	15	10	2	26	25	8	1	6	0	303

(評価 (課題等) 及び改善)

病気療養を長期にわたり必要とする児童の健全な育成を図るとともに、医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減した。

【障害福祉関係】

県は、本県の障害者施策を総合的に推進していくため、静岡県における障害者施策の基本的方向性を示す「障害者計画」と、その方向性に沿った施策目標を実現するための実施計画である「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定し、これらを「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称している。

現在は、令和4年3月に策定した第5次障害者計画（計画期間：令和4年度から令和7年度）と令和6年3月に策定した第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（計画期間：令和6年度から令和8年度）に基づき、障害福祉施策を推進している。

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

ア 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

(ア) 手話通訳者設置事業

(目的)

聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者により、市町における手話通訳者の養成及び手話通訳者の派遣調整を行うとともに、聴覚障害者と援護の実施機関等との円滑なコミュニケーションを支援する。

(計画及び実績 (成果))

年 度	県手話通訳者認定人数	派遣調整人数	派遣時間
令和6年度	88人	336人 (県派遣73人)	906時間 55分 (県派遣 228時間 20分)
令和7年度 (8月31日現在)	97人	158人 (県派遣11人)	451時間 40分 (県派遣 26時間 35分)

(評価 (課題等) 及び改善)

令和6年度は、特に行政や企業の新入社員やその他の研修等が非常に多かったことから、聞こえない方の自立と社会参加が促進された。県派遣では令和5年度に引き続き、裁判関係が多く、それに関連しての学習会の派遣依頼も多かった。

(2) 精神保健福祉対策

ア 精神障害者医療保護対策

精神障害者の医療保護は、精神保健福祉法に基づいて行われている。

中でも、自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者等は、警察等関係機関からの通報等に基づき、措置入院等による医療及び保護を行っている。

夜間・休日の通報体制については、賀茂地区を除く県保健所管轄地区を東部班と中西部班に集約し、中西部班は2保健所（中部、西部）が当番制で対応している。なお、中西部班では藤枝総合庁舎に警察からの通報受理及び移送のための運転を行う会計年度任用職員が常駐している。

(ア) 通報及び保護申請等による措置

(目 的)

警察官や検察官等からの通報及び家族等からの保護申請に対して、保健所職員が調査を行い、精神保健指定医による診察の実施等をした上で、医療及び保護のための入院等必要な措置を行う。

(計画及び実績 (成果))

精神保健福祉法に基づく通報及び保護申請状況

(件)

年 度	区分※	件数	措置診 察不要	診察を受けた者			
				緊急措 置診察 のみ	措置診察を受けた者		
					措置入院	措置以外 の入院	入院以外 の処遇
令和6年度	通報	95	68	5	21	1	0
	申請	1	1	0	0	0	0
	計	96	69	5	21	1	0
令和7年度 (8月31日現在)	通報	40	31	0	3	4	2
	申請	1	1	0	0	0	0
	計	41	32	0	3	4	2

※ 区分の通報は法23条から26条、申請は法22条によるもの。

(評価 (課題等) 及び改善)

精神保健福祉法に基づく警察官通報等の緊急対応が必要な精神障害者に対し、警察や医療機関等との連携により、適時かつ安全に医療保護することができた。

(イ) 精神障害者の入院状況

各精神科病院の入院患者について市町及び入院形態別（措置入院、医療保護入院）について把握し、医療機関や市町、相談支援事業所等の関係機関の連携により、精神障害者への退院に向けた支援を行い、社会復帰の促進を図っている。

管内 2 病院の入院形態別市町別入院患者数 (令和 7 年 8 月 31 日現在)

市 町	令和 6 年 8 月 31 日現在			令和 7 年 8 月 31 日現在		
	措置入院	医療保護入院	計	措置入院	医療保護入院	計
島田市	3	28	31	0	31	31
焼津市	2	43	45	0	35	35
藤枝市	1	52	53	0	64	64
牧之原市	1	12	13	1	19	20
吉田町	0	11	11	0	6	6
川根本町	0	0	0	0	0	0
住所不定/管外	0	18	18	0	16	16
合 計	7	164	171	1	171	172

※ 管内 2 病院：焼津病院・藤枝駿府

(ウ) 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

(目 的)

精神障害者の迅速かつ適切な医療及び保護を図るため、精神保健指定医の派遣及び指定病院の入院受け入れを輪番で確保する事務委託事業を行っている。

(計画及び実績 (成果))

(令和 6 年度)

区 分	単価 (円)	医療機関数	延べ日数	金 額 (円)
精神保健指定医派遣待機	1,000/日	13	494	494,000
指定病院の入院受入確保	2,000/日	3	293	586,000

(評価 (課題等) 及び改善)

精神保健指定医及び指定病院を輪番で確保することで、自傷他害のおそれのある精神障害者が医療につながり、措置診察や医療保護入院を迅速に行うことができた。

精神保健指定医の派遣については、志太榛原圏域の協力医療機関が少ないため、令和 5 年度から静岡市内の医療機関の協力も得られるよう、静岡市と輪番事業を共有することにした。また、今後も静岡市内の輪番病院ではない医療機関に同行し、事業の趣旨を説明していくことを検討した。

イ 精神保健福祉総合相談

(目 的)

住民からの精神保健福祉に関する相談や、精神障害等の早期発見、早期治療、再発防止、社会復帰を促進するため、専門の医師等による相談及び精神保健福祉士、保健師等による訪問指導を行っている。

(計画及び実績 (成果))

(令和 6 年度)

区分 内容	相 談						訪問指導	
	定期相談		定期外相談		計		実人員	延人員
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
一般(下記以外のもの)	19	21	289	496	308	517	155	211
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0	0
老人	2	2	10	29	12	31	1	1
アルコール	1	1	13	21	14	22	0	0
ひきこもり	0	0	8	14	8	14	3	5
計	22	24	320	560	342	584	159	217

(令和7年8月31日現在)

区分 内容	相 談						訪問指導	
	定期相談		定期外相談		計		実人員	延人員
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
一般(下記以外のもの)	4	4	144	237	148	241	50	82
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0	0
老人	0	0	1	1	1	1	0	0
アルコール	0	0	1	1	1	1	0	0
ひきこもり	0	0	1	2	1	2	1	1
計	4	4	147	241	151	245	51	83

(評価(課題等)及び改善)

相談及び訪問指導により、精神疾患の早期受診や早期治療、適切な支援機関につなげることができ、また、継続的に関わることで再発防止や社会復帰を促進することができた。市町など関係機関からの紹介により相談を利用するケースもあった。今後も市町広報のほか管内の関係機関に周知することにより相談者の利用を促し、必要な支援がなされるよう関係機関との一層の連携に努める。

ウ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

(ア) 精神障害者地域移行支援事業

(目的)

精神障害のある方の地域移行・地域定着を推進し、“精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築”を目指すため、志太榛原圏域の当事者・保健・福祉・行政等関係機関による課題に応じた一体的な取組を行い、市町自立支援協議会等では解決できない広域的な課題を、協議、検討し、関係機関等による連携した支援体制を構築する。

(計画及び実績 (成果))

志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着支援」専門部会の運営

(令和6年度)

	全体会議	事務局会議	ワーキング・プロジェクト		
			ピア	すまい選択	病院内研修
回数	3	5	3	3	2
延人員	81	36	46	38	62

(令和7年8月31日現在)

	全体会議	事務局会議	ワーキング・プロジェクト		
			ピア	普及啓発	病院内研修
回数	1	2	1	1	0
延人員	23	14	11	9	0

(評価 (課題等) 及び改善)

長年の課題である住まいの確保について、ワーキングで議論してきたが、地域で住み続けるためには個人の努力やサービスの有無、支援体制だけでなく地域の理解が必要不可欠であることからワーキング名を「普及啓発」とした。

地域自立支援推進会議専門部会において、ピアサポート活動の普及啓発や精神障害者の住宅確保等の課題について協議検討した。なお、各課題に対する取組については、ワーキング・プロジェクトチームを設置し、その対応策の検討を行った。また、各市町が抱える広域的課題を円滑に吸い上げるため、各市町協議会との連携を強化している。

(イ) 医療と福祉の連携体制構築に関する意見交換会

(目的)

地域移行・地域定着支援において、医療と福祉の連携が必要なことから関係機関との意見交換を行う。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

日時・会場	内容	参加者	参加機関
令和7年3月5日 藤枝駿府病院	・動画視聴 地域移行の好事例 ・意見交換 テーマ:「それぞれの専門職から考える円滑な地域移行について」	14人	・藤枝駿府病院 (看護部長、看護師長、作業療法士) ・専門部会 (部会長、ワーキングリーダー、ピア) ・事務局

(評価 (課題等) 及び改善)

3年目となる意見交換会は、病院スタッフが地域移行をイメージしやすいように、実際に病院で入院していた患者の地域移行の好事例を撮影した動画を約10分程度視聴した後で、テーマに沿って意見を出し合い、意見交換を実施した。病院スタッフの中には直接地域移行支援に関わらない者もいるため、入院時だけの様子の印象しかなく、地域で生活し

ている患者の実際の様子を見ることで院内での関わり方について考える機会となった。

(ウ) ピアサポート基礎研修、精神障害者ピアサポーターフォローアップ研修

(目的)

ピアサポーターが仲間活動や社会活動における基礎知識及び応用力を習得する。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

日時	研修名	対象者	参加人数 ()内当事者
令和6年 12月18日	ピアサポート きほんの「き」、 「ほ」研修	①精神科に通院中の静岡県に住所を有する者 ②志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着支援専門部会」構成委員 ③ピアサポート活動に関心のある静岡県内の医療機関、行政、相談支援事業所等の職員 ④既に静岡県精神障害者ピアサポーター養成研修(基礎・実践)を受講した者	38人 (15人)

(評価(課題等)及び改善)

ピアサポート活動に必要な基礎知識や応用力を身につけることを伝えることができた。参加者向けに実施したアンケートの回収率は89.5%(34/38)だった。アンケートで得られた主な意見として、「研修の内容はとても濃く有意義な時間だった。」「大変勉強になり、刺激と気づきを得た。」と学びが深まったことが分かった。一方で、「もっと年に数回の開催にしてほしい。」「講義の際、テキストのページが現在どこを指しているか分かりにくい。」等の改善が求められた意見が聞かれたため、参加者の意見を取り入れて、研修内容を考えていく必要がある。

(エ) ピア交流会・同窓会

(目的)

精神障害者同士の悩みや、同じ経験を共有することで、他の障害者とのつながりや、孤立感を軽減することができる。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

日時	回数	参加人数 ()内当事者	
令和7年2月26日	1	交流会	46人(35人)
		同窓会	15人(12人)

(評価(課題等)及び改善)

交流会では、当事者同士が集まれる場を創出することで、当事者間のつながりや、当事者活動(ピア活動)の促進を図ることができた。ピアスタッフとピアサポーター(ウ)ピアサポート基礎研修、精神障害者ピアサポーターフォローアップ研修修了者)のダブルファ

シリテーターによるグループワークを行うことで円滑に運営することができた。

参加者から、交流会の複数開催を望む声があったため、実施方法や圏域以外の交流会の周知方法について改めて検討する。

(オ) 病院内研修会

(目的)

長期入院者に対して地域での生活をする患者自身が想像できること。病院スタッフは退院支援の一助となれるよう、支援の流れ等を学ぶ機会とする。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

日時	場所	回数	予定参加人数 () 内当事者
令和6年11月20日	藤枝駿府病院	1	31人 (16名)
令和6年12月4日	焼津病院	1	31名 (16名)

(評価 (課題等) 及び改善)

長期入院者に対して、入院から退院後の体験談を説明することで、「回復できる希望」を伝え、入院者の地域生活を送る意欲や自尊心を高める効果を得ることができた。

また、病院スタッフは、退院後の地域生活を送る患者の支援体制について理解することができた。

さらに、入院患者の気持ちやニーズを理解し、支援を提供するためのきっかけとなった。今後も継続していくことで、地域での生活を支援していくための課題抽出に努める。

(カ) 家族会との意見交換会

(目的)

志太榛原圏域内における自立支援推進会議を設置し広域的課題への取組を検討するに当たり、地域の現状と課題について、家族会と情報共有を図るために意見交換を実施する。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

日時	内容	参加者	参加機関
令和7年2月14日	①家族会の活動報告 ②志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着専門部会」の活動報告 ③地域生活支援推進事業説明 ④意見交換会	14人	志太榛原地域家族会 (焼津心愛会、藤枝心愛会、みどり会 (牧之原市)、ひまわり (吉田町) の4団体) 志太榛原地域自立支援推進会議地域移行・地域定着支援専門部会 (部会長、各ワーキングリーダー、部会構成員 (市町地域移行部会長、事務局))

(評価 (課題等) 及び改善)

家族が直面するストレスや負担を軽減するための対策を講じることで、患者本人の回復に

も好影響を与え、社会全体の福祉向上に寄与することが期待できる。

また、家族会の取組や抱えている課題について、知ることができた。地域で生活している精神障害者を支える家族会と連携することで、家族会が抱える課題に対し、支援の質を向上させるための具体的なニーズを理解でき、適切なサポートや政策提言が可能となる。

今後は家族会が主体的に動けるよう国の動向等も踏まえ情報提供していく。

(キ) 措置入院適正運営協議会中部保健所部会

(目的)

措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な連携を図る。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

開催年月日	主なテーマ	出席者
令和7年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 本県の精神科救急医療対策事業 中部保健所の通報対応と措置入院退院後の支援状況 措置診察が必要と判断した認知症の事例紹介及び意見交換 	志太榛原圏域精神科救急医療施設の委員(院長等)、各警察署生活安全課係長等、各市町障害福祉課代表等、県障害福祉課、保健所 合計24人

(評価(課題等)及び改善)

平成30年3月に、厚生労働省から「措置入院の運用に関するガイドライン」が示されており、今回、認知症の事例を通じて、認知症患者の通報対応や措置のあり方について関係機関と情報共有ができた。

(ク) 措置入院者退院後支援事業

(目的)

措置入院者のうち退院後の医療等の支援を行う必要があると認めたと者を対象に本人の意向を十分踏まえた退院後支援計画を作成し、関係者と連携・協力しながら、地域でその人らしく生活ができるよう、支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

措置入院者退院後支援の実施状況

(人)

	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
①退院後支援の対象とするか保健所で検討した者	23 (6)	5 (4)
②①のうち保健所長が必要と認めた者	7 (4)	4 (3)
③②のうち対象者が同意した者	7 (4)	4 (3)
④③のうち退院計画に基づく支援を開始した者	2 (0)	2 (2)
⑤④のうち退院計画に基づく支援を終了した者	2 (0)	2 (0)

※ () 内 前年からの内数

(評価(課題等)及び改善)

対象者のニーズに応じた包括的支援が提供できるよう措置入院中から面談を実施し、関係機関と連携、協力しケア会議等を通じ、退院後支援体制の整備を図った。また、対象者が退院後支援計画に同意しない場合は、これまでと同様に法第47条に基づく相談支援対象

者として、必要に応じ、医療機関を中心に関係機関と連携を図りながら、地域でそのらしい生活を送れるよう支援を行った。

(4) 自殺対策の推進

ア 自殺対策事業

- ①早期支援につなげる人材の養成、資質の向上
- ②若年層に重点を置いた自殺対策の推進
- ③多様な主体との連携による自殺対策の推進

(目的)

社会全体で自殺を減らす取組みを推進するため、市町等と連携を図りながら自殺予防の普及啓発やゲートキーパーの養成を行う。

(計画及び実績 (成果))

年度	開催日	内 容	参加人数
令和6年度	8月13日	自殺対策市町担当者連絡会	17人
	5月～ 令和7年3月	市町自殺対策推進協議会等への出席 8/8、2/5 島田市、8/30、3/5 藤枝市、 7/22、2/20 牧之原市	—
	4月～5月	「静岡県うちあけダイヤル啓発事業」に関する市との連携 4/25 島田市校長会理事会、4/4 焼津市・牧之原市・藤枝市教育委員会、8/13 川根本町福祉課へ事業説明、講話実施依頼	—
	6月～ 令和7年3月	中学校「静岡県うちあけダイヤル啓発・SOS出し方講話」実施 島田市(6)、焼津市(5)、藤枝市(4) 牧之原市(1)、吉田町(1)、川根本町(2) 計19校	3,812人
	9月～ 令和7年3月	ふじのくにゲートキーパー養成研修 9/9 島田市立看護専門学校、2/19 島田土木事務所	55人
令和7年度 (8月末 現在)	5月～	市町自殺対策推進協議会等への出席 8/27 島田市、7/31 牧之原市	—
	9月～	ふじのくにゲートキーパー養成研修 9/26 島田市立看護専門学校(予定)	48人 (予定)
	9月	牧之原市と共同で自殺予防対策キャンペーンを実施予定 9/10, 9/11, 9/16 牧之原市内	

(評価(課題等)及び改善)

当センターでは、令和3年度から若年層自殺対策強化として島田市内中学生に「静岡県うちあけダイヤル」の啓発とSOSの出し方に関する講話を実施し、令和5年度から管内全市町の中学生を対象とした事業実施体制とした。自殺対策基本法の一部を改正する法律により、こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務が追加されることとなり、現在、国の指針が待たれているところである。しかしこども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策が規定されることから、公立小中学校が多い当管内において、今後は市町が主体となり、啓発活動をしていくことがより具体的に活動できるものと考えられる。よって、当センターは管内市町の後方支援として活動していく方向に移行していくことから自殺対策市町担当者会議

を実施して管内の市町の一層の事業連携強化を図っていく。

イ 高次脳機能障害者支援対策

外傷性脳損傷等から、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等の後遺症を呈するいわゆる高次脳機能障害は、外見からその障害の状況が認識しにくいことから、障害に対する社会的認知度が低く、従来の障害の概念に当てはまらない者もいる。このため、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間となり、必要な医療、福祉等のサービスが十分に提供されていない場合がある。

また、本人にその自覚がない場合もあり、家族や支援者は障害の理解や当事者への適切な対応に困難を感じることも多いことから、高次脳機能障害者への支援の充実を図る。

(ア) 高次脳機能障害医療等総合相談事業

(目的)

リハビリテーション専門医や作業療法士、医療ソーシャルワーカー、家族会等による相談会を実施し、疾病の理解やリハビリテーション、福祉制度、家族の関わり方等に関する相談に対し、助言を行う。

(計画及び実績(成果))

年度	回数	実人員	延べ人員
令和6年度	4回	6人	8人
令和7年度 (8月31日現在)	2回	2人	2人

(評価(課題等)及び改善)

相談経路は医療機関からの紹介や、市町広報誌及びホームページからの問い合わせだった。相談対象者の年齢は30代～80代以上と幅広く、ほとんどの原因は脳血管疾患であった。

相談内容としては、問題行動の改善方法が最も多く、他にも福祉制度の利用、医療について、リハビリテーションについての相談だった。

相談員からは、生活面や医療、リハビリでできること等の助言が中心となった。相談会終了後、相談者は医療機関や家族会、支援拠点など必要な支援先につながる事ができた。

令和7年度も前年度と同程度の相談会を計画しており、支援拠点機関やチラシの掲示依頼をした医療機関等と連携しながら、相談会の周知方法を検討する。

(イ) 高次脳機能障害支援従事者基礎研修

(目的)

高次脳機能障害者に関わる支援従事者が、高次脳機能障害やその対応についての基礎知識を学び、事例検討を通して当事者や家族についての理解を深めるための研修会を開催することにより、支援の質の向上、支援従事者間でのネットワーク作りの強化を図る。

(計画及び実績 (成果))

令和6年度は、管内の病院、相談支援事業所、ハローワーク、地域包括支援センター、市町等を対象に、初任者向けである「講話を中心とした基礎研修」と実務者向けである「事例を通じた勉強会」を実施した。令和5年度に引き続き、研修内容を分けたことで、参加者の経験に応じた研修受講を可能にした。

基礎研修会では、障害の基礎知識や支援方法、検査の説明、家族会の活動、支援拠点機関の周知等ができ、事例を通じた勉強会では、患者・家族支援をする実務者を中心に、事例を通して、実際の支援について考える機会を作ることができた。

(令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加人数
令和6年 10月30日 藤枝総合庁舎	1 講 義「高次脳機能障害の基礎知識」 講 師 城西クリニック副院長 医師 杉山育子 氏 2 講 義「症状と神経心理検査の説明」 講 師 藤枝市立総合病院リハビリテーション科 係長 作業療法士 清水裕子 氏 3 講 話 活動報告 (1)「家族からの体験談と家族会の活動について」 講 師 NPO法人高次脳機能障害者]サポートネットしずおか 理事長 滝川八千代 氏 (2)「支援拠点機関としての活動報告」 講 師 志太榛原圏域支援拠点機関コーディネーター 株式会社T-OHANA 就労継続支援B型事業所 ポノワークセンター 代表取締役社長 砂川弓美 氏 (3)「フローチャート・リーフレットの紹介」 講 師 静岡市支援拠点機関コーディネーター サポートセンターコンパス北斗 石田孝祐 氏 4 感想の共有、質疑応答及び講師からの講評	42人
令和6年 11月29日 藤枝総合庁舎	事例を通じた勉強会 1 事例の共有 藤枝市立総合病院 リハビリテーション科 係長 作業療法士 清水裕子 氏 2 グループワーク及び発表 3 まとめ(事例のその後) 藤枝市立総合病院リハビリテーション科医師 塚本穂波 氏 4 講評 アドバイザー ・高次脳機能障害サポートネットしずおか 滝川八千代 氏 ・株式会社T-OHANA 就労継続支援B型事業所 ポノワークセンター 代表取締役社長 砂川弓美 氏 ・特定非営利活動法人 静岡福祉総合支援の会 空と大地と 障害者・生活支援センターぼらんちセンター長 夏目芳行 氏 5 静岡障害者職業センター紹介(事例を交えて) 静岡障害者職業センター 一井 仁志 氏	34人

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度は、令和5年度に引き続き、研修会を初任者向けの基礎研修と実務者向けの事例を通じた勉強会の2回に分けて実施し、好評であった。医療機関の参加者が多かったため、今後は地域支援者の参加を増やせるよう、市町の協力を得ながら、研修への参加を呼びかけていく。また、参加者からは就労支援についての関心の高さがうかがえたため、静岡障害者職業センターに協力を依頼し、就労分野をテーマに含めた研修の開催を予定。

ウ ひきこもり支援対策

ひきこもり*状態にある人（以下「当事者」という。）を適切な医療、福祉などの支援につなげ、社会復帰を促進するため、平成25年度に「静岡県ひきこもり支援センター」を開設した。当センターでは、家族教室等を通して、当事者や家族等に対する支援を実施している。また、より身近な基礎自治体におけるひきこもり相談支援体制の構築のため、管内市町に対する助言や相談対応等、後方支援を実施している。

※ 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）（厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」）

(ア) ひきこもり個別相談事業

(目的)

ひきこもりの問題解決のために、家族、当事者及び支援者の相談を受け、各家庭の環境や当事者の特徴を考慮した対処方法を共に考える。

(実績)

定期外相談（個別）

年度	実件数	延件数	相談内訳（延件数）			
			電話相談	来所相談	訪問相談	その他
令和6年度	38件	163件	16件	142件	5件	0件

(評価・改善)

ひきこもり支援については、令和6年度まで県ひきこもり支援センターが中心となり実施していたが、住民により身近な市町で主に支援を行っていくことが求められている。個別相談については、令和7年度から市町が主体となり、当所は市町におけるひきこもり相談支援体制の構築のため、後方支援を実施している。

(イ) ひきこもり家族教室

(目的)

ひきこもり者を抱える家族に対し、問題対応能力向上のための学習を支援し、家族同士の交流を図るための場を設ける。

(計画及び実績（成果）)

年度	開催回数	実人員	延人員
令和6年度	3回	23人	42人

(評価（課題等）及び改善)

例年、家族教室は年数回実施しており、ひきこもりの基礎知識習得の機会や、グループワークで参加者が悩み等を共有し、ひきこもりへの理解を深める場となっている。ひきこもりは長期化するケースも多く、参加者の中には、15年以上ひきこもっている人の家族もいる。毎年参加する家族も多いため、講義だけではなく、元当事者、元当事者の家族を招き、参加者と交流する時間を設ける等、内容の工夫をしている。

(ウ) 中部地区ひきこもり支援担当者連絡会

(目 的)

ひきこもり支援はこれまで、県ひきこもり支援センターが中心となり実施していたが、住民により身近な市町で主に支援を行っていくことが求められている。

厚生労働省からも、市町のひきこもり支援について、様々な分野の担当部局が連携して包括的に支援を実施する体制を構築するよう要請が出ている。

市町におけるひきこもり支援状況を把握し、市町のひきこもり支援を促進することを目的とする。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

開催年月日	内容	参加機関(者)・数
令和7年1月21日	県及び管内市町のひきこもり支援体制について活動報告及び情報共有	・管内市町(ひきこもり担当者) ・県障害福祉課 ・県精神保健福祉センター ・中部健康福祉センター 合計9機関(19人)

(評価(課題等)及び改善)

管内市町のひきこもり状況について共有できた。また、事例報告より、市町の個別相談者への支援体制が整ってきている。しかし、市町ごとに取組の差があるため、引き続き、連絡会の開催、各市町が開催する会議への参加を通して、市町の進捗状況や体制に合わせた支援をしていく必要がある。

【生活保護関係】

(1) 生活保護法施行事務

(目 的)

憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

(計画及び実績(成果))

ア 保護の状況

管内(吉田町、川根本町、森町)の保護率は、県平均を下回っているが、令和4年度以降、増加傾向にある。

被保護世帯を世帯類型別にみると、県、全国に比べて、その他世帯の比率が高く、高齢者世帯の比率が低い。

(単位:%)

年 度	管内	県	全国
令和5年度	0.37	0.92	1.63
令和6年度	0.42	0.93	1.62
令和7年度 (8月31日現在)	0.42	0.92	1.61

※7年度の県、全国は令和7年6月数値

〈世帯の類型別保護率〉

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在) (単位：%)

区分	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
管内	47.8	2.2	15.0	11.1	23.9
県	54.7	3.4	13.4	10.3	18.3
全国	55.3	3.6	14.0	11.2	15.9

※県、全国は令和7年6月数値

イ 保護の開始・廃止の原因

- ・開始理由の多くが貯金等の減少・喪失による生活困窮である。
- ・廃止理由としては主に死亡や働きによる収入の増加・取得である。

〈保護の開始・廃止の状況の内訳〉

項目 年度	世帯数	開始理由別															
		傷病による			要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別	失業		老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	ケース移管	その他
		総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病				定年・自己都合 (解雇等)	勤務先都合 (先都合)								
令和5年度	20	1	1				3						15				1
令和6年度	35	5	5			1	6	2				1	17	2	1		
令和7年度 (8月31日現在)	11						1	1					8	1			

※「その他」の内訳 5年度：急迫保護1件

項目 年度	世帯数	廃止理由													
		傷病治癒			死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	ケース移管	その他
		総数	世帯主	世帯員											
令和5年度	18				8	1	1		2			1		3	2
令和6年度	21				10	1	3	1	1					1	4
令和7年度 (8月31日現在)	4				3		1								

※「その他」の内訳 5年度：資産活用1件、転出(帰国)1件

6年度：転出1件、遺産相続金受領1件、逮捕・拘留1件、累積金増加1件

ウ 保護費の支給状況

項目 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
支給額	291,141千円	347,333千円	141,688千円
前年度との比較	94.7%	119.3%	105.5%
主な要因	医療扶助の減少	医療扶助の増加	生活扶助、その他扶助の増加

エ 就労支援

就労支援員により、稼働能力を有し、就労を妨げる要因のない被保護者を対象に、能力や適性に応じて、就労又は増収を図り、自立を助長する支援を行った。

(就労支援員による支援実績)

(単位：人)

年度 \ 項目	支援対象者		
	総数	新たに就労した者	自立した者
令和5年度	15	5	1
令和6年度	22	6	4
令和7年度 (8月31日現在)	23	2	0

(評価(課題等)及び改善)

生活保護制度の基本原則である「保護の補足制の原理」を踏まえ、保護要件を的確に把握し、迅速かつ適切な保護を実施した。

稼働能力の活用が可能な被保護者に対しては、経済的自立のための支援として、就労支援員による支援に加え、「生活保護者就労支援事業」や「生活困窮者就労準備支援事業」を活用し、公共職業安定所や事業を受託した社会福祉法人と連携して対象者の能力、適正に応じた支援を行っていく。

また、社会生活・日常生活の自立助長においては、扶養義務者の援助、他法他施策の活用などについて指導助言を行うとともに、町役場及び各種関係機関と密接な連携に努めていく。

保 護 状 況 調

(令和7年8月31日現在)

区分 町名	管内世帯・人口		令和7年度末月中 被保護世帯・人員				令和6年度 末月中		令和5年度 末月中		令和7年度末月中 世帯類型				
	世帯数	人口	世帯	人員	保護 世帯 割合 %	保護 率 %	世帯	保護 率 %	世帯	保護 率 %	高 齢 者	母 子	障 害 者	傷 病	そ の 他
吉田町	11,872	28,386	138	165	1.16	0.58	131	0.56	113	0.47	59	4	21	14	40
川根 本町	2,460	5,409	10	10	0.41	0.18	13	0.24	15	0.27	8	0	2	0	0
森町	6,306	16,449	32	35	0.51	0.21	33	0.23	31	0.22	19	0	4	6	3
計	20,638	50,244	(0) 180	(0) 210	0.87	0.42	(0) 177	0.42	(0) 159	0.37	86	4	27	20	43
			県平均		/	0.92	/	0.93	/	0.92					
			全国平均		/	1.61	/	1.62	/	1.63					

- (注) 1 世帯数及び人口欄は、令和6年10月1日現在の数値。
 2 停止中の世帯人員を上段に () 書きにより再掲。
 3 世帯類型は、世帯数を記載。
 4 保護率は、人口に対する保護人員の割合。
 5 令和7年度末月中の町別は監査対象期間末月中、県平均、全国平均は令和7年6月数値。

保護開始・廃止の原因別調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 町 別	令和5年度末月中被保護世帯数				令和6年度				令和7年度				令和7年度末月中被保護世帯数										
	開 始		廃 止		開 始		廃 止		開 始		廃 止												
	開始理由別人員		廃止理由別人員		開始理由別人員		廃止理由別人員		開始理由別人員		廃止理由別人員												
	世帯数	総数	傷病	稼働収入の減少	その他	世帯数	総数	傷病の治癒	稼働収入の増加	その他	世帯数	総数		傷病の治癒	稼働収入の増加	その他							
吉田町	113	31	38	5	9	24	16	19	0	7	12	131	11	16	0	6	10	1	4	0	4	0	138
川根本町	15	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	13	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	10
森町	31	4	5	0	2	3	2	2	0	0	2	33	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	32
計	159	35	43	5	11	27	21	24	0	7	17	177	11	16	0	6	10	4	9	0	4	5	180

(注) 1 被保護世帯数には停止中の世帯を含む。
 2 「令和7年度末月中被保護世帯数」欄は、監査対象期間末月中被保護世帯数を記載。

保護費支給状況調

(令和6年度)

区分 町名	前年度末 支給総額	支給総額	扶 助 別 内 訳							構成比		
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助		構成比	その他 扶 助
吉田町	93,042,842	108,873,927	54,988,078	50.51%	36,100,136	33.16%	1,155,269	1.06%	57,600	0.05%	16,572,844	15.22%
川根本町	7,493,013	6,662,718	4,179,207	62.73%	1,695,420	25.45%	237,811	3.57%	0	0.00%	550,280	8.26%
森町	22,806,657	23,405,092	14,594,520	62.36%	7,619,958	32.56%	441,744	1.89%	5,000	0.02%	743,870	3.18%
本庁執行分	208,391,597	208,391,597					196,975,745	94.52%	11,415,852	5.48%		
合 計	331,734,109	347,333,334	73,761,805	21.24%	45,415,514	13.08%	198,810,569	57.24%	11,478,452	3.30%	17,866,994	5.14%

(令和7年8月31日現在)

区分 町名	前年度末 支給総額	支給総額	扶 助 別 内 訳							構成比		
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助		構成比	その他 扶 助
吉田町	108,873,927	48,937,932	23,387,438	47.79%	14,994,578	30.64%	530,305	1.08%	101,200	0.21%	9,924,411	20.27%
川根本町	6,662,718	1,986,681	1,202,885	60.55%	455,649	22.94%	126,127	6.35%	0	0.00%	202,020	10.17%
森町	23,405,092	10,704,141	6,625,552	61.90%	3,398,885	31.75%	204,878	1.91%	0	0.00%	474,826	4.44%
本庁執行分	208,391,597	80,059,606					76,541,204	95.61%	3,518,402	4.39%		
合 計	347,333,334	141,688,360	31,215,875	22.03%	18,849,112	13.30%	77,402,514	54.63%	3,619,602	2.55%	10,601,257	7.48%

(2) 生活困窮者自立支援法施行事務

ア 住居確保給付金事業

(目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、離職や就業機会等の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

また、令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法の改正により、低廉家賃住宅への転居費用の補助制度が創設され、転居により家賃負担等を軽減し、生活困窮者の家計改善に向けた支援を行う。

(計画及び実績(成果))

(ア) 支給決定件数、支給額

(単位：件、支給額：円)

区分 町名	令和5年度		令和6年度		令和7年度 (8月31日現在)	
	支給決定件数	支給額	支給決定件数	支給額	支給決定件数	支給額
吉田町	11	1,775,700	8	1,440,898	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0
合計	11	1,775,700	8	1,440,898	0	0

(イ) 就職状況

(単位：件)

区分 町名	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (8月31日現在)		
	常用就職	就業機会の回復 (※)	計	常用就職	就業機会の回復 (※)	計	常用就職	就業機会の回復 (※)	計
吉田町	3	1	4	3	2	5	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	4	3	2	5	0	0	0

※R2.4.20～制度改正により追加

新型コロナウイルス感染拡大期には、支給要件が緩和され、制度も周知されたことから申請が増加したが、令和3年度以降は減少し、令和7年度においては、令和7年8月31日現在、申請件数は0件である。

(評価(課題等)及び改善)

申請者に対しては、自立相談支援機関である町社会福祉協議会と連携して住居確保給付金の支給決定を速やかに行うとともに、関係機関で構成される支援調整会議において、情報共有を図りながら就労機会の確保を図り、常用就職につなげる支援を行った。

イ 居住支援事業

(目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、一定の住居を持たない困窮者からの相談に応じ、一時

的な生活の場、食事、衣服等を提供することにより、これらの者の健康状態の悪化等を防止し、その自立に向けた支援を行う。

※令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法の改正により、「一時生活支援事業」から「居住支援事業」に改称された。

(計画及び実績(成果))

項 目	年 度		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
利用申請件数	5	9	5
利用決定件数	5	9	5
支援日数	68	219	112

申請・決定件数は令和5年度以降増加しており、令和7年度においても前年度を上回るペースで増加している。派遣会社等の社員寮に居住していた者が、傷病等の理由で解雇され、社員寮の退去を迫られるケースが増加している。

(評価(課題等)及び改善)

申請者に対しては、自立相談支援機関である町社会福祉協議会と連携して速やかに、宿泊場所を確保するとともに、関係機関で構成される支援調整会議において、情報共有を図りながら自立に向けた支援方法を検討し、住居や就労先の確保を図った。

《医療健康部》

3 地域医療課

1 業務概要・目的

医療提供体制の確保・充実のため、医師確保対策を推進するとともに、静岡県保健医療計画に基づく医療提供体制の整備や医療法に基づく病院・診療所の立入検査を行う。また、災害から生命・身体を守るため、関係機関と研修や訓練を重ねることで連携を強化し、災害時の医療救護体制の構築や要配慮者への支援を推進する。

感染症対策では、県民の安全・安心な生活を支えるため、感染症の発生予防の普及啓発を図り、関係機関との連携を強化し、感染症発生時における対策を推進する。また、疾病対策では、難病患者医療推進のため、医療費の負担軽減を図るとともに、療養支援を行う。

2 事業の成果（実績及び評価）

(1) 医務

ア 医療機関の許可申請・立入検査等

(目 的)

医療法に基づき、医療機関等の人員及び運営状況等进行检查し、適正な医療等の確保を図る。

(計画及び実績（成果）)

医療法に基づく許可、届出事務を行った。

医療機関の許可・届出事務取扱状況

(令和6年度)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	29
一般診療所	32	30	89
歯科診療所	1	1	31
助 産 所	2	3	1

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	6
一般診療所	12	10	63
歯科診療所	0	2	7
助 産 所	1	1	0

立入検査の状況調

区 分	年 度	医療 施設数	立入検査 実施数	検査率%	指摘 施設数	立入検査結果	
						指摘 件数	指導 件数
病 院	令和5年度	13	13	100.0	8	10	23
	令和6年度	13	13	100.0	8	32	10
	令和7年度(8月31日現在)	13	-	-	-	-	-
一般 診療所	令和5年度	279	116	41.6	11	19	22
	令和6年度	303	94	31.0	20	29	49
	令和7年度(8月31日現在)	304	63	20.7	20	34	29
歯科 診療所	令和5年度	173	67	38.7	4	6	6
	令和6年度	180	55	30.6	13	18	46
	令和7年度(8月31日現在)	178	-	-	-	-	-
助産所	令和5年度	16	1	6.3	0	0	0
	令和6年度	17	13	76.5	0	0	8
	令和7年度(8月31日現在)	17	-	-	-	-	-
計	令和5年度	481	197	41.0	23	35	51
	令和6年度	513	175	34.1	41	79	113
	令和7年度(8月31日現在)	512	63	12.3	20	34	29

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	検査 項目数	不備数	不備率%	検査 項目数	不備数	不備率%	検査 項目数	不備数	不備率%
医療従事者	78	0	0	64	0	0	—	—	—
管 理	8,623	47	0.5	8,405	30	0.4	1,957	27	1.4
帳票・記録	1,154	6	0.5	1,041	18	1.7	234	7	3.0
業務委託	1,705	5	0.3	1,554	0	0	201	0	0
防火・防災体制	590	28	4.7	551	20	3.6	14	0	0
放射線管理	1,628	0	0	1,358	0	0	287	1	0.3

検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数

医療従事者不足状況調

区分	年 度	病院数	不足		不足病院の状況				
			病院数	病院率%	必要数	現員	充足率%	不足数	
医師	令和5年度	全県	170	3	1.8	17.43	15.81	90.7	1.62
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	0	0.0	—	—	—	—
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和7年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—
看護師	令和5年度	全県	170	1	0.6	23	22.3	97.0	0.7
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	4	2.4	113	106.2	94.0	6.8
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和7年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—
薬剤師	令和5年度	全県	170	4	2.4	7.0	4.6	65.7	2.4
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度	全県	170	6	3.5	24	20.6	85.8	3.4
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和7年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—

診療機関状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

別 区 分		市町						計	
		島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町		
医療施設数		施設 105	施設 144	施設 175	施設 50	施設 28	施設 10	施設 512	
同 上 内 訳	病院	1	5	5	1	1	0	13	
	同 上 内	一般病院	1	4	4	1	1	0	11
		精神病院	0	1	1	0	0	0	2
	一般診療所	63	78	108	32	17	6	304	
	歯科診療所	38	56	55	16	9	4	178	
	助産所	3	5	7	1	1	0	17	
医師		—	—	—	—	—	—	人 835	
歯科医師		—	—	—	—	—	—	234	
保健師		—	—	—	—	—	—	188	
助産師		—	—	—	—	—	—	93	
看護師		—	—	—	—	—	—	3,939	
准看護師		—	—	—	—	—	—	545	
世帯数		世帯 36,449	世帯 55,455	世帯 55,779	世帯 16,231	世帯 11,872	世帯 2,460	世帯 178,246	
人口		人 92,722	人 133,337	人 137,131	人 41,013	人 28,386	人 5,409	人 437,998	

(注) 1 医療施設数は令和7年8月31日現在数である。

2 医療従事者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師）数は令和4年12月31日現在数である。

3 人口及び世帯数は「静岡県推計人口（令和6年10月1日現在）」による。

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管 内	県	全国
一般病床	2,280 床	524.4	588.0	710.0
療養病床	842	211.1	241.1	220.1
精神病床	350	78.4	180.4	256.5
結核病床	4	0.9	2.6	3.0
感染症病床	8	1.3	1.4	1.5
病院計	3,484	816.1	1,013.5	1,191.1
一般診療所一般病床	118	30.7	42.0	57.0
一般診療所療養病床	0	3.8	1.6	3.9
一般診療所計	118	34.5	43.6	60.9
医師	835 人	187.1	230.1	262.1
歯科医師	234	52.4	64.5	81.6
保健師	188	42.1	52.8	48.3
助産師	93	20.8	30.3	30.5
看護師	3,939	882.8	1,003.7	1,049.8
准看護師	545	122.1	155.8	203.5

(注)

- 1 病床数は、令和7年8月31日現在である。
- 2 医療従事者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師）数は令和4年12月31日現在の数値。「人口10万人対」の施設数、病床数は、令和5年10月1日現在の数値。

(評価（課題等）及び改善)

立入検査により、不備のある事項について指摘・指導を行うことで、改善が図られた。

イ 医療従事者免許交付事務

(目 的)

医師法、歯科医師法等に基づく医師、歯科医師、看護師等、医療従事者の厚生労働大臣免許及び県知事免許に関する事務を行う。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 厚生労働大臣免許処理件数

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

免許区分	処理件数					
	新規 登録	籍訂正 書換	再交付	登録 抹消	免許証 返納	計
医師	(19)	4(8)	1()	2(3)	()	7(30)
歯科医師	(1)	()	(1)	2(1)	()	2(3)
保健師	(17)	9(14)	(1)	()	()	9(32)
助産師	(5)	(5)	()	()	()	(10)
看護師	4(143)	36(98)	2(15)	()	()	42(256)
診療放射線技師	1(5)	2(4)	()	()	()	3(9)
臨床検査技師	1(14)	2(3)	(1)	(1)	()	3(19)
衛生検査技師	()	()	()	()	()	()
理学療法士	(43)	6(9)	()	()	()	6(52)
作業療法士	(14)	2(6)	(1)	()	()	2(21)
視能訓練士	(4)	()	()	()	()	(4)
計	6(265)	61(147)	3(19)	4(5)	()	74(436)

() 内は、令和6年度処理件数

(イ) 知事免許処理件数 (准看護師)

年度	処理件数								
	准看護師 免許 試験願書 の受付	新規 登録	静岡県知事免許		他都道府県 知事免許		登録 抹消	免許 返納	計
			籍訂正 書換	再交付	籍訂正 書換	再交付			
令和6年度		4		5	2				11
令和7年度 (8月31日現在)		1	1	3	2				7

(評価 (課題等) 及び改善)

免許申請書類の内容を適正に審査するとともに、申請書類受付後には、個人情報の取扱いに留意して、迅速な処理をし交付をすることができた。

(2) 保健医療施策に関する総合調整

ア 疾病又は事業ごとの医療連携体制調査

(目的)

地域医療協議会において医療連携体制確保の協議を行うため、疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関の調査を行う。

(計画及び実績 (成果))

疾病又は事業ごとの医療連携体制調査

(令和6年度)

調査時期	調査内容	調査対象数
令和6年12月	全病院、関係する診療所(在宅療養届出機関、産科、産婦人科など)、全助産所、薬局(麻薬の提供)を対象にして、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、精神疾患及び周産期医療、小児医療についての体制を調査	志太榛原医療圏 病院 13 施設 診療所 45 施設 助産所 15 施設 静岡医療圏 病院 27 施設 診療所 123 施設 助産所 35 施設

(評価 (課題等) 及び改善)

調査結果を基に、志太榛原地域医療協議会及び静岡地域医療協議会で医療連携体制を担う医療機関の医療体制について協議することができた。

イ 地域医療協議会

(目的)

志太榛原医療圏及び静岡医療圏の保健医療供給体制の整備充実等に関する事項を検討・協議する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 志太榛原地域医療協議会

構成員：市町長、医師会長、病院長、関係団体役員等 21人

区分	協議内容	開催回数
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・ 病床の削減 ・ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ・ 感染症指定医療機関の見直し ・ 結核病棟の見直し ・ 静岡県医師数等調査の結果 ・ 社会医療法人駿甲会の救急医療等確保事業「救急医療」の追加認定 ・ 医師の働き方改革に係る特定労務管理機関の指定 ・ 認知症疾患医療センターの追加指定 	3回

令和7年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・診療所の承継・開業支援事業 ・病床の削減 ・正常分娩を担う助産所の廃止 ・正常分娩を担う診療所の名称変更 	1回
--------------------	---	----

(イ) 静岡地域医療協議会

構成員：市、医師会長、病院長、関係団体役員等 25人

区分	協議内容	開催回数
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・病床の削減、種別の変更 ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ・感染症指定医療機関の見直し ・結核病棟の見直し ・静岡県医師数等調査の結果 ・病床機能再編支援事業費補助金の概要 ・へき地医療拠点病院の新規指定 ・へき地診療所の位置付 ・糖尿病病診連携システム 	3回
令和7年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・診療所の承継・開業支援事業 ・病床の削減 	1回

(評価(課題等)及び改善)

令和5年度末に策定した第9次保健医療計画を遂行する中で生じてきた課題等の把握に努めた。

ウ 地域医療構想調整会議

(目的)

平成26年6月の医療法改正により、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を想定して、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿(地域のバランスのとれた医療機能の分化と連携、在宅医療の充実)に向けた対応を協議する。

(計画及び実績(成果))

(ア) 志太榛原地域医療構想調整会議

構成員：市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、医療保険者 22人

区分	協議内容	開催回数
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の削減 ・地域医療構想における推進区域(仮称)の設定 ・令和5年度病床機能報告及び非稼働病床 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) 	2回

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度外来機能報告及び紹介受診重点医療機関 ・新たな地域医療構想 ・地域医療連携法人の設立 ・社会医療法人駿甲会の救急医療等確保事業「救急医療」の追加認定 ・新病院建設の概要 	
令和7年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の削減 ・令和7年度病床機能再編支援事業費補助金 ・令和6年度病床機能報告及び非稼働病床 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） 	1回

(イ) 静岡地域医療構想調整会議

構成員：市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、医療保険者 23人

区分	協議内容	開催回数
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の削減、種別の変更 ・地域医療構想における推進区域（仮称）の設定 ・令和5年度病床機能報告及び非稼働病床 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） ・令和5年度外来機能報告及び紹介受診重点医療機関 ・新たな地域医療構想 ・地域医療連携推進法人への法人追加 ・病床機能再編支援事業費補助金の概要 	2回
令和7年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の削減 ・令和7年度病床機能再編支援事業費補助金 ・令和6年度病床機能報告及び非稼働病床 ・地域医療介護総合確保基金（医療分） 	1回

(評価（課題等）及び改善)

平成28年3月に策定した静岡県地域医療構想（志太榛原・静岡構想区域）を推進するため、継続して協議している。令和元年9月26日に再検証要請対象医療機関が公表され、医療機関をはじめとするそれぞれの関係機関が自らの機関の今後の在り方について考え、地域医療構想実現に向けて検討している。

各議案について、圏域の医療及び連携体制の状況等の協議・報告・意見交換を行い、地域医療体制の確保を図った。

エ 救急医療体制の整備

(目的)

救急救命率の向上を図るため、救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言・事後検証・再教育の体制を整備し、救急活動の質を保証する体制（メディカルコントロール体制）を整備・推進する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) メディカルコントロール (MC) 協議会の開催

(令和6年度)

区 分	内 容
協議会	<p>(構 成 員) 郡市医師会長、2次及び3次救急医療機関の長、消防職員、保健所長、検証管理者、プロトコール運用指導者 (計15人)</p> <p>(開催回数) 1回</p> <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送困難事案照会の基準見直し ・ブドウ糖溶液の投与・ショックへの輸液症例の見直し ・気管挿管病院実習を行う医療機関の追加
検討委員会	<p>(構 成 員) 検証医、救急技術指導者、保健所長、看護師 (計24人)</p> <p>(開催回数) 4回</p> <p>(検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除細動(プロトコールによる)の検証・CPA症例の統計 ・薬剤投与・気管挿管症例の検証 ・ブドウ糖溶液の投与・ショックへの輸液症例の検証 ・CPA症例の推移 ・照会時間30分以上又は照会回数4回以上の症例検証 ・重傷外傷症例の検証

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	内 容
協議会	<p>(構 成 員) 郡市医師会長、2次及び3次救急医療機関の長、消防職員、保健所長、検証管理者、プロトコール運用指導者 (計15人)</p> <p>(令和7年12月に開催予定)</p>
検討委員会	<p>(構 成 員) 検証医、救急技術指導者、保健所長、看護師 (計24人)</p> <p>(開催回数) 1回</p> <p>(検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除細動(プロトコールによる)の検証・CPA症例の統計 ・薬剤投与・気管挿管症例の検証 ・ブドウ糖溶液の投与・ショックへの輸液症例の検証 ・CPA症例の推移 ・照会時間30分以上又は照会回数4回以上の症例検証 ・重傷外傷症例の検証

(イ) 気管挿管病院実習受入れ (島田市立総合医療センターで実施)

区 分	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
志太消防本部	4人	4人
静岡市消防局	9人	4人
計	13人	8人

(評価(課題等)及び改善)

救急患者の症例や救急医療に関わる問題点等について検証・協議等を行い、救急活動の質の向上を図った。

(3) 医師確保対策 (ふじのくに地域医療支援センター中部支部事業)

ア 医師確保対策の推進

(目的)

初期研修医の確保や指導医・専門医の育成支援、医療機関相互の連携強化等を行い、地域医療の課題解決を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) ふじのくに地域医療支援センター中部支部会議の開催

専門医取得を目指す医師を確保するため、中部地域(志太榛原及び静岡医療圏)内の郡市医師会の代表者、病院の代表者、保健所長等による「ふじのくに地域医療支援センター中部支部」の支部会議を開催した。

(令和6年度)

開催日	内容	構成員・参加者数
11月29日 ～12月27日 (書面会議)	中部支部運営要領の改正 令和5年度支部活動報告 令和6年度支部活動計画	郡市医師会の代表、病院の代表、保健所長等 計25人

(イ) 貸与研修訓練機器整備事業

医療及び救急関係者の技術向上を図るため、医師、看護師及び救急救命士等医療関係者を対象とした研修会を実施する公的病院等に訓練機器の貸与を行った。

年 度	内 容
令和6年度	(貸付先) 藤枝市立総合病院、県消防学校 (貸出機器) ALSシミュレータ、マニュアル除細動器 ほか (貸出回数) 4回
令和7年度 (8月31日現在)	(貸付先) 藤枝市立総合病院 (貸出機器) ALSシミュレータ ほか (貸出回数) 1回

(ウ) 病院見学会及び情報交換会

医学生及び臨床研修医に対し、中部地域の病院の状況と魅力を伝え、研修先に選択してもらうことを目的とした病院見学会及び病院医師との情報交換会を実施した。

年度	開催日	参加人数	見学先
令和6年度	7月22日	医学生 7人	中部地区10病院 (静岡地区7病院、志太地区3病院)
	3月10日	医学生 20人	
令和7年度 (8月31日現在)	7月28日	医学生 22人	中部地区9病院 (静岡地区6病院、志太地区3病院)

(評価(課題等)及び改善)

当圏域に従事している医師数は、年々増加しているが、依然として県平均を下回っている。病院見学ツアー等の企画等で中部地域の病院の魅力を伝え、医師確保を図っていく。

(4) 災害医療対策

(目的)

巨大地震等の災害から、県民の生命・身体を守るため、静岡県医療救護計画等に基づき、国、市町、医療機関、医療関係団体等との役割分担と連携により災害時の医療救護体制を構築する。

(計画及び実績(成果))

災害医療コーディネーター(災害拠点病院等医師)、保健所、市町の行政担当者、地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者で構成する「志太榛原地域災害医療対策会議」を開催し、地域における災害医療の取組状況の検証や課題に対する対応策の検討、関係機関との連携体制の構築や研修・訓練による人材育成等を図った。

(令和6年度)

区分	内容
志太榛原地域 災害医療対策 会議・研修会	<p>【第1回】 開催日：令和6年7月16日 参加者数：69人 (会議内容)</p> <p>1 能登半島地震における各団体の活動について(報告)</p> <p>2 災害医療コーディネーターからの能登半島地震での活動報告</p> <p>【第2回】 開催日：令和6年11月16日 参加者数：51人 (会議内容)</p> <p>1 講義「能登半島地震で見られた保健医療上の課題」</p> <p>2 グループ討議「能登半島地震での課題から自分の地域の対応を考える」</p> <p>【第3回】 開催日：令和7年3月13日 参加者数：61人 (会議内容)</p> <p>1 グループ討議「災害時における地域での情報共有について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動地域内でどのように(どのような方法で)情報を共有するか。 ・各市町で保健医療福祉調整会議を立ち上げるためにはどのような準備が必要か。

(評価(課題等)及び改善)

県及び市町災害医療体制について、地域災害医療対策会議を通じて地域の災害医療関係者間の連携、協力体制の充実が図られた。

また、研修会の実施により、災害医療についての人材育成が図られた。

(5) 感染症予防対策

ア 感染症予防対策

(目的)

様々な感染症発生の未然防止を図るとともに、感染症患者が発生した場合の疫学調査、防疫措置を実施し、感染症患者に良質かつ適切な医療を提供する。

また、日常から関係機関を対象とした感染症に関する研修や連絡会議の開催により、関係機関との連携を強化し、感染症発生時における対策の円滑な推進を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所、県、国をコンピュータ・オンラインシステムで接続したサーベイランスシステムにより、週ごとの感染症の流行情報等を医師会、医療機関や市町等に情報提供した。

(イ) 蚊定点モニタリング調査

平成26年度のデング熱の大流行を受け、平成27年度から県内4か所(当所は吉田公園)において、蚊の継続的な生息状況調査及びウイルス保有調査を実施している。令和5年度からは、環境衛生科学研究所と協力して調査をしている。

(ウ) 感染症発生対応

三類感染症の腸管出血性大腸菌や四類感染症のレジオネラ等の発生時及びノロウイルスなどの集団発生時に、患者の症状、行動、接触者、喫食、住居の状況等の調査に基づき、感染の疑いがある接触者の健康診断、消毒、生活上の注意等について指導した。

(エ) 福祉施設を対象とした研修会

集団感染リスクが高い保育所等の児童福祉施設の職員を対象に感染症に対する正しい知識や対応方法の普及を図ることにより、感染症の予防と施設内まん延時の対策等を推進した。

(令和6年度)

開催日	協議内容	構成員
10月21日	講話「施設等における感染対策について」	管内保育所等通所 施設の職員 計65人
10月28日	演習「手指消毒と个人防护具の着脱方法、吐物処理」	

令和7年度は、10月9日及び11月5日実施予定。

(オ) 関係機関との連携調整

医療機関との定期的なカンファレンスに参加することにより、参加病院の感染対策の向上だけでなく、管内の病院に情報提供する等、関係機関との連携を強化した。

(令和6年度)

内 容	開催回数
志太榛原感染対策向上加算合同カンファレンス	2回
感染対策向上加算カンファレンス（島田市立総合医療センター）	2回
感染対策向上加算カンファレンス（焼津市立総合病院）	2回
感染対策向上加算カンファレンス（藤枝市立総合病院）	3回
感染対策向上加算カンファレンス（榛原総合病院）	1回
感染対策向上加算カンファレンス（コミュニティーホスピタル甲賀病院）	2回
外来感染対策向上加算カンファレンス等（志太医師会）	2回

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

内 容	回 数
志太榛原感染対策向上加算合同カンファレンス	1回

(カ) 新型インフルエンザ等新興感染症対策

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により个人防护具着脱訓練及び患者搬送訓練、公的病院とのSARS テント設営訓練の実施はできなかった。令和5年度からは、SARS テント設営訓練を再開。

令和6年度からは个人防护具着脱訓練及び患者搬送訓練を再開。

令和7年度は个人防护具着脱訓練を所内保健師連絡会の中で実施した。

(キ) 鳥インフルエンザ対策

令和6年度は防疫演習（図上訓練）に参加した。

(評価（課題等）及び改善)

感染症患者発生時や感染者の集団発生時に、迅速な調査と接触者の健康診断、消毒、生活上の注意等について指導し、まん延防止を図った。

関係機関とのカンファレンスは、管内医療機関の状況把握や情報交換に有効なため、今後も継続して参加していく。

イ 風しん対策

(目的)

風しん抗体検査を医療機関において無料で受けられる体制を整備することにより、風しんの感染予防及びまん延防止を図るとともに、先天性風しん症候群を予防する。

(計画及び実績(成果))

妊娠を希望する女性及びその同居者等の申請に基づき、風しん抗体検査事業協力医療機関で検査を行うための受診券を発行した。

	受診券発行数 (枚)	受診者数 (人)	抗体価が低い者	
			人数	割合
令和5年度	141	130	65	50.0%
令和6年度	123	110	48	43.6%
令和7年度 (8月31日現在)	55	22	12	54.5%

(評価(課題等)及び改善)

風しん抗体検査への費用助成により、妊婦等の出産に対する不安の軽減及び先天性風しん症候群を予防、風しんの知識の普及につながった。

感染症患者発生状況調

(令和6年度)

分類・疾病名		市 町						計	令和5年度	令和4年度
		島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町			
一類	エボラ出血熱他									
二類	結核	12	18	13	7	4	3	57	61	39
三類	細菌性赤痢	1						1		
	腸チフス	1						1		
	コレラ等									
	腸管出血性大腸菌感染症		1	2				3	5	4
四類	ウイルス性肝炎(A・B型)								1	
	つつが虫病									
	デング熱								1	
	重症熱性血小板減少症候群	1						1		1
	日本紅斑熱			2				2	1	
	レジオネラ	4	2	8	1	1		16	7	8
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢								2	
	ウイルス性肝炎(A・B型を除く)									
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症							1		
	急性脳炎							1	2	
	クロイツフェルト・ヤコブ病							2		1
	劇症型溶血性レンサ球菌							6	4	5
	後天性免疫不全症候群							3	1	2
	ジアルジア症									
	侵襲性インフルエンザ菌感染症								2	1
	侵襲性肺炎球菌感染症							11	8	11
	侵襲性髄膜炎菌感染症							1		
	梅毒							40	23	32
	破傷風									
	播種性クリプトコックス症							1		2
	百日咳								1	
	風しん									
	麻しん									1
水痘(入院例)							4	6	3	
計								151	125	110
五類 (定点把握分)	インフルエンザ							4,771	1,768	1,740
	新型コロナウイルス (R5は19週～)							3,689	1,598	
	感染性胃腸炎							2,240	1,142	1,144

感染症患者発生状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

分類・疾病名		市	町	島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町	計	前年同期	前々年同期
一類	エボラ出血熱他											
二類	結核			2	5	4	1	5		17	32	19
三類	細菌性赤痢										1	
	腸チフス				1					1		
	コレラ等											
	腸管出血性大腸菌感染症			1	7	1				9	3	3
四類	ウイルス性肝炎(A・E型)					1				1		
	チクングニア熱					1				1		
	デング熱				1					1		
	日本紅斑熱			4						4	2	1
	重症熱性血小板減少症候群										1	
	レジオネラ				3	3		1		7	9	4
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢											
	ウイルス性肝炎(A・E型を除く)											1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症											
	急性脳炎											
	百日咳									52		
	クロイツフェルト・ヤコブ病										1	
	劇症型溶血性レンサ球菌									2	3	1
	後天性免疫不全症候群									2	1	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症									1		2
	侵襲性肺炎球菌感染症									7		1
	侵襲性髄膜炎菌感染症										1	
	梅毒									14	13	13
	破傷風											
	風しん											
麻疹												
水痘(入院例)										2	3	
計										119	69	48
五類 (定点把握分)	インフルエンザ									74	748	748
	新型コロナウイルス(R5は19週~)									1021	748	219
	感染性胃腸炎									1257	856	482

(6) 結核予防対策

(目的)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による結核の予防、患者管理及びまん延防止等の適切な医療の推進を図る。

(計画及び実績(成果))

ア 検討会の開催

(令和6年度)

事業名	対象者	人数・回数
コホート検討会	医師・看護師・保健師等	22人/2回
DOTSカンファレンス	病院医師、看護師、薬剤師等	138人/18回

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

事業名	対象者	人数・回数
DOTSカンファレンス	病院医師、看護師、薬剤師等	73人/8回

イ 訪問指導等

事業名	令和6年度	令和7年度(8月31日現在)
結核患者訪問指導	延人数 393人	延人数 142人
結核患者電話相談等	延人数 955人	延人数 476人
接触者健康診断	延人数 158人	延人数 92人
定期病状調査	1件	0件

ウ 医療(協議会の開催)

事業名	令和6年度	令和7年度(8月31日現在)
感染症診査協議会の開催 (結核)	13回	6回
	諮問数 103件	諮問数 39件
	承認数 102件	承認数 39件
	不承認数 1件	不承認数 0件

<新規登録患者 年次状況>

年次	管内全登録数(人)	新登録患者数・人口10万人対罹患率								
		中部管内					静岡県		全国	
		患者数(人)	罹患率	肺結核活動性患者数			患者数(人)	罹患率(人)	患者数(人)	罹患率(人)
				(人)	喀痰塗抹陽性(人)	その他(人)				
4年	57	23	5.1	22	11	11	241	6.7	10,235	8.2
5年	72	50	11.3	43	22	21	281	7.9	10,096	8.1
6年	81	42	9.4	41	7	34	249	7.1	10,051	8.1

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度は例年に比べ罹患率が低かった。

DOTSカンファレンスについては、静岡県立総合病院に引き続き、令和3年度から島田市立総合医療センターでも2か月に1回、令和6年度からは1か月に1回開催している。DOTSカンファレンスにより、患者の状況を病院と保健所が相互に把握し、連携して服薬支援を実施できるようになった。

令和7年度は、啓発活動等や結核訪問指導等によりまん延防止を強化していく。

(7) エイズ・性感染症予防対策

ア エイズ予防対策

(目的)

HIV感染の早期発見により感染の拡大を防止するとともに、エイズに関する正しい理解と知識の普及啓発を図り、偏見や差別のない社会を目指す。

(計画及び実績(成果))

(ア) エイズ相談等実施状況

エイズ相談等実施状況調

区分	相談件数			検査受付件数		
	男	女	計	男	女	計
令和5年度	3	0	3	198	70	268
令和6年度	28	13	41	218	64	282
令和7年度 (8月31日現在)	6	0	6	85	25	110

(イ) エイズ予防啓発事業

令和6年度は、世界エイズデー(12月)はソロプチミストによる高校での啓発活動へ啓発物の配付を行った。また、管内の大学や専門学校、市町にポスターや啓発物の配架を依頼し、庁舎内でもポスターの掲示や啓発物の配付を行った。

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度の検査件数は、令和5年度と変わらない件数であるが、多くの人に受検してもらえるように、6月のHIV検査週間にあわせて全国安全週間説明会で、検査日程を周知するため、検査日程を記載した付箋を配布した。今後も幅広い年齢層が来る会場でのキャンペーンを企画していく。

イ 性感染症予防対策

(目的)

梅毒などの性感染症が増加しているため、匿名や夜間休日の検査をする等、受けやすい体制での検査を実施し、早期発見により感染の拡大を防止するとともに、性感染症に関する正しい理解と知識の普及啓発を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 梅毒反応検査実施状況

区 分	検査件数 (件)		
	男	女	計
令和5年度	195	70	265
令和6年度	216	63	279
令和7年度(8月31日現在)	85	25	110

(イ) 性器クラミジア感染症検査実施状況

区 分	検査件数 (件)		
	男	女	計
令和5年度	8	5	13
令和6年度	8	4	12
令和7年度(8月31日現在)	0	0	0

(ウ) 性感染症予防啓発

令和6年度は、エイズの予防啓発活動と同時に性感染症の啓発物の配付を行った。

(評価(課題等)及び改善)

梅毒の感染者数の増加傾向が続いているため、引き続き、あらゆる機会に普及啓発を実施し、検査受検の必要性と、性感染症拡大防止の重要性の意識高揚を図る。また、夜間・休日検査を実施し、受けやすい環境づくりを図っていく。

(8) 肝炎対策

(目的)

肝炎対策基本法等に基づき、ウイルス性肝炎から肝硬変や肝がんへの進行を防ぐため、治療が必要な肝炎患者を掘り起こす相談・検査から治療まで切れ目のない総合的な対策を進める。

(計画及び実績(成果))

ア 肝炎ウイルス相談・検査件数

区分 年度	C型肝炎検査件数			B型肝炎検査件数			肝炎相談件数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和6年度	201	59	260	215	61	276	18	27	45
令和7年度 (8月31日現在)	84	24	108	84	24	108	1	0	1

イ 肝炎啓発事業

藤枝総合庁舎にて普及啓発を行った。指定難病更新事務の際、普及啓発のチラシ配布を行った。

(令和6年度)

区分	内容
肝炎検査 相談啓発 普及	<p>【実施期間】 日本肝炎デー(7月28日)、肝臓週間(7月22日～28日)</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内に日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズを配架、ポスター掲示 ・日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズ及びポスターを市町配布

令和7年度は浜松医科大学医学部附属病院の市民公開講座が島田市で行われるため、管内市町へ広報と周知を依頼、受給者証新規申請の方、肝炎フォローアップ事業の対象者へ周知を行った。市民公開講座は10月4日(土) 島田市プラザおおるりで実施予定。

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	内容
肝炎検査 相談啓発 普及	<p>【実施期間】 日本肝炎デー(7月28日)、肝臓週間(7月28日～8月3日)</p> <p>【実施内容】</p> <p>日時：7月28日(月) 午前10時から45分間</p> <p>場所：杏林堂薬局藤枝駅北店 出入り口</p> <p>出席者：保健師2名、看護学生2名</p> <p>内容：肝炎啓発物80袋を肝炎検査呼びかけと共に、買い物客へ配布。 また、庁舎内に日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズを配架、ポスター掲示、市町配布を実施。</p>

ウ 肝炎治療特別促進事業

B型・C型肝炎患者に対するインターフェロン治療、B型肝炎患者に対する核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎患者に対するインターフェロンフリー治療の医療費助成を実施した。

<医療費助成件数>

(令和6年度)

インターフェロンフリー治療		インターフェロン治療			核酸アナログ製剤			償還払い申請
新規	再治療	B型	C型	延長	新規	更新	転入	
24	0	1	0	0	20	245	0	5

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

インターフェロンフリー治療		インターフェロン治療			核酸アナログ製剤			償還払い申請
新規	再治療	B型	C型	延長	新規	更新	転入	
11	0	0	0	0	9	130	1	6

(評価(課題等)及び改善)

肝炎についての相談、検査、講演会の周知等を実施し、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を図った。また、フォローアップ対象者には電話連絡にて最近の体調と受診状況を確認する等、患者の治療や定期健診が適切に継続できるよう取り組んだ。併せて、治療費助成事業の実施により、肝炎治療の負担軽減が図られた。

(9) 難病対策

(目的)

原因不明で、治療方法の確立していない難病患者に対して、治療促進と医療費の負担軽減を図るための特定医療費(指定難病)及び特定疾患の医療費助成を実施する。

また、在宅患者及びその家族に対し、安定した療養生活及び生活の質(QOL)の向上のための支援を行う。

(計画及び実績(成果))

ア 特定疾患治療研究事業及び難病医療費助成事業

特定疾患・指定難病に認定された者に対し、受給者証を交付した。

イ 難病患者地域支援対策推進事業

(ア) 難病患者相談・支援等実施状況

項 目	令和6年度		令和7年度 (8月31日現在)	
	回数	人数	回数	人数
医療相談事業	1回	27人	0回	0人
在宅療養支援計画策定評価事業	0回	0人	0回	0人
訪問相談員等研修	0回	0人	0回	0人
家庭訪問事業(延人数)	実24人(34人)		実8人(11人)	
来所・電話相談事業(延人数)	実72人(380人)		実10人(32人)	

(イ) 医療相談事業

(令和6年度)

交流会	内 容
令和6年度 難病医療講演会及び患者・家族交流会	<p>令和6年11月24日(日) 午後2時から4時まで 出席者数 27人</p> <p>【内容】 講演 「重症筋無力症とのつきあい方」 講師 焼津市立総合病院脳神経内科長兼脳神経疾患センター長 鈴木 洋司 医師</p> <p>質疑応答 情報提供 「利用者(難病患者)の災害時への備えについて」</p>

ウ 難病対策地域連絡会

(令和6年度)

連絡会	内 容
人工呼吸器装着患者の在宅生活支援者連絡会	<p>令和7年2月21日(金) 出席者数 22人</p> <p>【内容】 講義 「在宅難病患者の個別避難計画」 講師 県健康福祉部企画政策課 主任 久保田 有輝氏</p> <p>質疑応答 情報交換 「利用者(難病患者)の災害時への備えについて」</p>

エ 在宅難病患者の消防署(救急)への情報提供

在宅で人工呼吸器(マスク式呼吸器使用者含む)を装着している難病患者が、急変時又は災害時等に、円滑かつ適切な対応を受けられるようにするため、患者・家族の同意を得た上で事前に消防署等へ情報提供を行った。

年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
消防への情報提供者数	15人	13人

(評価(課題等)及び改善)

令和3年5月の災害対策基本法一部改正により、個別避難計画作成は市町の努力義務とされた。医療依存度の高いケースについては必要度が高いものの、作成が進んでいない状況がある。医療依存度の高い指定難病のケースについては、小児慢性特定疾病のケースを所管する福祉課と市と共働して作成し始めた。管内市町の作成状況を把握し、全ての市町で作成が進むよう支援を行っている。

事業の推進により、特定疾患の治療促進、患者の医療費の負担軽減が図られ、医療機関等関係者と在宅ケア調整を行くことで、よりよい在宅療養生活につなげることができた。人工呼吸器装着等医療依存度が高い難病患者に対する災害時の停電対策について、平時のメンテナンスや購入費助成制度等について紹介するとともに、ケアマネジャーや各市町担当に医療依存度の高いケースの個別避難計画作成を促すことができた。

また、令和元年度から在宅難病患者の消防署への情報提供をしており、消防署から、事前の情報提供により対応がスムーズで有意義だとの意見を得た。今後も必要な対象者の消防署への情報提供を行う。

特定医療費等受給者調

(令和6年度)

市町名 疾患群	市町名						6年度 未計	5年度 未計	4年度 未計
	島田市	焼津市	藤枝市	牧之 原市	吉田町	川根 本町			
血液疾患	25	39	42	11	4	2	123	120	98
免疫疾患	132	209	222	90	38	7	698	667	645
呼吸器疾患	39	49	63	13	9	1	174	168	161
循環器疾患	26	20	9	8	4	2	69	64	57
消化器疾患	147	230	287	68	40	13	785	781	740
骨・関節疾患	28	59	69	14	8	1	179	178	170
染色体異常疾患	4	3	0	0	0	0	7	8	7
皮膚疾患	34	53	50	20	10	2	169	177	181
腎・泌尿器疾患	38	79	48	14	6	0	185	190	177
免疫・皮膚系疾患	8	11	13	3	1	0	36	36	33
内分泌疾患	25	43	61	17	5	1	152	153	150
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	14	16	18	7	3	3	61	68	74
神経・筋疾患	193	371	342	83	65	8	1,062	1,027	963
代謝異常疾患	12	6	11	3	4	1	37	38	31
合計	725	1,188	1,235	351	197	41	3,737	3,675	3,487

特定医療費等受給者調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

疾患群 \ 市町名	島田市	焼津市	藤枝市	牧之 原市	吉田町	川根 本町	計	6年度 末計	5年度 末計
血液疾患	28	40	44	11	4	2	129	123	120
免疫疾患	135	216	231	98	38	7	725	698	667
呼吸器疾患	43	53	65	12	7	1	181	174	168
循環器疾患	26	17	9	8	4	2	66	69	64
消化器疾患	150	238	294	72	39	13	806	785	781
骨・関節疾患	30	67	74	14	8	1	194	179	178
染色体異常疾患	3	3	0	0	0	0	6	7	8
皮膚疾患	34	52	51	20	10	2	169	169	177
腎・泌尿器疾患	39	86	52	15	7	0	199	185	190
免疫・皮膚系疾患	8	11	13	4	2	0	38	36	36
内分泌疾患	28	42	61	17	5	1	154	152	153
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	14	17	19	7	3	3	63	61	68
神経・筋疾患	200	378	364	82	67	11	1,102	1,062	1,027
代謝異常疾患	12	7	11	3	3	2	38	37	38
合計	750	1,227	1,288	363	197	45	3,870	3,737	3,675

(10) 原子爆弾被爆者対策

(目的)

原爆被爆者援護法等に基づき、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

(計画及び実績(成果))

被爆者手帳の交付を行うとともに、原爆指定医療機関の協力を得て定期健康診断を年2回、がん検診を年1回実施した。

また、被爆者の健康状況によって、手当の切り替えを行った。

ア 原子爆弾被爆者健康手帳交付状況

区 分	令和6年度	令和7年度(8月31日現在)
被爆者健康手帳交付者数	28	28

イ 各種手当受給状況

区 分	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
医療特別手当受給者数	5	5
健康管理手当受給者数	22	22
保健手当受給者数	0	0
介護手当受給者数	0	0
家族介護手当受給者数	0	0
訪問看護	1	1
葬祭料受給者数	4	0

ウ 健康診断実施状況

区 分	令和6年度		令和7年度
	第1回	第2回	第1回
定期健診 第1回：6月、第2回：11月			
一般健診	25	37	29
がん検診	16	26	14
交通手当支給	0	2	1

(評価(課題等)及び改善)

被爆者の医療費の負担が軽減されるとともに、健康診断を受けることにより、健康状況の確認や健康管理及び療養支援が図られた。

(11) 臓器移植対策

(目的)

角膜、腎臓等の臓器移植医療について多くの人々の理解を得るとともに、骨髄バンクへの登録を推進する。

(計画及び実績(成果))

毎月第3木曜日を定例日として骨髄提供希望者の登録手続き及びHLA型の検査の採血等を実施するほか、10月の臓器移植普及月間及び目の愛護デーに合わせてポスターを掲示し、普及啓発を図った。

骨髄バンク登録等の実施状況

項目	令和6年度				令和7年度(8月31日現在)			
	窓口日数	受付日数	登録者数	相談件数	窓口日数	受付日数	登録者数	相談件数
骨髄バンク	22日	4日	4人	4件	9日	0日	0人	1件

(評価(課題等)及び改善)

県全体の骨髄バンク登録者数は、減少傾向であるので、地域の窓口として引き続き相談窓口を設置し、普及啓発を図り、骨髄バンク登録者の増加に努める。

4 健康増進課

1 業務概要・目的

「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、「第4次静岡県健康増進計画(令和6年度～令和17年度)」に基づき、地域の健康課題解決に向けた健康づくりを推進する。

2 事業の成果(実績及び評価)

(1) 生活習慣病の発症予防と早期発見の推進

ア 健康増進計画推進事業

(目的)

生活習慣病の発症予防や生活の質の向上を図るため、地域の健康課題を関係者で共有し、各種保健対策の効果的な実施を推進する。

(計画及び実績(成果))

生活習慣改善の普及啓発等、健康づくり施策の総合的な推進及び特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標達成に向け、地域保健と職域保健の連携・協働を図り、圏域共通の健康課題の対策に取り組むとともに、市町や事業所における取組支援や健康経営の視点を取り入れた環境整備を促した。

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者
生活習慣病対策連絡会ワーキング部会	①10月9日 ②12月4日	<ul style="list-style-type: none"> 志太榛原地域の健康課題 事業所における運動の啓発について 事業所意識調査の内容及び方法について 	大学、医師会、健康関連企業、協会けんぽ、商工会議所、市町
生活習慣病対策連絡会	令和7年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> 志太榛原地域の健康課題 第4次静岡県健康増進計画 地域別計画の進捗状況 各機関における地域・職域連携事業の取組 意見聴取 	(医師会)、歯科医師会、薬剤師会、労基署、地域産業保健センター、事業所健保組合、協会けんぽ、国保連、社会保険労務士会、商工会議所、商工会、食推協中部連絡会、市町

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
生活習慣病対策連絡会ワーキング部会	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> 志太榛原地域の健康課題 事業所意識調査の結果について 事業所における運動の啓発事業の検討 ※年度後半に第2回を開催予定	大学、医師会、健康関連企業、協会けんぽ、商工会議所、市町

(令和6年度～令和7年度)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	通年	<ul style="list-style-type: none"> 市町間の情報交換、情報提供 市町健康づくり推進協議会、食育推進会議等への出席 健診(検診)受診促進の啓発、生活習慣病の予防啓発 	市町、一般住民、労働基準協会(事業主)等

(評価(課題等)及び改善)

生活習慣病対策連絡会を開催し、第4次静岡県健康増進計画の地域別計画の進捗状況を報告し、地域の健康状態や課題を構成団体と共有した。

また、連絡会のワーキング部会では、働き盛り世代の運動習慣の定着に向けて、事業所における運動の啓発について検討し、検討結果をもとに事業所のアンケートを実施した。

このほか通年で、管内の共通の健康課題である高血圧やかくれメタボ、飲酒習慣について、地域の実態に即したリーフレットを活用して、減塩や適正飲酒を推進した。

イ 重症化予防対策事業

(目的)

住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、地域における生活習慣病の重症化予防体制の整備を支援する。

(計画及び実績(成果))

生活習慣病の重症化予防対策について、市町への聞き取り調査や担当者連絡会で現状と課題を把握し、担当者研修会で資質向上を図ることにより、地域における重症化予防対策の推進を図った。

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	5月8日	・市町間の情報交換、情報提供	市町等
	8月～令和7年3月	・データヘルス計画推進委員会(島田市)、医師連絡会(牧之原市)への出席	
	8月	・健康増進関係事業等ヒアリング	
重症化予防指導者研修会	10月15日	講義及び演習「重症化予防における市町の役割～糖尿病未治療者・治療中断者へのアプローチと対策」 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 顧問 (西部健康福祉センターと共催)	市町等

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	5月22日	・市町間の情報交換、情報提供	市町等
	7～8月	・健康増進関係事業等ヒアリング	

(評価(課題等)及び改善)

慢性腎臓病(CKD)等の発症予防・早期発見・重症化予防のため、地域や職域において生活習慣病対策に関わる指導者の技術の向上に取り組む必要がある。また、重症化予防に取り組むための体制整備について支援を継続していく。

ウ 健康情報の提供

(目的)

県民の健康づくりを推進するため、毎月1日の「県民健康の日」を中心に普及啓発を行う。また、平均気温の上昇や真夏日が増加傾向にあることから熱中症患者が増加する

ことが予測されるため、熱中症の予防や早めの対応について広く周知し、熱中症の発生を防止する。

(計画及び実績 (成果))

〈方法〉 ①庁舎内健康コーナー掲示

②藤枝商工会議所会報誌寄稿 (年6回)

③各種会合出席者 (労働基準協会、給食協会等) への啓発

④市町を通じた熱中症啓発促進及び来庁者向け熱中症警戒アラート発令の掲示

〈内容〉 適正な飲酒、喫煙・受動喫煙の防止、健診受診の勧め、減塩と野菜摂取増加、歯と口の健康、身体活動、熱中症予防、家庭血圧測定、感染症予防、食中毒防止、児童虐待防止、動物保護等

(評価 (課題等) 及び改善)

県民の健康づくりに関わる内容について、毎月1日を中心に普及啓発を行うことで、住民の健康意識の高揚につながった。熱中症については、タイムリーな情報提供により、県民に注意喚起することができた。

(2) 健全な心と体を培う食育の推進

ア 食育推進実践事業

(目的)

生活習慣病と関連の深い食に関し、県民が健全な食生活を実践できるよう、「静岡県食育推進計画」に基づき、食育推進体制の整備や食の環境整備を進めることで、食を通じて住民の健康づくりを推進する。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者	人数
食育指導者研修会	7月2日	講話 「家庭と連携して楽しく食べる「食育」をすすめるために―「咀嚼の発達」と「嗜好の発達」を中心に― 講師 名古屋短期大学教授 情報交換「家庭と連携して楽しく食べる「食育」をすすめるために」 園における食育取組事例集の作成、配布	保育所、認定こども園、市町児童課等の管理栄養士等	76人 58施設、行政職員
食育連絡会	5月29日	栄養連絡会 ・食育推進事業について ・災害時の栄養・食生活支援について	市町栄養業務担当職員、農林事務所職員	13人
各市町食育推進会議開催支援	通年	・市町食育推進事業計画の策定 ・市町食育推進計画進捗状況の確認 ・食育推進事業の検討 等	4市町	(11回)
適正な食習慣の推進	令和7年2月17日	・小学校における「適塩教室」の開催	小学1年生	12人

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者	人数
食育連絡会	6月2日	栄養連絡会 ・食育推進事業について ・災害時の栄養・食生活支援について	市町栄養業務担当職員、農林事務所職員	21人
各市町食育推進会議開催支援	通年	・各市町食育推進事業計画の策定 ・各市町食育推進計画進捗状況の確認 ・食育推進事業の検討等	4市町	(4回)

(評価(課題等)及び改善)

食育連絡会では、各市町の食育推進会議の運営方法や重点事業等についての情報を共有し、情報交換することで、各市町の取組の推進を図ることができた。また、農林事務所において進める食育事業についても市町と共有して連携を図ることができた。

イ 食の環境整備事業

(目的)

住民の健康づくりを食生活の面から支援する体制を整え、適切な健康情報を提供するため、状況調査や関係者・関係機関との情報交換、研修会等を開催する。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者
減塩に取り組む環境整備	通年	・当所で作成した減塩啓発資料、「お塩のとりかたチェック票」配布 ・給食施設実態調査時のアンケート実施・分析 ・静岡県給食協会志太榛原支部会員施設への減塩に関する講話	市町、企業、給食施設等
聞き取り調査	7～8月	地域高齢者の食に関する支援について	市町健康増進・国保・地域包括ケア担当職員

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
減塩に取り組む環境整備	通年	・当所で作成した減塩啓発資料、「お塩のとりかたチェック票」配布 ・給食施設実態調査時のアンケート実施・分析 ・静岡県給食協会志太榛原支部会員施設への減塩に関する情報提供	市町、企業、給食施設等
聞き取り調査	7～8月	地域高齢者の食に関する支援について	市町健康増進・国保担当職員

(評価 (課題等) 及び改善)

以前の「減塩55プログラム」から継続した取組として、啓発資料や「お塩のとりかたチェック票」の活用、給食施設の状況調査や減塩の取組促進を実施している。

地域高齢者に対する食支援の取組や低栄養対策については、今後さらに地域の現状を把握するとともに、食支援が必要な方に適切な介入ができるよう体制整備を進めていく必要がある。

(3) 給食施設に対する指導事業

(目的)

特定多数人に継続的に食事を供給する施設の実態を把握するとともに、必要な指導・支援を行い、栄養管理体制の整備を促し、給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防を図る。

(計画及び実績 (成果))

ア 給食施設数 (給食施設実態調査時)

種別	令和6年度	令和7年度	種別	令和6年度	令和7年度
学校	18	19	事業所	34	35
病院	13	13	寄宿舎	3	3
介護老人保健施設	13	13	自衛隊	1	1
老人福祉施設	50	48	一般給食センター	7	7
児童福祉施設	79	80	その他	9	10
社会福祉施設	5	5	計	232	234

(令和6・7年度とも、7月1日現在の施設数)

イ 個別指導

対象区分 (栄養士有無)		特定給食施設				その他の給食施設		計
		1回100食以上又は 1日250食以上		1回300食以上又は 1日750食以上		1回50食以上又は1日 100食以上、その他		
		有	無	有	無	有	無	
令和6年度	巡回	30	4	12	0	6	5	57
	巡回以外	1	0	3	1	0	4	9
令和7年度 (8月31日現在)	巡回	3	3	1	0	0	1	8
	巡回以外	1	0	0	0	0	0	1

ウ 集団指導

(令和6年度)

実施日	内容	対象	施設数
6月4日	静岡県給食協会志太榛原支部総会 講話 第4次食育推進計画と管内の健康課題について 中部保健所 健康増進課職員	給食協会会員 施設	50施設 59人

7月2日	講話 「家庭と連携して楽しく食べる「食育」をすすめるためにー「咀嚼の発達」と「嗜好の発達」を中心にー」 講師 名古屋短期大学教授 情報交換「家庭と連携して楽しく食べる「食育」をすすめるために」 園における食育取組事例集の作成、配布	保育所、認定こども園、市町児童課等の管理栄養士等	58施設 76人、 行政職員
令和7年 1月16日	静岡県給食協会志太榛原支部栄養士研修会 講演「乳和食」 講師 管理栄養士・ミルク研究家・フードビジネスコーディネーター	給食協会会員 施設	22施設 25人
1月28日	地域保健福祉関係者研修会 講演「令和6年能登半島地震災害支援活動に参加して～自施設の取組～」 講師 医療法人社団一穂会 西山病院 管理栄養士（静栄DAT部長） 情報提供、情報交換「災害時の備え」	病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設等	30施設 33人

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

実施日	内 容	対 象	施設数
5月29日	静岡県給食協会志太榛原支部総会・衛生講習会 ・情報提供「第4次食育推進計画と管内の取組」 ・講話「食中毒の発生状況、HACCPによる衛生管理」 講師：中部保健所 衛生業務職員	給食協会会員 施設	49施設 65人

(評価(課題等)及び改善)

給食施設実態調査を通じ、栄養士のいない施設や栄養管理上指導の必要性が高い施設等に対して、計画的かつ重点的な個別指導を行うことで、給食施設の質の向上が図られた。

(4) 禁煙・受動喫煙防止対策事業

(目的)

「静岡県健康増進計画」の目標である「喫煙者を減らす」「受動喫煙の機会を減らす」等を推進するため、喫煙と健康に関する正しい知識を普及するとともに、地域の関係者と連携した禁煙・受動喫煙防止対策の推進を図る。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

区 分	実施日	内 容	対象者
相談、届出受 理等	通 年	・県条例及び健康増進法の一部改正についての電話 や来所相談、苦情への対応 ・喫煙可能室設置施設届出についての相談や受理 ・衛生業務課にて、新規飲食店営業許可申請者に対して標識交付	飲食店、 市町、一 般住民等

普及啓発等	通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ関係事業について情報（健康増進指導技術連絡会議） ・世界禁煙デー・禁煙週間の普及啓発（ポスター掲示、のぼり旗設置、庁内放送等） ・飲食店等へ啓発資料の提供 ・喫煙及び受動喫煙防止（法・県条例の制度周知）に関する啓発リーフレットの配布 ・事業所におけるたばこ対策アンケート実施 	市町、学校、一般住民、飲食店等
-------	-----	---	-----------------

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	実施日	内 容	対象者
相談、届出受理等	通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・県条例及び健康増進法の一部改正についての電話や来所相談、苦情への対応 ・喫煙可能室設置施設届出についての相談や受理 ・新規飲食店営業許可申請者に対して標識交付 	飲食店、市町、一般住民等
受動喫煙対策キャンペーン (店舗調査)	5～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の全国一斉キャンペーンとして、喫煙可能店及び専用喫煙室設置店を訪問して調査 	14店舗
こどもから大人へのメッセージ事業	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・寸劇によるたばこについての健康教育 	小学校の児童及び保護者
普及啓発等	通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の禁煙支援の状況について情報交換（健康増進指導技術連絡会議） ・世界禁煙デー・禁煙週間の普及啓発（ポスター掲示、のぼり旗設置、資料提供等） ・飲食店等へ啓発資料の提供 ・喫煙及び受動喫煙防止（法・県条例の制度周知）に関する啓発リーフレットの配布 	市町、一般住民、飲食店、給食施設等

(評価（課題等）及び改善)

健康増進法改正から5年経ち、飲食店の標識掲示は進んでいるが、廃業や開店の回転が速いため、制度周知を引き続き行っていく必要がある。

地域と職域の連携を図って研修会や連絡会を開催することにより、事業所等における受動喫煙対策・禁煙支援対策を強化していく。

(5) 歯科保健対策事業

(目 的)

歯を失う二大要因である「むし歯」と「歯周病」の予防と口腔機能の維持・向上を推進するため、歯や口の健康づくり推進体制を整備する。

(計画及び実績（成果）)

(令和6年度)

区分	実施時期	内 容	対象者
普及啓発	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「歯と口の健康週間」啓発資料の掲示・配架 	来庁者
市町支援	通 年	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健関係調査、連絡会議等での取組状況の把握と情報提供 ・住民歯科会議の出席 	市町

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施時期	内容	対象者
普及啓発	6月	・「歯と口の健康週間」啓発資料の掲示・配架	来庁者
市町支援	通年	・歯科保健関係調査、連絡会議等での取組状況の把握と情報提供 ・住民歯科会議等への出席(2回)	市町

(評価(課題等)及び改善)

地域における歯科保健の現状と課題を提示し、歯科保健に関する正しい知識を啓発したことで、各市町の歯科保健対策の推進や住民への普及が図られた。

(6) 健康増進指導事業

(目的)

地域保健福祉対策を推進するため、各市町に効果的な取組を促し、地域保健関係者の人材育成及び技術向上を図る。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者
健康増進指導技術連絡会議	5月8日	第1回健康増進関係事業情報交換会 ・県及び中部健康福祉センターの健康増進関係事業 ・各市町健康課題対策重点事業 ・情報交換・意見交換	市町健康増進担当課職員
	5月29日	第1回栄養連絡会 ・各市町の食育関係業務の実施状況 ・災害時の栄養・食生活支援 ・栄養関係業務の情報交換・検討	市町栄養業務担当職員 農林事務所職員
	6月26日	災害時健康支援担当者連絡会 ・情報提供(災害時の栄養士派遣について) ・情報交換(受援に関する訓練の実施状況等) ・ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)操作演習	市町災害時健康支援担当職員(中部方面本部管内)、中部地域局職員
	7月18日	第1回統括保健師連絡会 ・統括保健師の役割 ・保健師活動領域調査からみる活動の傾向 ・情報交換(災害時配備体制、保健師育成等)	市町統括保健師
	令和7年1月15日	第2回健康増進関係事業情報交換会 ・R6年度事業実施状況とR7事業実施計画 ・がん検診の実施状況と課題について 助言 静岡社会健康医学大学院大学教授	市町健康増進担当課職員
	2月4日	第2回統括保健師連絡会 ・市町からの報告(島田市、藤枝市) ・情報交換(災害に向けた体制整備、保健師確保)	市町統括保健師

	3月12日	第2回栄養連絡会 ・栄養・食育関係業務における新規・重点的な取組 ・災害時栄養・食生活支援 ・栄養関係業務の情報交換・検討	市町栄養業務 担当職員
聞き取り 調査	8月	健康増進関係事業等ヒアリング ・健康増進事業、がん検診、生活習慣病の重症化予 防事業、高齢者の食に関する支援等	市町健康増 進・国保・地 域包括ケア担 当職員
各市町 健康づくり 推進協議会	通年	市町における健康増進・保健事業の実施計画及び報 告、各市町の策定と進捗	5市町9回 (うち健康管 理部会1回)
地域保健 福祉関係 者研修会	令和7年 1月28日	講話「令和6年能登半島地震災害支援活動に参加し て～自施設での取組～」 講師 医療法人社団一穂会 西山病院 管理栄養士(静栄DAT部長) 情報交換「災害時の備え」	給食施設の管 理栄養士・栄 養士等
新任地域 保健従事 者研修	①11月7日 ②令和7年 1月30日	講義「事業評価」 講師 静岡県立大学看護学部教授	1～3年目の 市町保健師、 栄養士
	10月～ 12月	実務研修 (所属以外の管内市町及び健康福祉センターの保健 事業を見学又は実務を経験)	1～3年目の 市町保健師、 栄養士
小規模町 支援事業	通年	・第3次保健計画・食育推進計画の推進支援 ・災害時健康支援に関する助言、情報提供等 ・精神福祉保健活動、母子保健対策の支援(福祉課)	川根本町

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内 容	対象者
健康増進 指導技術 連絡会議	5月22日	第1回健康増進関係事業情報交換会 ・県及び中部健康福祉センターの健康増進関係事業 ・各市町健康課題対策重点事業 ・情報交換・意見交換	市町健康増進 担当職員
	6月2日	第1回栄養連絡会 ・食育推進事業について ・災害時の栄養・食生活支援	市町栄養業務 担当職員
	6月30日	災害時健康支援連絡会 ・南海トラフ巨大地震の概要と被害想定 ・中部方面本部の組織体制と災害対策 ・ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)等の 機能と操作	市町災害時健 康支援担当課 (中部方面本 部管内)、中 部地域局職員
	7月16日	第1回統括保健師連絡会 ・管内市町の保健師・栄養士の状況 ・各市町の人材育成の現状と課題 ・地域保健従事者の研修について ・情報交換(災害時アクションカード等)	市町統括保健 師

聞き取り調査	4月	人材育成ヒアリング	市町人材育成担当職員
	7～8月	健康増進関係事業等ヒアリング ・健康増進事業、がん検診、生活習慣病の重症化予防事業、高齢者の食に関する支援等	市町健康増進・国保担当職員
各市町健康づくり推進協議会	通年	市町における健康増進・保健事業の実施計画及び報告、各市町の策定と進捗	3市4回
小規模町支援事業	通年	・保健師確保の支援 ・第3次保健計画・食育推進計画の推進支援 ・災害時健康支援に関する助言、情報提供等 ・精神福祉保健活動、母子保健対策の支援（福祉課）	川根本町

(評価(課題等)及び改善)

健康づくりに関する情報提供・情報交換の機会を設けるとともに、研修会の開催や小規模町に対する支援を行ったことにより、各市町に効果的な取組を促し、市町の保健師・管理栄養士など地域保健に携わる職員及び給食施設の管理栄養士等の人材育成と技術向上を図ることができた。

(7) 健康づくりリーダー育成・支援事業

(目的)

地域における健康づくりの取組を充実させるため、ボランティア等の健康づくりに関わる住民組織に対して研修や連絡会等を行う。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

区分	実施日	内容	対象者
健康づくり食生活推進員活動連絡会	①4月25日 ②令和7年3月12日	食推協事業計画、事業報告、意見交換・情報交換	健康づくり食生活推進員、市町担当者
料理講習会	11月20日	牛乳・乳製品料理講習会 講話・調理実習 「骨粗しょう症の予防と食事について」	
地域交流会	10月16日	ペタンクで交流を深めよう	

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
健康づくり食生活推進員活動連絡会	5月8日	食推協事業計画、事業報告、意見交換・情報交換	健康づくり食生活推進員、市町担当者
料理講習会	6月17日	牛乳・乳製品料理講習会 講話・調理実習 「牛乳乳製品で毎日健康!栄養とおいしさのヒント」	

(評価(課題等)及び改善)

地域の健康づくりの担い手である健康づくり食生活推進員等が、組織間の情報交換や講習等を行うことにより、地域活動の充実・活性化が促進された。料理講習会の様子の動画や写真、各組織から提供された写真をもとに、会のPR動画を作成し、各組織での活動や養成講座等で活用している。

管内全市町に組織があることが、管内の特徴であったが、令和3年度末に1組織が県組織から脱会した。各組織代表者や市町担当者と共に、現在の状況にあった実施方法等を検討しながら、会員の意欲向上につながるよう支援を継続していく。

(8) 民間協働による健康課題解決プロジェクト推進事業

(目的)

健康課題の改善、健康寿命の更なる延伸を目指すため、民間企業等との協働による「働く人等の運動習慣の改善及び食生活の改善」について事業を展開する。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

項目	実施日	内容	対象者
ふじのくに健康づくり推進宣言事業所の拡大	通年	健康づくり事業所宣言 助言・受付	宣言事業所
		健康経営についての啓発 (資料配布等)	給食施設(事業所、一般給食センター)等
健康づくりアドバイザー派遣	①9月24日 ②10月21日 ③令和7年 2月6日	事業所における健康教育のため健康運動指導士、保健師、理学療法士を派遣	①新東海製紙(株) 社員65人 ②(株)赤阪鐵工所 社員28人 ③静岡県大井川広域水道企業団 社員25人
社内食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援、しずおか健幸惣菜の普及	通年	・健幸惣菜レシピの配布 ・給食施設巡回指導時における助言	給食施設(事業所、一般給食センター)

(令和7年度)

(令和7年8月31日時点)

項目	実施日	内容	対象者
ふじのくに健康づくり推進宣言事業所の拡大	通年	健康づくり事業所宣言 報告・更新・情報提供等	宣言事業所
		健康経営についての啓発 (資料配布等)	給食施設(事業所、一般給食センター)等

社内食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援、しずおか健幸惣菜の普及	通年	・健幸惣菜レシピの配布 ・給食施設巡回指導時における助言	給食施設（事業所、一般給食センター）
------------------------------------	----	---------------------------------	--------------------

（評価（課題等）及び改善）

企業における健康経営の考え方は浸透しはじめており、ふじのくに健康づくり推進事業所宣言をしている事業所数は増えている。宣言事業所への健康関連ポスターの送付や健康づくりアドバイザーの派遣等により、関係づくりに努めながら情報提供している。

（9）栄養士・管理栄養士免許関係事務

（目的）

根拠法令・関係要領に基づき、栄養士・管理栄養士免許の事務処理を適正に行う。

（計画及び実績（成果））

	申請区分	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
管理栄養士	管理栄養士免許申請	25	22
	管理栄養士名簿訂正申請	20	6
	管理栄養士免許証書換え交付申請	20	6
	管理栄養士免許証再交付申請	1	1
栄養士	栄養士免許申請	22	1
	栄養士名簿訂正申請*	35	16
	栄養士免許証書換え交付申請*	24	10
	栄養士免許証再交付申請*	7	4

※他保健所からの移送受理分を含む

（評価（課題等）及び改善）

個人情報の扱いに留意して適切な処理・交付を行った。また、申請書類をチェック票で確認することで窓口対応がスムーズにできた。引き続き適切な事務処理ができるよう、工夫していく。

《相談部》

5 中央児童相談所（相談判定課・育成課・一時保護課）

1 業務概要・目的

子どもの福祉向上のため、児童福祉に関するあらゆる問題について相談に応じ、医学・心理学・社会福祉学等の専門的知識や技術によって診断し、それぞれのケースに適切な助言・指導を行い、効果的な処遇に努める。

児童問題は、家族を含めた社会・地域情勢との関わりが深いことから、福祉・教育・警察等地域内各機関との緊密な連携による支援体制を確立するため、相談の一義的な窓口である市町の相談体制の充実整備へ向けての支援やネットワーク作りを進める。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）児童相談の受付と処理

（目的）

児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又はニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の最善の福祉を図る。

（計画及び実績（成果））

児童相談種類別対応状況調

（単位：人）

相談種別		年度別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
養護相談	児童虐待相談	387	327	121
	その他の相談	25	17	15
保健	相談	0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	1	1
	視聴覚障害	1	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	5	2	2
	知的障害	1,093	1,146	483
非行相談	発達障害	2	0	1
	ぐ犯行為等	35	39	14
育成相談	触法行為等	15	16	7
	性格行動	23	26	24
	不登校	1	0	0
	適性	0	0	0
その他	育児・しつけ	1	0	0
その他の相談		52	141	19
計		1,640	1,715	687

相談別市町別児童受付状況

(令和5年度)

(単位：人)

区分	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
島田市	46	5	0	0	0	0	0	258	0	1	0	3	0	0	0	4	317
焼津市	119	11	0	0	1	0	3	309	2	16	8	2	0	0	0	14	485
藤枝市	155	3	0	0	0	0	0	311	0	13	4	13	0	0	1	18	518
牧之原市	31	4	0	0	0	0	2	118	0	2	2	0	0	0	0	7	166
市部計	351	23	0	0	1	0	5	996	2	32	14	18	0	0	1	43	1,486
吉田町	33	2	0	0	0	0	0	83	0	1	1	5	1	0	0	8	134
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	13	0	2	0	0	0	0	0	1	16
郡部計	33	2	0	0	0	0	0	96	0	3	1	5	1	0	0	9	150
管外	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	387	25	0	0	1	0	5	1,093	2	35	15	23	1	0	1	52	1,640
構成比(%)	23.6	1.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	66.6	0.1	2.1	0.9	1.4	0.1	0.0	0.1	3.2	100.0

(令和6年度)

(単位：人)

区分	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
島田市	56	2	0	1	0	0	0	252	0	7	4	4	0	0	0	24	350
焼津市	95	4	0	0	0	0	0	320	0	13	4	9	0	0	0	36	481
藤枝市	119	6	0	0	0	0	2	361	0	14	3	7	0	0	0	41	553
牧之原市	33	1	0	0	0	0	0	130	0	3	3	1	0	0	0	33	204
市部計	303	13	0	1	0	0	2	1,063	0	37	14	21	0	0	0	134	1,588
吉田町	23	1	0	0	0	0	0	72	0	1	2	5	1	0	0	7	112
川根本町	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5
郡部計	24	2	0	0	0	0	0	76	0	1	2	5	0	0	0	7	117
管外	0	2	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	10
合計	327	17	0	1	0	0	2	1,146	0	39	16	26	0	0	0	141	1,715
構成比(%)	19.1	1.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	66.8	0.0	2.3	0.9	1.5	0.0	0.0	0.0	8.2	100.0

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)(単位:人)

区分	養護		保健	障害						非行		育成			その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
島田市	34	3	0	0	0	0	1	89	0	2	2	8	0	0	0	1	140
焼津市	34	3	0	0	0	0	0	128	0	1	0	4	0	0	0	4	174
藤枝市	26	6	0	1	0	0	0	149	1	8	3	9	0	0	0	11	214
牧之原市	11	1	0	0	0	0	1	57	0	0	1	1	0	0	0	0	72
市部計	105	13	0	1	0	0	2	423	1	11	6	22	0	0	0	16	600
吉田町	16	1	0	0	0	0	0	54	0	0	1	2	0	0	0	2	76
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
郡部計	16	1	0	0	0	0	0	59	0	0	1	2	0	0	0	2	81
管外	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	6
合計	121	15	0	1	0	0	2	483	1	14	7	24	0	0	0	19	687
構成比(%)	17.6	2.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	70.3	0.1	2.0	1.0	3.5	0.0	0.0	0.0	2.8	100.0

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度の相談受付状況は、前年度に比べ4.6%増加している(1,640件→1,715件)。相談者、通報者のニーズや訴えを丁寧に聴取し、必要に応じて家族や家庭に関する調査を行い、円滑な支援の開始に結びつけることができた。

(2) 児童虐待相談への対応

(目的)

虐待の深刻化、重度化を防止するため、児童虐待を発見しやすい立場にある学校、保育所、幼稚園、病院など関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応を図る。

(計画及び実績(成果))

虐待相談対応件数

(単位:件)

種別/年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (8月31日現在)
対応件数	243	225	276	442	399	361	421	353	101
内訳	身体的虐待	75	54	67	84	58	70	55	16
	性的虐待	4	5	6	6	1	5	2	1
	心理的虐待	126	108	163	261	256	231	315	72
	ネグレクト	38	58	40	91	84	52	34	12

虐待相談受付経路

(単位：件)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
関係機関	市町福祉	40	26	14
	児童委員	0	0	0
	保健所・保健センター	5	0	0
	医療機関	12	32	1
	児童福祉施設・保育所	0	2	0
	警察等	258	219	62
	幼稚園・学校・教育委員会	6	12	7
	その他	11	12	6
家族等	虐待者本人	13	3	4
	家族・親戚	15	12	5
	近隣・知人	58	29	0
	児童本人	3	6	2
合 計		421	353	101

虐待相談対応状況

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
助言指導	53	249	80
継続指導	331	78	13
他機関斡旋	2	0	2
児童福祉司指導	11	7	2
児童委員指導	0	0	0
児童家庭支援センター指導委託	0	0	0
市町村送致	20	7	3
福祉事務所送致・通知	1	2	0
訓戒・誓約	0	0	0
児童福祉施設入所	2	3	1
里親委託	1	2	0
その他	0	5	0
計	421	353	101

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度の児童虐待対応件数は令和5年度と比べ減少している。児童虐待対応においては、通報後48時間以内の児童の安全確認や一時保護等を行い、児童の最善の利益を第一に考えた対応を行った。

また、地域の関係機関との連携を密にし、早期対応を心がけるとともに、リスクの高いケースに対してはきめ細かく対応し、死亡・重症事例の発生を防ぐことができた。

(3) 家庭支援相談等事業「子ども・家庭110番」

(目的)

児童や家庭からの悩み、問題に対し、早期に適切な支援を行うため、「子ども・家庭110番」を設置し電話相談に応じる。(県内4か所に専用回線を置き、受信した電話は中央児童相談所に自動転送され、電話相談員が相談に応じている。)

(計画及び実績(成果))

家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)

(令和5年度)(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比(%)	
養護	0	584	251	53	127	1,015	38.7	
保健	0	49	24	11	61	145	5.5	
障害相談	肢体	0	0	0	0	0	0.0	
	視聴覚	0	1	0	0	1	0.0	
	言語発達	0	13	12	8	9	42	1.6
	重症心身	0	0	0	0	0	0	0.0
	知的障害	0	0	4	1	1	6	0.2
	自閉症	0	0	0	1	6	7	0.3
非行	0	2	3	1	12	18	0.7	
育成相談	性格行動	0	57	78	17	88	240	9.1
	不登校	0	5	3	7	3	18	0.7
	適性	0	26	62	7	24	119	4.5
	しつけ	0	72	29	7	50	158	6.0
学校	0	122	166	31	92	411	15.7	
被害	0	2	4	4	12	22	0.8	
その他	3	225	148	12	36	424	16.1	
合計	3	1,158	784	160	521	2,626	100.0	
無言						919		
いたづら						7		
その他						9		

(令和6年度)(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比(%)	
養護	2	468	180	29	161	840	31.1	
保健	0	79	40	11	40	170	6.3	
障害相談	肢体	0	0	0	0	0	0.0	
	視聴覚	0	0	0	0	0	0.0	
	言語発達	0	6	2	7	8	23	0.9
	重症心身	0	0	0	0	0	0	0.0
	知的障害	0	1	2	0	2	5	0.2
	自閉症	0	1	2	0	3	6	0.2
非行	1	1	2	2	17	23	0.9	
育成相談	性格行動	0	67	54	13	63	197	7.3
	不登校	0	2	3	0	1	6	0.2
	適性	0	49	21	12	13	95	3.5
	しつけ	0	71	24	7	38	140	5.2
学校	0	149	221	42	81	493	18.3	
被害	0	1	1	4	10	16	0.6	
その他	1	386	252	15	33	687	25.4	
合計	4	1,281	804	142	470	2,701	100.0	
無言						1,231		
いたづら						1		
その他						25		

(令和7年度)
(令和7年度8月31日現在)(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比(%)	
養護	3	288	64	20	73	448	32.4	
保健	0	50	6	3	20	79	5.7	
障害相談	肢体	0	0	0	0	0	0.0	
	視聴覚	0	0	0	0	0	0.0	
	言語発達	0	2	31	6	7	46	3.3
	重症心身	0	0	0	0	0	0.0	
	知的障害	0	0	0	0	0	0.0	
	自閉症	0	1	0	0	1	2	0.1
非行	0	3	3	3	11	20	1.4	
育成相談	性格行動	0	39	13	5	39	96	7.0
	不登校	0	0	1	0	2	3	0.2
	適性	0	14	15	0	8	37	2.7
	しつけ	0	58	11	2	26	97	7.0
学校	1	94	44	19	48	206	14.9	
被害	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	0	259	62	6	20	347	25.1	
合計	4	808	250	64	255	1,381	100.0	
無言						661		
いたずら						1		
その他						14		

電話相談への技術的援助

年 度	内 容	回数等
令和5年度	電話相談員に対する技術的援助	11回
	保護者への電話相談	2回
令和6年度	電話相談員に対する技術的援助	12回
	保護者への電話相談	3回
令和7年度 (8月31日現在)	電話相談員に対する技術的援助	5回
	保護者への電話相談	1回

(評価(課題等)及び改善)

家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)の受付件数は、令和5年度と令和6年度を比較すると、75件増加した。令和2年以降、2年連続で相談件数が減少したことから、初回の相談者に対しては、本事業についての説明及び活用方法について案内することとし、2回目以降の相談利用につなげたことで、令和4年度以降受付件数は増加傾向となっている。

相談種別においては、令和7年8月31日までに、思春期年齢の児童の家庭内での金銭持ち出し、家出等の非行相談が増加した。

日常的なしつけの相談から、障害、非行、学校生活など多岐に渡る相談種別に対応するため、相談員の専門性を高める必要がある。そのため、電話相談等支援専門員による技術的援助を実施し、ケース検討においてケースの理解を深めること、相談者に対しどのような対応をすれば良いのか助言指導を受けている。また、電話相談等支援専門員による実際の電話対応を見学研修することで、電話相談員の専門性の向上につながっている。

(4) 24時間365日児童相談体制強化事業

(目的)

全国共通児童虐待専用ダイヤル(189)を設置し、児童相談所の開庁時間だけでなく夜間、休日を含め、24時間365日いつでも相談を受け付け、即時対応できる体制を整えて、児童虐待相談に適切に対応する。

(計画及び実績(成果))

主訴別件数

(単位:人)

主訴別 年度	虐待					虐待以外							計		
	身体	性	心理	ネグレクト	小計	養護	性行	ぐ犯	不登校	しつけ	障害	保健		その他一般	小計
令和6年度	15	3	24	15	57	7	4	0	4	23	5	2	22	67	124
令和7年度 (8月31日現在)	13	1	10	4	28	3	18	0	0	0	0	0	15	36	64

相談・通報経路

(単位:人)

年度/経路別	本人	家族	その他一般	関係機関	計
令和6年度	8	65	48	3	124
令和7年度 (8月31日現在)	8	39	15	2	64

(評価・課題等及び改善)

夜間、休日の受電業務については民間事業者へ業務委託しており、専門的なスキルを有する職員が児童虐待相談をはじめ、子どもに関するすべての相談に応じている。

緊急性のある電話が入った場合には、受託業者から児童相談所に迅速に引き継がれ、児童の安全確保を図っている。

(5) 一時保護事業

① 一時保護・委託の状況

(目的)

虐待等のため家庭から一時的に分離が必要な児童や、保護者の拘留や入院等で緊急に保護を要する児童を、児童相談所一時保護所等で保護し、児童の安全を確保する。

(計画及び実績(成果))

一時保護(委託)の状況

(単位:人)

保護場所別/年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
一時保護所	東部	0	1	0
	中央	67	50	25
一時保護委託		95	135	50
計		162	186	75

一時保護委託先

委託先別／年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度 (8月31日現在)		
	児童数 (人)	委託日 数 (日)	児童数 (人)	委託日 数 (日)	児童数 (人)	委託日 数 (日)	
警 察 署	0	0	0	0	0	0	
病 院	2	64	4	108	6	114	
施 設	乳児院	4	113	6	364	0	0
	児童養護施設	10	50	10	93	3	53
	障害児入所施設	3	40	21	156	3	49
	児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0
	自立援助ホーム	1	56	8	258	6	99
里親・ファミリーホーム	67	1,285	83	1,895	30	569	
その他	8	182	3	60	2	20	
計	95	1,790	135	2,934	50	904	

(評価(課題等)及び改善)

令和7年度は、前年度同様、委託先について、里親・ファミリーホームの割合が60%を超えている。家庭養育優先の原則に基づいた積極的な支援を実施している。また、近年自立援助ホームの利用が増加しており、児童の将来などを見据えた支援を実施している。

② 一時保護所での保護の状況

(目的)

おおむね2歳から18歳未満までの児童を対象として、県下5児童相談所(賀茂・東部・富士・中央・西部)の一時保護業務を行う。

(計画及び実績(成果))

入所児童の状況

年齢別・性別入所状況

(令和7年度は、8月31日現在)(単位:人)

年度/ 年齢別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	
5	男	0	1	1	0	2	4	3	5	8	3	14	4	12	14	8	1	1	0	81
	女	0	1	1	6	3	2	4	4	7	4	5	3	6	8	6	1	4	0	65
	計	0	2	2	6	5	6	7	9	15	7	19	7	18	22	14	2	5	0	146
6	男	0	0	0	1	2	4	3	4	4	2	6	5	8	4	3	1	1	0	48
	女	0	0	0	2	1	3	1	1	4	1	3	3	8	6	7	5	8	0	53
	計	0	0	0	3	3	7	4	5	8	3	9	8	16	10	10	6	9	0	101
7	男	0	0	0	2	0	2	3	2	1	2	1	0	2	3	1	3	0	0	22
	女	0	0	1	1	2	4	1	1	1	2	1	1	3	1	0	4	2	0	25
	計	0	0	1	3	2	6	4	3	2	4	2	1	5	4	1	7	2	0	47

相談別入所状況

(令和7年度は、8月31日現在)

年度/相談種別		養護	ぐ犯	触法	不登校	性行	計
5	実数(人)	94 (内虐待72)	16	6	0	30	146
	構成比(%)	64.4	11.0	4.1	0.0	20.5	100.0
	延べ日数(日)	2,655	195	246	0	640	3,736
	1人平均在所日数(日)	28.2	12.2	41.0	-	21.3	25.6
	実数(人)	58 (内虐待46)	19	2	0	22	101
6	構成比(%)	57.4	18.8	2.0	0.0	21.8	100.0
	延べ日数(日)	2,626	476	18	0	802	3,922
	1人平均在所日数(日)	45.3	25.1	9.0	-	36.5	38.8
	実数(人)	29 (内虐待18)	11	0	0	7	47
7	構成比(%)	61.7	23.4	0.0	0.0	14.9	100.0
	延べ日数(日)	1,005	248	0	0	300	1,553
	1人平均在所日数(日)	34.7	22.5	-	-	42.9	33.0

児童相談所別入所状況

(令和7年度は、8月31日現在)

年度/相談種別		賀茂	東部	富士	中央	西部	計
5	実数(人)	3	28	24	63	28	146
	構成比(%)	2.0	19.2	16.4	43.2	19.2	100.0
	延べ日数(日)	92	584	750	1,759	551	3,736
	1人平均在所日数(日)	30.7	20.9	31.3	27.9	19.7	25.6
6	実数(人)	2	8	22	50	19	101
	構成比(%)	2.0	7.9	21.8	49.5	18.8	100.0
	延べ日数(日)	16	351	1,081	1,891	583	3,922
	1人平均在所日数(日)	8.0	43.9	49.1	37.8	30.7	38.8
7	実数(人)	0	8	4	25	10	47
	構成比(%)	0.0	17.0	8.5	53.2	21.3	100.0
	延べ日数(日)	0	95	41	539	878	1,553
	1人平均在所日数(日)	-	11.9	10.3	21.6	87.8	33.0

対応状況

(令和7年度は、8月31日現在) (単位:人)

年度	施設入所	里親委託	帰宅	他機関	その他	一時保護 継続中	計
5	14	3	89	12	21	7	146
6	20	3	44	9	22	3	101
7	7	3	25	2	3	7	47

相談別・市町別入所状況

(令和6年度)

(単位:人)

児相・市町/相談種	養護	虐待	ぐ犯	触法	不登校	性行	合計	
賀茂	下田市	0	0	0	0	0	0	
	東伊豆町	0	0	1	0	0	1	
	河津町	0	0	0	0	0	0	
	南伊豆町	0	0	0	0	1	1	
	松崎町	0	0	0	0	0	0	
	西伊豆町	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	1	0	0	1	2
東部	沼津市	1	0	0	0	0	2	3
	熱海市	0	0	0	0	0	0	0
	三島市	0	0	0	0	0	0	0
	伊東市	0	1	0	0	0	0	1
	御殿場市	0	1	0	0	0	0	1
	裾野市	0	0	0	0	0	0	0
	伊豆市	0	0	0	0	0	0	0
	伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0
	函南町	0	1	0	0	0	1	2
	清水町	0	0	0	0	0	0	0
	長泉町	0	0	0	0	0	0	0
	小山町	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	0	1
	小計	1	4	0	0	0	3	8
富士	富士宮市	0	5	2	0	0	1	8
	富士市	1	7	2	1	0	3	14
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	12	4	1	0	4	22
中央	島田市	0	1	1	1	0	3	6
	焼津市	3	9	7	0	0	2	21
	藤枝市	0	8	4	0	0	2	14
	牧之原市	0	1	1	0	0	2	4
	吉田町	0	1	0	0	0	2	3
	川根本町	0	1	0	0	0	0	1
	その他	1	0	0	0	0	0	1
	小計	4	21	13	1	0	11	50
西部	磐田市	2	3	1	0	0	0	6
	掛川市	0	2	0	0	0	0	2
	袋井市	3	4	0	0	0	1	8
	湖西市	0	0	0	0	0	1	1
	御前崎市	0	0	0	0	0	0	0
	菊川市	0	0	0	0	0	1	1
	森町	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	0	0	0	0	1
小計	6	9	1	0	0	3	19	
計	12	46	19	2	0	22	101	

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在) (単位:人)

児相・市町／相談種	養護	虐待	ぐ犯	触法	不登校	性行	合計
賀茂	下田市	0	0	0	0	0	0
	東伊豆町	0	0	0	0	0	0
	河津町	0	0	0	0	0	0
	南伊豆町	0	0	0	0	0	0
	松崎町	0	0	0	0	0	0
	西伊豆町	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
東部	沼津市	3	2	0	0	0	5
	熱海市	0	0	0	0	0	0
	三島市	0	0	1	0	0	2
	伊東市	0	0	0	0	0	0
	御殿場市	0	1	0	0	0	1
	裾野市	0	0	0	0	0	0
	伊豆市	0	0	0	0	0	0
	伊豆の国市	0	0	0	0	0	0
	函南町	0	0	0	0	0	0
	清水町	0	0	0	0	0	0
	長泉町	0	0	0	0	0	0
	小山町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	3	3	1	0	0	8
富士	富士宮市	2	0	0	0	0	2
	富士市	0	2	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	2	2	0	0	0	4
中央	島田市	1	2	1	0	0	5
	焼津市	1	4	3	0	0	8
	藤枝市	0	1	5	0	0	6
	牧之原市	0	2	1	0	0	3
	吉田町	0	1	0	0	2	3
	川根本町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	2	10	10	0	0	25
西部	磐田市	3	1	0	0	2	6
	掛川市	0	0	0	0	0	0
	袋井市	1	2	0	0	1	4
	湖西市	0	0	0	0	0	0
	御前崎市	0	0	0	0	0	0
	菊川市	0	0	0	0	0	0
	森町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	4	3	0	0	3	10
計	11	18	11	0	0	7	47

(評価(課題等)及び改善)

一時保護を必要とする児童を個々の事情に応じて適切に保護した。入所児童一人あたりの平均在所期間が長くなっており、保護人数は減少傾向にある。常に部屋は埋まっている状態のため、緊急の一時保護の要請に応じられないケースもあった。

児童の意見表明を保障するため、意見箱を設置して、意見や要望に対応する仕組みを用意したり、退所時や入所中にアンケートを実施した。児童への権利養護の取り組みとして、会議で職員の支援について見直しを行っており、支援の質の向上に努めている。

(6) 里親委託の推進

(目的)

家庭での養護に欠ける児童等が、温かい愛情と正しい理解をもった家庭において養育されることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る。

また、児童養護施設等に入所している児童で家庭に外泊できない児童には、家庭生活を体験させるため、夏季及び冬季、さらに毎月の施設の面会日を利用したショート・ルプラン里親事業を実施する。

(計画及び実績 (成果))

里親登録並びに委託状況

(令和5年度)

(単位:組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	0	1	18	3
焼津市	1	0	16	3
藤枝市	3	1	37	9
牧之原市	1	0	12	4
吉田町	0	0	5	2
川根本町	0	0	0	0
管外	0	0	0	1
計	5	2	88	22

(令和6年度)

(単位:組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	1	1	18	3
焼津市	0	1	15	4
藤枝市	4	2	39	8
牧之原市	0	1	11	3
吉田町	0	0	5	2
川根本町	1	0	1	0
管外	0	0	0	2
計	6	5	89	22

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在) (単位:組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	0	0	18	3
焼津市	0	0	15	5
藤枝市	0	0	39	9
牧之原市	0	0	11	3
吉田町	0	0	5	2
川根本町	0	0	1	0
管外	0	0	0	2
計	0	0	89	24

〈参考〉里親委託率

区分	里親委託 児童数(人) ①	乳児院入所 児童数(人) ②	児童養護施設入 所児童数(人) ③	小計(人) (①+②+ ③) ④	里親委託率 (%) (①/④)
管内	25	10	33	68	36.8
静岡県	104	39	183	326	31.9
全国	8,216	2,316	22,162	32,694	25.1

(注) 管内・静岡県は令和7年3月31日現在、全国は令和5年度福祉行政報告例より

ショート・ルフラン里親事業実施状況

(令和7年度は、8月31日現在)

区分	対象施設 数	委託状況		備考	
		里親数(組)	児童数(人)		
令和5年度	夏季(夏休み)	2	3	3	里子延べ3人
	冬季(年末年始)	2	2	2	里子延べ3人
	通常月(週末)	6	9	11	里子延べ72人
令和6年度	夏季(夏休み)	2	6	6	里子延べ6人
	冬季(年末年始)	3	6	6	里子延べ6人
	通常月(週末)	3	12	12	里子延べ91人
令和7年度	夏季(夏休み)	2	6	6	里子延べ7人
	冬季(年末年始)	—	—	—	—
	通常月(週末)	2	6	7	里子延べ27人

(評価(課題等)及び改善)

平成29年度から児童家庭支援センターはるかぜに里親制度の啓発、研修、支援の一部を業務委託していたが、令和7年度より社会福祉法人春風寮が第二種社会福祉事業である里親支援センター(名称『ここまる』)を設立し、従来の委託業務内容に加え、新たな里親支援を担うこととなった。また、令和4年度から、児童相談所内で里親担当職員を設置し、よりきめ細かい里親支援ができる体制を取っており、里親支援センターと協働し里親委託推進及び里親支援への更なる強化を図る。

現在、社会的養育が必要な児童には施設入所よりも里親委託を優先して検討し、家庭的な環境で生活できる児童が増えるよう取り組み、里親委託率は全国平均を上回る数字となっている。

里親委託の増加に伴い、里親不調となるケースも見られている。不調となる前に里親の困り事に積極的に寄り添ったり、児童への支援を早期に入れることで里親不調ケースを減少させていくことが課題である。

(7) 児童福祉施設等への措置に伴う業務

(目的)

児童の個々の事情に配慮し、児童の人権を尊重するという基本理念に立脚した適切な児童の処遇を決定する。

(計画及び実績 (成果))

児童相談処理状況

(単位：件)

区別		年度別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
面接指導	助言指導	571	806	264
	継続指導	418	156	28
	他機関あつせん	2	0	3
児童福祉司指導		12	7	2
児童委員指導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市町村指導委託		0	0	0
市町村送致		20	8	3
福祉事務所送致・通知		1	2	0
訓戒・誓約		0	5	1
児童福祉施設	入所	7	8	1
	家庭裁判所送致(再掲)(*1)	(0)	(0)	(0)
指定発達支援医療機関委託		0	0	0
里親委託 (*2)		3	4	2
家庭裁判所送致 (*3)		0	0	0
障害児入所施設等への利用契約		2	1	0
その他		578	608	209
計		1,614	1,605	513

(*1) 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致

(*2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託を含む。

(*3) 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致

児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位：人)

施設別	年度別		令和6年度		令和7年度 (8月31日現在)	
	令和5年度					
乳児院	8	(0)	11	(0)	11	(0)
児童養護施設	51	(0)	59	(0)	53	(0)
福祉型障害児入所施設	21	(10)	19	(19)	20	(18)
医療型障害児入所施設	1	(16)	7	(12)	9	(10)
児童心理治療施設	2	(0)	4	(0)	3	(0)
児童自立支援施設	2	(0)	5	(0)	3	(0)
計	85	(26)	105	(31)	99	(30)
里親委託	29	—	34	—	31	—

(注) 児童福祉法第24条の2による契約入所は()で外数

(評価(課題等)及び改善)

処遇の決定に当たっては、児童、保護者の意見、意向を尊重しながら、更には関係機関、社会福祉審議会等意見を踏まえ、児童にとって最善と考えられる支援を行うことができた。

(8) 職員研修事業

(目的)

児童相談業務を遂行していく上で必要な知識と対応技術を習得するため、職員のステージに応じた研修及び専門性を身に付けるための研修を行う。

(計画及び実績(成果))

(令和6年度)

主催	研修名 開催日、開催地	内容(テーマ等)	参加人数
中央 静岡市 浜松市 児相	児童福祉司任用前講習会等 合同研修会 (全6回 4/25、5/14、5/20、6/3、 6/12、6/27) 静岡市	・児童相談所職員や市町児童相談担当職員が、職務を遂行するに当たり必要な知識や技術、態度を身に付ける。 <対象者> ・新規採用又は人事異動により新たに児童相談所に勤務する職員 ・市町において調整担当者として職務を行う職員 ・新たに児童相談所等に勤務する職員、市町等で児童相談業務に従事し児童福祉司任用資格を希望する保健師、看護師、保育士、教員等	59
東部 中央 西部 静岡市 浜松市 児相	児童福祉司任用後研修 (全5回 8/30、9/17、10/28、 12/6、12/24) 静岡市	・児童福祉司としての実務経験が2年を経過した職員が、職務の遂行に必要な知識や技術、態度を身に付ける。 <対象者> ・児童相談所において児童福祉司としての実務経験が2年を経過している職員 ・児童相談に2年以上従事している市町や児童相談所の職員	16
中央 児相	児童福祉司スーパーバイザー スキルアップ研修 (8/9、1/9) 藤枝市	・児童福祉司スーパーバイザーに関わる知識・技能の取得 <対象者> 育成班長等、児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーとして勤務している者	13
中央 児相	面接スキル研修 (全7回 6/27、7/25、8/29、 9/26、10/24、11/21、12/19) 静岡市	・対人援助の基礎的な演習を通じて、面接技術を習得する。 <対象者> ・児童相談所職員・市町児童相談担当職員 ・県内児童福祉施設職員	59
東部 西部 児相	児童相談所児童心理司研修 (9/20、1/6) 静岡市、オンライン	<第1回> ・テーマ「児童相談所、児童福祉施設における災害対応」 ・講師 宮城県中央児童相談所心理支援第一班技術次長(班長)川越聡一郎氏 宮城県北部児童相談所心理支援班技術主幹(班長)辰沢剛氏 <第2回> ・テーマ「家族理解について」 ・講師 団士郎氏(仕事場D・A・N、立命館大学客員教授) <対象者>児童相談所職員、県立施設職員、県内児童福祉施設職員	69 72

(評価 (課題等) 及び改善)

平成 28 年の児童福祉法の改正で児童福祉司に対する研修が義務化され、児童福祉司任用前講習会等合同研修会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザースキルアップ研修を県、静岡市、浜松市合同で行っている。

国によるカリキュラムが定められている研修ではあるが、より実践に近い知識が得られるよう各児童相談所長等による経験談を交えた講義を実施した。一方で、カリキュラムで定められている講義内容という意識が参加者から薄れ、カリキュラムに沿わない講義内容について聞きたいという要望や、時間設定についての意見等も多く聞かれ、研修参加者に研修の位置づけや内容についての周知を徹底することが今後の課題である。

(9) 市町相談支援体制の強化

① 要保護児童対策地域協議会

(目的)

虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を目的に、関係機関が連携して対応するために、児童福祉法に基づいて市町に設置された「要保護児童対策地域協議会 (以下、「地域協議会」という)」に参加し、関係機関とケースの情報共有、支援の在り方の検討を行う。

(計画及び実績 (成果))

要保護児童対策地域協議会設置及び実施状況

(令和 7 年度)

(令和 7 年 8 月 31 日現在)

市町名	設置年月日	名 称	開催状況
島田市	H20. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会 (代表者会議) ②児童生徒・虐待・DV 部会、母子保健・乳幼児部会、障害児等療育部会 ③個別ケース会議	①年 1 回 ②年 6 回、年 7 回、年 3 回 ③随時
焼津市	H18. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会 (代表者会議) ②学齢児部会、乳幼児部会、虐待 (進行管理) 小委員会、③個別ケース会議	①年 1 回 ②年 6 回、年 6 回、年 4 回 ③随時
藤枝市	H19. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会 (代表者会議) ②児童虐待・DV 部会、児童生徒指導支援部会 ③個別ケース会議	①年 2 回 ②年 10 回、年 10 回 ③随時
牧之原市	H19. 10. 31	①要保護児童対策地域協議会 (代表者会議) ②乳幼児部会、学齢児部会、要保護部会③個別ケース会議	①年 1 回 ②年 3 回、年 2 回、年 5 回 ③随時
吉田町	H22. 3. 1	①要保護対策地域協議会 (代表者会議) ②乳幼児部会、学齢児部会③個別ケース会議	①年 1 回 ②年 4 回、年 3 回 ③随時
川根本町	H20. 3. 14	①要保護児童対策地域協議会 ②個別ケース会議	①年 0 回 ②随時

(評価・課題等及び改善)

各市町地域協議会が開催する会議に出席し、地域の関係機関との間で要保護児童に関する情報共有を行うとともに、専門機関として地域協議会で検討されるケース対応などに対して助言指導を行い、児童虐待の予防、早期発見・支援につなげることができた。

② 市町職員等研修事業

(目的)

児童や家庭に係る相談に携わる市町職員の資質向上を図り、児童虐待相談等に適切に対応できるようにする。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

研修名 (対象)	日程・受講人数・研修内容等
市町児童相談担当職員研修 (児童相談に関わる福祉、母子保健担当職員及び教育関係職員、 児童家庭支援センター職員)	○日程：令和6年11月15日 ○場所：焼津市役所アトレ ○受講人数：10人 ○内容：「家族の見立てから支援方法を検討する」 ○日程：令和7年1月24日 ○場所：牧之原市総合健康福祉センターさざんか ○受講人数：70 ○内容：児童虐待の現状とこどもの権利擁護
市町児童相談担当職員研修 (児童相談に関わる福祉、母子保健担当職員及び教育関係職員、 児童家庭支援センター職員)	○日程：令和6年10月～令和6年12月 ○場所：中央児童相談所 ○受講人数：19人 ○内容：総合会議への出席

(評価 (課題等) 及び改善)

児相の総合会議へ出席してもらい、市町職員に児童相談所業務の理解を深めてもらうとともに、アセスメントの視点や支援方針の決定のプロセスについて参考としてもらう機会となった。

要保護児童対策地域協議会視察研修については、管内市町要保護児童対策地域協議会調整担当者が相互の会議を視察するとともに意見交換することができ、参加者から好評であった。

講義・演習型の研修については、年度後半に入り各市町の課題が見えてきたところでの実施であり、参加者からは、内容については好評であったが、時期としてはもっと早い段階で学びたかったという意見があった。

各市町のニーズを把握し、研修内容と実施時期を検討していくことが今後の課題である。

(10) 心理事業

① 心理診断の実施

(目的)

面接調査、行動観察、各種の心理検査等を実施し、総合的に児童の心理診断を行い、この診断結果に基づき、適切な助言・指導を行うとともに、必要に応じてカウンセリングなど継続的な心理治療を実施する。

(計画及び実績 (成果))

(令和6年度)

(単位：件)

相談種別	知能検査	発達検査	人格検査	その他	検査計	構成比(%)	面接観察指導	構成比(%)	カウンセリング・心理治療	構成比(%)
児童	511	526	13	13	1,063	99.3	572	51.6	665	35.8
(再掲)児童虐待	10	2	6	3	21	-	21	-	364	-
(再掲)非行	11	1	5	1	18	-	37	-	136	-
保護者	1	2	0	0	3	0.3	521	47.0	518	27.9
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	-	3	-	214	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	23	-	137	-
その他	1	2	1	1	5	0	15	1.4	674	36.3
(再掲)児童虐待	1	0	1	0	2	-	6	-	357	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	3	-	83	-
計	513	530	14	14	1,071	100.0	1,108	100.0	1,857	100.0
(再掲)児童虐待	11	2	7	3	23	-	30	-	935	-
(再掲)非行	11	1	5	1	18	-	63	-	356	-

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在) (単位：件)

相談種別	知能検査	発達検査	人格検査	その他	検査計	構成比(%)	面接観察指導	構成比(%)	カウンセリング・心理治療	構成比(%)
児童	247	292	5	24	568	99.5	345	50.7	271	29.7
(再掲)児童虐待	8	5	3	8	24	-	51	-	129	-
(再掲)非行	2	1	1	1	5	-	13	-	33	-
保護者	1	0	0	0	1	0.2	308	45.3	319	35.0
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	-	22	-	136	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	8	-	39	-
その他	0	1	1	1	3	0.5	27	4.0	322	35.3
(再掲)児童虐待	0	0	0	1	1	-	18	-	121	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	1	-	16	-
計	248	293	5	25	571	100.0	680	100.0	912	100.0
(再掲)児童虐待	8	5	3	9	25	-	91	-	386	-
(再掲)非行	2	1	1	1	5	-	22	-	88	-

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度の「検査」「面接・観察・指導」の実施状況は、いずれも前年度に比べて減少した。「カウンセリング・心理治療」は継続的な関わりであり、中長期的な対応が必要なケースに安定した関わりを持つことができた。

② 医師・臨床心理士による専門支援

(目的)

児童精神科医による診察や臨床心理士による相談及びケース検討を実施し、児童・家族に対する支援や施設での児童の支援の向上を図る。

(計画及び実績(成果))

児童や保護者、施設に対し、医師による診察や臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、管内の児童養護施設で臨床心理士を助言者として定期的なケース検討会を実施した。

(単位：人)

区 分		総数(延人数)				虐待ケース再掲(延人数)			
		保護者	児童	施設職員等	計	保護者	児童	施設職員等	計
令和6年度	① 医師(診察)	14	30	177	221	5	18	54	77
	② 臨床心理士(カウンセリング)	33	1	15	49	12	0	2	14
	③ 臨床心理士(ケース検討)	0	0	97	97	0	0	97	97
令和7年度 (8月31日現在)	① 医師(診察)	7	15	63	85	2	7	13	22
	② 臨床心理士(カウンセリング)	13	0	8	21	5	0	0	5
	③ 臨床心理士(ケース検討)	0	0	36	36	0	0	36	36

*施設職員等には一時保護所、児童相談所職員も含む。

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度より、精神科医師に精神医学についての所内研修を依頼し、児童相談所職員の専門性の向上につながるともに、精神科医療との連携についても確認できた。臨床心理士によるカウンセリングでは、利用が長期になっているケースに関して、臨床心理士と児童相談所担当職員で現状や今後の見通しを共有した。臨床心理士によるケース検討会では、春風寮で実施のものに加え、児童相談所内にてロールシャッハテストを中心としたケース検討を行った。困難ケースについて支援の指針を得ることができ、心理検査技術の向上に繋がった。

③ 児童相談所家族療法事業

(目的)

家族全体や家族の関係性を治療の対象にするという視点から継続的な心理治療を行う。

(計画及び実績(成果))

年度	令和6年度			令和7年度 (8月31日現在)		
	実施家族数	実施延べ回数(回)	延べ家族人数(人)	実施家族数	実施延べ回数(回)	延べ家族人数(人)
養護(虐待)	14	72	165	15	57	118
ぐ犯	8	52	136	4	24	54
触法	1	4	12	1	4	8
性行	2	7	19	5	18	55
不登校	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0
計	25	135	332	25	103	235

(評価・課題等及び改善)

家族そろって来所するケースが増加している。特に、性行ケースでも両親共に相談意欲があり、揃って面接を行うことが多かった。

④ 被虐待児心理ケア事業

(目的)

施設に入所している被虐待児等に対し、施設に出向き心理治療・カウンセリングを実施するとともに、施設職員へ技術支援を行う。

(実績・成果)

区分	令和6年度			令和7年度 (令和7年8月31日現在)		
	対象児	延実施回数	実施者延人数	対象児	延実施回数	実施者延人数
就学前	24	94	94	25	47	47
小学生	37	105	105	32	57	57
中学生	28	112	112	20	48	48
高校生	34	91	91	40	55	55
計	123	402	402	117	207	207

(評価(課題等)及び改善)

令和6年度は入退所児童が多く対象児が増加しているが、実施回数としては令和5年度よりやや減少している。今年度も、引き続き高校生年代への支援が多く求められている。

(11) 療育手帳交付に伴う相談判定業務

(目的)

児童と保護者の面接を行うとともに、発達検査、知能検査等を実施して知的障害程度の判定と療育手帳の交付を行う。

(計画及び実績(成果))

(令和5年度)(単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合計
新規判定	28	163	28	219
再判定	108	219	10	337
合計	136	382	38	556

(令和6年度)(単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合計
新規判定	14	151	23	188
再判定	83	220	9	312
合計	97	371	32	500

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在) (単位: 件)

区 分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合 計
新規判定	7	45	3	55
再判定	36	87	2	125
合計	43	132	5	180

(評価(課題等)及び改善)

障害程度の判定にあたっては、検査結果とともに日常生活上の介護度、社会生活上の自立度についても考慮した適切な判定を行うことができた。

手帳発行までの期間をできるだけ短縮するため、週15コマの面接・検査日を確保して対応している。

6 身体障害者更生相談所（相談判定課）

1 業務概要・目的

身体障害者に関する相談及び指導、市町に対する情報提供、連絡調整及び研修、補装具費、自立支援医療（更生医療）支給決定における医学的判定を行うことにより、身体障害者の福祉の向上に努める。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）相談・判定業務の実施

（目的）

身体障害福祉の専門的機関として、更生医療、補装具費に関わる医学的判定を行い、市町が実施する身体障害者に対する更生援護の実施の支援に努める。

（計画及び実績（成果））

① 相談の状況

（令和7年度は、8月31日現在）（単位：件）

区分	年度	相談内容						計
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	
受付件数	令和6年度	724	1,424	0	0	0	0	2,148
	令和7年度	433	559	0	0	0	0	992
巡回分 受付件数	令和6年度	0	10	0	0	0	0	10
	令和7年度	0	7	0	0	0	0	7
計	令和6年度	724	1,434	0	0	0	0	2,158
	令和7年度	433	566	0	0	0	0	999

② 医学的・心理学的判定実施状況

（令和7年度は、8月31日現在）（単位：件）

区分	年度	手帳交付 要否判定	判定内容				計	判定書 交付件数	
			医学的判定		心理 判定	職能 判定			その他 の判定
			更生医療	補装具					
判定 件数	令和6年度	0	715	1,414	0	0	0	2,129	2,129
	令和7年度	0	432	590	0	0	0	1,022	1,022
巡回分 判定件数	令和6年度	0	0	11	0	0	0	11	11
	令和7年度	0	0	7	0	0	0	7	7
計	令和6年度	0	715	1,425	0	0	0	2,140	2,140
	令和7年度	0	432	597	0	0	0	1,029	1,029

③ 更生医療判定状況

(令和6年度)

(単位：件)

区分	新規										期間延長・内容変更										合計	
	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計		
下田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	5	
河津町	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	3	
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津市	0	1	0	0	0	0	14	2	1	18	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	41	
熱海市	0	0	0	0	0	0	11	1	0	12	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13	25	
三島市	0	0	0	0	1	0	4	0	0	5	0	0	0	0	1	22	0	0	23	28	28	
富士宮市	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	24	0	0	24	30	
伊東市	0	0	0	0	0	0	6	1	0	7	0	0	0	0	0	0	28	0	0	28	35	
富士市	0	0	0	2	0	1	17	1	0	21	0	0	0	0	0	0	41	0	0	41	62	
御殿場市	0	0	0	0	0	0	5	1	0	6	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	15	
裾野市	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	16	
伊豆市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	6	
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	8	1	0	9	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	13	
函南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	6	6	6	
清水町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	6	
長泉町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	4	
小山町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
島田市	0	2	0	0	0	0	8	0	0	10	0	0	0	0	0	0	23	0	0	23	33	
焼津市	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15	0	0	0	0	0	0	31	0	0	31	46	
藤枝市	0	0	0	0	0	0	6	2	0	8	0	0	0	0	0	0	19	0	0	19	27	
牧之原市	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	13	0	0	13	16	
吉田町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	9	
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
磐田市	0	1	0	3	2	0	60	7	0	73	0	0	0	1	0	0	40	3	0	44	117	
掛川市	0	2	0	0	0	0	21	2	0	25	0	0	0	0	0	0	46	0	0	46	71	
袋井市	0	0	0	0	0	0	20	1	0	21	0	0	0	0	0	0	32	1	1	34	55	
湖西市	0	0	0	0	5	0	4	0	0	9	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	16	
御前崎市	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	14	
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	8	
森町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	0	6	0	5	10	1	226	22	1	271	0	0	0	1	0	1	436	5	1	444	715	
構成比	0.0	0.8	0.0	0.7	1.4	0.1	31.6	3.1	0.1	37.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	61.0	0.7	0.1	62.1	100.0	
判定結果	適当	0	6	0	5	10	1	226	22	1	271	0	0	0	1	0	1	436	5	1	444	715
	不適当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在) (単位: 件)

区分	新規										期間延長・内容変更										合計
	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計	
下田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼津市	0	0	0	0	0	0	15	1	0	16	0	0	0	0	0	0	24	1	0	25	41
熱海市	0	0	0	0	1	0	5	1	0	7	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	13
三島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	13
富士宮市	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	22	2	0	24	27
伊東市	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	18	0	0	18	26
富士市	0	0	0	2	0	2	2	1	0	7	0	0	0	0	0	0	16	1	0	17	24
御殿場市	0	0	0	0	0	0	5	1	0	6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	9
裾野市	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	16
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4
函南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
清水町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	4
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	5	5
小山町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
島田市	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10	14
焼津市	0	0	0	0	0	2	7	1	0	10	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	17
藤枝市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	4	0	18	19
牧之原市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	9
吉田町	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	12
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
磐田市	0	2	0	0	1	0	38	0	0	41	0	0	0	0	0	0	35	0	0	35	76
掛川市	0	1	0	0	0	0	6	1	0	8	0	0	0	0	0	0	29	0	0	29	37
袋井市	0	0	0	1	0	0	5	0	0	6	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15	21
湖西市	0	0	0	0	4	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	7
御前崎市	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10	13
菊川市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	11
森町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	3	0	3	7	4	125	7	2	151	0	0	0	0	0	0	271	9	1	281	432
構成比	0.0	0.7	0.0	0.7	1.6	0.9	28.9	1.6	0.5	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.7	2.1	0.2	65.0	100.0
判定結果	適当	0	3	0	3	7	4	125	7	2	151	0	0	0	0	0	271	9	1	281	432
	不適当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

④ 補装具判定状況

(令和6年度)
(単位: 件)

区分	義肢		装具	姿勢保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	重度障害者用意思伝達装置	盲人安歩行補助全つえつえ	義眼 眼鏡	座位保持器具	歩行器	頭部保持器具 排便補助具	計	
	殻構造	骨格構造													
下田市	0	0	2	3	5	2	1	0	0	0	1	0	0	14	
東伊豆町	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
河津町	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
南伊豆町	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	5	
松崎町	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津市	0	3	17	10	35	23	6	1	0	0	1	2	0	98	
熱海市	1	1	9	1	10	3	2	0	0	0	0	0	0	27	
三島市	0	5	26	10	26	14	4	2	0	0	3	0	0	90	
富士宮市	1	6	23	6	53	20	1	0	0	0	6	2	0	118	
伊東市	0	4	3	2	19	11	4	0	0	0	0	1	0	44	
富士市	0	10	44	18	77	30	3	3	0	0	8	3	0	196	
御殿場市	2	3	9	3	23	8	0	1	0	0	2	2	0	53	
裾野市	0	1	3	0	7	6	4	0	0	0	2	0	0	23	
伊豆市	0	2	4	3	10	2	2	1	0	0	1	0	0	25	
伊豆の国市	0	2	7	1	8	13	1	0	0	0	0	1	0	33	
函南町	0	1	5	2	4	7	1	0	0	0	1	2	0	23	
清水町	0	0	4	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	11	
長泉町	0	0	11	5	13	7	0	0	0	0	2	0	0	38	
小山町	0	0	2	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	10	
島田市	0	1	10	3	10	10	1	1	0	1	1	0	0	38	
焼津市	4	4	28	2	19	14	1	1	0	2	1	1	0	77	
藤枝市	1	9	27	4	26	20	6	2	0	2	1	3	0	101	
牧之原市	0	1	2	1	7	3	2	0	0	0	0	0	0	16	
吉田町	0	0	1	4	6	2	1	0	0	0	1	0	0	15	
川根本町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
磐田市	3	10	23	8	27	11	1	2	0	0	4	2	0	91	
掛川市	1	4	15	8	36	14	2	1	0	0	6	0	0	87	
袋井市	2	1	13	0	20	6	4	1	0	0	1	0	0	48	
湖西市	0	2	12	2	24	8	1	1	0	0	1	0	0	51	
御前崎市	1	1	6	1	7	6	1	0	0	0	0	0	0	23	
菊川市	0	1	6	5	22	6	1	1	0	0	1	1	0	44	
森町	0	0	2	2	6	4	0	0	0	0	0	0	0	14	
合計	17	72	318	105	518	255	52	18	0	5	45	20	0	1,425	
構成比	1.2	5.1	22.3	7.4	36.4	17.9	3.6	1.3	0.0	0.4	3.2	1.4	0.0	100.0	
判定結果	適当	16	68	317	97	512	248	46	18	0	5	45	17	0	1,389
	不適当	1	4	1	8	6	7	6	0	0	0	3	0	0	36

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在) (単位:件)

区分	義肢		装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	思慮度障害者用 伝達装置	盲人安歩行補助 つえ	義眼 眼鏡	座位保持 器具	歩行器	頭部 補便 器具	計	
	殻構造	骨格構造													
下田市	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5	
東伊豆町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
河津町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
南伊豆町	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
松崎町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津市	1	4	6	3	15	5	2	0	0	0	1	0	0	37	
熱海市	0	2	0	1	9	2	1	0	0	0	0	0	0	15	
三島市	0	1	5	2	10	4	2	0	0	0	2	0	0	26	
富士宮市	1	2	8	1	22	5	1	1	0	0	0	1	0	42	
伊東市	0	1	0	0	7	2	1	0	0	0	0	0	0	11	
富士市	0	5	15	10	34	12	5	0	0	1	3	0	0	85	
御殿場市	0	0	3	3	10	8	1	0	0	0	1	0	0	26	
裾野市	0	2	2	3	4	11	0	0	0	0	0	2	0	24	
伊豆市	0	0	3	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	11	
伊豆の国市	0	4	0	2	5	3	2	0	0	0	2	2	0	20	
函南町	1	0	1	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	9	
清水町	0	1	1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	9	
長泉町	0	0	5	2	6	2	0	0	0	0	1	0	0	16	
小山町	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
島田市	1	2	3	3	8	4	2	0	0	0	2	0	0	25	
焼津市	0	1	12	4	15	8	1	0	0	0	0	0	0	41	
藤枝市	0	3	6	0	9	11	1	0	0	0	0	0	0	30	
牧之原市	0	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
吉田町	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
川根本町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
磐田市	0	2	7	2	6	7	0	0	0	0	2	0	0	26	
掛川市	0	2	9	2	18	5	3	0	0	0	1	1	0	41	
袋井市	0	3	2	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	14	
湖西市	0	0	2	0	14	4	0	0	0	0	1	0	0	21	
御前崎市	0	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	6	
菊川市	0	1	2	0	10	2	1	1	0	0	1	0	0	18	
森町	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	1	1	0	14	
合計	4	40	105	40	248	107	25	2	0	1	18	7	0	597	
構成比	0.7	6.7	17.6	6.7	41.5	17.9	4.2	0.3	0.0	0.2	3.0	1.2	0.0	100.0	
判定結果	適当	4	38	105	38	248	107	25	2	0	1	18	7	0	593
	不適当	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

(評価 (課題等) 及び改善)

平成 27 年度に県内 4 箇所 (賀茂、東部、中央、西部) の身体障害者更生相談所が一元化され、現在は保健師 1 名、行政職員 1 名の職員 2 名体制となっている。

補装具費の判定では、専門機関として市町や医療機関等からの相談への対応や判定を行う上で専門的な知識が必要とされるが、理学療法士、義肢装具士といった専門職の配置が行われていない。判定件数も多く、新製品の開発や改良、高額な製品も増え、判定までに時間を要する件数も増えている。

令和 7 年度は、事務迅速化を目的としたワーキングを実施し、事務改善に取り組んでいる。

(2) 市町職員研修の実施

(目 的)

市町の更生援護に係る業務の円滑な執行や、市町職員の障害に関する知識を深め、障害のある方をより一層理解するため、専門研修を実施する。

(計画及び実績 (成果))

① 市町障害福祉担当職員事務研修

(令和 6 年度)

開催日	会場	参加人数
令和 6 年 4 月 12 日 (金)	藤枝総合庁舎 別館 2 階第一会議室	65 人

(令和 7 年度)

(令和 7 年度 8 月 31 日現在)

開催日	会場	参加人数
令和 7 年 4 月 11 日 (金)	藤枝総合庁舎 別館 2 階第一会議室	68 人

② 市町障害福祉担当職員専門研修

(令和 6 年度)

開催日	会場	参加人数	内容
令和 7 年 1 月 17 日 (金)	静岡県男女共同 参画センター あざれあ	16 人	講義 「車椅子・姿勢保持装置に関する研修会」 社会福祉士 井出 容敬 氏

(評価 (課題等) 及び改善)

市町の補装具・更生医療業務に従事する新任者に対し、補装具・更生医療等の基礎的な内容の研修を実施し、市町職員の補装具・更生医療等の業務に関する理解を深めることができた。

市町職員に対する研修内容をさらに充実し、管内市町の職員の資質向上に努め、市町における身体障害者福祉の向上を図っていく。

7 中央知的障害者更生相談所（相談判定課）

1 業務概要・目的

知的障害者の医学的、心理的及び機能的判定を行うとともに、家族その他からの相談業務を行い、知的障害者の福祉の向上に努める。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）相談・判定業務の実施

（目的）

知的障害福祉の専門的機関として、本人、家族及び関係機関からの相談に応じ、調査、判定、助言、指導を行い、知的障害のある方の更生援護に努める。

（計画及び実績（成果））

① 相談受付状況

（令和7年度は、8月31日現在）

区分	年 度	相 談 内 容 （単位：ケース数）								
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	6年度	0	0	21	0	84	0	110	8	223
	7年度	0	0	3	0	5	0	29	4	41
巡回	6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7年度	0	0	0	0	0	0	9	0	9
計	6年度	0	0	21	0	84	0	110	8	223
	7年度	0	0	3	0	5	0	38	4	50

② 医学的・心理学的判定実施状況

（令和7年度は、8月31日現在）

区分	年 度	判定内容（単位：件）						判定書 交付件数
		医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定	計	（実人員）	
来所	6年度	18	91	19	6	134	（134）	137
	7年度	5	36	3	3	47	（47）	45
巡回	6年度	0	0	0	0	0	（0）	0
	7年度	0	0	0	0	0	（0）	0
計	6年度	18	91	19	6	134	（134）	137
	7年度	5	36	3	3	47	（47）	45

③ 療育手帳判定状況

(令和7年度は、8月31日現在) (単位：件)

区 分	新規判定				再判定				計			
	A		B		A		B		A		B	
	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度
島田市	0	0	11	8	11	2	14	8	11	2	25	16
焼津市	1	1	4	3	5	4	18	15	6	5	22	18
藤枝市	1	0	10	5	7	5	36	21	8	5	46	26
牧之原市	0	0	4	0	4	1	8	7	4	1	12	7
吉田町	0	0	4	1	0	1	4	7	0	1	8	8
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	2	1	33	17	27	13	80	59	29	14	113	76

(評価(課題等)及び改善)

知的障害者本人及び家族からの相談に応じ、医学的・心理学的判定など、専門性の高い援助を実施するとともに、必要な助言・情報提供を行うことで知的障害者の福祉の向上を図った。また、障害程度の判定に当たっては、検査結果とともに日常生活上の介護度、社会生活上の自立度についても考慮した適切な判定を行うことができた。

(2) 市町職員研修の実施

(目 的)

市町の更生援護に係る業務の円滑な執行を目指すとともに、市町職員の障害に関する知識を深め、きめ細かな障害者支援を推進する。

(計画及び実績(成果))

① 市町障害福祉担当職員事務研修

(令和6年度)

開催日	会場	参加人数
令和6年4月12日(金)	藤枝総合庁舎 別館2階第一会議室	65人

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

開催日	会場	参加人数
令和7年4月11日(金)	藤枝総合庁舎 別館2階第一会議室	68人

② 市町障害福祉担当職員専門研修

令和2年度から令和5年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大のため、実施を中断したが令和6年度より再開した。

(令和6年度)

開催日	会場	参加人数	内容
令和7年 1月14日(火) ～1月28日(火)	オンデマンド による視聴	10人	講義「境界知能と軽度知的障害の支援事例から学ぶこと」 青山学院大学教育人間学部教授 古庄 純一 氏

(評価 (課題等) 及び改善)

市町の手帳交付申請等があった場合に、適切な情報の収集と提供が行えるよう新任者の理解を深めることができた。

(3) 療育手帳の交付

(目的)

知的障害のある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付する。

(計画及び実績 (成果))

知的障害者調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分 市町	知的障害者数 (療育手帳交付者数)									管内人口	比率 (千人)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
島田市	63	228	291	271	578	849	334	806	1,140	92,081	12.38
焼津市	97	286	383	350	739	1,089	447	1,025	1,472	132,561	11.10
藤枝市	108	352	460	353	778	1,131	461	1,130	1,591	136,415	11.66
牧之原市	34	120	154	135	280	415	169	400	569	40,575	14.02
吉田町	20	98	118	62	203	265	82	301	383	28,224	10.01
川根本町	2	6	8	20	36	56	22	28	50	5,296	9.44
計	324	1,090	1,414	1,191	2,614	3,805	1,515	3,690	5,205	435,152	11.96
										県平均	11.73

(注) 1 管内人口は、静岡県 の推計人口(令和7年4月1日現在)の数値による。

2 県平均の算出

$$\frac{\text{令和7年3月31日現在 療育手帳所持者数 } 41,070 \text{ 人(政令市を含む)}}{\text{令和7年4月1日現在 推計人口 } 3,500,986 \text{ 人(政令市を含む)}} \times 1,000$$

(評価 (課題等) 及び改善)

知的障害のある方に対し、障害の状況を確認するとともに障害程度に応じた療育手帳の交付等を通じ、知的障害者の福祉向上を図ることができた。

判定後速やかに手帳の交付ができるよう原則毎日手帳を発行して対応を図った。

《衛生環境部》

8 衛生薬務課

1 業務の概要・目的

県民の安全な生活の確保のため、食の安全確保、医薬品等の安全確保、若者への薬物乱用防止対策の推進及び生活衛生の推進に関する業務を行う。

また、豊かな暮らし空間の実現のため、動物愛護の推進等に関する業務を行う。

2 事業の成果

(1) 食品衛生業務

(目的)

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績(成果))

ア 食品衛生監視指導

「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき、管内学校給食、弁当等の大規模調理施設、各種製造業及び市場等の流通拠点については食品衛生監視専門班が、飲食店、食品販売店等については衛生薬務課が、また対米対EU等輸出水産加工施設においては、指名食品衛生監視員等が監視指導を実施し、食中毒等の防止を図った。

イ 食中毒防止対策

営業者、調理・製造従事者に対しては、食品衛生協会等の団体の協力を得て食中毒防止講習会を、また、許可証交付時にも講習会を実施した。食中毒防止月間中には、食品衛生協会の協力を得て、のぼり、旗の設置、市町広報等により営業施設、家庭における食中毒防止のための衛生知識の普及啓発を図った。

【衛生講習会実施状況】

年度	令和6年度		令和7年度 (8月31日現在)	
	回数	受講者数(人)	回数	受講者数(人)
対象者				
食品関係営業者・従事者	67	2,488	27	1,305

ウ 食品の収去検査

年間計画に基づき細菌検査及び理化学検査等を実施し、流通食品の安全確保を図った。

エ 消費者保護対策

「食の安全」をテーマに食品に関わる問題点を検討するため、タウンミーティングを開催し、食の安全に関する知識の普及を図った。また、講習会や広報誌等への寄稿を通じて正しい食品衛生知識の普及を行った。

(評価(課題等)及び改善)

ア 食品衛生監視指導

食品衛生監視専門班と衛生業務課の食品衛生監視員が、役割を分担し監視指導を効率的に行った。その結果、年度当初に策定した監視指導計画に基づく目標監視件数を達成した。

イ 食中毒防止対策

食中毒について、令和6年度は食中毒が1件発生、令和7年度は8月末日まで食中毒の発生がない。引き続き、衛生講習会を中心に注意喚起及び指導に努める。

ウ 食品の収去検査

製造業が多いため不良食品の発生も比較的多いが、令和6年度及び令和7年8月末日までに収去検査によって判明した違反事例はない。引き続き流通食品の安全確保に努める。

エ 消費者保護対策

消費者の不安を払拭するため、関係部署とともに食の安全に対する取り組みについて丁寧に説明していくことに努める。また、消費者が食品を選択するための食品表示について、表示の適正化推進のため、事業者等を対象とした講習会や監視指導を実施し、随時事業者からの相談業務に対応していく。他法令の担当部局と密接な連携を取り、必要に応じて合同で立入調査を実施し、安全で信頼される食品を製造、販売するよう監視指導に努める。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数			許可前の調査件数	
						営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業		その他
	飲食店営業	1,891	1,416	1,565	110.5						1			
	菓子(パンを含む。)製造業	313	527	524	99.4									
	乳処理業	1	2	4	200.0									
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0									
	乳製品製造業	2	4	7	175.0									
	集乳業	0	0	0	0									
	魚介類販売業	102	140	206	147.1									
	魚介類せり売り営業	1	2	3	150.0									
	魚肉ねり製品製造業	12	24	44	183.3						2			
	食品の冷凍又は冷蔵業	39	158	147	93.0						1			
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	12	20	25	125.0									
	喫茶店営業	23	30	76	253.3									
	あん類製造業	2	4	4	100.0									
	アイスクリーム類製造業	1	2	2	100.0									
	乳類販売業													
	食肉処理業	13	26	32	123.1									
	食肉販売業	49	98	157	160.2									
	食肉製品製造業	9	18	23	127.8									
	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0									
	食用油脂製造業	6	12	15	125.0									
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0									
	みそ製造業	14	28	32	114.3									
	醤油製造業	8	16	18	112.5									
	ソース類製造業	7	14	20	142.9									
	酒類製造業	5	10	10	100.0									
	豆腐製造業	4	8	9	112.5									
	納豆製造業	0	0	0	0									
	めん類製造業	13	26	26	111.5						1			
	そうざい製造業	121	242	286	118.2									
	添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	8	16	18	112.5									
	清涼飲料水製造業	12	24	30	125.0									
	氷雪製造業	2	4	4	100.0									
	氷雪販売業													
	計	2,670	2,871	3,290	114.6						5			

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	食品製造業	40	80	40	50.0					
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計	40	80	40	50.0					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。
- ※ 令和6年度の監視対象から除外されたため、2許可を要しない施設（旧食品衛生法）の区分のうち「乳搾取業」を削除する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年8月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数				許可前の調査件数
						営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
	飲食店営業	1,028	683.5	297	43.5									
	菓子(パンを含む。)製造業	161	274.0	60	21.9									
	乳処 理 業	1	1.0	2	200.0									
	特別牛乳搾取処理業													
	乳製品製造業	2	2.0	3	150.0									
	集 乳 業													
	魚介類販売業	68	68.0	36	52.9									
	魚介類せり売り営業													
	魚肉ねり製品製造業	9	13.0	7	53.8									
	食品の冷凍又は冷蔵業	26	24.6	22	89.4									
	缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	8	12.0	4	33.3									
	喫茶店営業	15	7.5	14	186.7									
	あん類製造業	2	4.0	1	25.0									
	アイスクリーム類製造業	1	2.0	1	50.0									
	乳類販売業													
	食肉処理業	9	10.0	5	50.0									
	食肉販売業	34	34.0	19	55.9									
	食肉製品製造業	5	8.0	2	25.0									
	乳酸菌飲料製造業													
	食用油脂製造業	3	3.0	0	0.0									
	マーガリン又はショートニング製造業													
	みそ製造業	8	8.0	4	50.0									
	醤油製造業	4	4.0	2	50.0									
	ソース類製造業	5	6.0	2	33.3									
	酒類製造業	3	3.0	1	33.3									
	豆腐製造業	2	2.0	1	50.0									
	納豆製造業													
	めん類製造業	8	8.0	3	37.5									
	そうざい製造業	73	135.0	29	21.5									
	添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	4	5.0	2	40.0									
	清涼飲料水製造業	8	9.0	6	66.7									
	氷雪製造業	1	1.0	2	200.0									
	氷雪販売業													
	計	1,488	1327.6	525	39.5	0	0	0	0	0	0	0	0	

2. 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	食品製造業									
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計									

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

※ 旧食品衛生法における許可を要しない食品製造業が、新食品衛生法に基づく許可を取得するための猶予期間が令和6年5月末日に終了し、本表の対象施設は消失した。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数				許可前の調査件数
						営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
	飲食店営業	2,398	1,484.1	1,392	93.8		1				2			875
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12	2.4	3	125.0									2
	食肉販売業	74	148	181	122.3									14
	魚介類販売業	114	123	158	128.5									29
	魚介類競り売り営業	7	14	14	100.0									1
	集乳業	0	0	0	0									0
	乳処理業	1	2	2	100.0									0
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0									0
	食肉処理業	5	10	20	200.0									4
	食品の放射線照射業	0	0	0	0									0
	菓子製造業	373	746	857	114.9									115
	アイスクリーム類製造業	4	8	9	112.5									1
	乳製品製造業	1	2	3	150.0									1
	清涼飲料水製造業	15	30	40	133.3									5
	食肉製品製造業	17	34	52	152.9						1			6
	水産製品製造業	169	338	446	132.0						2			37
	氷雪製造業	4	8	10	125.0									1
	液卵製造業	1	2	2	100.0									0
	食用油脂製造業	7	14	16	114.3									3
	みそ又はしょうゆ製造業	20	40	51	127.5									12
	酒類製造業	10	20	25	125.0									3
	豆腐製造業	4	8	9	112.5									2
	納豆製造業	0	0	0	0									0
	麺類製造業	19	38	47	123.7									4
	そうざい製造業	187	374	469	125.4						1			54
	複合型そうざい製造業	5	10	17	170.0									6
	冷凍食品製造業	8	16	18	112.5						1			4
	複合型冷凍食品製造業	3	6	6	100.0									0
	漬物製造業	36	72	142	197.2									55
	密封包装食品製造業	22	44	60	136.4									10
	食品の小分け業	13	26	31	119.2									5
	添加物製造業	7	14	18	128.6									4
	計	3,536	3,633.5	4,098	112.8	0	1	0	0	0	7	0	0	1,253

2 1を除く施設（新食品衛生法）

（令和6年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	68	68.0	40	58.8					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	82	82.0	54	65.9					
	乳類販売業	150	75.0	151	201.3					
	氷雪販売業	5	2.5	7	280.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	312	62.4	10	16.0					
販売業	弁当販売業	14	7.0	21	300.0					
	野菜果物販売業	78	39.0	56	143.6					
	米穀類販売業	15	7.5	8	106.7					
	通信販売・訪問販売による販売業	30	15.0	4	26.7					
	コンビニエンスストア	183	91.5	84	91.8					
	百貨店、総合スーパー	140	70.0	190	271.4					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	198	39.6	19	48.0					
	その他の食料・飲料販売業	312	156.0	165	105.8					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0.5	2	400.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	8	4.0	16	400.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	36	18.0	19	105.6					
	農産保存食料品製造・加工業	135	67.5	115	170.4					
	調味料製造・加工業	23	11.5	34	295.7					
	糖類製造・加工業	1	2.0	4	200.0					
	精穀・製粉業	4	2.0	4	200.0					
	製茶業	221	110.5	113	102.3					
	海藻製造・加工業	8	4.0	10	250.0					
	卵選別包装業	5	2.5	11	440.0					
その他の食料品製造・加工業	185	92.5	148	160.0						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	25	12.5	9	72.0					
	集団給食施設	124	196.0	254	129.6					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	48	24.0	24	100.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	6	6.0	1	16.7					
	その他	80	80.0	83	103.8					
計		2,497	1,347	1,653	122.7	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年8月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数				許可前の調査件数
						営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
	飲食店営業	3,189	1507.1	412	27.3									222
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	14	2.8	2	71.4									1
	食肉販売業	84	84.0	50	59.5									4
	魚介類販売業	140	140.0	50	35.7									9
	魚介類競り売り営業	8	16.0	2	12.5									0
	集乳業													
	乳処理業	1	2.0	0	0.0									0
	特別牛乳搾取処理業													
	食肉処理業	9	10.0	4	40.0									0
	食品の放射線照射業													
	菓子製造業	481	950.0	218	22.9									30
	アイスクリーム類製造業	5	10.0	2	20.0									0
	乳製品製造業	2	4.0	0	0.0									0
	清涼飲料水製造業	20	27.0	17	63.0									3
	食肉製品製造業	22	38.0	11	28.9									0
	水産製品製造業	204	356.0	131	36.8									8
	氷雪製造業	5	5.0	1	20.0									0
	液卵製造業	1	1.0	0	0.0									0
	食用油脂製造業	10	10.0	4	40.0									2
	みそ又はしょうゆ製造業	32	32.0	19	59.4									0
	酒類製造業	13	13.0	5	38.5									0
	豆腐製造業	6	6.0	3	50.0									0
	納豆製造業													
	麺類製造業	23	23.0	11	47.8									1
	そうざい製造業	238	454.0	123	27.1									15
	複合型そうざい製造業	11	15.0	6	40.0									1
	冷凍食品製造業	12	17.0	7	41.2									0
	複合型冷凍食品製造業	3	3.0	2	66.7									0
	漬物製造業	90	179.0	44	24.6					1				3
	密封包装食品製造業	32	47.0	15	31.9									0
	食品の小分け業	18	18.0	7	38.9									1
	添加物製造業	11	15.0	4	26.7									1
	計	4,684	3984.9	1,150	29.4	0	0	0	0	0	1	0	0	301

2 1を除く施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年8月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	77	15.4	6	39.0					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	87	17.4	9	51.7					
	乳類販売業	172	34.4	24	69.8					
	氷雪販売業	5	1.0	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	357	71.4	8	11.2					
販売業	弁当販売業	16	3.2	2	62.5					
	野菜果物販売業	87	17.4	12	69.0					
	米穀類販売業	18	3.6	6	166.7					
	通信販売・訪問販売による販売業	31	6.2	0	0.0					
	コンビニエンスストア	218	43.6	10	22.9					
	百貨店、総合スーパー	149	29.8	43	144.3					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	202	40.4	3	7.4					
	その他の食料・飲料販売業	341	68.2	44	64.5					
	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0.2	0	0.0				
いわゆる健康食品の製造・加工業		9	15.0	0	0.0					
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）		44	8.8	2	22.7					
農産保存食料品製造・加工業		185	37.0	12	32.4					
調味料製造・加工業		30	6.0	7	116.7					
糖類製造・加工業		1	0.2	0	0.0					
精穀・製粉業		4	0.8	0	0.0					
製茶業		230	46.0	10	21.7					
海藻製造・加工業		9	1.8	1	55.6					
卵殻別包装業		5	9.0	3	33.3					
その他の食料品製造・加工業		206	41.2	18	43.7					
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	33	6.6	2	30.3					
	集団給食施設	144	121.8	78	64.0					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	48	9.6	0	0.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	16	3.2	0	0.0					
	その他	98	19.6	28	142.9					
計		2,823	678.8	328	48.3	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和6年度)

試験区分 区 分		食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由							衛生規範に基づく 基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
				大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)			
生乳													
牛乳及び加工		3											
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類		19											
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	5										3	
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	3										3	
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	14										10	
	生食用冷凍鮮魚介類												
魚介類加工品 (缶詰、瓶詰を除く)		59										59	
肉、卵類及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)		22										18	1
乳製品		11										11	
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マガリンを含む)													
アイスクリーム類、氷菓		6										6	
穀類及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)		21										4	
野菜類、果物及びその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)		38										2	
菓子類		26										26	
清涼飲料水		40										47	
酒精飲料		20										20	
氷雪													
水													
缶詰、瓶詰食品		5										5	
その他の食品		106										58	
添加物	化学的合成品及びその製剤												
	その他の添加物												
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計		398	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272	1

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食品等の収去検査状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去	
		試験した収去検体数	不良検体数	不良理由							衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
				大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	質 折生物質(折菌性物)			
生乳													
牛乳及び加工													
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類		16											
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	4										4	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	5										5	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	6										6	
	生食用冷凍鮮魚介類												
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	15											15
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	11											8	
乳製品	5											5	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マガリンを含む)													
アイスクリーム類、氷菓	5											5	
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	9												
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	11												
菓子類	10											9	
清涼飲料水	33											25	
酒精飲料													
氷雪													
水													
缶詰、瓶詰食品													
その他の食品	50											17	
添加物	化学的合成品及びその製剤												
	その他の添加物												
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計		180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和6年度)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因物質	病因物質	原因施設 (所在市町村)	摘要
1	2/26	藤枝市	130	65	0	2月25日に提供された食事	ノロウイルス	食堂 (藤枝市)	営業禁止 5日間
計			130	65	0				

- (注) 1 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を()内に記載。
 2 監査対象期間内に発生したものを記載。なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

食中毒発生状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因物質	病因物質	原因施設 (所在市町村)	摘要
		発生なし							
計			0	0	0				

- (注) 1 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を()内に記載。
 2 監査対象期間内に発生したものを記載。なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

(2) 薬務関係業務

ア 監視指導

(目的)

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びに安全使用の推進のため、監視指導を実施し、保健衛生の向上を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 薬局、医薬品販売業者に対する立入検査により、施設、医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無許可品、虚偽誇大広告等の監視指導や、医薬品等製造業者等に対する医薬品の収去検査を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

(イ) 市町とともに「薬と健康の週間」において、地域に根ざした「かかりつけ薬剤師・薬局」の周知を実施し、医薬品の適正使用の大切さと薬剤師の果たす役割について普及啓発を図った。

(評価(課題等)及び改善)

(ア) 薬局、医薬品販売業者への立入検査の結果、薬局の開設許可失効後に薬局を営業し、無許可で医薬品を販売する等の違反事項が認められたが、指導により是正した。今後も継続して監視指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図り、安全な医薬品等が県民に供給されるよう努める。

(イ) 平成28年度から「健康サポート薬局」制度が、令和3年8月からは特定の機能を有する薬局の認定制度が導入された。薬局に対して、「健康サポート薬局」及び「認定薬局」の申請支援を行うことで、地域に根ざした「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進する。

イ 毒物及び劇物対策

(目的)

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して毒物劇物の適正な取扱いを指導し、毒物劇物による危害の防止を図る。

(計画及び実績(成果))

毒物劇物販売業者及び業務上取扱者に対して立入検査を行い、毒物劇物の販売、保管管理及び適正な取扱いについて指導し、毒物劇物による危害の防止を図った。

(評価(課題等)及び改善)

毒物劇物取扱施設において、不適切な管理による保健衛生上の危害を未然に防ぐため、今後も適正な管理について指導を実施していく。

ウ 薬物乱用防止対策

(目的)

本人の心身を蝕むばかりでなく、社会に計り知れない害悪を及ぼす麻薬、覚醒剤、大麻等の乱用を根絶する。

(計画及び実績(成果))

次のとおり、麻薬等の不正使用及び不正流通の防止を図った。

(ア) 医療機関、薬局、医薬品販売業者に対し、麻薬等の適正な保管管理及び取扱い等について指導を実施した。

- (イ) 麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物乱用防止を目的に、薬物乱用防止指導員を中心に地域に根ざした啓発活動や街頭キャンペーンを実施した。
 - (ウ) 警察署及びライオンズクラブとともに、大学生及び専修学校生に対して薬物乱用防止講習会を実施した。
- (評価(課題等)及び改善)
- (ア) 麻薬取扱者への立入検査の結果、無届での麻薬の廃棄の違反事項が認められたが、指導により是正した。今後も継続して監視指導を実施し、医療機関等に対して麻薬等の適正管理・適正使用の周知を図るため、今後も立入検査を実施していく。
 - (イ) 地区薬物乱用防止指導員協議会の活動を通して、地域住民の薬物乱用防止への気運を高めた。
 - (ウ) 薬物乱用防止の研修会や講習会を実施することで、若者の薬物乱用防止への関心を高めた。

エ 血液確保対策

(目的)

医療に必要な輸血用血液製剤等の安定供給に必要な血液量を確保するため、献血思想の普及啓発を図る。

(計画及び実績(成果))

静岡県赤十字血液センター及び市町と連携し、静岡県献血推進計画に基づく各市町の献血目標者数の達成を図った。(達成率99.0%)

また、高校生ボランティアをアボちゃんサポーターとして委嘱し、地域、学域での献血の推進、献血思想の普及を図った。

(評価(課題等)及び改善)

高校生ボランティアの協力を得て啓発活動を実施することにより、若い世代に対し献血への関心を高めた。

今後も、静岡県赤十字血液センター及び市町と連携を図るとともに、高校生ボランティアの協力を得て献血思想の普及に努め、医療に必要な輸血用血液製剤等の安定供給を目指す。

薬事関係立入検査状況調

(令和6年度)

項 目	対 象 施設数	立入検査 件 数	監視率 %	処分等の件数					告 発		
				許可等の取	構造設備	廃棄等	始末書	指導			
薬 事	医薬品等製造販売業	19	25	53.7							
	医薬品等製造業	68	55								
	医療機器修理業	7	8								
	医薬品製造販売業(薬局)	12	1								
	医薬品製造業(薬局)	12	1								
	薬局	267	288								
	医薬品販売業	132	143					1	1		
	配置販売従事者	25	1								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	331	245					1			
	管理医療機器販売業・貸与業	1,331	410								
	再生医療等製品販売業	3	8								
	医薬部外品化粧品販売業		837								
	一般医療機器販売業・貸与業		486								
	業務上取扱う施設		259								
	小 計	2,207	2,767		53.7				2	1	
毒物・劇物	製造(輸入)業	10	13	44.7							
	販売業	190	79					1			
	業務上取扱者	7	4								
	届出有										
	届出無										
特定毒物研究者	8										
小 計	215	96	44.7				1				
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業			57.0						
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業									
		卸売業	3	11							
		小売業	235	258					1		
	麻薬診療施設	病院	13	26							
		診療所	122	39						1	
		飼育動物診療施設	27								
	麻薬研究者	2									
	大麻取扱者										
	けし栽培者										
	向精神薬営業施設	輸入業	1								
		製造製剤業	1								
		卸売業									
		免許みなし卸売販売業	21	19							
免許みなし薬局		267	288								
小売業											
向精神薬診療施設	病院	13	26								
	診療所	482	39								
	飼育動物診療施設	46									
向精神薬試験研究施設	6										
小 計	1,239	706	57.0				1	1			
覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関			44.0							
	覚醒剤研究者										
	覚醒剤原料取扱者	3	6								
	覚醒剤原料研究者	4									
	薬局	267	288								
	病院	13	26								
	診療所	482	39								
	飼育動物診療施設	46									
小 計	815	359	44.0								
計	4,476	3,928	52.4				4	2			
違反施設率		6/3,928 × 100 = 0.15%									

(注) 1 監視率は、「(立入検査件数-対象施設数斜線の立入検査件数) / 対象施設数」で算出する。

2 違反施設率は、「処分等の合計件数(指導票件数を除く) / 立入検査合計件数」で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

項目	対象施設数	立入検査件数	監視率 %	処分等の件数					告発		
				許可等の取	構造設備	廃棄等	始末書	指導			
薬事	医薬品等製造販売業	19	1	/							
	医薬品等製造業	69	16								
	医療機器修理業	6	0								
	医薬品製造販売業(薬局)	12	2								
	医薬品製造業(薬局)	12	2								
	薬局	266	97								
	医薬品販売業	133	38								
	配置販売従事者	27	1								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	334	109								
	管理医療機器販売業・貸与業	1,340	72								
	再生医療等製品販売業	3									
	医薬部外品化粧品販売業		237								
	一般医療機器販売業・貸与業		180								
	業務上取扱う施設		141								
	小計	2,220	896		15.2						
毒物・劇物	製造(輸入)業	10	2	/							
	販売業	192	28								
	業務上取扱者	7									
	届出有										
	届出無										
特定毒物研究者	8										
小計	217	30	13.8								
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業		/							
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業									
		卸売業	2		1						
	麻薬診療施設	小売業	235		88						
		病院	13		4						
		診療所	124		30						
	向精神薬営業施設	飼育動物診療施設	28								
		麻薬研究者	2								
	向精神薬営業施設	大麻取扱者									
		けし栽培者									
	向精神薬営業施設	輸入業	1								
		製造製剤業	1								
		卸売業									
		免許みなし卸売販売業	20		4						
免許みなし薬局		266	97								
小売業											
向精神薬診療施設	病院	13	4								
	診療所	482	30								
	飼育動物診療施設	46									
向精神薬試験研究施設	6										
小計	1,239	258	20.8								
覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関			/							
	覚醒剤研究者										
	覚醒剤原料取扱者	3	1								
	覚醒剤原料研究者	4									
	薬局	266	97								
	病院	13	4								
	診療所	482	30								
	飼育動物診療施設	46									
小計	814	132	16.2								
計	4,490	1,316	16.9								

違反施設率 0/1,3516×100=0.00 %

- (注) 1 監視率は、「(立入検査件数-対象施設数斜線の立入検査件数) / 対象施設数」で算出する。
2 違反施設率は、「処分等の合計件数(指導票件数を除く) / 立入検査合計件数」で算出する。

(3) 生活衛生関係業務

(目的)

県民の日常生活に密着した営業である旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び住宅宿泊事業者等における衛生水準の維持向上を図るとともに、温泉資源の保護及び温泉利用の適正化を図る。

(計画及び実績(成果))

理容所、美容所、クリーニング所、興行場及び住宅宿泊事業者等に対して、監視指導を実施するとともに、理容師及び美容師に対して衛生講習会を実施し、衛生管理の徹底を図った。

旅館及び公衆浴場の事業者に対して、レジオネラ症防止対策として、計画的に浴槽水の検査を実施すると共に適切な管理方法を指導し不良施設の排除に努めた。

温泉源泉及び温泉利用施設の事業者に対して、湧出量、温度及び可燃性ガス発生の状況を調査するとともに、ガスの発生が認められた施設に対しては、温泉法改正に伴う温泉採取許可申請、ガス濃度確認申請手続き等の適正処理を実施し、可燃性天然ガスの安全対策を図った。

【理美容衛生講習会実施状況】

年度	令和6年度	
	回数	受講者数(人)
理容師等	2	138
美容師等	1	24
計	3	162

(評価(課題等)及び改善)

旅館及び公衆浴場においては、条例で定められている衛生管理記録、水質検査結果等の確認、点検を行い、理容所、美容所及びクリーニング所においては、器具等の消毒の実施状況の確認を行うことにより、衛生水準の向上が図られた。今後も引き続き、利用者が安心して施設を利用できるよう、監視指導を実施していく。

温泉については、温泉資源の保護及び利用者が安心して利用できるよう温泉利用の適正化を指導していくとともに、可燃性天然ガスの安全対策が引き続き適正に対応されるよう監視指導を実施していく。

平成30年6月15日から施行された住宅宿泊事業法に基づき、関係法令所管部署と連携をとり、円滑に届出書の受付業務を実施した。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和6年度)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処分件数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	200	100	99	99.0				
	興行場	10	2	2	100.0				
	公衆浴場	86	43	52	120.9				
	理容所	451	45	36	80.0				
	美容所	1,027	205	148	72.2				
	クリーニング所	87	17	25	147.1				
	クリーニング取扱店	150	15	38	253.3				
	小計	2,011	427	400	93.7	0	0	0	0
の施設の設他	化製場	0	0	0	-				
	魚屑等処理場	4	4	3	75.0				
	小計	4	4	3	75.0	0	0	0	0
合計		2,015	431	403	93.5	0	0	0	0

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処分件数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	204	102	50	49.0				
	興行場	10	2	2	100.0				
	公衆浴場	91	45.5	28	61.5				
	理容所	419	42	48	114.3				
	美容所	1,078	216	99	45.8				
	クリーニング所	91	18	16	88.9				
	クリーニング取扱店	183	18	22	122.2				
	小計	2,076	444	265	59.8	0	0	0	0
の施設の設他	化製場	0	0	0	-				
	魚屑等処理場	4	4	2	50.0				
	小計	4	4	2	50.0	0	0	0	0
合計		2,080	448	267	59.7	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載。

(4) 動物関係業務

ア 動物の愛護及び管理

(目的)

「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の健康と安全の確保」及び「地域活動の充実」を図る。

(計画及び実績(成果))

動物愛護ボランティア、市町及び動物保護指導班等の協力を得て、次のとおり人と動物とが共生する社会の実現を図った。

(ア) 「飼い主責任の徹底」について、動物愛護・適正飼養の普及啓発のため、犬猫の飼い方教室、ふれあい訪問活動の実施、飼い主への適正飼養相談、負傷動物の収容、動物取扱責任者研修会の開催、動物取扱施設の監視指導等を実施した。

(イ) 「人と動物の健康と安全の確保」について、適正飼養の普及啓発のため、苦情のあった飼い主への適正飼養指導、地域猫活動の推進支援を実施した。

災害対策の推進のため、災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成支援、島田市および藤枝市で模擬の同行避難訓練、飼い主対象の災害対策研修会の実施、及び特定動物の飼養施設への立入調査を行った。

実験動物への対応のため、実験動物取扱い施設への立入り調査を行った。

(ウ) 「地域活動の充実」のため、動物愛護推進員の委嘱を行った。

(評価(課題等)及び改善)

(ア) 「飼い主責任の徹底」について、適正飼育及び動物愛護思想の普及啓発に努めた。今後も引き続き小・中学校などの若年層に対しても動物愛護教室等を通じて動物愛護意識の向上を図っていく。また、動物取扱業者において動物の適切な取扱いが実施されるよう、継続的な監視指導を行っていく。

(イ) 「人と動物の健康と安全の確保」について、適正飼養の普及啓発のため、猫の引取り依頼、苦情が依然として多いことから、引き続き市町の広報等を活用し、終生飼育、室内飼い、不妊去勢手術等の適正飼育の指導に努める。

災害対策の推進のため、日頃の備えについて啓発を図るため、引き続き市町、獣医師会、動物保護協会、ボランティア等と協力していく。

(ウ) 「地域活動の充実」について、引き続き地域活動に積極的に取り組むボランティアを育成、支援していく。

イ 狂犬病等の予防

(目的)

狂犬病の発生予防及び動物由来感染症の予防方法等の普及を図る。

(計画及び実績(成果))

市町及び動物保護指導班と連携し、放浪犬の保護、飼い主への指導、また犬による咬傷事故の届出があった場合は被咬傷者への検診結果を通知及び咬傷犬の飼い主への指導等を実施し、狂犬病予防注射の実施率向上及び動物由来感染症の予防方法等の普及を図った。

(評価(課題等)及び改善)

引続き市町及び動物保護指導班と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射の啓発、及び動物由来感染症の予防方法等の普及を図っていく。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和6年度)

種別	項目	施設数	登録件数	立目 立入 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発件数		
							登 録	改 善 措 置	命 令	始 末 其 他	無 登 録	其 他	
							取 消 止	勧 告					
販 売		114	114	57	72	126.3	0	2	0	0	0	0	0
保 管		138	148	74	74	100	0	1	0	0	0	0	0
貸出し		2	2	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0
訓 練		23	30	15	15	100	0	0	0	0	0	0	0
展 示		11	11	6	6	109.1	0	0	0	0	0	0	0
競りあわせ		0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
譲受飼養		0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
合 計		288	305	153	168	110.2	0	3	0	0	0	0	0

動物取扱施設立入検査状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

種別	項目	施設数	登録件数	立目 立入 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発件数		
							登 録	改 善 措 置	命 令	始 末 其 他	無 登 録	其 他	
							取 消 止	勧 告					
販 売		110	110	55	20	36.4	0	0	0	0	0	0	0
保 管		131	141	71	11	15.5	0	0	0	0	0	0	0
貸出し		1	1	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0
訓 練		16	24	12	1	8.3	0	0	0	0	0	0	0
展 示		11	11	6	2	33.3	0	0	0	0	0	0	0
競りあわせ		0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
譲受飼養		0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—
合 計		269	287	145	35	24.1	0	0	0	0	0	0	0

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和6年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	0	0	0	0	—	—	—	—	—
鳥類	0	0	0	0	—	—	—	—	—
爬虫類	4	1	0	4	0	0	0	0	0

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令 等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	0	0	0	0	—	—	—	—	—
鳥類	0	0	0	0	—	—	—	—	—
爬虫類	4	1	0	4	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

(令和6年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
16	2	11	5		64	62	

犬・猫の愛護管理状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
4	0	3	2		15	9	

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和6年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	57	184
猫	117	387
その他の愛護動物	3	2

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	25	47
猫	36	85
その他の愛護動物	2	3

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和6年度)

市町別 \ 項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
藤枝市	23	1
焼津市	21	2
島田市	10	0
川根本町	0	0
牧之原市	3	0
吉田町	7	1

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

市町別	項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
藤枝市		23	1
焼津市		21	2
島田市		10	0
川根本町		0	0
牧之原市		2	0
吉田町		7	1

咬傷犬事故発生状況調

区分	件数	被害者数	告発件数
令和5年度	10件	10人	0件
令和6年度	13件	13人	0件
令和7年度 (令和7年8月31日現在)	9件	10人	0件

9 環境課

1 業務概要・目的

環境関連法令に基づき、廃棄物の適正処理や、大気、水質等への粉じんや汚濁物質等の排出規制などを行うことにより、生活環境の保全を図る。

具体的には、廃棄物に関しては排出抑制、リサイクル及び適正処理を推進するとともに、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応を図ることにより地球を守る低炭素・循環型社会の構築を図るほか、水道施設、特定建築物及び遊泳用プールの衛生管理を推進し、大気及び水質保全を図るため事業場への立入指導、浄化槽の適正管理指導などにより、快適な暮らし空間の実現を図る。

2 事業の成果（実績及び評価）

【廃棄物関係】

(1) 一般廃棄物適正処理推進事業

(目的)

市町等が行う一般廃棄物の処理に対して指導・助言を行い、ごみの減量・リサイクルの推進を図る。

(計画及び実績（成果）)

区分	内容	結果
一般廃棄物 処理施設の 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画に基づく適正処理の確認 一般廃棄物処理施設の維持管理等に関する技術的支援 一般廃棄物処理施設の計画的整備に関する助言指導 	市町による計画的かつ適正な一般廃棄物処理事業の実施
啓 発	<ul style="list-style-type: none"> 5月30日（ゴミゼロの日）を中心に、県内一斉に清掃活動及び市町を主体とした啓発活動を実施 ごみ削減推進キャンペーン（6月1日～6月30日） 	県民のごみ減量化、環境美化意識の向上
3 R 推進	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集計画に基づく容器包装廃棄物のリサイクルに関する助言指導 第4次（令和4年度～8年度）静岡県循環型社会形成計画に基づく資源循環への取組みの助言指導 	ごみの減量・リサイクルの推進

(評価（課題等）及び改善)

一般廃棄物処理施設に係る維持管理基準等の遵守を助言指導し、適切な廃棄物処理とそれに伴う環境保全の確保に寄与した。

また、令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に関連し、プラスチック使用製品の廃棄物の分別収集等の情報交換等を行い、3R+Renewableの推進を図った。

(2) 産業廃棄物行政指導事業

(目的)

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進を図る。

(計画及び実績 (成果))

- ア 産業廃棄物処理業に係る新規、更新及び変更許可申請に対する厳格な審査を通して、産業廃棄物の適正処理体制の確保を図った。
- イ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を行い、廃棄物処理法の周知徹底及び適正処理の推進を図った。
- ウ 産業廃棄物最終処分場の放流水等の収去検査を実施し、周辺環境への汚染の未然防止と適正処理の徹底を図った。
- エ 焼却施設への立入検査により、ダイオキシン類対策の推進及び適正な維持管理の徹底を図った。

(評価 (課題等) 及び改善)

立入検査基本計画を策定し、頻度高く立入検査を実施することができた。現認した不適切な事案は、その場で是正指導を行い、重大な違反に至らないよう努めている。

産業廃棄物の適正処理の確保には、現場を目で確認することが必要なため、今後も地道な監視指導を継続する。

(3) PCB廃棄物適正処理推進事業

(目的)

処理期限が規定されているPCB廃棄物等を保有又は保有している可能性のある事業者に対し、実態を把握し、適正処理に必要な指導を図る。

(計画及び実績 (成果))

本県の高濃度PCB廃棄物等を処理する中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州事業所が令和5年度末で終了したため、令和6年度は新たに発見された高濃度PCB廃棄物を保有している事業者に対して環境省の方針が示されるまで適正に保管管理するよう指導した。環境省から令和7年8月29日の登録を期限にJESCO北海道事業場での高濃度PCB廃棄物等の処分の実施が示されたことから、廃棄物リサイクル課と連携し、期限内の処理の指導を行った。低濃度PCB廃棄物等の保管を県に報告した事業者に対しては、期限までの処理について周知を図った。

(評価 (課題等) 及び改善)

JESCO北九州事業所の事業終了以降も高濃度PCB廃棄物等が新たに発見された(10事業所、安定器等計26台)。高濃度PCB廃棄物を保有している事業者に対し、速やかにJESCOへ報告し、処理委託契約を締結するよう指導した。

また、低濃度PCB廃棄物については、処理期限の令和9年3月末までに処理完了するよう周知を図った。令和7年度も、引き続き期限までの処理完了について指導する。

(4) 不法投棄撲滅対策事業

(目的)

不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

(計画及び実績(成果))

区 分	内 容	結 果
パトロール	職員による定期的パトロール(夜間パトロールを含む。)	未然防止、早期発見
	民間警備会社への委託による休日パトロール(令和6年度まで)	情報収集、早期対応
啓 発	市町及び産業廃棄物協会との協働による啓発キャンペーン(12月)、不法投棄防止統一パトロール(6月、12月) 6月：環境月間、 12月：不法投棄撲滅月間	県民意識の向上

廃棄物監視指導状況調

(令和6年度)

施設別		項目	施設数 (A)	立入検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		11	5	45.5			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	7	8	114.3			0	0
		その他	20	32	160.0			0	0
	最終処分場		10	12	120.0			0	0
	小計		48	57	118.8			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			153				0	0
	産業廃棄物処理業		1,799	489	27.2	0	0	0	0
	小計		1,799	642	27.2	0	0	0	0
合計			1,847	699		0	0	0	0
(計監視率 29.6 %)									
前年度	合計		1,841	716		0	0	0	0
	(計監視率 29.3 %)								

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調整する。
- 2 計監視率は、 $(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数}) \times 100$ で算出すること。
- (A)
- 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

廃棄物監視指導状況調

(令和7年8月31日現在)

施設別		項目	施設数 (A)	立入検査 件数 (B)	監視率 (%)	処分件数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		11	0	0.0			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	7	0	0.0			0	0
		その他	21	12	57.1			0	0
	最終処分場		10	2	20.0			0	0
	小計		49	14	28.6			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			55				0	0
	産業廃棄物処理業		1,815	200	11.0	0	0	0	0
	小計		1,815	255	11.0	0	0	0	0
合計			1,864	269		0	0	0	0
(計監視率 11.5 %)									
前年度	合計		1,838	285		0	0	0	0
	(計監視率 12.6 %)								

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調整する。

2 計監視率は、 $(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数}) \times 100$ で算出すること。

(A)

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

産業廃棄物不法投棄状況調

区 分	5年度	6年度	7年度 (8月31日現在)
当該年度発生件数	1件	2件	0件
撤去済み	1件	0件	0件
撤去指導中	0件	2件	0件
前年度以前からの継続件数	4件	4件	6件
撤去済み	0件	0件	1件
撤去指導中	4件	4件	5件
合計	5件	6件	6件
撤去済み	1件	0件	1件
撤去指導中	4件	6件	5件

(評価(課題等)及び改善)

不法投棄発生件数は減少傾向にあり、令和6年度は2件発見された。令和7年度はこれまで発見されていない。

不法投棄の未然防止や解決には、早期発見、早期対応が肝要であり、関係機関と連携し定期のパトロールや啓発事業を継続する。

【生活環境関係】

(1) 水道維持管理指導

(目 的)

安全な水道水の安定供給のため、水道施設の適正な維持管理を図る。

(計画及び実績(成果))

ア 各水道事業者及び専用水道設置者に対して、立入検査や水質検査結果の報告を求め、適正かつ計画的な水質検査及び衛生管理を指導することにより、安全な水道水の安定供給を図った。

イ 補助金等を活用し災害に強い施設づくりを目指すよう、市町水道事業者に指導を行った。

水道施設状況調

(令和6年度)

区分 市町別	管内人口	給水人口	施設数						飲料供水給施設	
			上水道	簡易水道		専用水道	計	普及率(%)		県平均普及率(%)
				公営	その他					
島田市	93,029人	90,648人	2	0	0	4	6	97.4		27
焼津市	133,618人	133,536人	1	0	0	6	7	99.9		0
藤枝市	137,490人	128,939人	1	0	0	6	7	93.8		37
牧之原市	41,363人	41,329人	1	0	0	0	1	99.9		0
吉田町	28,519人	27,900人	1	0	0	0	1	97.8		0
川根本町	5,465人	5,303人	0	11	0	0	11	97.0		16
計	439,484人	427,655人	6	11	0	16	33	97.3	99.1	80

(注) 管内人口、給水人口、普及率、県平均普及率は、令和5年度末現在

水質検査状況調

(令和6年度)

区分	施設数	検査検体数	不適検体数	不適率
上水道	3	204	(0) 0	(0%) 0%
簡易水道 (公営)	11	252	(0) 0	(0%) 0%
〃 (その他)	0	0	(0) 0	(-%) -%
専用水道	0	0	(0) 0	(-%) -%
計	14	456	(0) 0	(0%) 0%

(注) () 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲

水 質 検 査 状 況 調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率
上 水 道	3	85	(0) 0	(0%) 0%
簡易水道 (公営)	11	105	(0) 0	(0%) 0%
〃 (その他)	0	0	(0) 0	(-%) -%
専用水道	0	0	(0) 0	(-%) -%
計	14	190	(0) 0	(0%) 0%

(注) () 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲

水 道 施 設 監 視 指 導 状 況 調

(令和6年度)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
					認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水 道 施 設	上 水 道	3	3	100.0	0	0	0
	簡 易 水 道	11	11	100.0	0	0	0
	専 用 水 道	0	0	-	0	0	0
	簡易専用水道	41	1	2.4	0	0	0
	その他の水道	17	0	0	0	0	0
合 計		72	15	20.8	0	0	0
前年度	合 計	72	15	20.8	0	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

水道施設監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

施設別		項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数		
						認可取消	給水停止 命令	措置・改善 指示等
水道 施設	上水道	3	3	100.0	0	0	0	
	簡易水道	11	0	0	0	0	0	
	専用水道	0	0	-	0	0	0	
	簡易専用水道	41	0	0	0	0	0	
	その他の水道	17	0	0	0	0	0	
合計		72	3	4.2	0	0	0	
前年度	合計	72	2	2.8	0	0	0	

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

今後も監視指導を継続するとともに、施設の強靱化や経営基盤の安定化等の課題について、「水道広域連携全体会議」等の機会を通じ、助言指導を行う。

(2) 建物の衛生的環境の確保に関する事務

(目的)

多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)の空気環境等の衛生管理を徹底することにより、衛生的で快適な環境を確保し、利用者の健康の維持を図る。

(計画及び実績(成果))

- ア 特定建築物に関する空気環境、給排水、清掃等の適正な維持管理について立入検査を実施し、衛生的で快適な環境の確保及び利用者の健康の維持を図った。
- イ 建築物清掃業等の建築物衛生管理業登録業者に対して、適正な業務管理について立入検査を実施し、建築物の衛生的環境の確保を図った。

建築物監視指導状況調

(令和6年度)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	102	36	35.3	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	35	12	34.3	0	/	/	/	0
合計		137	48	35.0	0	0	0	0	0
前年度	合計	134	51	38.1	0	0	0	0	1

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

項目 施設別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処分件数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	103	1	1.0	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	35	2	5.7	0	/	/	/	0
合計		138	3	2.2	0	0	0	0	0
前年度	合計	136	7	5.1	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

全体的に良好な状態であることから、現在の状況を維持するよう、監視指導を継続する。

(3) 遊泳用プール指導監督事務

(目的)

遊泳用プールの衛生管理を徹底し、衛生的で安全な施設の確保を図る。

(計画及び実績(成果))

遊泳用プールに対して立入調査を行い、県指導要綱に基づく水質基準、施設基準及び維持管理基準に合致するよう指導し、衛生管理の徹底及び安全な施設の確保を図った。

遊泳用プール立入調査状況調

(令和6年度)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入調査 件数(B)	監視率(%)	不 適 施設数	不適率(%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	21 (1)	7 (0)	33.3 (0)	7 (0)	33.3 (0)	7 (0)
前年度	21 (1)	7 (0)	33.3 (0)	3 (0)	14.3 (0)	3 (0)

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

遊泳用プール立入調査状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入調査 件数(B)	監視率(%)	不 適 施設数	不適率(%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	21 (1)	4 (1)	19.0 (100)	2 (1)	9.5 (100)	2 (1)
前年度	21 (1)	6 (0)	28.6 (0)	6 (0)	28.6 (0)	6 (0)

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価・課題等及び改善)

令和6年度は、7件の立入調査を行い、不適事項について改善指導を行った。内容は届出事項の不備であり、指導により是正がなされた。

今年度も同様に実施しているが、軽微な不適事項が散見されるため、管理者の意識向上及び衛生的で安全な施設の確保に一層取り組む必要がある。

(4) 大気汚染・騒音等防止対策事業

(目 的)

事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物等の排出を規制し、大気環境の保全を図る。

(計画及び実績 (成果))

ア 工場・事業場からのばい煙発生施設設置等の届出書について、排出基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。

イ 排出ガス量の多い工場・事業場を重点的に立入検査し、排出基準の遵守徹底を図った。

環境関係届出審査状況調

(令和6年度)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の 変更	廃止	承継	自主測 定結果 の報告	作業実施 (完了報告)	計
大気 汚染 防止法	ばい煙発生施設	21	0	4	42	17	4			88
	揮発性有機 化合物排出施設	0	0	0	1	0	0			0
	一般粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん 排出等作業								15 (12)	15 (12)
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0			0
水質汚濁防止法		23	0	8	42	16	2			91
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気	0	0	1	1	0	0	40		42
	水質	0	0	0	0	0	0	3		3
静岡県 生活環 境の保 全等に 関する 条例	ばい煙 発生施設	0	0	1	1	2	0			4
	一般粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	水質特定施 設	0	0	0	1	1	0			2

環境関係届出審査状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の 変更	廃止	承継	自主測 定結果 の報告	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	12	0	2	23	4	0	/	/	41
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	0	0	0	/	/	0
	一般粉じん発生施設	1	0	0	0	0	0	/	/	1
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0	/	/	0
	特定粉じん排出等作業	/	/	/	/	/	/	/	6 (10)	6 (10)
	水銀排出施設	0	0	0	0	0	0	/	/	0
水質汚濁防止法		7	0	4	23	9	2	/	/	45
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気	0	0	1	4	0	0	11	/	16
	水質	0	0	0	0	0	0	0	/	0
静岡県 生活環境の保 全等に 関する 条例	ばい煙発生施設	1	0	1	0	1	0	/	/	3
	一般粉じん発生施設	0	0	0	1	0	0	/	/	1
	水質特定施設	0	0	1	0	0	0	/	/	1

環境関係立入検査状況調

(令和6年度)

項目 区分		対象事業場 数	立入検査 事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止 命令 改善命令	改善勧告	注意
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙発生施設 (注1)	300	41	13.7	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	13	4	30.8	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	622	4	0.6	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	56	/	0	0	0
	水銀排出施設	10	4	40.0	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		303	120	39.6	0	0	4
ダイオキシン類 対策特別措置法	大 気	29	6	20.7	0	0	0
	水 質	4	1	25.0	0	0	0
合 計		1281	236	/	0	0	4
(計実施率 14.1%) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 = $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

対 象 事 業 場 数

環境関係立入検査状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

項目 区分		対象事業場 数	立入検査 事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止 命令 改善命令	改善勧告	注意
大気汚染防止法	ばい煙発生施設 (注1)	300	19	6.3	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	13	3	23.1	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	623	0	0	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	26	/	0	0	0
	水銀排出施設	10	1	10.0	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		302	36	11.9	0	0	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気	29	3	10.3	0	0	0
	水質	4	0	0	0	0	0
合計		1281	88	/	0	0	0
(計実施率 4.2%) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 = $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

対 象 事 業 場 数

公害防止管理者等届出状況調

資格区分		令和6年度届出件数	令和7年度届出件数 (8月31日現在)
公害防止統括者		50	17
公害防止主任管理者		2	2
公害防止管理者	大気関係	19	5
	一般粉じん関係	0	0
	水質関係	8	13
	ダイオキシン類	0	1
	騒音関係	0	0
	振動関係	0	0
	計	27	19
合計		79	38

(注) 各集計欄の数値は代理者の届出を含む。

(評価(課題等)及び改善)

書類審査及び立入検査により、大気汚染及び水質汚濁に係る排出基準の遵守の徹底を図り、大気及び水質における環境保全の確保に寄与した。

(5) ダイオキシン類等化学物質対策事業

(目的)

ダイオキシン類は人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、事業活動に伴うダイオキシン類の排出を規制し、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績(成果))

ア 工場・事業場からの特定施設設置等の届出書について、排出基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。

イ 廃棄物焼却炉を設置する事業場を重点的に立入検査し、施設の適切な維持管理の推進を図った。

(評価(課題等)及び改善)

自主測定結果の報告による基準超過が判明した施設はなく、廃棄物焼却炉に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法及び廃棄物処理法による多面的な指導を実施することにより、適正な維持管理が図られた。

今後も効率的・効果的な指導を継続し、県民の健康保護に努める。

(6) アスベスト対策事業

(目的)

事業活動に伴う特定粉じん(アスベスト)の排出を規制し、大気環境の保全を図る。

(計画及び実績(成果))

- ア 特定工事発注者からの特定粉じん排出等作業の実施の届出書について、作業基準や届出記載内容を総合的に審査して受理し、適切な作業着手を図った。
- イ 大気汚染防止法改正により、令和4年4月以降、一定規模以上の解体等工事の事前調査結果報告が必要となり、制度の周知、その適正な実施及び不備の場合の補正等指導した。また、令和5年度から、事前調査結果報告制度の適正な実施のため、共通する対象工事のある建設リサイクル法の届出台帳との突合を行い、未報告者への改善指導を行っている。
- ウ 特定粉じん排出等作業現場や建築物の解体工事現場を立入検査し、法改正の周知及び作業基準の遵守徹底を図った。

(評価(課題等)及び改善)

届出のあった飛散リスクの高い作業場は原則全て現地調査を行い、アスベストの飛散防止措置の徹底を指導し、作業員の健康被害の防止や周辺環境保全を図った。

(7) 水質監視事業

(目的)

事業活動に伴う水質汚濁物質の排出を規制し、河川・湖沼等の水質環境の保全を図る。

(計画及び実績(成果))

- ア 工場・事業場からの特定施設設置等の届出書について、排水基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。
- イ 排水基準違反歴がある、有害物質を使用している、又は汚濁負荷量が高いなどの工場・事業場を重点的に立入検査し、管理状況等の書類確認に加え、排水水の測定を行い、排水基準の遵守徹底を図った。
- ウ 立入検査時の測定の結果、排水基準違反が確認された工場・事業場に対しては、改善対策を講じさせ、水質環境の保全を図った。

(評価(課題等)及び改善)

排水基準違反のあった施設については、判断基準に照らし行政指導等を行い、水質環境保全に努めた。

排水基準超過は、継続して発生しているため、基準違反があった施設には重点的に監視指導を行い、改善措置を促し、水質環境の保全に努める。

(8) 浄化槽適正管理指導事業

(目的)

合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(計画及び実績(成果))

- ア 市町及び関係団体と連携して、新規浄化槽設置者に対する維持管理講習会や巡回指導等を実施し、適正な維持管理の推進を図った。
- イ 浄化槽法改正前の平成13年3月以前に設置された単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽へ設置替えするよう啓発に努め、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図った。

ウ 浄化槽保守点検業に係る登録申請に対して審査を実施するとともに、浄化槽保守点検業者の適正な業務管理について立入検査を実施し、適切な保守点検業務の推進を図った。

エ 令和5年度からの浄化槽台帳システムを用いた台帳管理の開始に伴い、台帳の整理を行い、精度向上を図った。

浄化槽監視指導状況調

(令和6年度)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置 命令 改善	勧告	
浄化槽	109,442	157	200	78.5		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	60	43	32	134.4	0		0	0	
前年度	浄化槽	108,239	155	200	77.5		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	64	17	11	154.5	0		0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 実施率(%) = A/B × 100

3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

浄化槽監視指導状況調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置 命令 改善	勧告	
浄化槽	107,705	9	200	4.5	/	0	0	0	
浄化槽保守点検業者	60	4	12	33.3	0	/	0	0	
前年度	浄化槽	108,871	13	200	6.5	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	64	8	32	25.0	0	/	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 実施率(%) = $A/B \times 100$

3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

市町との連携により、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えが徐々に進み、生活排水による水質汚濁は低減されてきている。

一方、浄化槽の維持管理において、法定検査の受検率の向上等適正な維持管理が課題である。浄化槽台帳の整備や未受検者への受検案内送付等により、受検率は若干向上しているが、今後も市町等関係機関と連携して適正な維持管理の周知に努める必要がある。

(9) 土壌汚染対策事業

(目的)

土壌汚染の状況把握、人の健康被害の防止に関する措置の実施により、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 有害物質使用特定施設の廃止の際に土壌調査の実施を指導し、その調査結果から土壌汚染の有無を把握した。また、土壌調査の猶予(一時的免除)申請について、その土地の土壌による健康被害のおそれの有無を確認した。

(イ) 一定規模以上の土地の形質変更を行おうとする者から事前に届出書を受領し、その土地の過去の使用履歴の状況を調査し、土壌汚染のおそれの有無を確認した。

(ウ) 区域指定されている土地の形質変更について、汚染土壌の措置方法及び届出について指導し、措置が適切に実施されているかを実地に確認した。

土壌汚染対策法に基づく手続きの実績

(単位：件数)

区分	年度	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
有害物質使用特定施設廃止時の土壌調査 (法第3条)	調査報告	0	0
	猶予申請の 確認	3	3
一定規模以上の土地の形質の変更 (法第4条)	届出	60	27
形質変更時要届出区域の土地の形質の変 更(法第12条)	届出	0	0
汚染土壌の区域外搬出 (法第16条)	届出	0	0
	変更の届出	0	0

(評価・課題等及び改善)

書面審査を厳格に行い、必要により検査を指示することにより、土壌の環境保全の確保に寄与している。

10 化学検査課

1 業務概要・目的

県民の健康と安心・安全な生活を確保するため、食品衛生法及び食品表示法に基づく食品の収去検査（理化学検査）、県内産農畜水産物の放射性物質の検査及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の検査等を実施する。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）食品の収去検査事業

（目的）

静岡県食品衛生監視指導計画に基づき策定された食品等の試験検査実施計画要領に従い、県内保健所等から検査依頼された、食品の規格基準、食品添加物の検査及び県内流通食品の放射性物質の検査を実施する。

また、検査の実施に当たっては、食品衛生法による食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領（食品GLP）に基づき検査を実施するとともに、外部精度管理調査への参加、内部精度管理の実施及び信頼性確保部門責任者による内部点検により検査の信頼性を確保する。

（計画及び実績（成果））

ア 検査実施実績

食品等の試験検査実施計画要領に従い、標準作業書による検査を実施した。

年度	検体数	
	食品の規格基準等	放射性物質
令和6年度	814	100
令和7年度（8月31日現在）	374	80

イ 精度管理

（ア）外部精度管理の実施

一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。

年度	調査項目	結果
令和6年度	保存料（ソルビン酸）	正しく検出された
	着色料	正しく検出された
令和7年度（8月31日現在）	保存料（ソルビン酸）	7月実施、提出済
	着色料	10～11月実施予定

（イ）内部精度管理の実施

内部精度管理マニュアルに基づき策定した内部精度管理実施計画書により実施し、当所で定める項目について、標準作業書の基準に適合し、適正に検査が実施されていることを確認した。

年度	件数	項目数
令和6年度	1,541	545
令和7年度（8月31日現在）	593	205

(ウ) 内部点検の受検

信頼性保証部門による内部点検を受検した。

年度	受検回数	結果
令和6年度	5回	指摘事項なし
令和7年度(8月31日現在)	2回	指摘事項なし

(評価(課題等)及び改善)

標準作業書に基づき検査を適正に実施するとともに、精度管理を実施した。今後も検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

(2) 県内産農畜水産物の放射性物質検査事業

(目的)

原子力災害対策本部から示された検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方に基づき策定された静岡県農畜水産物等の放射性物質検査計画に従い、衛生課から依頼された県内産農畜水産物の放射性物質の検査を実施する。

(計画及び実績(成果))

ア 検査実施実績

年度	検体数
令和6年度	40
令和7年度(8月31日現在)	4

(評価(課題等)及び改善)

標準作業書に基づき検査を適正に実施した。引き続き、検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

(3) 家庭用品の検査事業(薬事関係)

(目的)

家庭用品規制に係る監視指導要領に従い県内保健所から依頼された家庭用品の検査を実施する。

また、検査の実施に当たっては、試験検査業務管理要領に基づき検査を実施するとともに、外部精度管理調査への参加、内部精度管理の実施及び信頼性確保部門責任者による内部点検により検査の信頼性を確保する。

(計画及び実績(成果))

ア 検査実施実績

家庭用品規制に係る監視指導要領に従い、標準作業書による検査を実施した。

年度	検体数			
	繊維製品	接着剤	洗浄剤	計
令和6年度	30	2	15	47
令和7年度(8月31日現在)	0	0	0	0

イ 精度管理

(ア) 外部精度管理の実施

環境衛生科学研究所が実施する外部精度管理調査に参加した。

年度	調査項目	結果
令和6年度	液体クロマトグラフィーによるパラオキシ安息香酸エチルの定量	良好
令和7年度（8月31日現在）	紫外可視吸光度測定法によるスルピリドの定量	9～10月実施

(イ) 内部精度管理の実施

内部精度管理マニュアルに基づき策定した内部精度管理実施計画書により実施し、当所で定める項目について、標準作業書の基準に適合し、適正に検査が実施されていることを確認した。

年度	件数	項目数
令和6年度	20	4
令和7年度（8月31日現在）	0	0

(ウ) 内部点検の受検

信頼性保証部門による内部点検を受検した。

年度	受検回数	結果
令和6年度	5回	指摘事項なし
令和7年度（8月31日現在）	2回	指摘事項なし

(評価（課題等）及び改善)

標準作業書に基づく検査を適正に実施するとともに精度管理を実施した。今後も検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

(4) 食中毒等に関する検査事業

(目的)

県内保健所等からの依頼に基づき、食中毒及び苦情食品に係る原因物質の特定に必要な理化学検査を実施する。

(計画及び実績（成果）)

ア 検査実施実績

保健所等からの依頼により、標準作業書による検査を実施した。

年度	検体数	備考
令和6年度	1	賀茂保健所（ヒスタミン、検出なし）
令和7年度（8月31日現在）	0	

(評価（課題等）及び改善)

標準作業書に基づき、検査を適正に実施した。引き続き、検査技術の向上及び信頼性確保に努め、依頼があった場合には迅速かつ正確な検査を実施する。

表2

令和6年度 化学検査実施状況報告

区分			検体数	項目数	
食 品 衛 生 関 係	成分規格	牛乳・アイスクリーム等 (1)	814	166	
		豆類・生あん等 (2)		12	
		清涼飲料水 (3)		228	
		その他 (4)		0	
	食品添加物	保存料 (5)		3,738	
		甘味料 (6)		1,299	
		着色料 (7)		7,104	
		発色剤 (8)		64	
		漂白剤 (9)		12	
		殺菌料 (10)		0	
		品質保持剤 (11)		32	
		酸化防止剤 (12)		496	
	その他 (13)	0			
	天然有害物質等 (14)	814		40	
	放射性物質	流通食品 (15)		100	200
		農畜水産物 (16)		40	80
	食中毒等検査 (17)	1		1	
	その他 (18)	0		0	
	小計 (19)			955	13,472
薬（ 家庭 用品 係）	繊維製品	2歳以下用（ホルムアルデヒド） (20)	47	24	
		その他（ホルムアルデヒド） (21)		6	
	接着剤（ホルムアルデヒド） (22)	2			
	洗浄剤	住宅用（塩化水素、硫酸） (23)		3	
		家庭用（水酸化ナトリウム、水酸化カルシウム） (24)		12	
	その他 (25)	0			
	小計 (26)			47	47
その他 (27)	0	0			
合計 (28)		1,002	13,519		

表2

令和7年度 化学検査実施状況報告

(令和7年8月31日現在)

区分		検体数	項目数	
食 品 衛 生 関 係	成分規格	牛乳・アイスクリーム等 (1)	138	
		豆類・生アーン等 (2)	0	
		清涼飲料水 (3)	100	
		その他 (4)	0	
	食品添加物	保存料 (5)	1,499	
		甘味料 (6)	661	
		着色料 (7)	2,640	
		発色剤 (8)	25	
		漂白剤 (9)	0	
		殺菌料 (10)	0	
		品質保持剤 (11)	0	
		酸化防止剤 (12)	281	
	その他 (13)	0		
	天然有害物質等 (14)	374	10	
	放射性物質	流通食品 (15)	80	160
		農畜水産物 (16)	4	8
	食中毒等検査 (17)	0	0	
	その他 (18)	0	0	
	小計 (19)		458	5,522
薬(家庭用品係)	繊維製品	2歳以下用 (ホルムアルデヒド) (20)	0	
		その他 (ホルムアルデヒド) (21)	0	
	接着剤 (ホルムアルデヒド) (22)	0		
	洗浄剤	住宅用 (塩化水素、硫酸) (23)	0	
		家庭用 (水酸化ナトリウム、水酸化カリウム) (24)	0	
	その他 (25)	0		
	小計 (26)		0	0
その他 (27)	0	0		
合計 (28)		458	5,522	

1 1 細菌検査課

1 業務概要・目的

食品の規格試験、食中毒原因菌の検査、赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌等の感染症細菌検査、エイズ・肝炎等の血液検査等を実施し、食中毒や感染症の発生・拡大防止を図る。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）防疫対策の強化

ア 感染症予防業務、エイズ予防対策業務、肝炎対策業務

（目 的）

赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌等の感染症に関する細菌検査、地域医療・健康増進に係るエイズ・肝炎等の血液検査を実施する。

（計画及び実績（成果））

（ア）検査実績

令和6年度の検査実績は表1、令和7年度（8月31日現在）は表2のとおりである。

（イ）感染症外部精度管理の実施

検査等精度管理委員会感染症部会外部精度管理の実施を受け、令和6年度は、腸管出血性大腸菌の検査を実施し結果は良好であった。

（ウ）内部点検の受検

感染症に係る検査を実施する施設における検査等の業務管理要綱、第3条別表に規定する「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」により業務管理及びその記録類についての内部点検を令和6年度は6回受けた。令和7年度は2回（8月31日現在）受け、全て問題点や指摘事項はなかった。

（評価（課題等）及び改善）

感染症の予防及び感染症患者に対する医療法施行規則第7条に基づく感染症に係る検査等の精度管理を行い、検査の信頼性確保を図り、迅速かつ適正な試験検査結果を確保している。

（2）安全な生活の確保

ア 食品の規格試験の実施、食中毒原因菌等の検査の実施、適正な検査の実施と正確な検査結果の確保業務

（目 的）

食品衛生法等に基づく食品の規格試験や食中毒原因菌の検査を実施する。また、試験検査の信頼性を確保するため検査の都度、内部精度管理を実施するとともに、機器の保守点検及び試薬管理などの精度管理に努める。

（計画及び実績（成果））

（ア）検査実績

令和6年度の検査実績は表1、令和7年度（8月31日現在）は表2のとおりである。

（イ）食品衛生外部精度管理の実施

（財）食品薬品安全センターの実施する食品衛生外部精度管理調査に参加し、令和6年

度は、一般細菌数測定、大腸菌群及び黄色ブドウ球菌の検査を実施し、結果は良好であった。また、令和7年度は、一般細菌数測定、E. coli 及びサルモネラ属菌の検査の予定である。

(ウ) 内部精度管理の実施

年度当初に策定する内部精度管理実施計画に基づき内部精度管理を行い、検査職員の技術等について支障ないことを確認した。令和6年度は32品目で（大腸菌群22回・大腸菌20回・細菌数9回）内部精度管理を実施、令和7年度（8月31日現在）は14品目で（大腸菌群9回・大腸菌10回・細菌数5回）実施し、全て良好な結果であった。

(エ) 内部点検の受検

食品衛生法施行規則第37条に基づいて、第3条別表に規定する「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」により業務管理及びその記録類についての内部点検を令和6年度は5回受けた。また令和7年度は2回（8月31日現在）受け、全て問題点や指摘事項はなかった。

(評価（課題等）及び改善)

(ア) 細菌検査は、迅速かつ正確な検査結果が求められるため、県衛生課、環境衛生科学研究所や各健康福祉センター各担当課の連携を密にし、検査に必要な情報の共有化に努め、効率的な検査を実施している。

(イ) 検査結果は、外部精度管理及び内部精度管理並びに信頼性確保部門による内部点検等の評価から、試験検査の信頼性を確保している。

令和6年度 細菌検査実施状況報告

表1

試験検査区分		検体数	検査件数	試験検査区分		検体数	検査件数					
食品衛生関係	食	大腸菌群 (1)	208	健康関係	便	赤痢 (37)	2					
	食	E. Coli (2)	146		等	コレラ (38)	0					
	品	一般細菌数 (3)	98		人	チフス (39)	25					
		サルモネラ属菌 (4)	20		体	腸管出血性大腸菌 (40)	58					
		腸炎ビブリオ (5)	27		よ	その他 (41)	0					
		黄色ブドウ球菌 (6)	21		り	血清型別・毒素試験等 (42)	85					
		O157 (7)	367		食	赤痢 (43)	0					
		O26 (8)	367		品	コレラ (44)	0					
		エンテロトキシン (9)	0			チフス (45)	0					
		その他 (10)	65		水	腸管出血性大腸菌 (46)	0					
		血清型別・毒素試験等 (11)	413		0	その他 (47)	0					
		小計 (12)	413		1,319	等	血清型別・毒素試験等 (48)	0				
		衛	便		サルモネラ属菌 (13)	159	血	HBs抗原・抗体検査 (49)	478	478		
	等		腸炎ビブリオ等 (14)		222		梅毒血清検査 (50)	476	952			
	中		黄色ブドウ球菌 (15)		74	福祉関係		HIV検査(迅速法) (51)	488	488		
			腸管出血性大腸菌 (16)		148			HIV検査(PA、WB法) (52)	0	0		
			その他病原大腸菌 (17)		74			HCV抗体検査 (53)	459	459		
			嫌気性細菌 (18)		74		清	HTLV-1 (54)	19	19		
			その他の細菌 (19)		444			その他(血清分離等) (55)	60	60		
			血清型別・毒素試験等 (20)		85		124	小計 (56)	2,065	2,631		
			毒		食		サルモネラ属菌 (21)	44	一般関係	腸内細菌	赤痢 (57)	8
					品		腸炎ビブリオ等 (22)	66			サルモネラ (58)	8
					黄色ブドウ球菌 (23)		22	O157 (59)			8	
		腸管出血性大腸菌 (24)			44		その他 (60)	0				
		その他病原大腸菌 (25)			22		血清型別・毒素試験等 (61)	0				
	水	嫌気性細菌 (26)			22	その他 (62)	0					
		その他の細菌 (27)			132	小計 (63)	8					
		血清型別・毒素試験等 (28)			22	0	0					
	小計 (29)	107	1,671		小計 (64)	2,073	2,655					
	係	食	大腸菌群 (30)		0	その他 (65)	0	0				
		品	一般細菌数 (31)		0	小計 (66)	2,593	5,645				
		一	O157 (32)		0							
		般	その他 (33)		0							
		依	血清型別・毒素試験等 (34)		0							
		類	小計 (35)		0							
	小計 (36)	520	2,990									

令和7年度 細菌検査実施状況報告

表2

令和7年8月31日現在

試験検査区分		検体数	検査件数	試験検査区分		検体数	検査件数							
衛生関係	食品採取	大腸菌群 (1)		112	健康関係	便等人体よ	赤痢 (37)		5					
		E. Coli (2)		73			コレラ (38)		0					
		一般細菌数 (3)		61			チフス (39)		8					
		サルモネラ属菌 (4)		9			腸管出血性大腸菌 (40)		40					
		腸炎ビブリオ (5)		24			その他 (41)		0					
		黄色ブドウ球菌 (6)		9			血清型別・毒素試験等 (42)	11	106					
		O157 (7)		190			食品水等	赤痢 (43)		0				
		O26 (8)		190				コレラ (44)		0				
		エンテロトキシン (9)		0				チフス (45)		0				
		その他 (10)		31				腸管出血性大腸菌 (46)		0				
		血清型別・毒素試験等 (11)	224	27				その他 (47)		0				
		小計 (12)	224	726				血清型別・毒素試験等 (48)	0	0				
	食品検査	便等人体よ	サルモネラ属菌 (13)		90	健康関係		血液	HBs抗原・抗体検査 (49)	172	172			
			腸炎ビブリオ等 (14)		135				梅毒血清検査 (50)	183	366			
			黄色ブドウ球菌 (15)		45				HIV検査(迅速法) (51)	184	184			
			腸管出血性大腸菌 (16)		90				HIV検査(PA、WB法) (52)	0	0			
			その他病原大腸菌 (17)		45				HCV抗体検査 (53)	171	171			
			嫌気性細菌 (18)		45				清HTLV-1 (54)	4	4			
			その他の細菌 (19)		270		その他(血清分離等) (55)		0	0				
			血清型別・毒素試験等 (20)	45	134		小計 (56)		725	1,056				
			食品水等	便等人体よ	サルモネラ属菌 (21)				10	健康関係	腸内細菌	赤痢 (57)		7
					腸炎ビブリオ等 (22)				15			サルモネラ (58)		7
					黄色ブドウ球菌 (23)				5			O157 (59)		7
					腸管出血性大腸菌 (24)				10			その他 (60)	7	0
	その他病原大腸菌 (25)				5	血清型別・毒素試験等 (61)	0	0						
	嫌気性細菌 (26)				5	その他 (62)	0	0						
	その他の細菌 (27)				30	小計 (63)	7	21						
	血清型別・毒素試験等 (28)	5			0	小計 (64)	732	1,077						
	小計 (29)	50	934	その他 (65)	0	0								
	食品一般	便等人体よ	大腸菌群 (30)		16	健康関係	その他	計 (66)	1,014	2,795				
			一般細菌数 (31)		8									
			O157 (32)		0									
			その他 (33)		25									
			血清型別・毒素試験等 (34)	8	9									
			小計 (35)	8	58									
			小計 (36)	282	1,718									

1 2 食品衛生監視専門班

1 業務概要・目的

重点的、専門的及び効果的な監視指導等を行い、食品等の製造・調理、流通、販売等における食の安全確保を図る。

2 事業の成果（実績及び評価）

(1) 食品衛生監視指導事業

(目 的)

食品製造業及び集団給食を原因施設とする食品事故は、重大な事件になることが多いため、施設・食品・人の衛生管理について、HACCP（危害を分析した上で作成したマニュアルに基づく衛生管理手法）に基づいた指導を行い、これらの施設での事故防止を図る。

また、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」から策定された「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき年間計画を作成し、中部保健所管内の4市2町及び西部保健所管内の6市1町監視指導を実施する。

(計画及び実績（成果）)

目標どおり監視指導を実施し、食品衛生の向上を図った。

食品衛生監視指導施設数及び監視件数

(令和6年度)

1施設あたり監視回数	業種	施設数(目標)			監視件数		
		中部	西部	計	中部	西部	計
3回/年	製造業（大規模）	12(36)	11(33)	23(69)	38	33	71
	大型宿泊・調理施設	27(81)	54(162)	81(243)	81	162	243
	給食施設（大規模）	10(30)	8(24)	18(54)	30	24	54
	計	49(147)	73(219)	122(366)	149	219	368
2回/年	その他の製造業等	1,581(3162)	1,131(2262)	2,712(5424)	3,315	2,215	5,530
	調理施設（中規模）	72(144)	113(226)	185(370)	146	227	373
	給食施設(中・小規模)	91(182)	86(172)	177(354)	189	172	361
	計	1,744(3488)	1,330(2660)	3,074(6148)	3,650	2,614	6,264
1回/年	保管業 少数特定給食施設	68(68)	31(31)	99(99)	74	33	107
1/2回/年	届出施設	681(340.5)	571(285.5)	1,252(626)	385	343	728
合 計		2,542 (4043.5)	2,005 (3195.5)	4,547(7239)	4,258	3,209	7,467

(監視率 103.1%)

食品衛生監視指導施設数及び監視件数

(令和7年度) (令和7年8月31日現在)

1施設あたり監視回数	業種	施設数(目標)			監視件数		
		中部	西部	計	中部	西部	計
2回/年	製造業 (Bランク)	1,221(2442)	936(1872)	2,157(4314)	930	569	1,499
	大型宿泊・調理施設	16(32)	44(88)	60(120)	13	41	54
	給食施設(大規模)	9(18)	8(16)	17(34)	15	8	23
	計	1,246(2492)	988(1976)	2,234(4468)	958	618	1,576
1回/年	製造業 (Cランク)	477(477)	359(359)	836(836)	292	127	419
	調理施設(中・小規模)	71(71)	117(117)	188(188)	18	43	61
	給食施設(中・小規模)	94(94)	4(4)	98(98)	69	74	143
	計	642(642)	480(480)	1,122(1122)	379	244	623
1/2回/年	飲食店営業	-(-)	-(-)	-(-)	-	-	-
1/5回/年	上記以外の届出施設	825(165)	710(142)	1,535(307)	87	34	121
合	計	2,713(3299)	2,178(2598)	4,891(5897)	1,424	896	2,320

(監視率 39.3%)

(評価(課題等)及び改善)

年々、目標施設数は増えているが、令和6年度は目標どおり監視率103.1%を達成し、効率的な衛生監視指導を実施した。

なお、HACCPの手法を応用した施設の監視指導には多くの時間を要することがあるが、ATP清浄度測定器や残留塩素濃度測定器等の使用、YouTubeを利用した映像コンテンツやリーフレットの活用等により効果的かつ効率的な監視を実施するよう改善に努めている。

(2) 食品収去事業

(目的)

管内で製造される食品及び管内に流通する食品に有害な物質が含まれていないか、食品添加物が適正に使用・表示されているか、アレルギー物質の表示は適正かなどについて食品を収去・検査することにより管内を流通する食品の安全を確保する。なお、平成24年度から放射性物質、また、平成27年7月から食品表示に関する収去検査を実施している。

(計画及び実績(成果))

	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
検体数	625	282
不良件数	1	0

(評価(課題等)及び改善)

目標とする検体数の収去を行い、違反食品の排除に努め食品の安全確保を図った。

(3) 食品製造業及び集団給食調理関係者に対する衛生教育事業

(目的)

食品取扱い関係者の衛生知識と意識の向上により、自主管理がさらに推進され、食中毒の発生防止に寄与する。

(計画及び実績(成果))

講習会実施回数及び受講者

	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
実施回数	15	8
受講者数	940	461

(評価(課題等)及び改善)

衛生講習会は、食品営業者及び調理従事者の衛生知識習得及び衛生意識向上の手段として有効であった。

(4) 輸出認定施設指導事業

(目的)

各国の輸出食品要領に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が認定する輸出認定施設について、東海北陸厚生局の職員に同行して営業者指導を実施する。

(計画及び実績(成果))

	令和6年度	令和7年度 (8月31日現在)
承認施設数	12	12
施設査察回数	12	8
指導回数	41	12

(評価(課題等)及び改善)

各国の輸出要綱に基づき食品を輸出している営業者に対し、東海北陸厚生局と共に必要な助言を行い、一層の衛生管理の推進を図った。

保健所別月別監視件数

(令和6年度)

保健所別 施設数	中部			西部			その他 (特別出動)			計		
	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数
4	35 (0)	71	511	21 (0)	44	550	0	0	0	56 (0)	115	1,061
5	36 (0)	72	424	24 (0)	53	329	0	0	0	60 (0)	125	753
6	28 (0)	53	280	36 (0)	72	284	0	0	0	64 (0)	125	564
7	45 (0)	84	477	25 (0)	50	338	0	0	0	70 (0)	134	815
8	33 (0)	66	567	26 (0)	52	572	0	0	0	59 (0)	118	1,139
9	41 (1)	81	673	23 (2)	46	399	0	0	0	64 (3)	127	1,072
10	48 (1)	92	534	27 (0)	54	477	0	0	0	75 (1)	146	1,011
11	45 (0)	87	494	25 (1)	46	233	0	0	0	70 (1)	133	727
12	41 (1)	73	397	26 (0)	46	311	0	0	0	67 (1)	119	708
1	45 (0)	65	635	30 (0)	56	643	0	0	0	75 (0)	121	1,278
2	33 (0)	63	670	24 (0)	48	537	0	0	0	57 (0)	111	1,207
3	31 (0)	58	379	20 (0)	35	295	0	0	0	51 (0)	93	674
計	461 (3)	865	6,041	307 (3)	602	4,968	0	0	0	768 (6)	1,467	11,009

注1) () は早朝監視日数再掲

(令和7年度) (令和7年8月31日現在)

保健所別 施設数	中部			西部			その他 (特別出動)			計		
	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数
4	33 (0)	66	486	21 (0)	44	415	0	0	0	54 (0)	110	901
5	28 (0)	55	286	31 (0)	62	379	0	0	0	59 (0)	117	665
6	26 (0)	51	109	37 (0)	74	253	0	0	0	63 (0)	125	362
7	42 (0)	84	427	21 (1)	42	153	0	0	0	63 (1)	126	580
8	43 (2)	84	693	15 (2)	30	192	0	0	0	58 (4)	114	885
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計	172 (2)	340	2,001	125 (3)	252	1,392	0	0	0	297 (5)	592	3,393

注1) () は早朝監視日数再掲

保健所別業種別監視件数調

(旧食品衛生法)

(令和6年度)

業 種		保 健 所 名	中 部	西 部	計
許可を要する施設	飲食店営業		485	651	1,136
	菓子(パンを含む。)製造業		440	386	826
	乳処理業		3	8	11
	乳製品製造業		6	21	27
	集乳業		0	0	0
	魚介類販売業		93	63	156
	魚介類せり売り営業		3	4	7
	魚肉ねり製品製造業		42	0	42
	食品の冷凍又は冷蔵業		140	13	153
	缶詰又は瓶詰食品製造業		25	2	27
	喫茶店営業		60	84	144
	あん類製造業		4	2	6
	アイスクリーム類製造業		2	10	12
	乳類販売業		0	0	0
	食肉処理業		29	16	45
	食肉販売業		98	121	219
	食肉製品製造業		21	5	26
	乳酸菌飲料製造業		0	0	0
	食用油脂製造業		15	9	24
	マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0
	みそ製造業		29	17	46
	醤油製造業		18	0	18
	ソース類製造業		20	9	29
	酒類製造業		10	14	24
	豆腐製造業		8	7	15
	納豆製造業		0	0	0
	めん類製造業		27	20	47
	そうざい製造業		266	134	400
	添加物製造業 *1		17	25	42
	清涼飲料水製造業		29	10	39
	氷雪製造業		4	5	9
	氷雪販売業		1	4	5
	小 計		1,895	1,640	3,535
新許可対象業種	水産製品製造業		17	6	23
	そうざい製造業		0	0	0
	漬物製造業		6	0	6
	液卵製造業		0	0	0
	食品の小分け業		0	0	0
	小 計		23	6	29
	合 計		1,918	1,646	3,564

*1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

*2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

(新食品衛生法)

業 種		保 健 所 名		
		中部	西部	計
許 可 を 要 す る 施 設	飲食店営業	637	678	1,315
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	0	0	0
	食肉販売業	149	144	293
	魚介類販売業	102	89	191
	魚介類競り売り営業	14	7	21
	集乳業	0	0	0
	乳処理業	2	6	8
	食肉処理業	11	17	28
	菓子製造業	759	629	1,388
	アイスクリーム類製造業	8	18	26
	乳製品製造業	2	13	15
	清涼飲料水製造業	39	6	45
	食肉製品製造業	36	15	51
	水産製品製造業	389	72	461
	氷雪製造業	10	5	15
	液卵製造業	2	2	4
	食用油脂製造業	14	11	25
	みそ又はしょうゆ製造業	43	22	65
	酒類製造業	25	8	33
	豆腐製造業	8	8	16
	納豆製造業	0	0	0
	麺類製造業	45	38	83
	そうざい製造業	402	326	728
	複合型そうざい製造業	13	0	13
	冷凍食品製造業	16	3	19
	複合型冷凍食品製造業	6	0	6
	漬物製造業	82	56	138
	密封包装食品製造業	51	18	69
	食品の小分け業	27	11	38
	添加物製造業	17	40	57
小 計	2,909	2,242	5,151	
許 可 を 要 し な い 施 設	学校	32	34	66
	給食施設	0	0	0
	病院・診療所	0	0	0
	事業所	0	3	3
	社会福祉施設	187	159	346
	その他	31	26	57
	食品製造業	375	341	716
	野菜・果物販売業	34	29	63
	弁当販売業	0	4	4
	米穀類販売業	2	8	10
	食品販売業	467	442	909
	添加物製造業*2	2	14	16
	氷雪採取業	0	0	0
	合成樹脂器具容器包装の製造・加工業	24	18	42
	その他	62	10	72
小 計	1,216	1,088	2,304	
合 計	4,125	3,330	7,455	

*1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

*2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

保健所別業種別監視件数調

(旧食品衛生法) (令和7年度) (令和7年8月31日現在)

業 種		保健所名	中部	西部	計
許可を要する施設	飲食店営業		87	131	218
	菓子(パンを含む。)製造業		93	77	170
	乳処理業		1	1	2
	乳製品製造業		3	6	9
	集乳業		0	0	0
	魚介類販売業		19	12	31
	魚介類せり売り営業		0	3	3
	魚肉ねり製品製造業		8	0	8
	食品の冷凍又は冷蔵業		18	1	19
	缶詰又は瓶詰食品製造業		8	0	8
	喫茶店営業		12	15	27
	あん類製造業		1	0	1
	アイスクリーム類製造業		1	3	4
	乳類販売業		0	0	0
	食肉処理業		5	4	9
	食肉販売業		19	18	37
	食肉製品製造業		5	0	5
	乳酸菌飲料製造業		0	0	0
	食用油脂製造業		2	0	2
	マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0
	みそ製造業		5	2	7
	醤油製造業		2	0	2
	ソース類製造業		2	3	5
	酒類製造業		2	2	4
	豆腐製造業		1	0	1
	納豆製造業		0	0	0
	めん類製造業		4	0	4
	そうざい製造業		43	33	76
	添加物製造業 *1		4	4	8
	清涼飲料水製造業		6	0	6
	氷雪製造業		1	1	2
	氷雪販売業		0	0	0
	小 計		352	316	668
	新許可対象業種	水産製品製造業		0	0
そうざい製造業			0	0	0
漬物製造業			0	0	0
液卵製造業			0	0	0
食品の小分け業			0	0	0
小 計		0	0	0	
合 計		352	316	668	

*1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

*2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

(新食品衛生法)

業 種		保 健 所 名		計
		中部	西部	
許可を要する施設	飲食店営業	259	228	487
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	0	0	0
	食肉販売業	65	37	102
	魚介類販売業	44	23	67
	魚介類競り売り営業	9	0	9
	集乳業	0	0	0
	乳処理業	1	2	3
	食肉処理業	6	8	14
	菓子製造業	343	240	583
	アイスクリーム類製造業	4	8	12
	乳製品製造業	1	6	7
	清涼飲料水製造業	20	4	24
	食肉製品製造業	16	7	23
	水産製品製造業	159	21	180
	冰雪製造業	4	1	5
	液卵製造業	0	1	1
	食用油脂製造業	5	5	10
	みそ又はしょうゆ製造業	25	8	33
	酒類製造業	7	3	10
	豆腐製造業	4	2	6
	納豆製造業	0	0	0
	麺類製造業	14	14	28
	そうざい製造業	171	105	276
	複合型そうざい製造業	7	0	7
	冷凍食品製造業	11	1	12
	複合型冷凍食品製造業	2	0	2
	漬物製造業	62	38	100
	密封包装食品製造業	20	10	30
	食品の小分け業	11	4	15
	添加物製造業	5	4	9
	小 計	1,275	780	2,055
許可を要しない施設	学校	16	11	27
	給食施設	0	0	0
	病院・診療所	0	0	0
	事業所	0	2	2
	社会福祉施設	68	69	137
	その他	2	0	2
	食品製造業	92	42	134
	野菜・果物販売業	13	4	17
	弁当販売業	0	1	1
	米穀類販売業	1	2	3
	食品販売業	142	147	289
	添加物製造業 *2	0	0	0
	冰雪採取業	0	0	0
合成樹脂器具容器包装の製造・加工業	2	0	2	
その他	32	2	34	
	小 計	368	280	648
	合 計	1,643	1,060	2,703

* 1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

* 2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

保健所別食品収去調

(1) 保健所別収去検査成績

(令和6年度)

試験区分 保健所別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数	
		良	不良	良	不良	良	不良
中部	385	293	0	195	0	262	1
西部	240	221	0	130	0	177	0
計	625	514	0	325	0	439	1

(2) 食品別収去検査成績

(令和6年度)

試験区分 食品別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数		
		良	不良	良	不良	良	不良	
魚介類	12	9	0	3	0	0	0	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	14	12	0	14	0	12	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4	4	0	4	0	4	0
	凍結直前未加熱加熱後摂取冷凍食品	18	14	0	18	0	14	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	65	65	0	63	0	63	0
肉、卵類およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	53	43	0	28	0	38	1	
生乳	0	0	0	0	0	0	0	
牛乳および加工乳	17	17	0	10	0	10	0	
乳製品	51	51	0	50	0	50	0	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類、氷菓	18	18	0	18	0	18	0	
穀類およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	32	19	0	7	0	8	0	
野菜類、果物およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	94	81	0	16	0	25	0	
菓子類	65	58	0	0	0	50	0	
清涼飲料水	73	65	0	64	0	72	0	
酒精飲料	20	20	0	0	0	20	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	0	0	0	
缶詰、瓶詰食品	10	10	0	0	0	10	0	
その他の食品	79	28	0	30	0	45	0	
添加物	化学的合成品およびその製剤	0	0	0	0	0	0	
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	
器具	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	
計	625	514	0	325	0	439	1	

保健所別食品収去調

(1) 保健所別収去検査成績 (令和7年度) (令和7年8月31日現在)

試験区分 保健所別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数	
		良	不良	良	不良	良	不良
中部	162	146	0	87	0	110	0
西部	120	117	0	72	0	71	0
計	282	263	0	159	0	181	0

(2) 食品別収去検査成績 (令和7年度) (令和7年8月31日現在)

試験区分 食品別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数		
		良	不良	良	不良	良	不良	
魚介類	4	4	0	0	0	0	0	
冷凍食品	無加熱摂取 冷凍食品	13	13	0	12	0	10	0
	凍結直前に 加熱された 加熱後摂取 冷凍食品	7	7	0	7	0	5	0
	凍結直前未 加熱の 加熱後摂取 冷凍食品	10	10	0	7	0	5	0
	生食用冷凍 鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	15	15	0	15	0	15	0
肉、卵類およびその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	19	19	0	13	0	13	0	
生乳	0	0	0	0	0	0	0	
牛乳および加工乳	14	14	0	10	0	10	0	
乳製品	25	25	0	25	0	25	0	
乳類加工品(アイスクリーム類を 除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類、氷菓	15	15	0	15	0	15	0	
穀類およびその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	12	12	0	0	0	0	0	
野菜類、果物およびその 加工品(缶詰、瓶詰を除く)	26	26	0	0	0	0	0	
菓子類	13	13	0	0	0	0	0	
清涼飲料水	50	40	0	40	0	50	0	
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	0	0	0	
缶詰、瓶詰食品	0	0	0	0	0	0	0	
その他の食品	59	50	0	15	0	33	0	
添加物	化学的合成品お よびその製剤	0	0	0	0	0	0	
	その他の 添加物	0	0	0	0	0	0	
器具	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	
計	282	263	0	159	0	181	0	

1.3 薬事監視機動班

1 業務概要・目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づき製造業者等の監視指導及び相談業務等を行い、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保及び毒物劇物による危害防止を図る。

なお、所管区域は、静岡市（清水区を除く）の静岡市保健所、中部保健所、西部保健所、及び浜松市保健所の管内である。

2 事業の成果（実績及び評価）

(1) 医薬品製造業者等に対する監視指導

(目的)

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図る。

(計画及び実績（成果）)

事業者に対し、専門的な監視指導を実施し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

令和6年度は、6件の無通告査察を含め、46件のGMP調査を実施した。

① 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業・製造業

製造販売業者における品質管理の基準（GQP省令）及び製造販売後安全管理の基準（GVP省令）並びに製造業者における製造管理及び品質管理の基準（GMP省令）及び構造設備の基準（薬局等構造設備規則）に基づいた監視指導を行った。

② 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業・製造業

製造販売業者における製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準（QMS体制省令）及び製造販売後安全管理の基準（GVP省令）並びに製造販売業者及び製造業者における品質管理の基準（QMS省令）に基づいた監視指導を行った。

(評価（課題等）及び改善)

医薬品製造業者等におけるGQP、GVP、GMP、QMS等の各基準の遵守状況について監視指導を実施し、それらの適正な運用を図ることにより、医薬品等の品質等の確保に寄与した。特に医薬品製造業者におけるGMP省令の遵守状況について、令和3年8月1日の省令改正及び一連の不適切製造事案を受け、GMP適合性調査における重点的な監視指導や、無通告立入検査を実施し、GMP省令上の不備における指摘事項について、改善を指導することができた。

GMP調査の国際協定であるPIC/Sに日本国が加盟していることから、国際基準に基づくGMP調査が実施できるよう、引き続き調査員への教育訓練等を行い、GMP調査の品質確保及び技術向上に努める。

(2) 毒物劇物製造業者等に対する監視指導

(目的)

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止を図る。

(計画及び実績 (成果))

毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い及び保管管理状況について監視指導を実施し、毒物・劇物による危害防止を図った。

(評価 (課題等) 及び改善)

令和6年度は、監視指導対象施設における危害防止対策を徹底するため、毒劇物の漏洩防止に関する管理に重点をおき、監視指導を行った。

(3) 医薬品製造業者等からの相談業務等

(目的)

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図る。

(計画及び実績 (成果))

医薬品製造業者等からの各種相談(令和6年度:457件、令和7年度8月末時点:94件)に応じるとともに、県と製薬協会が共催する品質管理講習会で指導事例を題材とした講演を行い、医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性、安全性の確保を図った。

(評価 (課題等) 及び改善)

相談業務を通じて、医薬品製造業者等に対し、法令遵守や医薬品等の適正な製造及び製造販売の意義等について周知することができた。

また、講習会等については、どの医薬品製造業者等でも起こりうる指導事例を題材としており、製造業者等の自主的な改善や製品品質のさらなる向上に役立っている。

監視対象施設

(令和6年度)

保健所			中部	西部	静岡市	浜松市	合計
業種							
医薬品	製造販売業	第1種					
		第2種			3	1	4
	製造業		14	19	5	7	45
部 外 品 薬	製造販売業		5	6	6		17
	製造業		19	19	8	3	49
化粧品	製造販売業		12	13	9	4	38
	製造業		27	25	17	6	75
医療機器	製造販売業	第1種		1		3	4
		第2種	2	3	2	8	15
		第3種			2	4	6
	製造業		6	14	7	27	54
	修理業		7	7	59	38	111
医 薬 品 断 体 外 用	製造販売業			1			1
	製造業		2	1		1	4
医 再 療 生	製造販売業						
劇 毒 物 物	製造業		8	34	6	3	51
	輸入業		2	8	2	1	13
地震防災応急計画届出施設			5	7			12
合計			109	158	126	106	499

注) 静岡市は清水区を除く

(令和7年度) (令和7年8月31日現在)

保健所			中部	西部	静岡市	浜松市	合計
業種							
医薬品	製造販売業	第1種					
		第2種			3	1	4
	製造業		15	18	5	7	45
部 外 品 薬	製造販売業		5	6	6		17
	製造業		20	19	8	3	50
化粧品	製造販売業		12	13	9	4	38
	製造業		28	25	17	6	76
医療機器	製造販売業	第1種		1		3	4
		第2種	2	3	2	7	14
		第3種			2	4	6
	製造業		6	15	7	27	55
	修理業		6	7	60	37	110
医 薬 品 断 体 外 用	製造販売業			1			1
	製造業		2	1		1	4
医 再 療 生	製造販売業						
劇 毒 物 物	製造業		8	35	5	3	51
	輸入業		2	8	2	2	14
地震防災応急計画届出施設			5	7			12
合計			111	159	126	105	501

注) 静岡市は清水区を除く

監視件数

(令和6年度)

業種		保健所		中部	西部	静岡市	浜松市	合計
医薬品	製造販売業	第1種						
		第2種			1		1	
	製造業		33	33	4	6	76	
部医 外品薬	製造販売業		4	4	4		12	
	製造業		11	14	6		31	
化粧品	製造販売業		10	6	5	2	23	
	製造業		14	13	5	3	35	
医療機器	製造販売業	第1種		1			3	4
		第2種	2	2	3	3	10	
		第3種					2	2
	製造業		4	7	3	13	27	
	修理業		8	5	21	21	55	
医診 薬断 品用 体外	製造販売業			1			1	
	製造業		1				1	
医再 療生	製造販売業							
劇毒 物物	製造業		6	11	2	2	21	
	輸入業		2	4	1		7	
地震防災応急計画届出施設			3	2			5	
その他			1				1	
合計			99	103	55	55	312	

(注)静岡市は清水区を除く

(令和7年度) (令和7年8月31日現在)

業種		保健所		中部	西部	静岡市	浜松市	合計
医薬品	製造販売業	第1種						
		第2種			1		1	
	製造業		7	8	5	4	24	
部医 外品薬	製造販売業			1			1	
	製造業		5	5		1	11	
化粧品	製造販売業		1	4		1	6	
	製造業		4	4	1	2	11	
医療機器	製造販売業	第1種						
		第2種					2	2
		第3種						
	製造業			2	2	3	7	
	修理業			1	28	16	45	
医診 薬断 品用 体外	製造販売業							
	製造業							
医再 療生	製造販売業							
劇毒 物物	製造業			16	2		18	
	輸入業			2	1		3	
地震防災応急計画届出施設			1	6			7	
その他								
合計			18	49	40	29	136	

(注)静岡市は清水区を除く

1.4 動物保護指導班

1 業務概要・目的

静岡県の新ビジョン（総合計画）に掲げている犬猫の殺処分頭数目標値0頭を目指し、「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに「狂犬病予防法」に基づく動物愛護指導業務を実施する。

また、「静岡県動物愛護管理推進計画（令和3年3月改正）」に示された「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」及び「地域活動の充実」の3つの取組方針に重点を置いて業務を実施する。

なお、所管区域は中部保健所管内に加え、西部保健所掛川支所管内を応援区域としていたが、令和7年度から中部保健所管内及び西部保健所管内としている。

2 事業の成果（実績及び評価）

（1）動物管理業務

（目的）

「飼い主責任の徹底」を図る。

（計画及び実績（成果））

次のとおり実施し、「飼い主責任の徹底」を図った。

ア 動物の飼養管理に関する苦情や相談について、飼い主等に適正飼養管理の指導を行った。

イ 犬猫の多頭飼育者に対して、動物愛護や生活環境保全のための適正管理指導に努めた。

ウ 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について指導を行った。

エ 犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着について普及啓発を図った。

オ 飼えなくなった犬猫の引取り相談業務において、飼い主に対し終生飼養や不妊去勢措置等の助言や指導を行った。

カ 引取り又は保護した飼い主のいない犬及び引取りをした猫について、動物愛護ボランティアと協働して、新しい飼い主探しを行った。

キ 犬又は猫の飼い主に対し、マイクロチップの装着について普及啓発を図った。

ク 高齢の飼い主に対し、後継飼養者を見つけておくなど継続飼養が困難となった場合の対策について周知した。

（評価（課題等）及び改善）

動物愛護ボランティア、市町等関係機関との協働により、飼い主責任に基づいた犬猫の「適正管理指導の徹底」、「終生飼養や不妊去勢等の普及」及び「新しい飼い主を探す取り組みの推進」が図られ、犬猫の殺処分頭数の減少につながった。

（2）動物愛護業務

（目的）

「人と動物の安全と健康の確保」及び「地域活動の充実」を図る。

（計画及び実績（成果））

次のとおり実施し、「人と動物の安全と健康の確保」及び「地域活動の充実」を図った。

- ア 避難所でのペット飼育管理ガイドラインに基づくペット受入れについて、自主防災会役員への説明及びペット同行避難における技術的支援を行った。
- イ しつけや所有者明示等の動画を配信し、ペットの災害対策の啓発に努めた。
- ウ 地域猫活動に協力し、飼い主のいない猫の管理マニュアルの普及に努めた。
- エ 動物愛護ボランティアを対象とした研修会等を開催し、技能や知識の向上に加え動物愛護行政への理解や相互の連携に努めた。

(評価(課題等)及び改善)

動物愛護ボランティア、市町等関係機関との協働により、「災害時の動物対策の推進」、「飼い主のいない猫への適切な管理」及び「ボランティアの活動支援」が図られた。

動物保護指導業務実績

(令和6年度)

項目		保健所名		中 部	(掛 川 支 所 部)	そ の 他	計
相 談	相 談 件 数			535	196	0	731
	処 理 件 数			535	196	0	731
指 導 実 績 (件 数)	犬	登 録		111	22	0	133
		注 射		113	30	0	143
		鑑 札・済 票		330	159	0	489
	猫	無責任な餌やり		138	23	0	161
		適 正 管 理		695	187	0	882
	愛 護 動 物	繁 殖 制 限		363	64	0	427
		所 有 者 明 示		490	194	0	684
		遺 棄		0	0	0	0
		虐 待		0	0	0	0
		そ の 他		892	200	0	1,092
	計			3,132	879	0	4,011
	保 護 管 理 指 導 等 実 績	引 取 り 頭 数	犬	成 犬	2	0	0
子 犬				0	0	0	0
計				2	0	0	2
猫		成 猫	53	0	0	53	
		子 猫	11	0	0	11	
		計	64	0	0	64	
保 護 頭 数		犬	成 犬	16	0	0	16
			子 犬	0	0	0	0
			計	16	0	0	16
現 地 処 理 頭 数		成 犬	0	0	0	0	
		子 犬	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	
収 容 頭 数		犬	成 犬	18	0	0	18
			子 犬	0	0	0	0
			計	18	0	0	18
猫		成 猫	53	0	0	53	
		子 猫	11	0	0	11	
		計	64	0	0	64	
返 還 頭 数		犬	成 犬	11	0	0	11
			子 犬	0	0	0	0
			計	11	0	0	11
猫		成 猫	1	0	0	1	
		子 猫	0	0	0	0	
		計	1	0	0	1	
譲 渡 頭 数	犬	成 犬	5	0	0	5	
		子 犬	0	0	0	0	
		計	5	0	0	5	
	猫	成 猫	52	0	0	52	
		子 猫	10	0	0	10	
計	62	0	0	62			
ボランティアグループ数(人数)				64(263)			64(263)
動 物 愛 護 事 業 等 開 催 回 数 (対 象 人 数)	動 物 愛 護 教 室		4(410)	0(0)	0(0)	4(410)	
	犬・猫飼い方教室		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	動物ふれあい訪問活動		8(265)	0(0)	0(0)	8(265)	
	ボランティア研修会他		20(1932)	0(0)	0(0)	20(1932)	
出 動 日 数				194.0	17.0	1.0	212.0

動物保護指導業務実績

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

項目		保健所名		中 部	西 部	そ の 他	計	
相 談		相 談 件 数		287	472	0	759	
		処 理 件 数		287	472	0	759	
指導実績 (件数)	犬	登 録		12	16	0	28	
		注 射		18	17	0	35	
		鑑 札・済 票		136	379	0	515	
	猫	無責任な餌やり		30	2	0	32	
		適 正 管 理		212	400	0	612	
		繁 殖 制 限		37	10	0	47	
		所 有 者 明 示		151	386	0	537	
		遺 棄		0	0	0	0	
		虐 待		0	0	0	0	
		そ の 他		267	432	0	699	
	計		863	1,642	0	2,505		
	保 護 管 理 指 導 等 実 績	引取り頭数	犬	成 犬	0	0	0	0
				子 犬	0	0	0	0
計				0	0	0	0	
猫		成 猫	9	1	0	10		
		子 猫	6	15	0	21		
		計	15	16	0	31		
保護頭数		犬	成 犬	4	5	0	9	
			子 犬	0	0	0	0	
			計	4	5	0	9	
現地処理頭数		犬	成 犬	0	0	0	0	
			子 犬	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	
收容頭数		犬	成 犬	4	5	0	9	
			子 犬	0	0	0	0	
			計	4	5	0	9	
		猫	成 猫	9	1	0	10	
			子 猫	6	15	0	21	
			計	15	16	0	31	
返還頭数		犬	成 犬	3	4	0	7	
			子 犬	0	0	0	0	
			計	3	4	0	7	
		猫	成 猫	0	0	0	0	
			子 猫	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	
譲渡頭数	犬	成 犬	2	1	0	3		
		子 犬	0	0	0	0		
		計	2	1	0	3		
	猫	成 猫	3	0	0	3		
		子 猫	6	12	0	18		
		計	9	12	0	21		
ボランティアグループ数(人数)			63(262)	48(174)		111(436)		
動物愛護事業等開催回数 (対象人数)	動物愛護教室			2(59)	3(160)	0(0)	5(219)	
	犬・猫飼いか教室			0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	動物ふれあい訪問活動			1(33)	1(14)	0(0)	2(47)	
	ボランティア研修会他			6(706)	0(0)	0(0)	6(706)	
出 動 日 数			47.5	48.5	0	96.0		

15 榛原分庁舎

榛原分庁舎には、福祉課、地域医療課及び衛生薬務課に所属する職員が駐在し、牧之原市及び吉田町を所管区域として業務を行っている。

医務、母子保健、精神保健、難病対策及び感染症対策、薬事・環境衛生、食品衛生、生活衛生及び動物愛護等の保健衛生業務を行った。

その他、各種申請の受付事務、それに伴う事前相談、調査、指導、講習及び許認可書の交付等を行った。各業務の実施にあたっては、随時、本所及び関係機関と連携をとりながら円滑な業務遂行に努めた。

Ⅲ 財産及び経理状況

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	3,000	3,000	0
項 01使用料	3,000	3,000	0
目 05健康福祉使用料	3,000	3,000	0
05庁舎等使用料	3,000	3,000	0
款 14諸収入	65,675,239	17,536,664	2,302,932
項 01延滞金、加算金及び過料等	297,300	10,000	216,200
目 01延滞金	297,300	10,000	216,200
01延滞金	(33,600)	(10,000)	(9,800)
	297,300	10,000	216,200
項 07雑入	65,377,939	17,526,664	2,086,732
目 01納付金	31,846,685	2,838,990	721,848
02児童措置費納付金	(7,499,828)	(2,838,990)	(524,998)
	31,846,685	2,838,990	721,848
目 02雑入	33,531,254	14,687,674	1,364,884
87保険料負担金	6,847,949	6,847,949	0
非常勤職員	6,847,949	6,847,949	0
89過年度返納金	(6,767,610)	(6,767,610)	(0)
過年度返納金	6,878,096	6,767,610	0
	6,767,610	6,767,610	0
歳出戻入未済分	(0)	(0)	(0)
	110,486	0	0
90雑収	(4,093,930)	(1,072,115)	(1,322,534)
雑収	19,805,209	1,072,115	1,364,884
公文書開示負担金	(4,062,890)	(1,041,075)	(1,322,534)
保有個人情報開示負担金	19,774,169	1,041,075	1,364,884
	29,560	29,560	0
	1,480	1,480	0
計	65,678,239	17,539,664	2,302,932

執 行 状 況 調

(令和 6年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合	納期内収入率
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
7,726,519	38,109,124	0	38,109,124	34.2	30.2
1,200	69,900	0	69,900	76.3	3.3
1,200	69,900	0	69,900	76.3	3.3
(0)	(13,800)	(0)	(13,800)	(58.9)	(29.7)
1,200	69,900	0	69,900	76.3	3.3
7,725,319	38,039,224	0	38,039,224	34.0	30.4
4,676,330	23,609,517	0	23,609,517	13.1	10.4
(0)	(4,135,840)	(0)	(4,135,840)	(44.8)	(37.8)
4,676,330	23,609,517	0	23,609,517	13.1	10.4
3,048,989	14,429,707	0	14,429,707	52.6	48.1
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(100.0)
0	110,486	0	110,486	98.3	98.3
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	110,486	0	110,486	-	-
(0)	(1,699,281)	(0)	(1,699,281)	(58.4)	(26.1)
3,048,989	14,319,221	0	14,319,221	14.5	6.3
(0)	(1,699,281)	(0)	(1,699,281)	(58.1)	(25.6)
3,048,989	14,319,221	0	14,319,221	14.3	6.2
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
7,726,519	38,109,124	0	38,109,124	34.2	30.2

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 02諸収入	147,748,448	78,749,883	9,093,337
項 02貸付金元利収入	116,705,667	78,715,417	8,557,097
目 01貸付金元利収入	116,705,667	78,715,417	8,557,097
01母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(89,040,310) 116,705,667	(78,715,417) 78,715,417	(4,154,981) 8,557,097
項 03雑入	31,042,781	34,466	536,240
目 01雑入	31,042,781	34,466	536,240
01雑収	(1,079,137) 31,042,781	(34,466) 34,466	(64,690) 536,240
計	147,748,448	78,749,883	9,093,337

(令和 6年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	59,905,228	0	59,905,228	59.4	53.2
0	29,433,153	0	29,433,153	74.7	67.4
0	29,433,153	0	29,433,153	74.7	67.4
(0)	(6,169,912)	(0)	(6,169,912)	(93.0)	(88.4)
0	29,433,153	0	29,433,153	74.7	67.4
0	30,472,075	0	30,472,075	1.8	0.1
0	30,472,075	0	30,472,075	1.8	0.1
(0)	(979,981)	(0)	(979,981)	(9.1)	(3.1)
0	30,472,075	0	30,472,075	1.8	0.1
0	59,905,228	0	59,905,228	59.4	53.2

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	3,000	3,000	0
項 01使用料	3,000	3,000	0
目 06健康福祉使用料	3,000	3,000	0
05庁舎等使用料	3,000	3,000	0
款 14諸収入	44,996,735	4,792,461	175,290
項 01延滞金、加算金及び過料等	79,200	0	0
目 01延滞金	79,200	0	0
01延滞金	(9,300)	(0)	(0)
	79,200	0	0
項 07雑入	44,917,535	4,792,461	175,290
目 01納付金	27,255,627	1,434,360	134,790
02児童措置費納付金	(3,646,110)	(1,434,360)	(57,290)
	27,255,627	1,434,360	134,790
目 02雑入	17,661,908	3,358,101	40,500
90保険料負担金	2,708,019	2,708,019	0
非常勤職員	2,708,019	2,708,019	0
92過年度返納金	(18,370)	(870)	(17,500)
過年度返納金	128,856	870	17,500
歳出戻入未済分	(0)	(0)	(0)
	110,486	0	0
93雑収	(650,812)	(649,212)	(0)
雑収	14,825,033	649,212	23,000
公文書開示負担金	(648,592)	(648,592)	(0)
	14,822,813	648,592	23,000
2,220		620	0
計	44,999,735	4,795,461	175,290

執 行 状 況 調

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合	納 期 内 収 入 率
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
1,778,830	37,648,994	601,160	38,250,154	11.6	11.2
0	79,200	0	79,200	-	-
0	79,200	0	79,200	-	-
(0)	(9,300)	(0)	(9,300)	(-)	(-)
0	79,200	0	79,200	-	-
1,778,830	37,569,794	601,160	38,170,954	11.6	11.2
1,778,830	23,308,087	599,560	23,907,647	6.3	5.7
(0)	(1,554,900)	(599,560)	(2,154,460)	(48.9)	(47.0)
1,778,830	23,308,087	599,560	23,907,647	6.3	5.7
0	14,261,707	1,600	14,263,307	19.2	19.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(4.7)
0	110,486	0	110,486	14.2	0.6
0	0	0	0	100.0	4.7
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	110,486	0	110,486	-	-
(0)	(0)	(1,600)	(1,600)	(100.0)	(100.0)
0	14,151,221	1,600	14,152,821	4.5	4.3
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(100.0)
0	14,151,221	0	14,151,221	4.5	4.3
0	0	1,600	1,600	100.0	100.0
1,778,830	37,648,994	601,160	38,250,154	11.6	11.2

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 濟 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 02諸収入	96,642,791	31,842,650	2,265,926
項 02貸付金元利収入	65,872,557	31,833,038	2,032,094
目 01貸付金元利収入	65,872,557	31,833,038	2,032,094
01母子父子寡婦福祉資金	(36,439,404)	(31,833,038)	(1,066,675)
貸付金償還金	65,872,557	31,833,038	2,032,094
項 03雑入	30,770,234	9,612	233,832
目 01雑入	30,770,234	9,612	233,832
01雑収	(298,159)	(9,612)	(13,031)
	30,770,234	9,612	233,832
計	96,642,791	31,842,650	2,265,926

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$ %	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$ %
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円		
0	62,534,215	0	62,534,215	35.2	32.9
0	32,007,425	0	32,007,425	51.4	48.3
0	32,007,425	0	32,007,425	51.4	48.3
(0)	(3,539,691)	(0)	(3,539,691)	(90.2)	(87.3)
0	32,007,425	0	32,007,425	51.4	48.3
0	30,526,790	0	30,526,790	0.7	-
0	30,526,790	0	30,526,790	0.7	-
(0)	(275,516)	(0)	(275,516)	(7.5)	(3.2)
0	30,526,790	0	30,526,790	0.7	-
0	62,534,215	0	62,534,215	35.2	32.9

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
食品等に関する検査 細菌学的血清学的検査(やや複雑なもの)手数料		
診療所開設許可手数料	27	10
助産所開設許可手数料		
病院検査手数料	5	
病院検査手数料(自主検査)	4	1
診療所検査手数料		
診療所検査手数料(自主検査)		
助産所検査手数料		
衛生検査所登録申請手数料	0	0
衛生検査所登録証明書書換交付手数料	0	0
衛生検査所登録変更申請手数料	0	0
准看護師免許手数料	4	1
准看護師免許証書換交付手数料	0	1
准看護師免許証再交付手数料	4	3
臨床細菌等検査 免疫学的検査(HIV-1, 2抗原抗体同時測定定性(エイズ検査))手数料	2	
臨床細菌等検査 免疫学的検査 判断料	2	
臨床細菌等検査 採取料 血液採取(静脈)手数料	2	
臨床細菌等検査 文書料(HIV証明書作成手数料)	6	4
栄養士免許申請手数料	22	1
栄養士免許証書換え交付手数料	24	10
栄養士免許証再交付手数料	7	4
動力の装置許可申請手数料	0	0
温泉採取許可申請手数料	0	1
温泉採取許可を受けた地位の承継承認申請書	0	0
温泉利用許可申請手数料	1	0
温泉利用許可承継承認申請手数料	0	0
興行場営業許可申請手数料	0	0
旅館業許可申請手数料	8	5
旅館業地位の継承の承認申請手数料	1	0
浴場業許可申請手数料	7	4
理容所・美容所検査手数料	38	19
クリーニング所検査手数料	1	0
クリーニング師免許申請手数料	0	0
クリーニング師試験手数料	3	5
クリーニング師免許証訂正手数料	0	0
クリーニング免許証再交付手数料	0	0
食品衛生 飲食店営業許可手数料(新規)	795	130
食品衛生 飲食店営業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可手数料(新規)	2	0

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
食品衛生 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可手数料(新規)	0	0
食品衛生 食肉販売業許可手数料(新規)	10	3
食品衛生 食肉販売業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 魚介類販売業許可手数料(新規)	26	2
食品衛生 魚介類販売業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 魚介類競り売り営業許可手数料(新規)	1	0
食品衛生 魚介類競り売り営業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 乳処理業許可手数料(新規)	0	0
食品衛生 乳処理業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 食肉処理業許可手数料(新規)	4	0
食品衛生 食肉処理業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 菓子製造業許可手数料(新規)	108	15
食品衛生 菓子製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 アイスクリーム類製造業許可手数料(新規)	1	0
食品衛生 アイスクリーム類製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 乳製品製造業許可手数料(新規)	1	0
食品衛生 乳製品製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 清涼飲料水製造業許可手数料(新規)	5	2
食品衛生 清涼飲料水製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 食肉製品製造業許可手数料(新規)	5	0
食品衛生 食肉製品製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 水産製品製造業許可手数料(新規)	35	0
食品衛生 水産製品製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 氷雪製造業許可手数料(新規)	1	0
食品衛生 氷雪製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 液卵製造業許可手数料(新規)	0	0
食品衛生 液卵製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 食用油脂製造業許可手数料(新規)	3	0
食品衛生 食用油脂製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 みそ又は醤油製造業許可手数料(新規)	12	0
食品衛生 みそ又は醤油製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 酒類製造業許可手数料(新規)	3	0
食品衛生 酒類製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 豆腐製造業許可手数料(新規)	2	0
食品衛生 豆腐製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 麺類製造業許可手数料(新規)	4	0
食品衛生 麺類製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 そうざい製造業許可手数料(新規)	51	7
食品衛生 そうざい製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 複合型そうざい製造業許可手数料(新規)	5	1
食品衛生 複合型そうざい製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 冷凍食品製造業許可手数料(新規)	4	0
食品衛生 冷凍食品製造業許可手数料(更新)	0	0

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
食品衛生 複合型冷凍食品製造業許可手数料(新規)	0	0
食品衛生 複合型冷凍食品製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 漬物製造業許可手数料(新規)	56	3
食品衛生 漬物製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 密封包装食品製造業許可手数料(新規)	10	0
食品衛生 密封包装食品製造業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 食品の小分け業許可手数料(新規)	5	1
食品衛生 食品の小分け業許可手数料(更新)	0	0
食品衛生 添加物製造業許可手数料(新規)	4	1
食品衛生 添加物製造業許可手数料(更新)	0	0
調理師免許手数料	40	3
調理師試験手数料	51	39
調理師免許証書換交付手数料	16	6
調理師免許証再交付手数料	32	11
製菓衛生師免許手数料	4	2
製菓衛生師試験手数料	7	9
製菓衛生師免許証書換交付手数料	4	3
製菓衛生師免許証再交付手数料	3	0
ふぐ処理者免許手数料	13	0
ふぐ処理者試験手数料	17	4
ふぐ処理者免許証再交付手数料	1	0
ふぐ営業所登録手数料	2	1
ふぐ営業所登録済証書換交付手数料	3	4
食品衛生 輸出証明書発行手数料	—	30
抑留犬返還手数料	11	3
抑留犬飼養管理手数料	29	6
第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	22	11
第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	30	15
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(基本額)	19	9
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(種別加算)	22	12
第一種動物取扱業種別等変更届出手数料	0	0
動物取扱責任者研修手数料	211	0
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	1	1
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	0	0
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	2	0
犬又はねこの引取り手数料(生後90日を超える犬又はねこ)	51	7
犬又はねこの引取り手数料(生後90日以内の犬又はねこ)	5	0
収容犬飼養管理手数料	0	0
収容犬返還手数料	0	0
薬局開設許可申請手数料	16	4
薬局開設許可更新申請手数料	24	14
地域連携薬局認定申請手数料	7	3
地域連携薬局認定更新申請手数料	16	4

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
専門医療機関連携薬局認定申請手数料	0	0
専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	0	0
医薬品販売業許可(配置を除く)申請手数料	5	4
医薬品販売業許可(配置のみ)申請手数料	0	0
医薬品販売業許可更新(配置を除く)申請手数料	11	3
医薬品販売業許可更新(配置のみ)申請手数料	0	0
配置販売従事者身分証明書交付申請手数料	13	1
配置販売従事者身分証明書書換交付手数料	1	0
配置販売従事者身分証明書再交付手数料	0	1
販売従事登録手数料	95	9
販売従事登録証書換え交付手数料	8	6
販売従事登録証再交付手数料	1	1
高度管理医療機器等販売業及び貸与業許可申請手数料	9	6
高度管理医療機器等販売業及び貸与業許可更新申請手数料	14	9
医療機器修理業許可申請手数料	0	0
医療機器修理業許可更新申請手数料	5	0
医療機器修理区分の変更又は追加許可申請手数料	0	0
再生医療等製品販売業許可申請手数料	0	0
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	0	0
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証書換え交付(配置除く)手数料	3	2
薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は許可証再交付(配置除く)手数料	0	0
医薬品販売業(配置のみ)許可証書換え交付手数料	0	0
医薬品販売業(配置のみ)許可証再交付手数料	0	0
医療機器修理業許可証書換え交付手数料	1	0
医療機器修理業許可証再交付手数料	0	0
登録販売者試験合格証明書交付手数料	1	0
地域連携薬局認定証書換え交付手数料	0	0
専門医療機関連携薬局認定証書換え交付手数料	0	0
地域連携薬局認定証再交付手数料	0	0
専門医療機関連携薬局認定証再交付手数料	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換え交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証書換え交付手数料	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品製造販売業許可証再交付手数料	0	0
薬局製造販売医薬品製造業許可証書換え交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証書換え交付手数料	4	0
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業許可証再交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録証書換え交付手数料	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録証再交付手数料	0	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料	1	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料	0	0

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料	1	0
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料	0	0
再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	0	0
再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	0	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	2	0
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1	0
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	2	0
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1	0
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	242	0
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	0	0
医薬品製造販売業許可申請手数料(第一種)	0	0
医薬品製造販売業許可申請手数料(第二種)	0	0
医薬部外品製造販売業許可申請手数料(GMP対象)	0	0
医薬部外品製造販売業許可申請手数料(GMP対象以外)	0	0
化粧品製造販売業許可申請手数料	0	0
医薬品製造販売業許可更新申請手数料(第一種)	0	0
医薬品製造販売業許可更新申請手数料(第二種)	0	0
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料(GMP対象)	0	0
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料(GMP対象以外)	3	0
化粧品製造販売業許可更新申請手数料	5	0
医薬品製造業許可申請(無菌)手数料	0	0
医薬品製造業許可申請(一般)手数料	0	0
医薬品製造業許可申請(包装等)手数料	0	0
医薬部外品製造業許可申請(無菌)手数料	0	0
医薬部外品製造業許可申請(一般)手数料	0	0
医薬部外品製造業許可申請(包装等)手数料	1	0
化粧品製造業許可申請(一般)手数料	0	0
化粧品製造業許可申請(包装等)手数料	0	0
医薬品製造業許可更新申請(無菌)手数料	0	0
医薬品製造業許可更新申請(一般)手数料	3	0
医薬品製造業許可更新申請(包装等)手数料	1	0
医薬部外品製造業許可更新申請(無菌)手数料	0	0
医薬部外品製造業許可更新申請手数料(一般)	2	1
医薬部外品製造業許可更新申請手数料(包装等)	2	0
化粧品製造業許可更新申請(一般)手数料	3	1
化粧品製造業許可更新申請(包装等)手数料	1	0
医薬品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(無菌)	0	0
医薬品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(一般)	0	0
医薬品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(包装等)	0	0
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(無菌)	0	0
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(一般)	0	0
医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(包装等)	0	0
化粧品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(一般)	0	0

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
化粧品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料(包装等)	0	0
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	0	3
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	0	0
医療機器製造販売業許可申請手数料(第一種)	0	0
医療機器製造販売業許可申請手数料(第二種)	1	0
医療機器製造販売業許可申請手数料(第三種)	0	0
体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	0	0
医療機器製造販売業許可更新申請手数料(第一種)	0	0
医療機器製造販売業許可更新申請手数料(第二種)	0	0
医療機器製造販売業許可更新申請手数料(第三種)	0	0
体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	0	0
医療機器製造業登録申請手数料	0	0
体外診断用医薬品製造業登録申請手数料	0	0
医療機器製造業登録更新申請手数料	2	0
体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料	1	0
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	0	0
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	0	0
毒物劇物製造(輸入)業登録申請手数料	0	0
毒物劇物製造(輸入)業登録更新申請手数料	0	0
毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請手数料	0	0
毒物劇物製造(輸入)業登録票書換え交付申請手数料	0	0
毒物劇物製造(輸入)業登録票再交付申請手数料	0	0
毒物劇物販売業登録申請手数料	2	3
毒物劇物販売業登録更新申請手数料	36	6
毒物劇物販売業登録票再交付申請手数料	0	0
毒物劇物販売業登録票書換交付申請手数料	0	0
毒物劇物取扱者試験手数料	70	51
毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料	3	1
麻薬卸売業者免許申請手数料	0	0
麻薬小売業者免許申請手数料	46	4
麻薬施用者免許申請手数料	188	75
麻薬管理者免許申請手数料	12	0
麻薬研究者免許申請手数料	2	0
麻薬卸売業者免許証再交付申請手数料	0	0
麻薬小売業者免許証再交付申請手数料	0	0
麻薬施用者免許証再交付申請手数料	0	0
麻薬管理者免許証再交付申請手数料	0	0
麻薬研究者免許証再交付申請手数料	0	0
向精神薬卸売業者免許証再交付手数料	0	0
向精神薬小売業者免許証再交付手数料	0	0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付手数料	0	0
向精神薬卸売業者免許申請手数料	0	0
向精神薬小売業者免許申請手数料	0	0

区 分	令和6年度	令和7年8月31日現在
	件数	件数
向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	0	0
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入・輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料	0	0
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者指定申請手数料	0	0
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	0	0
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入・輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付手数料	0	0
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料	0	0
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	89	42
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	246	130
産業廃棄物処分業許可申請手数料	0	1
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	13	7
産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	27	8
産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	0	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	4	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	12	2
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	0	0
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	0	0
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1	2
特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	0	0
廃棄物再生事業者登録申請手数料	0	0
引取業者登録申請手数料	2	3
引取業者登録更新申請手数料	23	1
フロン類回収業者登録申請手数料	1	0
フロン類回収業者登録更新申請手数料	3	2
解体業許可申請手数料	0	1
解体業許可更新申請手数料	9	0
破碎業許可申請手数料	0	0
破碎業許可更新申請手数料	2	1
破碎業変更許可申請手数料	0	0
建築物清掃業登録申請手数料	2	0
建築物空気環境測定業登録申請手数料	0	0
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請手数料	0	0
建築物飲料水水質検査業登録申請手数料	0	0
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請手数料	3	0
建築物排水管清掃業登録申請手数料	0	0
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請手数料	0	0
建築物環境衛生総合管理業登録申請手数料	0	1
浄化槽保守点検業登録申請手数料	0	0
浄化槽保守点検業登録更新申請手数料	31	4
受胎調節実施指導員指定申請手数料		
中部健康福祉センター合計	3,253	827

過年度分収入未済額調

(令和6年度)

区分 年度	児童措置費納付金		延滞金		歳出戻入未済分		雑 収 (生活保護費)	
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
30年度 以前 (A)	75	715,230					12	8,688,286
元年度	615	4,539,840	1	1,200	2	40,916	6	1,189,777
2年度	585	4,215,730	1	1,400			4	1,915,822
3年度	565	4,614,327	14	29,900			4	761,823
4年度	580	5,246,230	2	4,400	1	69,570	1	62,079
5年度	536	4,611,760	11	25,000			1	144,503
計	2,956	23,943,117	29	61,900	3	110,486	28	12,762,290
摘 要① (滞納処分の 停止等の理由)								
摘 要② (不能欠損処分 の件数、額)	646	4,553,770	5	29,100			3	3,497,609
摘 要③ (A欄のうち、 1件10万円以上 の内訳)							A1件	235,012
							B1件	321,340
							C1件	860,486
							D1件	550,600
							E1件	1,959,124
							F1件	417,000
							G1件	691,586
							H1件	141,400
							I 3件	3,499,738

- (注) 1 本表は、本庁所管課・出先機関等において調製する。
 2 本庁にあっては、出先機関等分についても本庁分と区分して記載する。
 3 「年度」欄には、最近5か年分について記載し、それ以前の一括記載する。
 4 「件数」・「収入未済額」欄には、「節」ごとに当初調定年度で記載する。
 5 滞納処分の停止及び徴収停止を行ったものは、()内に再掲する。また、「摘要①」欄にその理由を記載する。
 6 県税及び県税にかかる徴収金、母子父子寡婦福祉資金特別会計並びに企業会計は除く。
 7 不納欠損処分したものがあある場合は、その件数及び額を「摘要②」に記載する。
 8 A欄(「年度以前」)に記載したもののうち、納入義務者別に収入未済額が10万円以上ある場合は、「摘要③」欄に、納入義務者ごとの件数、金額を記載する(記載例:「A ○件 ○〇円」)。

過年度分収入未済額調

(令和7年8月31日現在)

区分 年度	児童措置費納付金		延滞金		歳出戻入未済分		雑 収 (生活保護費)	
	件数	収入未済額 円	件数	収入未済額 円	件数	収入未済額 円	件数	収入未済額 円
元年度 以前 (A)	21	214,840			2	40,916	18	9,770,063
2年度	426	3,115,290	1	1,400			3	1,841,472
3年度	562	4,568,627	12	25,300			4	753,823
4年度	575	5,200,530	2	4,400	1	69,570	1	62,079
5年度	528	4,558,560	11	25,000			1	84,503
6年度	468	4,095,340	4	13,800			3	1,639,281
計	2,580	21,753,187	30	69,900	3	110,486	30	14,151,221
摘 要① (滞納処分の 停止等の理由)								
摘 要② (不能欠損処分 の件数、額)	872	6,455,160	1	1,200				
摘 要③ (A欄のうち、 1件10万円以上 の内訳)							A	235,012
							B	321,340
							C	815,486
							D	550,600
							E	1,959,124
							F	417,000
							G	691,586
							H	138,400
							I	2,807,123
							J	213,960
							K	478,655
							L	181,000
							M	118,000
							N	154,000
							O	102,327
							P	294,535
							Q	279,915

- (注) 1 「年度」欄には、最近5か年分について記載し、それ以前の一括記載する。
 2 「件数」・「収入未済額」欄には、「節」ごとに当初調定年度で記載する。
 3 滞納処分の停止及び徴収停止を行ったものは、()内に再掲する。また、「摘要①」欄にその理由を記載する。
 4 県税及び県税にかかる徴収金、母子寡婦福祉資金特別会計並びに企業会計は除く。
 5 不納欠損処分したものがある場合は、その件数及び額を「摘要②」に記載する。

現金出納調

(令和6年度)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書発行総額及び枚数	指定金融機関等現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越高	受高	計				
雑入 (公文書開示負担金)	円 0	円 29,560	円 29,560	円 29,560	円 0	円 29,560 57枚	円 29,560 24枚
(保有個人情報開示負担金)	0	1,480	1,480	1,480	0	1,480 8枚	1,480 6枚

現金出納調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書発行総額及び枚数	指定金融機関等現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越高	受高	計				
雑入 (公文書開示負担金)	円 0	円 620	円 620	円 620	円 0	円 620 20枚	円 620 6枚
(保有個人情報開示負担金)	0	1,600	1,600	0	1,600	1,600 1枚	0 0枚

保管現金有高調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 梶本 英明	有料道路通行料及び駐車場利用料 継続的資金前渡 (令和7年4月1日受入)	12,780
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 梶本 英明	公用車出張用ガソリン代 継続的資金前渡 (令和7年4月4日受入)	15,000
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 梶本 英明	児童移送時食事代及び医療機関の経費 継続的資金前渡 (令和7年4月1日受入)	25,717
合計		53,497

預 金 調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘 要
静岡銀行 藤枝支店	無利息 型普通	0633979	(自振口) 静岡県中部健康福祉センター 資金前渡者 所長 藤野 勇人	0	光熱水費、 電話代金等
静岡銀行 藤枝駅支店	無利息 型普通	0746671	静岡県中部健康福祉センター 資金前渡者 所長 藤野 勇人	15,000	継続的資金前渡 研修参加費等
残 高 合 計				15,000	

郵券等受払調

(令和7年8月31日現在)
(単位:枚、円)

区分	種類	6年度						7年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
郵便	1円券	75	75	0	0	35	35	40	40	0	0	0	0	40	40	
	10円券	153	1,530	0	0	88	880	65	650	0	0	23	230	42	420	
	63円券	74	4,662	0	0	74	4,662	0	0	0	0	0	0	0	0	
	84円券	10	840	0	0	10	840	0	0	0	0	0	0	0	0	
	85円券	0	0	200	17,000	51	4,284	149	12,665	0	0	33	2,772	116	9,860	精神保健、母子保健、特 定疾患、結核関係、強化 措置関係、動物取扱業 関係
	92円券	30	2,760	0	0	1	92	29	2,668	0	0	0	0	29	2,668	
	100円券	119	11,900	0	0	20	2,000	99	9,900	0	0	26	2,600	73	7,300	
	120円券	124	14,880	0	0	10	1,200	114	13,680	0	0	1	120	113	13,560	
計			36,647		17,000		9,709		39,603		0		5,722		33,848	

(令和7年8月31日現在)
(単位:枚、円)

区分	種類	6年度						7年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額			
収入印紙	50円券	10	500	0	0	1	50	9	450	0	0	0	0	9	450	
	100円券	19	1,900	0	0	1	100	18	1,800	0	0	0	0	18	1,800	家裁への申請
	200円券	10	2,000	0	0	0	0	10	2,000	0	0	4	800	6	1,200	
計			4,400		0		150		4,250		0		800		3,450	

(中央児童相談所・身体・中央知的障害者更生相談所)

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	355,599	355,599	0	
項 01 危機管理費	355,599	355,599	0	
目 02 危機管理費	355,599	355,599	0	
07 報償費	355,430	355,430	0	
01 その他の報償費	355,430	355,430	0	
08 旅費	169	169	0	
01 その他の旅費	169	169	0	
款 04 経営管理費	29,476,850	29,476,850	0	
項 01 経営管理費	29,476,850	29,476,850	0	
目 01 一般総務費	28,966,869	28,966,869	0	
01 報酬	16,717,849	16,717,849	0	
03 非常勤職員報酬	16,717,849	16,717,849	0	
03 職員手当等	5,868,183	5,868,183	0	
01 その他の職員手当等	5,868,183	5,868,183	0	
04 共済費	5,604,690	5,604,690	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	1,145,870	1,145,870	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,458,820	4,458,820	0	
08 旅費	776,147	776,147	0	
01 その他の旅費	776,147	776,147	0	
目 03 行政経営費	254,300	254,300	0	
08 旅費	254,300	254,300	0	
02 普通旅費	254,300	254,300	0	
目 04 職員厚生費	126,981	126,981	0	
07 報償費	123,366	123,366	0	
01 その他の報償費	123,366	123,366	0	
08 旅費	2,702	2,702	0	
01 その他の旅費	1,662	1,662	0	
02 普通旅費	1,040	1,040	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	913	913	0	
01 その他の需用費	913	913	0	
11 役務費	0	0	0	
目 05 資産経営費	128,700	128,700	0	
10 需用費	128,700	128,700	0	
01 その他の需用費	128,700	128,700	0	
款 05 暮らし・環境費	5,157,216	5,157,216	0	
項 01 暮らし・環境費	422,753	422,753	0	
目 01 暮らし・環境総務費	422,753	422,753	0	
01 報酬	279,062	279,062	0	
03 非常勤職員報酬	279,062	279,062	0	
03 職員手当等	110,477	110,477	0	
01 その他の職員手当等	110,477	110,477	0	
04 共済費	33,214	33,214	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	12,688	12,688	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	20,526	20,526	0	
項 04 環境費	4,734,463	4,734,463	0	
目 01 環境政策費	4,734,463	4,734,463	0	
01 報酬	2,009,488	2,009,488	0	
03 非常勤職員報酬	2,009,488	2,009,488	0	
03 職員手当等	666,470	666,470	0	
01 その他の職員手当等	666,470	666,470	0	
04 共済費	631,633	631,633	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	134,000	134,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	497,633	497,633	0	
08 旅費	327,722	327,722	0	
01 その他の旅費	26,852	26,852	0	
02 普通旅費	300,870	300,870	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	465,000	465,000	0	
01 その他の需用費	465,000	465,000	0	
11 役務費	110,000	110,000	0	
12 委託料	524,150	524,150	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
款 07 健康福祉費	1,196,749,745	1,196,749,745	0	
項 01 健康福祉費	42,084,115	42,084,115	0	
目 01 健康福祉総務費	8,139,510	8,139,510	0	
01 報酬	5,007,725	5,007,725	0	
03 非常勤職員報酬	5,007,725	5,007,725	0	
03 職員手当等	2,421,638	2,421,638	0	
01 その他の職員手当等	2,421,638	2,421,638	0	
04 共済費	710,147	710,147	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	264,684	264,684	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	445,463	445,463	0	
目 02 健康福祉企画費	33,944,605	33,944,605	0	
01 報酬	1,703,291	1,703,291	0	
03 非常勤職員報酬	1,703,291	1,703,291	0	
03 職員手当等	666,470	666,470	0	
01 その他の職員手当等	666,470	666,470	0	
04 共済費	606,193	606,193	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	128,000	128,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	478,193	478,193	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	377,820	377,820	0	
01 その他の旅費	2,540	2,540	0	
02 普通旅費	375,280	375,280	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	9083606	9,083,606	0	
01 その他の需用費	9083606	9,083,606	0	
11 役務費	2597682	2,597,682	0	
12 委託料	16395397	16,395,397	0	
13 使用料及び賃借料	1598453	1,598,453	0	
17 備品購入費	448140	448,140	0	
18 負担金、補助及び交付金	437553	437,553	0	
項 02 福祉長寿費	437553	302,866,008	0	
目 01 地域福祉費	68,317,180	68,317,180	0	
08 旅費	3,440	3,440	0	
02 普通旅費	3,440	3,440	0	
10 需用費	33,000	33,000	0	
01 その他の需用費	33,000	33,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	68,280,740	68,280,740	0	
目 02 生活保護費	233,201,694	233,201,694	0	
01 報酬	4,717,208	4,717,208	0	
03 非常勤職員報酬	4,717,208	4,717,208	0	
03 職員手当等	1,455,704	1,455,704	0	
01 その他の職員手当等	1,455,704	1,455,704	0	
04 共済費	335,144	335,144	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	237,000	237,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	98,144	98,144	0	
08 旅費	116,211	116,211	0	
01 その他の旅費	33,081	33,081	0	
02 普通旅費	83,130	83,130	0	
10 需用費	232,610	232,610	0	
01 その他の需用費	232,610	232,610	0	
11 役務費	56,373	56,373	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
12委託料	10,000	10,000	0	
13使用料及び賃借料	23,375	23,375	0	
18負担金、補助及び交付金	85,872,434	85,872,434	0	
19扶助費	140,382,635	140,382,635	0	
目 03長寿社会費	1,338,954	1,338,954	0	
07報償費	166,500	166,500	0	
01その他の報償費	166,500	166,500	0	
08旅費	8,690	8,690	0	
01その他の旅費	0	0	0	
02普通旅費	8,690	8,690	0	
10需用費	223,113	223,113	0	
01その他の需用費	223,113	223,113	0	
02食糧費	0	0	0	
11役務費	0	0	0	
12委託料	917,276	917,276	0	
13使用料及び賃借料	23,375	23,375	0	
目 04遺家族等援護費	8,180	8,180	0	
07報償費	5,000	5,000	0	
01その他の報償費	5,000	5,000	0	
08旅費	3,180	3,180	0	
02普通旅費	3,180	3,180	0	
項 03こども未来費	766,818,526	766,818,526	0	
目 01こども未来費	766,818,526	766,818,526	0	
01報酬	26,918,137	26,918,137	0	
03非常勤職員報酬	26,918,137	26,918,137	0	
03職員手当等	9,096,668	9,096,668	0	
01その他の職員手当等	9,096,668	9,096,668	0	
04共済費	7,869,377	7,869,377	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	1,654,654	1,654,654	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	6,214,723	6,214,723	0	
07 報償費	910,589	910,589	0	
01 その他の報償費	910,589	910,589	0	
08 旅費	2,728,579	2,728,579	0	
01 その他の旅費	814,106	814,106	0	
02 普通旅費	1,914,473	1,914,473	0	
10 需用費	6,606,717	6,606,717	0	
01 その他の需用費	6,606,717	6,606,717	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	872,081	872,081	0	
12 委託料	10,090,696	10,090,696	0	
13 使用料及び賃借料	867,243	867,243	0	
14 工事請負費	1,188,000	1,188,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	398,600	398,600	0	
19 扶助費	699,271,839	699,271,839	0	
項 04 障害者支援費	23,754,464	23,754,464	0	
目 01 障害者支援費	23,754,464	23,754,464	0	
01 報酬	13,678,306	13,678,306	0	
03 非常勤職員報酬	13,678,306	13,678,306	0	
03 職員手当等	3,514,682	3,514,682	0	
01 その他の職員手当等	3,514,682	3,514,682	0	
04 共済費	2,497,958	2,497,958	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	690,368	690,368	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,807,590	1,807,590	0	
07 報償費	782,614	782,614	0	
01 その他の報償費	782,614	782,614	0	
08 旅費	1,278,048	1,278,048	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	1,022,944	1,022,944	0	
02 普通旅費	255,104	255,104	0	
10 需用費	249,069	249,069	0	
01 その他の需用費	249,069	249,069	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	631,112	631,112	0	
12 委託料	1,080,000	1,080,000	0	
13 使用料及び賃借料	35,675	35,675	0	
18 負担金、補助及び交付金	7,000	7,000	0	
項 05 医療費	15,849,451	15,849,451	0	
目 01 医務福祉費	11,928,335	11,928,335	0	
01 報酬	4,035,944	4,035,944	0	
03 非常勤職員報酬	4,035,944	4,035,944	0	
03 職員手当等	1,332,940	1,332,940	0	
01 その他の職員手当等	1,332,940	1,332,940	0	
04 共済費	1,253,003	1,253,003	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	247,000	247,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,006,003	1,006,003	0	
07 報償費	784,800	784,800	0	
01 その他の報償費	784,800	784,800	0	
08 旅費	1,019,679	1,019,679	0	
01 その他の旅費	801,089	801,089	0	
02 普通旅費	218,590	218,590	0	
10 需用費	738,406	738,406	0	
01 その他の需用費	733,168	733,168	0	
02 食糧費	5,238	5,238	0	
11 役務費	52,560	52,560	0	
12 委託料	2,446,336	2,446,336	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	264,667	264,667	0	
目 02 感染症対策費	3,921,116	3,921,116	0	
01 報酬	1,415,393	1,415,393	0	
03 非常勤職員報酬	1,415,393	1,415,393	0	
04 共済費	2,438	2,438	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,438	2,438	0	
07 報償費	36,750	36,750	0	
01 その他の報償費	36,750	36,750	0	
08 旅費	220,138	220,138	0	
01 その他の旅費	29,074	29,074	0	
02 普通旅費	191,064	191,064	0	
10 需用費	1,395,919	1,395,919	0	
01 その他の需用費	1,395,919	1,395,919	0	
11 役務費	434,318	434,318	0	
12 委託料	308,000	308,000	0	
13 使用料及び賃借料	108,160	108,160	0	
項 06 健康費	29,352,055	29,352,055	0	
目 01 健康政策費	1,040	1,040	0	
08 旅費	1,040	1,040	0	
02 普通旅費	1,040	1,040	0	
11 役務費	0	0	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
目 02 健康増進費	29,351,015	29,351,015	0	
01 報酬	56,196	56,196	0	
03 非常勤職員報酬	56,196	56,196	0	
07 報償費	626,092	626,092	0	
01 その他の報償費	587,361	587,361	0	
02 買上金	38,731	38,731	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08旅費	224,591	224,591	0	
01 その他の旅費	47,791	47,791	0	
02 普通旅費	176,800	176,800	0	
10 需用費	242,949	242,949	0	
01 その他の需用費	242,949	242,949	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	90,000	90,000	0	
13 使用料及び賃借料	39,187	39,187	0	
18 負担金、補助及び交付金	280,720	280,720	0	
項 07 生活衛生費	16,025,126	16,025,126	0	
目 01 食品衛生費	11,257,810	11,257,810	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	844,390	844,390	0	
02 普通旅費	844,390	844,390	0	
10 需用費	6,136,682	6,136,682	0	
01 その他の需用費	6,136,682	6,136,682	0	
11 役務費	129,833	129,833	0	
13 使用料及び賃借料	29,005	29,005	0	
17 備品購入費	4,086,500	4,086,500	0	
18 負担金、補助及び交付金	26,400	26,400	0	
目 02 薬務費	4,767,316	4,767,316	0	
07 報償費	168,000	168,000	0	
01 その他の報償費	168,000	168,000	0	
08 旅費	493,492	493,492	0	
01 その他の旅費	18,342	18,342	0	
02 普通旅費	475,150	475,150	0	
10 需用費	93,854	93,854	0	

(令和 6年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の需用費	93,854	93,854	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	207,400	207,400	0	
12 委託料	3,804,570	3,804,570	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
款 09 交通基盤費	59,682,000	59,682,000	0	
項 07 都市費	59,682,000	59,682,000	0	
目 04 生活排水費	59,682,000	59,682,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	59,682,000	59,682,000	0	
款 12 災害対策費	2,079,665	2,079,665	0	
項 07 災害対策諸費	2,079,665	2,079,665	0	
目 02 災害救助費	2,079,665	2,079,665	0	
18 負担金、補助及び交付金	2,079,665	2,079,665	0	
計	1293501075	1,293,501,075	0	

(令和 6年度)

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	49,304,376	49,304,376	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	49,304,376	49,304,376	0	
目 01 貸付金	49,304,376	49,304,376	0	
20 貸付金	49,304,376	49,304,376	0	
項 02 諸費	0	0	0	
目 01 諸費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
計	49,304,376	49,304,376	0	

歳出予算執行状況調

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 総務費	17,113,190	7,914,281	9,198,909	
項 01 総務費	17,113,190	7,914,281	9,198,909	
目 01 一般総務費	16,238,684	7,221,231	9,017,453	
01 報酬	8,038,000	3,553,256	4,484,744	
03 非常勤職員報酬	8,038,000	3,553,256	4,484,744	
03 職員手当等	2,996,000	1,382,360	1,613,640	
01 その他の職員手当等	2,996,000	1,382,360	1,613,640	
04 共済費	4,837,684	2,183,699	2,653,985	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	649,000	328,980	320,020	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,188,684	1,854,719	2,333,965	
08 旅費	367,000	101,916	265,084	
01 その他の旅費	367,000	101,916	265,084	
目 05 人事管理費	693,050	693,050	0	
08 旅費	693,050	693,050	0	
02 普通旅費	693,050	693,050	0	
目 06 職員厚生費	181,456	0	181,456	
07 報償費	148,196	0	148,196	
01 その他の報償費	148,196	0	148,196	
08 旅費	13,160	0	13,160	
01 その他の旅費	11,080	0	11,080	
02 普通旅費	2,080	0	2,080	
10 需用費	15,000	0	15,000	
01 その他の需用費	15,000	0	15,000	
11 役務費	5,100	0	5,100	
款 05 危機管理費	293,000	66,660	226,340	
項 01 危機管理費	293,000	66,660	226,340	
目 02 危機管理費	293,000	66,660	226,340	
07 報償費	271,000	66,660	204,340	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	271,000	66,660	204,340	
08 旅費	22,000	0	22,000	
01 その他の旅費	22,000	0	22,000	
款 06 暮らし・環境費	5,202,000	1,916,600	3,285,400	
項 04 環境費	5,202,000	1,916,600	3,285,400	
目 01 環境政策費	5,202,000	1,916,600	3,285,400	
01 報酬	2,251,000	1,009,485	1,241,515	
03 非常勤職員報酬	2,251,000	1,009,485	1,241,515	
03 職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01 その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	
04 共済費	707,000	313,590	393,410	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	142,000	66,407	75,593	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	565,000	247,183	317,817	
08 旅費	334,000	89,174	244,826	
01 その他の旅費	74,000	21,804	52,196	
02 普通旅費	260,000	67,370	192,630	
10 需用費	378,000	115,953	262,047	
01 その他の需用費	378,000	115,953	262,047	
11 役務費	187,000	0	187,000	
12 委託料	557,000	0	557,000	
13 使用料及び賃借料	10,000	0	10,000	
款 08 健康福祉費	1,181,474,001	538,139,636	643,334,365	
項 01 健康福祉費	33,303,000	12,075,054	21,227,946	
目 02 健康福祉企画費	33,303,000	12,075,054	21,227,946	
01 報酬	1,953,000	675,469	1,277,531	
03 非常勤職員報酬	1,953,000	675,469	1,277,531	
03 職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01 その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
04 共済費	710,000	270,017	439,983	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	158,000	64,072	93,928	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	552,000	205,945	346,055	
07 報償費	979,000	0	979,000	
01 その他の報償費	979,000	0	979,000	
08 旅費	496,700	142,450	354,250	
01 その他の旅費	264,000	0	264,000	
02 普通旅費	232,700	142,450	90,250	
10 需用費	6,030,000	2,716,906	3,313,094	
01 その他の需用費	6,030,000	2,716,906	3,313,094	
11 役務費	1,985,300	841,540	1,143,760	
12 委託料	18,811,000	6,344,745	12,466,255	
13 使用料及び賃借料	1,111,000	683,529	427,471	
18 負担金、補助及び交付 金	449,000	12,000	437,000	
項 02 福祉長寿費	306,090,481	205,380,707	100,709,774	
目 01 地域福祉費	68,241,000	68,237,200	3,800	
08 旅費	4,000	200	3,800	
02 普通旅費	4,000	200	3,800	
18 負担金、補助及び交付 金	68,237,000	68,237,000	0	
目 02 生活保護費	236,113,121	136,971,710	99,141,411	
01 報酬	5,145,640	1,753,687	3,391,953	
03 非常勤職員報酬	5,145,640	1,753,687	3,391,953	
03 職員手当等	1,657,000	827,348	829,652	
01 その他の職員手当等	1,657,000	827,348	829,652	
04 共済費	1,403,941	419,102	984,839	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	275,000	124,274	150,726	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,128,941	294,828	834,113	
07 報償費	86,780	0	86,780	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	合 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	86,780	0	86,780	
08 旅費	376,760	100,248	276,512	
01 その他の旅費	276,760	77,628	199,132	
02 普通旅費	100,000	22,620	77,380	
10 需用費	200,000	75,130	124,870	
01 その他の需用費	200,000	75,130	124,870	
11 役務費	100,000	13,068	86,932	
12 委託料	65,000	15,000	50,000	
13 使用料及び賃借料	40,000	6,026	33,974	
18 負担金、補助及び交付金	82,000,000	61,655,949	20,344,051	
19 扶助費	145,038,000	72,106,152	72,931,848	
目 03 長寿社会費	1,726,360	171,797	1,554,563	
07 報償費	368,000	0	368,000	
01 その他の報償費	368,000	0	368,000	
08 旅費	38,560	600	37,960	
01 その他の旅費	15,360	0	15,360	
02 普通旅費	23,200	600	22,600	
10 需用費	257,700	165,170	92,530	
01 その他の需用費	257,700	165,170	92,530	
11 役務費	15,100	0	15,100	
12 委託料	957,000	0	957,000	
13 使用料及び賃借料	90,000	6,027	83,973	
目 04 遺家族等援護費	10,000	0	10,000	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	5,000	0	5,000	
02 普通旅費	5,000	0	5,000	
項 03 こども若者費	768,322,708	302,794,564	465,528,144	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 01こども若者費	768,322,708	302,794,564	465,528,144	
01報酬	36,096,000	10,922,534	25,173,466	
03非常勤職員報酬	36,096,000	10,922,534	25,173,466	
03職員手当等	13,434,000	5,029,447	8,404,553	
01その他の職員手当等	13,434,000	5,029,447	8,404,553	
04共済費	10,757,000	4,104,447	6,652,553	
01地方公務員共済組合に 対する負担金	2,355,000	916,020	1,438,980	
02報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	8,402,000	3,188,427	5,213,573	
07報償費	1,334,500	284,000	1,050,500	
01その他の報償費	1,334,500	284,000	1,050,500	
08旅費	2,429,548	631,948	1,797,600	
01その他の旅費	1,336,268	260,198	1,076,070	
02普通旅費	1,093,280	371,750	721,530	
10需用費	6,140,400	2,186,320	3,954,080	
01その他の需用費	6,132,900	2,186,320	3,946,580	
02食糧費	7,500	0	7,500	
11役務費	1,030,060	443,929	586,131	
12委託料	12,345,000	3,595,067	8,749,933	
13使用料及び賃借料	973,300	293,529	679,771	
18負担金、補助及び交付 金	967,800	591,300	376,500	
19扶助費	682,815,100	274,712,043	408,103,057	
項 04障害者支援費	29,112,927	7,338,994	21,773,933	
目 01障害者支援費	29,112,927	7,338,994	21,773,933	
01報酬	14,450,300	4,034,019	10,416,281	
03非常勤職員報酬	14,450,300	4,034,019	10,416,281	
03職員手当等	4,004,080	1,515,997	2,488,083	
01その他の職員手当等	4,004,080	1,515,997	2,488,083	
04共済費	4,396,645	1,118,508	3,278,137	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	962,760	291,605	671,155	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	3,433,885	826,903	2,606,982	
07 報償費	2,020,000	242,570	1,777,430	
01 その他の報償費	2,020,000	242,570	1,777,430	
08 旅費	2,028,402	346,715	1,681,687	
01 その他の旅費	1,699,452	285,987	1,413,465	
02 普通旅費	328,950	60,728	268,222	
10 需用費	307,750	20,962	286,788	
01 その他の需用費	305,000	20,962	284,038	
02 食糧費	2,750	0	2,750	
11 役務費	678,750	47,199	631,551	
12 委託料	1,168,000	0	1,168,000	
13 使用料及び賃借料	44,000	6,024	37,976	
18 負担金、補助及び交付 金	15,000	7,000	8,000	
項 05 医療費	20,047,215	7,177,437	12,869,778	
目 01 医務福祉費	15,503,000	5,802,645	9,700,355	
01 報酬	4,612,000	1,572,763	3,039,237	
03 非常勤職員報酬	4,612,000	1,572,763	3,039,237	
03 職員手当等	1,556,000	504,916	1,051,084	
01 その他の職員手当等	1,556,000	504,916	1,051,084	
04 共済費	1,378,000	497,697	880,303	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	285,000	120,441	164,559	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,093,000	377,256	715,744	
07 報償費	1,696,000	377,400	1,318,600	
01 その他の報償費	1,696,000	377,400	1,318,600	
08 旅費	1,632,000	556,339	1,075,661	
01 その他の旅費	1,364,000	514,189	849,811	
02 普通旅費	268,000	42,150	225,850	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	653,000	106,724	546,276	
01 その他の需用費	568,000	104,280	463,720	
02 食糧費	85,000	2,444	82,556	
11 役務費	137,000	7,920	129,080	
12 委託料	3,200,000	2,092,788	1,107,212	
13 使用料及び賃借料	639,000	86,098	552,902	
目 02 感染症対策費	4,544,215	1,374,792	3,169,423	
01 報酬	1,873,000	532,113	1,340,887	
03 非常勤職員報酬	1,873,000	532,113	1,340,887	
04 共済費	3,000	2,384	616	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,000	2,384	616	
07 報償費	183,500	0	183,500	
01 その他の報償費	183,500	0	183,500	
08 旅費	188,715	57,042	131,673	
01 その他の旅費	54,715	14,162	40,553	
02 普通旅費	134,000	42,880	91,120	
10 需用費	1,726,000	520,059	1,205,941	
01 その他の需用費	1,726,000	520,059	1,205,941	
11 役務費	539,000	232,827	306,173	
13 使用料及び賃借料	31,000	30,367	633	
項 06 健康費	735,670	140,331	595,339	
目 02 健康増進費	735,670	140,331	595,339	
04 共済費	1,000	170	830	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	170	830	
07 報償費	281,410	41,380	240,030	
01 その他の報償費	281,410	41,380	240,030	
08 旅費	200,160	48,945	151,215	
01 その他の旅費	39,800	3,705	36,095	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	160,360	45,240	115,120	
10 需用費	170,400	42,070	128,330	
01 その他の需用費	170,200	42,070	128,130	
02 食糧費	200	0	200	
11 役務費	43,500	0	43,500	
13 使用料及び賃借料	39,200	7,766	31,434	
項 07 生活衛生費	23,862,000	3,232,549	20,629,451	
目 01 食品衛生費	17,666,000	2,753,593	14,912,407	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	769,000	295,260	473,740	
02 普通旅費	769,000	295,260	473,740	
10 需用費	6,305,000	2,308,429	3,996,571	
01 その他の需用費	6,305,000	2,308,429	3,996,571	
11 役務費	242,000	100,980	141,020	
12 委託料	1,747,000	3,300	1,743,700	
13 使用料及び賃借料	35,000	6,024	28,976	
17 備品購入費	8,523,000	0	8,523,000	
18 負担金、補助及び交付金	40,000	39,600	400	
目 02 薬務費	6,196,000	478,956	5,717,044	
07 報償費	168,000	1,400	166,600	
01 その他の報償費	168,000	1,400	166,600	
08 旅費	485,000	108,596	376,404	
01 その他の旅費	35,000	13,356	21,644	
02 普通旅費	450,000	95,240	354,760	
10 需用費	155,000	67,560	87,440	
01 その他の需用費	151,000	67,560	83,440	
02 食糧費	4,000	0	4,000	

一般会計

(令和 7年度)
(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	297,000	92,400	204,600	
12 委託料	5,076,000	209,000	4,867,000	
13 使用料及び賃借料	15,000	0	15,000	
款 10 交通基盤費	62,867,000	0	62,867,000	
項 06 都市費	62,867,000	0	62,867,000	
目 04 生活排水費	62,867,000	0	62,867,000	
18 負担金、補助及び交付金	62,867,000	0	62,867,000	
計	1,266,949,191	548,037,177	718,912,014	

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 7年度)

(令和 7年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	57,065,000	15,441,380	41,623,620	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	57,000,000	15,441,380	41,558,620	
目 01 貸付金	57,000,000	15,441,380	41,558,620	
20 貸付金	57,000,000	15,441,380	41,558,620	
項 02 諸費	65,000	0	65,000	
目 01 諸費	65,000	0	65,000	
08 旅費	19,000	0	19,000	
02 普通旅費	19,000	0	19,000	
10 需用費	46,000	0	46,000	
01 その他の需用費	46,000	0	46,000	
計	57,065,000	15,441,380	41,623,620	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和6年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	05くらし・環境費	04環境費	01環境政策費		524,150	
		07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費		16,395,397	
			02福祉長寿費	02生活保護費		10,000	
				03長寿社会費		917,276	
			03子ども未来費	01子ども未来費		10,090,696	
			04障害者支援費	01障害者支援費		1,080,000	
			05医療費	01医務福祉費		2,446,336	
			06感染症対策費	01感染症対策費		308,000	
			07健康費	02健康増進費		0	
		08生活衛生費		01食品衛生費		0	
	02業務費			3,804,570			
計				45,953,626	35,576,425	0	
(14) 工事 請負費	一般会計	04経営管理費	01経営管理費	05資産経営費	352,000		
		07健康福祉費	03子ども未来費	01子ども未来費		1,188,000	
計				352,000	1,188,000	0	
(16) 公有財産 購入費					0		
計				0	0	0	
(17) 備品 購入費	一般会計	07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費		448,140	
			07生活衛生費	01食品衛生費		4,086,500	
計				2,665,520	4,534,640	0	
(18) 負担金、 補助及び 交付金	一般会計	04経営管理費	01経営管理費	04職員厚生費		0	
				01健康福祉費	02健康福祉企画費		437,553
		07健康福祉費	02福祉長寿費	01地域福祉費		68,280,740	
				02生活保護費		85,872,434	
			03子ども未来費	01子ども未来費		398,600	
			04障害者支援費	01障害者支援費		7,000	
		06健康費	02健康増進費		28,072,000		
		07生活衛生費	01食品衛生費		26,400		
09交通基盤費	07都市費	04生活排水費		59,682,000			
12災害対策費	07災害対策諸費	02災害救助費		2,079,665			
計				779,558,059	244,856,392	0	
(21) 補償、補 填及び賠 償金					0		
計				0	0	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	05くらし・環境費	04環境費	01環境政策費	0	/
			08健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費	
		02福祉長寿費		02生活保護費	15,000	
				03長寿社会費	0	
		03子ども若者費		01子ども若者費	3,595,067	
		04障害者支援費		01障害者支援費	0	
		05医療費		01医務福祉費	2,092,788	
		06感染症対策費		01感染症対策費	0	
			07生活衛生費	01食品衛生費	3,300	
	02薬務費	209,000				
計					12,259,900	0
(14) 工事 請負費	一般会計	04経営管理費	01経営管理費	05資産経営費	0	/
計					0	0
(16) 公有財産 購入費					0	/
計					0	0
(17) 備品 購入費	一般会計	08健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費	0	/
			05医療費	02感染症対策費	0	
			08生活衛生費	01食品衛生費	0	
計					0	0
(18) 負担金、 補助及び 交付金	一般会計	08健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費	12,000	/
				02福祉長寿費	01地域福祉費	
			02生活保護費		61,655,949	
			03子ども若者費	01子ども若者費	591,300	
			04障害者支援費	01障害者支援費	7,000	
			06健康費	02健康増進費	0	
			07生活衛生費	01食品衛生費	39,600	
			10交通基盤費	06都市費	04生活排水費	
12災害対策費	07災害対策諸費	02災害救助費	0			
計					130,542,849	0
(21) 補償、補 填及び賠 償金					0	/
計					0	0

委託料に関する調

(令和6年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) 工場・事業場排水分析	㈱静岡検査センター	円 524,150	円 524,150	円 -	円 524,150	随契	R6.6.3 ~ R7.3.31	R7.3.31	円 524,150 524,150	工場・事業場排水の分析	随契1号 <少額>
2	車両運行管理	日本道路興運㈱静岡支店	(概算) 13,135,100	(概算) 13,068,000		(概算) 13,068,000	随契	R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.20 R6.6.20 R6.7.19 R6.8.20 R6.9.20 R6.10.21 R6.11.20 R6.12.20 R7.1.20 R7.2.20 R7.3.21 R7.4.18	1,083,060 1,077,780 1,093,620 1,088,340 1,093,620 1,106,820 1,088,340 1,083,060 1,080,420 1,075,140 1,093,620 1,096,260 13,060,080	車両の運行及び管理 (食品衛生監視業務・乗車監視業務関係)	随契2号 <不調>
3	庁舎警備	総合警備保障㈱静岡支社	長期継続契約 2,743,400円 (6年度分) 501,600	長期継続契約 495,550円 (6年度分) 112,200		長期継続契約 495,550円 (6年度分) 112,200	一般	R3.5.6 ~ R8.3.31	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R6.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.26 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31 R7.4.24	(271,150) 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350	児童相談所の警備	長期継続契約R3
4	庁舎清掃	㈱ランブル	979,833	965,807		965,807	随契	R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.20 R6.6.20 R6.7.19 R6.8.20 R6.9.20 R6.10.21 R6.11.20 R6.12.20 R6.12.20 R7.1.20 R7.2.20 R7.3.21 R7.4.17	53,762 53,762 310,347 53,762 53,762 53,762 53,762 1 53,763 117,835 53,763 53,763 53,763 965,807	児童相談所の清掃	随契1号 <少額>
5	消防設備等点検	消防設備保全㈱	71,500	71,500		71,500	随契	R6.4.30 ~ R7.3.31	R6.8.30 R7.3.21	38,500 33,000 71,500	児童相談所の消防設備等点検	随契1号 <少額>
6	空調点検	㈱富山冷熱工業	378,400	378,400		378,400	随契	R6.6.13 ~ R7.2.28	R6.10.31 R6.12.26	189,200 189,200 378,400	中央児童相談所の空調機点検	随契1号 <少額>
7	自動ドア保守点検	ナブコシステム㈱静岡支店	35,200	35,200		35,200	随契	R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.31 R6.12.2	17,600 17,600 35,200	児童相談所の自動ドア保守点検	随契1号 <少額>

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
8	エレベーター保守点検	東芝エレベーター静岡支店	712,800	712,800		712,800	随契 ~	R6.4.1 R7.3.31	R6.5.24 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R6.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.26 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31 R7.4.24	85,800 30,800 154,000 85,800 30,800 30,800 85,800 30,800 30,800 85,800 30,800 30,800	児童相談所のエレベーター保守点検	随契1号 〈少額〉
9	公用車メンテナンス	駿野自動車㈱	373,120	355,520		355,520	随契 ~	R6.4.5 R7.3.31	R6.5.20 R6.6.14 R6.7.19 R6.8.16 R6.9.20 R6.10.18 R6.11.14 R6.12.19 R7.1.21 R7.2.21 R7.3.19 R7.4.30	6,600 18,700 6,600 24,200 28,600 6,600 6,600 67,040 6,600 85,140 92,240 6,600	椋原分庁舎の公用車メンテナンス	随契1号 〈少額〉
10	庁舎警備	総合警備保障㈱静岡支社	長期継続契約 2,011,900円 (6年度分) 409,200	長期継続契約 973,500円 (6年度分) 198,000		長期継続契約 973,500円 (6年度分) 198,000	一般 ~	R4.7.1 R9.6.30	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R6.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.26 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31 R7.4.24	(330,000) 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500	椋原分庁舎及び島田動物保護管理所庁舎の警備	長期継続契約#4
11	庁舎清掃	㈱セイビ東海	96,800	96,800		96,800	随契 ~	R6.4.30 R7.1.31	R6.7.26 R7.1.24	64,350 32,450 96,800	椋原分庁舎の清掃	随契1号 〈少額〉
12	島田動物保護管理所空調点検	ダイキン工業㈱サービス本部中部サービス部	141,900	141,900		141,900	随契 ~	R6.6.13 R7.2.28	R6.8.30 R6.11.29	91,300 50,600 141,900	島田動物保護管理所の空調機点検	随契1号 〈少額〉
13	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	医療廃棄物処理 3,300円/20ℓペール缶 1,870円/40ℓダンボール (概算) 98450	医療廃棄物処理 3,300円/20ℓペール缶 1,870円/40ℓダンボール (概算) 98450		(概算) 98450	随契 ~	R6.4.26 R7.3.31	R6.7.19 R6.11.29 R7.3.21 R7.3.31	34,650 30,910 26,730 9,350 101,640	感染性廃棄物の収集運搬	随契1号 〈少額〉 単価契約
14	産業廃棄物収集運搬	角松商事㈱	医療廃棄物処理 770円/20ℓペール缶 880円/40ℓダンボール (概算) 38500	医療廃棄物処理 770円/20ℓペール缶 880円/40ℓダンボール (概算) 38500		(概算) 38500	随契 ~	R6.4.26 R7.3.31	R6.7.19 R6.11.29 R7.3.21 R7.4.18	14,740 12,980 10,230 4,400 42,350	感染性廃棄物の処分	随契1号 〈少額〉 単価契約

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
15	要介護者に係る要介護状態等の審査判定業務	橿原総合病院外2件	1件 5,000円 (概算) 50,000	1件 5,000円 (概算) 50,000		1件 5,000円 (概算) 50,000	随契	R6. 4. 8 ~ R7. 3. 31	R6. 6. 28 R6. 11. 25	5,000 5,000 10,000	生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定	随契1号 〈少額〉 単独契約
16	地域リハビリテーション推進事業	社会医療法人 駿甲会	938,000	938,000	△ 20,724	917,276	随契	R6. 7. 1 ~ R7. 3. 31	R7. 3. 31	917,276 917,276	地域リハビリテーション推進事業	随契1号 〈少額〉
17	施設入所承認審判申立事件に係る委託	浅井 裕貴	108,000	108,000		108,000	随契	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	R6. 9. 5	108,000 108,000	施設入所承認審判申立事件に係る業務	随契1号 〈少額〉
18	里親施設実習等事業委託	(社)春風寮	研修1日当たり2500円 (半日の場合1250円) (概算) 160,000	(概算) 160,000		(概算) 160,000	随契	R6. 6. 21 ~ R7. 3. 31	R6. 9. 30 R7. 2. 28	18,750 36,250 55,000	里親施設実習等事業	随契1号 〈少額〉
19	保護者指導支援カウンセリング事業業務委託	松林カウンセリングルーム 松林 三樹夫	1回当たり3,000円 (概算) 72,000	(概算) 72,000		(概算) 72,000	随契	R6. 4. 10 ~ R7. 3. 31	R6. 5. 24 R6. 6. 14 R6. 7. 12 R6. 8. 13 R6. 9. 30 R6. 10. 31 R6. 11. 29 R6. 12. 23 R7. 1. 24 R7. 2. 25 R7. 3. 21 R7. 4. 15	3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 3,000 6,000 3,000 9,000 6,000 9,000 54,000	保護者指導支援カウンセリング事業	随契1号 〈少額〉
20	一般廃棄物処分	閉静岡環境保全センター	184,800	184,800		184,800	随契	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	R6. 5. 20 R6. 6. 20 R6. 7. 19 R6. 8. 20 R6. 9. 20 R6. 10. 21 R6. 11. 20 R6. 12. 20 R7. 1. 20 R7. 2. 20 R7. 3. 21 R7. 4. 16	15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 184,800	一時保護所の一般廃棄物処分	随契1号 〈少額〉
21	自家用電気工作物保安管理	(一財)中部電気保安協会 藤枝営業所	168,960	163,680		163,680	随契	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	R6. 4. 19	163,680 163,680	一時保護所の自家用電気工作物保安管理	随契1号 〈少額〉
22	消防設備点検	消防設備保全閉静	94,600	94,600		94,600	随契	R6. 4. 30 ~ R7. 3. 31	R6. 8. 30 R7. 3. 21	44,000 50,600 94,600	一時保護所の消防設備点検	随契1号 〈少額〉
23	浄化槽保守及び清掃	閉静岡環境保全センター	71,500	71,500		71,500	随契	R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31	R6. 5. 24 R6. 8. 26 R6. 11. 29 R7. 2. 28	3,850 7,150 3,850 56,650 71,500	一時保護所の浄化槽保守及び清掃	随契1号 〈少額〉

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
24	産業廃棄物処分	静岡県環境保全センター	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) 52,800	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) 52,800		(概算) 52,800	随契 R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.5.10 R6.6.13 R6.7.16 R6.8.20 R6.8.30 R6.9.30 R6.11.29 R6.12.20 R7.1.10 R7.2.10 R7.2.28 R7.3.31	2,420 2,860 5,280 3,960 3,960 4,400 2,860 4,180 3,080 4,180 4,180 2,860 44,220	一時保護所から排出される廃プラ等の収集運搬及び処分	随契1号 <少額> 単価契約	
25	給食業務	㈱サンタモンコーポレーション	長期継続契約 26,175,600円 (6年度分) 8,725,200	長期継続契約 25,740,000円 (6年度分) 8,580,000		(6年度分) 8,580,000	一般 R4.7.1 ~ R7.6.30	R6.5.24 R6.6.24 R6.7.26 R6.8.26 R6.9.25 R6.10.25 R6.11.20 R6.12.20 R7.1.24 R7.2.25 R7.3.25 R7.4.23	(15,015,000) 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000	一時保護所の給食	長期継続契約R4	
26	混合廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ² (概算) 19,360	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ² (概算) 19,360		(概算) 19,360	随契 R6.4.30 ~ R7.3.31	R7.2.28	15,488	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額>	
27	混合廃棄物処分	㈱山一カレット	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ² (概算) 26,136	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ² (概算) 26,136		(概算) 26,136	随契 R6.4.30 ~ R7.3.31	R7.2.28	20,908	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の処分	随契1号 <少額>	
28	グリストラップ槽清掃及び汚泥処理	静岡県環境保全センター	79,200	79,200		79,200	随契 R6.4.1 ~ R7.3.31	R6.6.13 R6.9.13 R6.12.20 R7.3.21	19,800 19,800 19,800 79,200	一時保護所グリストラップ槽の清掃及び汚泥処理	随契1号 <少額>	
29	建築基準法第12条に基づく定期点検	㈱高木滋生建築設計事務所	231,000	176,000		176,000	随契 R6.6.27 ~ R6.9.30	R6.9.13	176,000 176,000	一時保護所の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号 <少額>	
30	精神保健指定医派遣当番	医療法人社団徳和会藤枝駿府病院外12	1,080,000	1,080,000		1,080,000	随契 R6.4.1 ~ R7.3.31	R7.4.28	1,080,000 1,080,000	精神保健指定医・病院の輪番制度	随契1号 <少額>	
31	指定難病・特定疾患医療費助成申請事務補助者派遣業務	㈱ベルキャリア エール静岡支店	2,199,753	1,727,847	△ 27,621	1,700,226	一般 R6.5.8 ~ R6.7.31	R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30	451,143 954,459 294,624 1,700,226	難病法による医療費助成申請関連業務を行うための補助者派遣		
32	アジレントガスクロマトグラフ定期点検	協立電機㈱	303,600	303,600		303,600	随契 R6.7.1 ~ R6.12.13	R6.10.31	303,600 303,600	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
33	アジレント高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機㈱	2,244,000	2,244,000		2,244,000	随契 R6.6.24 ~ R6.12.13	R6.10.31	2,244,000 2,244,000	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 <不適>	

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
34	日本ウォータースタッフ高速液クロ定期点検	㈩ヨシキ	338,470	338,470		338,470	随契	R6.10.18 ~ R7.1.31	R6.12.26	338,470 338,470	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
35	ガンマ線核種分析装置定期点検	ミリオンテクノロジー・キャンベラ㈱	440,000	429,000		429,000	随契	R6.7.16 ~ R6.12.13	R6.10.31	429,000 429,000	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
36	日立原子吸光光度計定期点検	オザワ科学㈱ 静岡営業所	506,495	489,500		489,500	随契	R6.9.4 ~ R6.12.13	R6.11.29	489,500 489,500	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
43	安全キャビネット定期点検	㈱ホワイト		308,000		308,000	随契	R6.12.20 ~ R7.2.28	R7.2.21	308,000 308,000	細菌検査課の検査機器点検	随契1号 〈少額〉
37	静岡県中部地域の病院見学ツアー実施に伴う業務	吉田観光㈱	(概算) 406,135	(概算) 405,640		(概算) 405,640	随契	R6.7.8 ~ R6.7.31	R6.8.26	399,590 399,590	医学生・研修医の病院見学・情報交換会等の実施	随契1号 〈少額〉
38	静岡県中部地域の病院見学ツアー実施に伴う業務	㈱大鉄アドバンス 静岡営業所	(概算) 359,280	(概算) 355,570		(概算) 355,570	随契	R7.2.28 ~ R7.3.25	R7.3.31	346,520 346,520	医学生・研修医の病院見学・情報交換会等の実施	随契1号 〈少額〉
39	空調設備点検及び換気設備清掃業務	㈱富山冷熱工業	443,300	443,300		443,300	随契	R6.6.13 ~ R7.1.31	R6.10.31 R6.12.26	169,037 274,263 443,300	一時保護所の空調設備点検及び換気設備清掃業務	随契1号 〈少額〉
40	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	49,500	49,500		49,500	随契	R7.2.26 ~ R7.3.31	R7.4.18	49,500 49,500	化学検査課、細菌検査課の不用冷蔵ショーケース等収集運搬	随契1号 〈少額〉
41	産業廃棄物処分	㈱キャラバン	73,700	73,700		73,700	随契	R7.2.26 ~ R7.3.31	R7.4.18	73,700 73,700	化学検査課、細菌検査課の不用冷蔵ショーケース等収集運搬	随契1号 〈少額〉
	事務関係計	41件	36,799,142	35,698,230	△ 48,345	35,649,885				35,576,425		
	合計	41件	36,799,142	35,698,230	△ 48,345	35,649,885				35,576,425		

委託料に関する調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額 円	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額 円	委託業務の内容	摘要
				当初額 円	変更増減額 円	計 円						
1	(事務関係) 工場・事業場排水分析	閉静環境検査センター	556,490	556,490		556,490	随契 R7.6.4 ~ R8.3.31			0	工場・事業場排水の分析	随契1号 <少額>
2	車両運行管理	日本道路興運閉静岡支店	(概算) 14,944,600	(概算) 14,877,500		(概算) 14,877,500	不調 R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.21 R7.6.18 R7.7.18 R7.8.22	1,229,580 1,221,000 1,243,220 1,235,300 4,929,100	車両の運行及び管理(食品衛生監視業務・薬事監視業務関係)	随契2号 <不調>	
3	庁舎警備	ALSOK閉静岡支社	長期継続契約 2,743,400円 (7年度分) 501,600	長期継続契約 495,550円 (7年度分) 112,200		長期継続契約 495,550円 (7年度分) 112,200	一般 R3.5.6 ~ R8.3.31	R7.5.23 R7.6.20 R7.7.22 R7.8.22	(383,350) 9,350 9,350 9,350 9,350 37,400	児童相談所の警備	長期継続契約3	
4	庁舎清掃	閉ランブル	999,775	986,348		986,348	随契 R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.21 R7.6.19 R7.7.18 R7.8.21	55,330 55,330 313,665 55,330 479,655	児童相談所の清掃	随契1号 <少額>	
5	消防設備等点検	消防設備保全閉	71,500	71,500		71,500	随契 R7.4.30 ~ R8.3.31			0	児童相談所の消防設備等点検	随契1号 <少額>
6	空調点検	閉富山冷熱工業	378,400	378,400		378,400	随契 R7.6.10 ~ R8.2.27	R7.8.22	189,200 189,200	中央児童相談所の空調機点検	随契1号 <少額>	
7	自動ドア保守点検	ナブコシステム閉静岡支店	35,200	35,200		35,200	随契 R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.6.16	17,600 17,600	児童相談所の自動ドア保守点検	随契1号 <少額>	
8	エレベーター保守点検	東芝エレベーター閉静岡支店	745,800	745,800		745,800	随契 R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.27 R7.6.26 R7.7.24 R7.8.26	91,300 31,900 157,300 91,300 371,800	児童相談所のエレベーター保守点検	随契1号 <少額>	
9	公用車メンテナンス	数野自動車閉	258,500	258,500		258,500	随契 R7.4.4 ~ R8.3.31	R7.5.23 R7.6.17 R7.7.18 R7.8.21	9,900 26,400 9,900 30,800 77,000	機原分庁舎の公用車メンテナンス	随契1号 <少額>	
10	庁舎警備	ALSOK閉静岡支社	長期継続契約 2,011,900円 (7年度分) 409,200	長期継続契約 973,500円 (7年度分) 198,000		長期継続契約 973,500円 (7年度分) 198,000	一般 R4.7.1 ~ R9.6.30	R7.5.23 R7.6.20 R7.7.22 R7.8.22	(528,000) 16,500 16,500 16,500 16,500 66,000	機原分庁舎及び島田動物保護管理所庁舎の警備	長期継続契約4	
11	庁舎清掃	閉セイビ東海	96,800	96,800		96,800	随契 R7.5.13 ~ R8.1.30	R7.7.22	64,350 64,350	機原分庁舎の清掃	随契1号 <少額>	
12	島田動物保護管理所空調点検	ダイキン工業閉サービス本部中部サービス部	133,100	123,860		123,860	随契 R7.6.19 ~ R8.2.27	R7.8.14	61,930 61,930	島田動物保護管理所の空調機点検	随契1号 <少額>	
13	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理閉	医療廃棄物処理 3,300円/208ペール缶 1,870円/408ダンボール (概算) 98,450	医療廃棄物処理 3,300円/208ペール缶 1,870円/408ダンボール (概算) 98,450		(概算) 98,450	随契 R7.4.28 ~ R8.3.31	R7.7.22	36,080	感染性廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額> 単価契約	

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
14	産業廃棄物収集運搬	角松商事㈱	医療廃棄物処理 770円/20ℓペール缶 880円/40ℓダンボール (概算) 38,500	医療廃棄物処理 770円/20ℓペール缶 880円/40ℓダンボール (概算) 38,500			随契	R7.4.28 ~ R8.3.31	R7.7.22	14,630	感染性廃棄物の処分	随契1号 〈少額〉 単価契約
15	要介護者に係る要介護状態等の審査判定業務	桜原総合病院外2件	1件 5,000円 (概算) 60,000	1件 5,000円 (概算) 60,000			随契	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.6.13 R7.8.8 R7.8.26	5,000 5,000 5,000	生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定	随契1号 〈少額〉 単価契約
16	地域リハビリテーション推進事業	社会医療法人 駿甲会	957,000	957,000			随契	R7.6.1 ~ R8.3.23			地域リハビリテーション推進事業	随契1号 〈少額〉
17	里親施設実習等事業委託	(社)エミリー 静岡岡乳児院	研修1日当たり2500円 (半日の場合1250円) (概算) 50000	50,000			随契	R7.6.13 ~ R8.3.31			里親施設実習等事業	随契1号 〈少額〉
18	里親施設実習等事業委託	(社)春風寮	研修1日当たり2500円 (半日の場合1250円) (概算) 113750	113,750			随契	R7.6.30 ~ R8.3.31			里親施設実習等事業	随契1号 〈少額〉
19	保護者指導支援カウンセリング事業業務委託	松林カウンセリングルーム 松林 三樹夫	1回当たり5,000円 (概算) 120000	120,000			随契	R7.4.10 ~ R8.3.31	R7.5.29 R7.6.19 R7.8.28	10,000 10,000 10,000	保護者指導支援カウンセリング事業	随契1号 〈少額〉
20	一般廃棄物処分	閉静岡環境保全センター	237,600	198,000			随契	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.21 R7.6.18 R7.7.17 R7.8.21	16,500 16,500 16,500 66,000	一時保護所の一般廃棄物処分	随契1号 〈少額〉
21	自家用電気工作物保安管理	(一財)中部電気保安協会 藤枝営業所	168,960	168,960			随契	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.4.28	168,960 168,960	一時保護所の自家用電気工作物保安管理	随契1号 〈少額〉
22	消防設備点検	消防設備保全㈱	94,600	94,600			随契	R7.5.1 ~ R8.3.31			一時保護所の消防設備点検	随契1号 〈少額〉
23	浄化槽保守及び清掃	閉静岡環境保全センター	80,300	75,900			随契	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.28	4,950 4,950	一時保護所の浄化槽保守及び清掃	随契1号 〈少額〉
24	産業廃棄物処分	閉静岡環境保全センター	廃プラ産業廃棄物処理 330円/kg (概算) 79,200	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) 52,800			随契	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.5.2 R7.6.5 R7.7.2 R7.7.30	3,520 2,200 2,640 3,960	一時保護所から排出される廃プラ等の収集運搬及び処分	随契1号 〈少額〉 単価契約
25	給食業務	閉サントモンコーポレーション	長期継続契約 26,175,600円 (7年度分) 2,181,300	長期継続契約 25,740,000円 (7年度分) 2,145,000			一般	R4.7.1 ~ R7.6.30	R7.5.21 R7.6.30 R7.7.23	(23,595,000) 715,000 715,000 715,000	一時保護所の給食	長期継続契約R4
26	給食業務	閉サントモンコーポレーション	長期継続契約 32,828,400円 (7年度分) 8,207,100	長期継続契約 29,502,000円 (7年度分) 7,375,500			一般	R7.7.1 ~ R10.6.30	R7.8.26	(0) 819,500	一時保護所の給食	長期継続契約R7

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
27	混合廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	ガラスくず、金属くず 19,360円/㎡ (概算)	ガラスくず、金属くず 19,360円/㎡ (概算)		ガラスくず、金属くず 19,360円/㎡ (概算)	随契 R7.5.12 ~ R8.3.31		0	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額>	
28	混合廃棄物処分	楠山一カレット	ガラスくず、金属くず 26,136円/㎡ (概算)	ガラスくず、金属くず 26,136円/㎡ (概算)		ガラスくず、金属くず 26,136円/㎡ (概算)	随契 R7.5.12 ~ R8.3.31		0	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の処分	随契1号 <少額>	
29	グリストラップ槽清掃及び汚泥処理	閉静岡環境保全センター	88,000	79,200		79,200	随契 R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.6.13	19,800	一時保護所グリストラップ槽の清掃及び汚泥処理	随契1号 <少額>	
30	建築基準法第12条に基づく定期点検	閉高木滋生建築設計事務所	165,000	159,500		159,500	随契 R7.7.8 ~ R7.9.30	R7.8.29	159,500	一時保護所の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号 <少額>	
31	建築基準法第12条に基づく定期点検	企業組合針谷建築事務所	352,000	352,000		352,000	随契 R7.7.8 ~ R7.9.30		0	中央児童相談所の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号 <少額>	
32	精神保健指定医派遣当番	医療法人社団療和会藤枝駿府病院外12	1,047,000	1,047,000		1,047,000	随契 R7.4.1 ~ R8.3.31		0	精神保健指定医・病院の輪番制度	随契1号 <少額>	
33	指定難病・特定疾患医療費助成申請事務補助者派遣業務	閉ベルキャリエール静岡支店	1,951,426	1,666,742	△ 18,084	1,648,658	一般 R7.5.8 ~ R7.7.25	R7.6.24 R7.7.23 R7.8.19	415,932 997,634 235,092	難病法による医療費助成申請関連業務を行うための補助者派遣		
34	アジレントガスクロマトグラフ定期点検	協立電機㈱	316,800	316,800		316,800	随契 R7.6.30 ~ R7.12.12		0	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
35	アジレント高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機㈱	2,349,600	2,349,600		2,349,600	随契 R7.6.23 ~ R7.12.12		0	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 <不適>	
36	日本ウォーターズ高速液クロ定期点検	閉ヨシキ	352,836	345,400		345,400	随契 R7.8.4 ~ R8.1.30		0	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
37	ガンマ線核種分析装置定期点検	ミリオンテクノロジー・キャンペラ㈱	462,000	462,000		462,000	随契 R7.7.15 ~ R7.12.12		0	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
38	過酸化水素分析計定期点検	遠藤科学㈱島田営業所	224,950	209,000		209,000	随契 R7.5.16 ~ R7.9.30	R7.8.19	209,000	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
39	日立原子吸光度計定期点検	オザワ科学㈱静岡営業所	536,294	526,900		526,900	随契 R7.8.1 ~ R8.1.30		0	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>	
40	静岡県中部地域の病院見学ツアー実施に伴う業務	吉田観光㈱	(概算) 440,610	(概算) 440,610	3,520	(概算) 444,130	随契 R7.7.11 ~ R7.7.31	R7.8.29	444,130	医学生・研修医の病院見学・情報交流会等の実施	随契1号 <少額>	
41	空調設備点検及び換気設備清掃業務	閉富山冷熱工業	443,300	443,300		443,300	随契 R7.6.10 ~ R8.2.27	R7.8.22	169,037	一時保護所の空調設備点検及び換気設備清掃業務	随契1号 <少額>	
42	公用車メンテナンス	閉大石自動車	26,400	26,400		26,400	随契 R7.6.1 ~ R8.3.31	R7.6.20 R7.8.18 R7.8.15	1,100 1,100 1,100	島田動物保護管理所の公用車メンテナンス	随契1号 <少額>	
	事務関係計	42件	40,419,437	38,459,006	△ 14,564	38,444,442				12,259,900		
	合計	42件	40,419,437	38,459,006	△ 14,564	38,444,442				12,259,900		

補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費(円)
1	健康増進事業費補助金	島田市外5市町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、多様な健康増進事業を実施する市町に対し助成する。	59,611,914
2	生活排水改善対策推進事業費補助金	島田市外5市町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	合併処理浄化槽の設置費用のうち、補助事業を実施する市町に対し補助を実施した。	542,675,000
3	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金	里親1件	静岡県里親への養育支援事業補助金交付要綱	里親の経済的負担を軽減し、里親委託の更なる促進を図るため、里親委託のための調整期間に子どもとの面会や里親宅における外泊などの交流を実施する里親に対し、事業のために要した費用を予算の範囲内において、交付する。	20,800
合計		3件			602,307,714

補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費(円)
	該当なし				
合計		件			

支 出 調

(令和6年度)

補助金額 (円)	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
		年月日	金額 (円)	年月日	金額 (円)	年月日	確認年月日	
28,064,000	国1/3 県1/3	R7. 3. 14	29,424,000	R7. 3. 31	28,064,000	R7. 3. 31	R7. 3. 31 (R7. 4. 8)	
59,682,000	基準額1/3 ×補正係数 ほか	R7. 3. 25 R7. 3. 28 (変更)	59,513,000 59,682,000 (変更)	R7. 5. 20	59,682,000	R7. 3. 31	R7. 3. 31 (R7. 4. 25)	
20,800	県1/1	R6. 11. 11	20,800	R6. 11. 29	20,800	R6. 9. 17	R6. 10. 18	
87,766,800			20,800		87,766,800			

支 出 調

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

補助金額 (円)	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
		年月日	金額 (円)	年月日	金額 (円)	年月日	確認年月日	

負担金支出調

(令和6年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	中部未来懇話会年会費	一般社団法人静岡県中部未来懇話会	懇話会定款	地域力向上のための調査研究及び研修により静岡県中部地区の発展に寄与する	12,000	R6.4.22
2	人間ドック事業参加負担金	地方職員共済組合 静岡県支部	実施通知等	会計年度任用職員の人間ドック受診費用	63,000	R7.2.3
3	榛原分庁舎負担金	牧之原市	牧之原市市有財産無償貸付契約書	榛原分庁舎使用に係る光熱水費	362,553	R7.3.31
4	生活保護費県負担金	島田市外9市	生活保護法第73条	住所不定者の保護に市が支弁した費用の1/4を県が負担する	85,872,434	
5	民生委員法第26条に基づく県負担金	島田市外5市町	民生委員法第26条	民生委員活動手当、地区民生委員協議会活動手当・出席旅費、民生委員推薦会の開催	68,280,740	
6	災害救助費繰替支弁金(災害救助費負担金)	静岡市	災害救助法第21条	令和6年台風第10号に伴う災害に係る各種救助に要した費用に対する国庫・県費負担	2,079,665	
7	「インターネット依存・ゲーム行動症の基礎と臨床」受講料	公益財団法人明治安田こころの健康財団	開催通知	左記研修の受講料	17,000	R6.6.13
8	静岡県電話相談機関連絡協議会 年会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	静岡県電話相談機関連絡協議会会則	電話相談機関が相互に活動内容を理解し、連携を密にし、相談活動のあり方について研究をする	3,000	R6.7.31
9	全国児童相談所長会 年会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展とその円滑な運営を期する	14,000	R6.7.31
10	子どものPTSDのアセスメント研修 受講料	学校法人日本福祉大学	開催告知	左記研修の受講料	8,000	R6.8.21
11	静岡県社会福祉協議会年会費	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会会費規定	社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進め、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う	7,000	R6.10.15
12	「TF-CBT」研修受講料	学校法人日本福祉大学	開催告知	左記研修の受講料	43,000	R6.8.21
13	こども家庭ソーシャルワーク研修受講料	一般財団法人日本ウェルフェアサービス協会	開催告知	左記研修の受講料	270,800	R6.9.20
14	日本電話相談学会年会費	日本電話相談学会	日本電話相談学会会則	電話相談の研究と実践の発展と普及に努め、人々の精神保健、福祉、文化に寄与する	10,000	R6.7.31
15	ライフストーリーワーク体験講座参加費	一般社団法人無憂樹	開催通知	左記研修の受講料	5,000	R6.5.10
16	全国身体障害者更生相談所長協議会会費	全国身体障害者更生相談所長協議会	全国身体障害者更生相談所協議会会則	身体障害者の福祉に関する調査、研究、情報の収集、講習会の開催等の事業を行う	7,000	R6.9.3

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
17	全国保健所管理栄養士会 スキルアップ講座参加費	全国保健所管理栄養士会	開催通知	左記講座の参加費	8,000	R7.1.24
18	理化学試験の基礎実技研 修 受講料	公益社団法人日本食品衛生 協会 食品衛生研究所	開催通知	左記研修の受講料	26,400	R6.11.22
	計	18件			157,089,592	

負担金支出調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	中部未来懇話会年会費	一般社団法人静岡県中部未来懇話会	懇話会定款	地域力向上のための調査研究及び研修により静岡県中部地区の発展に寄与する	12,000	R7.4.18
2	生活保護費県負担金	島田市外9市	生活保護法第73条	住所不定者の保護に市が支弁した費用の1/4を県が負担する	61,655,949	
3	民生委員法第26条に基づく県負担金	島田市外5市町	民生委員法第26条	民生委員活動手当、地区民生委員協議会活動手当・出席旅費、民生委員推薦会の開催	68,237,000	
4	全国身体障害者更正相談所長協議会会費	全国身体障害者更正相談所協議会	全国身体障害者更正相談所協議会会則	身体障害者の福祉に関する調査、研究、情報の収集、講習会の開催等の事業を行う	7,000	R7.8.29
5	「ライフストーリーワーク体験講座」参加費	一般社団法人無憂樹	開催告知	左記研修会の参加費	36,000	R7.7.7
6	日本電話相談学会年会費	日本電話相談学会	日本電話相談学会会則	電話相談の研究と実践の発展と普及に努め、人々の精神保健、福祉、文化に寄与する	10,000	R7.8.20
7	全国児童相談所長会年会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展とその円滑な運営を期する	70,000	R7.8.8
8	静岡県電話相談機関連絡協議会年会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	静岡県電話相談機関連絡協議会会則	電話相談機関が相互に活動内容を理解し、連携を密にし、相談活動のあり方について研究をする	3,000	R7.8.12
9	「自分を傷つけずにはいられない子どもたちの支援」受講料	公益財団法人明治安田こころの健康財団	開催告知	左記研修会の受講料	8,500	R7.7.18
10	指定研修及びソーシャルワーク研修受講料	一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会	開催告知	左記研修会の受講料	456,800	R7.7.18
11	CAREワークショップ参加費	一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会	開催告知	左記ワークショップの参加費	7,000	R7.7.28
12	理化学試験の基礎実習研修に係る受講料	公益社団法人日本食品衛生協会	開催通知	左記研修の受講料	39,600	R7.5.27
		12件			130,542,849	

(余 白)

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
1	こども未来費	令和6年度静岡県中央児童相談所一時保護所防犯カメラ他増設工事	藤枝市稲川地内	1,221,000	1,188,000	
		合 計	1件	1,221,000	1,188,000	0

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		該当なし				
		合 計	件			

事 調

(令和6年度)

額 計	契約 締結 方法	請 負 者	着 完 成 (予 定) 年 月 日	手 支出済額	工 事 概 要	公 有 財 産 台 帳	摘 要
1,188,000				1,188,000			

事 調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

額 計	契約 締結 方法	請 負 者	着 完 成 (予 定) 年 月 日	手 支出済額	工 事 概 要	公 有 財 産 台 帳	摘 要

公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	6年3月31日 現 在		増		減		7年3月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	
行政財産	/	672,264	/	0	/	13,955	/	658,309	
土 地	4,411.52	231,073	-	-	-	-	4,411.52	231,073	
立 木 竹	8	0	-	-	-	-	8	0	
建 物	832.62 1,548.95	436,957	0	0	0.00 0.00	13,303	832.62 1,548.95	423,654	
工 作 物	15	4,234	26	0	0	652	41	3,582	
普通財産	/	14,598	/	0	/	10,003	/	4,595	
立 木 竹	8	48	-	-	-	-	8	48	
建 物	911.47 1,759.84	14,550	0.00 0.00	0	0.00 0.00	10,003	911.47 1,759.84	4,547	
工 作 物	19	0	-	-	-	-	19	0	
公有財産に準ずるもの	/	2,205	/	-	/	-	/	2,205	
電話加入権	44	2,205	-	-	-	-	44	2,205	

公 有 財 産 調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

区 分	7年3月31日 現 在		増		減		7年8月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	数量又 は面積	台帳 価格 <small>千円</small>	
行政財産	/	658,309	/	4,544	/	0	/	662,853	
土 地	4,411.52	231,073	-	-	-	-	4,411.52	231,073	
立 木 竹	8	0	-	-	-	-	8	0	
建 物	832.62 1,548.95	423,654	-	-	-	-	832.62 1,548.95	423,654	
工 作 物	41	3,582	2	4,544	0	0	43	8,126	
普通財産	/	4,595	/	-	/	-	/	0	
立 木 竹	8	48	0	0	8	48	0	0	
建 物	911.47 1,759.84	4,547	0.00 0.00	0	911.47 1,759.84	4,547	0.00 0.00	0	
工 作 物	19	0	0	0	19	0	0	0	
公有財産に準ずるもの	/	2,205	/	-	/	-	/	2,205	
電話加入権	44	2,205	-	-	-	-	44	2,205	

債権（貸付金等）の管理状況

(令和6年度)

区 分	5年度末 現在額		期 間 中				6年度末 現在額	
	件数	金額 (円)	増		減		件数	金額 (円)
			件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
母子福祉資金	1,486	685,184,663	58	47,172,576	106	85,667,828	1,438	646,689,411
父子福祉資金	30	22,441,766	3	2,120,000	1	1,783,940	32	22,777,826
寡婦福祉資金	18	13,220,632	0	11,800	2	1,588,542	16	11,643,890
計	1,534	720,847,061	61	49,304,376	109	89,040,310	1,486	681,111,127

債権（貸付金等）の管理状況

(令和7年度)

(令和7年8月31日現在)

区 分	6年度末 現在額		期 間 中				7年8月末日 現在額	
	件数	金額 (円)	増		減		件数	金額 (円)
			件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
母子福祉資金	1,438	646,689,411	14	14,427,380	13	34,981,031	1,439	626,135,760
父子福祉資金	32	22,777,826	1	955,000	0	825,003	33	22,907,823
寡婦福祉資金	16	11,643,890	0	59,000	0	633,370	16	11,069,520
計	1,486	681,111,127	15	15,441,380	13	36,439,404	1,488	660,113,103

借 地 借 家 等 調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地 目		数量 又は 面積	借 料		契 期 約 間	所有者又は 契約者氏名	用途	
				台帳	現況		単価	年額				
1	建物	事務所建	牧之原市 静波447-1	鉄筋コン クリート	2階建	177.69 m ²	— 円	無料 円	R6.4.1 R9.3.31	～	牧之原市長	事務所
2	土地	庁舎敷地	島田市野田 1120-1	宅地		143.51	—	無料	R6.4.1 R9.3.31	～	志太榛原農林事務所	事務所・ 駐車場・ 慰霊碑敷地
3	建物	事務所建	島田市野田 1120-1	鉄筋コン クリート	2階建	156.87	—	無料	R6.4.1 R9.3.31	～	志太榛原農林事務所	動物保護 管理所
4	建物	事務所建	藤枝市谷稲葉 232-1	鉄筋コン クリート	5階建	569.66	—	無料	R5.4.1 R8.3.31	～	環境衛生科学研究所	検査業務
5	土地	庁舎敷地	藤枝市谷稲葉 232-1	宅地		25.00	—	無料	R5.4.1 R8.3.31	～	環境衛生科学研究所	駐車場敷地
6	土地	庁舎敷地	藤枝市瀬戸新 屋362-1	宅地		288.55	—	無料	R6.4.1 R9.3.31	～	藤枝財務事務所	事務所敷地
計						1361.28		0				

行政財産貸付・使用許可調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地 目		数量 又は 面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・ 使用許 可目的	
				台帳	現況		単価	年額				
1	土地	庁舎敷地	藤枝市稲川 205-14	宅地	宅地	電柱 m ² 1 本 1 支柱	円 1,500	円 3,000	R7.4.1 R12.3.31	～	中部電力パワーグリッド(株) 藤枝営業所 配電建設グループ長	電柱 敷地
合計								3,000				

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)
(令和7年8月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)								
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
長期継続 契約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機賃貸契約 (本所モノクロ機) (契約日) 令和3年4月1日	4,231,798 円	1,138,081 円	1,017,376 円	900,032 円	870,780 円	305,529 円	円	円	円	
		電子複写機賃貸契約 (本所カラー機) (契約日) 令和3年4月1日	1,093,787 円	167,080 円	168,504 円	221,745 円	206,746 円	329,712 円	円	円	円	
		電子複写機賃貸契約 (分庁舎モノクロ機) (契約日) 令和3年4月1日	1,957,932 円	419,399 円	431,375 円	452,307 円	445,573 円	209,278 円	円	円	円	
	中央児童相談所 一時保護所給食 業務委託契約	給食業務委託 (契約日) 令和4年6月23日	25,740,000 円	円	6,435,000 円	8,580,000 円	8,580,000 円	8,580,000 円	2,145,000 円	円	円	円
		給食業務委託 (契約日) 令和7年6月26日	29,502,000 円	円	円	円	円	9,834,000 円	7,375,500 円	9,834,000 円	9,834,000 円	2,458,500 円
		警備業務委託 (契約日) 令和3年4月28日	495,550 円	46,750 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	円	円
	様原分庁舎外 警備業務委託契 約	警備業務委託 (契約日) 令和4年6月21日	973,500 円	円	132,000 円	198,000 円	49,500 円	円				

備 品 ・ 図 書 調

(令和6年度)

区 分	令和6年 3月31日現在	増		減		令和7年 3月31日現在
	数 量	数 量	購 入 価 格 円	数 量	売 却 価 格 円	数 量
01-01 机類	11	(0)	0	(0)	0	11
01-02 台類	2	(0)	0	(0)	0	2
01-03 いす類	1	(0)	0	(0)	0	1
01-04 収納保管庫類	21	(0)	0	(0)	0	21
01-07 書類整理器具類	3	(0)	0	(0)	0	3
01-10 印判類	11	(0)	0	(0)	0	11
01-13 厨房器具類	35	(0)	473,000	(0)	0	35
01-19 掲示板・黒板	1	(0)	0	(0)	0	1
01-99 その他の庁用器具類	5	(0)	0	(0)	0	5
02-01 情報処理機器類	58	(12)	0	(0)	0	70
02-02 情報伝達機器類	1	(0)	0	(0)	0	1
03-01 撮影機器類	1	(0)	0	(0)	0	1
03-02 観察・観測用光学	0	(0)	962,500	(0)	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0)	0	(0)	0	2
04-01 診療・診断用機器類	8	(0)	0	(0)	0	8
04-02 衛生検査用機器類	34	(2)	448,140	(0)	0	39
04-04 調剤用機器類	2	(0)	0	(0)	0	2
04-06 獣医用機器類	2	(0)	0	(0)	0	2
04-99 その他の医療衛生機器類	9	(0)	0	(0)	0	9

備 品 ・ 図 書 調

(令和6年度)

区 分	令和6年 3月31日現在	増		減		令和7年 3月31日現在
	数 量	数 量	購 入 価 格	数 量	売 却 価 格	数 量
05-02 波動・熱試験計測機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
05-03 電気試験計測機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	48	(1) 2	2,651,000	(0) 1	0	49
05-05 生物化学機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
05-06 環境化学機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-08 度量衡測定機器類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
05-10 身体測定用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
05-99 その他の試験計測機器類	35	(0) 0	0	(0) 3	0	32
06-04 電気電子機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
08-01 車両類	21	(4) 4	0	(4) 4	0	21
10-05 生物物理化学用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-12 体育保健用器具類	3	(0) 0	0	(0) 1	0	2
10-99 その他の教育用器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
12-01 雑機器	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
50-01 図書	20	(0) 0	0	(2) 2	0	18
計	375	(19) 25	4,534,640	(6) 12	0	388

備 品 ・ 図 書 調

(令和7年度)

区 分	令和7年 3月31日現在	増		減		令和7年 8月31日現在
	数 量	数 量	購 入 価 格 円	数 量	売 却 価 格 円	数 量
01-01 机類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-02 台類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-03 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-04 収納保管庫類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
01-07 書類整理器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-10 印判類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-13 厨房器具類	35	(0) 0	0	(0) 0	0	35
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
02-01 情報処理機器類	70	(0) 0	0	(0) 0	0	70
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-02 観察・観測用光学	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-01 診療・診断用機器類	8	(0) 0	0	(0) 0	0	8
04-02 衛生検査用機器類	39	(0) 0	0	(0) 0	0	39
04-04 調剤用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-06 獣医用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-99 その他の医療衛生機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9

備 品 ・ 図 書 調

(令和7年度)

区 分	令和7年 3月31日現在	増		減		令和7年 8月31日現在
	数 量	数 量	購 入 価 格	数 量	売 却 価 格	数 量
05-02 波動・熱試験計測 機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
05-03 電気試験計測機器 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	49	(0) 1	473,000	(0) 1	0	49
05-05 生物化学機器類	5	(1) 1	0	(0) 0	0	6
05-06 環境化学機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-08 度量衡測定機器類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
05-10 身体測定用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
05-99 その他の試験計測 機器類	32	(0) 0	0	(0) 0	0	32
06-04 電気電子機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	4	(0) 0	0	(0) 1	0	3
08-01 車両類	21	(1) 1	0	(1) 1	0	21
10-05 生物物理化学用器 具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-12 体育保健用器具類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
10-99 その他の教育用器 具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
12-01 雑機器	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
50-01 図書	18	(0) 0	0	(1) 1	0	17
計	388	(2) 3	473,000	(2) 4	0	387

主 要 備 品 主 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (円)
	大・中	小				
1	05-06	放射線化学機器	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線核種分析装置	月2-3回(年間40日) 食品放射性物質検査に使用	平成24年3月	18,154,162
2	05-02	光試験計測機器	原子吸光光度計	月1回(年間20日) 食品検査に使用	平成16年3月	9,555,000
3	05-02	光試験計測機器	原子吸光光度計	月1回(年間20日) 食品検査に使用	平成30年9月	9,288,000
4	05-04	クロマトグラフ	高速液体クロマトグラフ アジレント1260	週3回(年間144日) 食品検査に使用	平成26年3月	7,455,000
5	04-99	その他の医療衛生機器	ルミパルス G1200 Plus	週1-2回(年間80日) 新型コロナウイルス抗原定量検査	令和2年12月	7,150,000
6	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ 高速液体クロマトグラフ	週2回(年間65日) 食品検査に使用	令和元年9月	5,937,840
7	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ 島津ガスクロFID・FID	年4回(年間8日) 食品検査に使用	平成15年12月	4,536,000
8	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
9	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	焼津市立総合病院に貸付中 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
10	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
11	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
12	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ Alliance2695XC HPLC	月2回(年間30日) 食品検査に使用	平成23年3月	3,601,500
13	04-02	その他の衛生検査機器	PCR検査機器 4色フィルタータイプ	月2回(年間24日) PCR検査に使用	令和2年10月	3,168,000
14	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置 高速冷却遠心機	月1回(年間12日) 食品の固形物分離	平成17年1月	2,908,500
15	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置 高速冷却遠心機	月1回(年間12日) 食品の固形物分離	平成17年2月	2,730,000
16	05-04	その他の分析化学機器	その他の分析化学機器 過酸化水素計	年5回(年間10日) 食品検査に使用	令和6年7月	2,651,000
17	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ ガスクロFID・FID	年5回(年間10日) 食品検査に使用	平成30年2月	2,073,600
18	04-02	顕微鏡	顕微鏡カラーテレビ装置 エクリプスE600	週1回(年間60日) 細菌の形態観察	平成11年3月	1,778,700
19	05-04	遠心分離装置	高速冷却遠心機 H-201FR	週1回(年間50日) 食品検査に使用	平成17年3月	1,627,500
20	05-02	光試験計測機器	光試験計測機器 分光光度計	月2回(年間24日) 食品検査に使用	平成16年11月	1,491,000

IV 公務中の事故等に関する調

V 工事中の事故に関する調

VI 前回の監査結果等改善状況調

IV 公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

なし

2 公務災害（通勤災害を含む。）

番号	受傷年月日	職名	認定年月日	治癒年月日	事故等の概要とその後の状況
1	令和7年 3月17日	主任	令和7年 7月4日	令和7年 4月25日	収用猫の状態確認時（保定）における咬傷

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区分	件数	事故の内訳		
		加害事故（過失割合50%超）	被害事故（過失割合50%以下）	その他（過失割合が不明なもの）
4年度	4	4	0	0
5年度	1	1	0	0
6年度	5	1	2	2
7年度	2	0	0	2

(2) 監査対象期間中の事故

事故1＜自損事故＞

事故発生日時	令和7年1月9日（木） 9時00分頃
事故発生場所	藤枝市瀬戸新屋362-1（藤枝総合庁舎敷地内）
事故当事者	甲：当所女性職員（26歳）
発生区分	<u>公務中</u> 通勤途上
事故の概要及び措置状況	・甲は、出張先に向かうため、藤枝総合庁舎敷地内の公用車駐車場から、当該車両の運転を行った。 ・駐車位置から、少し前に車両を動かしてから右のハンドルを切ったが、右後部ドア及び右後部フェンダーを駐車場出入口の壁と接触させた。 物的被害 右側後部ドア及び右側後部フェンダーの損傷
職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	所属職員への注意喚起（※）を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。 ※メールにより実施した。 ①同乗者による車両周辺の安全確認と車両誘導の徹底 ②公用車の「県有財産」としての意識

事故2＜被害事故＞

事故発生日時	令和7年2月5日（水） 9時39分頃
事故発生場所	掛川市上張（東名高速道路 下り線・掛川IC付近）追い越し車線上
事故当事者	甲：当所男性職員（40歳） 乙：不明
発生区分	<u>公務中</u> 通勤途上

事故の概要及び措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、中部健康福祉センター(一時保護所)から三方原学園へ、一時保護児童を移送するため東名高速道路下り線を走行していた。 ・甲は、掛川ICの合流地点が近いため車線変更し、追越し車線を走行していたところ、前方を走行していた乙車の荷台から道路上に落下した角材が、甲車右側に衝突した。 <p>人的被害 無し 物的被害 右側前部シッパの損傷、右側タイヤへの角材塗料の着色 (甲:0% 乙:100%)</p>
職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	<p>所属職員への注意喚起(※)を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。</p> <p>※メールにより実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高速道路走行時の注意点(車間、注意車両など) ②ドラレコ設定(撮影角度、解像度など) ③業務遂行より事故対応優先の徹底 ④事故時の連絡先(救急車→警察→職場→損保)の再周知

事故3<被害事故>

事故発生日時	令和7年2月10日(月) 12時00分頃
事故発生場所	島田市若松町2713-5付近
事故当事者	甲:当所男性職員(37歳) 乙:60歳代男性
発生区分	公務中 通勤途上
事故の概要及び措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、調査のため中部健康福祉センターから出張先(島田市伊太)へ向かうため県道381号線を走行し、島田市若松町の交差点において停車し信号待ちしていた。 ・甲は、信号が青に変わったため徐行を開始したところ、歩道側から車道へ進入しようとする車両(店舗で買い物)があったため、速度を上げ徐行した状態で当該車両の道を譲ったところ、乙車が甲車の後方(後方ドア等)に衝突した。 ・警察立会のもと、損傷状況の確認をした。 <p>人的被害 甲:無し、乙:無し 物的被害 甲:バックドア損傷、乙:フロントバンパー等損傷 (甲:0% 乙:100%)</p>
職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	<p>所属職員への注意喚起(※)を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。</p> <p>※メールにより実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①進入車両に道を譲る場合は、徐行(クリープ状態)ではなく必ず停止し、ブレーキにより後方車に停車する意思表示を示す。 ②後方車両が明らかに接近している場合は衝突の可能性があるため、道を譲ることは諦め、進入車両を注視しながら、そのまま走行する。 ③事故時の対応(自覚症状が無い場合でも病院受診)の再周知

事故4<被害事故>

事故発生日時	令和7年6月3日(火) 9時10分頃
事故発生場所	藤枝市瀬戸新屋362-1(藤枝総合庁舎敷地内)
事故当事者	甲:当所女性職員(35歳)
発生区分	公務中 通勤途上
事故の概要及び措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・甲、出張のため、総合庁舎駐車場から島田踏線へ進入しようとして信号待ちをしていた。 ・甲車の前走車両で信号待ちしていた乙車がバックしてきたため、甲はクラクションを鳴らしたが、そのまま甲車の前方に接触した。 <p>人的被害 甲:無し、乙:無し 物的被害 甲:右側前方(バンパー付近)の凹み 乙:後方ドア・後部バンパーの擦過 (甲:0% 乙:100%)</p>

職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	所属職員への注意喚起(※)を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。 ※メールにより実施した。 ①周辺の安全確認を行った後に運転操作を行う。 ②同乗者がいる場合は、同乗者が車から降りて安全確認を行う。

事故5 <自損事故>

事故発生日時	令和7年7月7日(月) 20時10分頃
事故発生場所	静岡市駿河区大坪町(スーパーマーケット周辺の交差点)
事故当事者	甲:当所女性職員(26歳)
発生区分	公務中 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤途上
事故の概要及び措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、職場からの帰宅時に自宅近くの交差点を左折した。 ・左折時に内輪差の意識が散漫になり、甲車の左後方を駐車場の柵と接触させた。 ・警察及び店舗店長と共に、損傷状況の確認をした。 物的被害 甲:給油口付近パーツの破損、左後方部の塗装剥離 乙:駐車場の柵塗料の剥離(特定できず。修理請求無し)
職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	所属職員への注意喚起(※)を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。 ※メールにより実施した。 ①「右左折の場合」や「道路沿いの店舗等に入る場合」の巻き込み注意 ②歩道をまたいで店舗等に入る場合は、歩道の手前での一時停止 ③電柱・ガードレール等に接触した物損事故時の管理者への連絡

事故6 <自損事故>

事故発生日時	令和7年10月14日(火) 10時30分頃
事故発生場所	焼津市焼津1-5-9(出張先駐車場)
事故当事者	甲:当所男性職員(55歳)
発生区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公務中 通勤途上
事故の概要及び措置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、駐車場からバックで車を車道へ出そうとしたところ、後方の道路案内図の支柱と衝突した。 ・物的被害 甲:後方ドアの凹み 乙:なし(特定できず。管理者である焼津市から修理請求無し)
職員に対する処分等の状況	なし
所属における事後対応の状況	所属職員への注意喚起(※)を行うとともに、課長連絡会において、交通安全の周知徹底を行った。 ※メールにより実施した。 ①同乗者がいる場合は、乗車前に周辺の安全確認と車両誘導を行う。 ②同乗者がいない場合は、車両の前方移動を優先する。

4 その他

なし

V 工事中の事故に関する調

1 工事中の事故発生状況

区 分	第 三 者 事 故					工事等の関係者事故			
	件 数	死 亡	重 傷	軽 傷	損害のみ の事故	件 数	死 亡	重 傷	軽 傷
5年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人
6年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人
7年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人

令和7年度は、令和7年8月31日現在

2 事故等の内容

該当なし

VI 前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査
 前回監査
 前回監査対象期間

令和 7年 1月 8日
 令和 5年 9月 1日～令和 6年 8月31日

区 分	改 善 状 況
<p>4 指 導</p> <p>(件名) 携帯電話の支払に充当できるポイントの失効</p> <p>(内容) 中部健康福祉センターは、(株)NTTドコモの携帯電話を利用することにより得たポイントについて、当該ポイントを電話料金の支払に充当できるにもかかわらず手続を怠り、令和6年5月に8,015円相当のポイントを失効させた。保有しているポイントを定期的に確認し、失効により歳出削減の機会を逸することのないよう注意をしてください。</p>	<p>(対応策)</p> <p>ポイントの有効期限、失効予定数が分かる管理簿を作成し、管理するよう改めました。</p>

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
1	所長(事)	藤野 勇人	所総括	□□□	□□□	
2	医監兼中部 保健所長(技)	永井 しづか	保健所総括	□□□	□□□	
3	副所長(事)	清水 雅夫	所総括補佐	□□□	□□□	
4	総務課長(事)	梶本 英明	課総括	□□□	□□□	
5	総務班長(事)	蒔田 始史	班総括	□□□	□□□	
6	主査(事)	畦田 美佑貴	会計経理事務、予算・決算	□□□	□□□	
7	主任(事)	井尾 高士	旅費、文書管理	□□□	□□□	
8	主任(事)	伊倉 奈々美	会計経理事務、物品管理	□□□	□□□	
9	主事	望月 幸菜		□□□	□□□	
	《福祉部》					
10	福祉部長兼福祉 課長(事)	内野 健夫	部総括、課総括	□□□	□□□	
11	福祉子ども班長 (事)	大坪 千智	班総括、地域包括ケア	□□□	□□□	
-	主幹(兼務)	二岡 晴子		□□□	□□□	
12	主査(事)	漆畑 朗隆	母子父子寡婦福祉資金	□□□	□□□	
13	主査(技)	村上 亜紀	女性保護、不妊治療費助成、国民生活基礎調査	□□□	□□□	
14	主任(事)	殿村 美乃	民生委員、障害福祉	□□□	□□□	
15	主任(技)	大石 かおり	母子保健	□□□	□□□	
16	技師	福地 利南	小児慢性、母子保健	□□□	□□□	
-	主事(兼務)	川島 万佑花		□□□	□□□	
17	精神保健福祉 班長(技)	天王沢 智子	班総括、措置入院者等退院後支援	□□□	□□□	
18	主任(技)	宮島 順子	精神保健福祉総合相談	□□□	□□□	
19	主任(技)	佐野 優美子	高次脳機能障害、災害対策	□□□	□□□	
20	技師	大石 昶瑠	地域移行・地域定着	□□□	□□□	
21	技師	田島 優衣	ひきこもり	□□□	□□□	
22	生活保護班長 (事)	大石 久美子	班総括、生活困窮者自立支援	□□□	□□□	
23	主査(事)	高橋 修一	地区担当員、生保システム運用	□□□	□□□	
24	主査(事)	望月 英	地区担当員、医療扶助、介護扶助	□□□	□□□	
25	主事(事)	谷中 宏太郎	地区担当員、国民生活基礎調査	□□□	□□□	
26	榛原班長(事)	玉井 晴子	精神保健	□□□	□□□	

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
27	榛原班・主任(技)	小林 麻友子	母子保健	□□□	□□□	
	《医療健康部》					
28	医療健康部長兼健康危機統括官(技)	坂本 久子	部総括	□□□	□□□	
29	技監兼健康増進課長(技)	山田 貴子	課総括、部の総括補佐、人材育成	□□□	□□□	
30	地域医療課長兼榛原班長(技)	阿部 信子	課の総括、病院立入検査、医療相談	□□□	□□□	
31	地域医療班長(技)	吉田 愛子	班の総括、感染症業務全般	□□□	□□□	
32	主幹(技)	塩川 尚子	特定感染症検査、保健師人材育成、学生・研修医指導	□□□	□□□	
33	総括主査(事)	大石 敏昭	医療体制、医師確保、災害医療	□□□	□□□	
34	専門主査(技)	高崎 哲也	医療従事者免許、医療機能情報報告制度	□□□	□□□	
35	専門主査(技)	櫻井 真汐	診療所立入検査、肝炎医療費、風疹抗体検査	□□□	□□□	
36	主任(事)	鈴木 宏幸	医療体制、救急医療	□□□	□□□	
37	主任(事)	安藤 和貴	指定難病・特定医療費	□□□	□□□	
38	技師	山下 友菜	結核、感染症診査協議会	□□□	□□□	
39	榛原班・主任(技)	大塚 圭珠	難病対策、肝炎対策	□□□	□□□	
40	班長(技)	平塚 歩実	生活習慣病対策、禁煙・受動喫煙防止対策	□□□	□□□	
-	主幹(兼務)	種村 崇		□□□	□□□	
41	専門主査(技)	仲田 早織	食育、給食施設指導、栄養士免許	□□□	□□□	
42	主任(技)	清野 このみ		□□□	□□□	
	《相談部》					
43	相談部長兼中央児童相談所長(事)	市原 眞記	部総括	□□□	□□□	
44	相談判定課長(事)	近藤 史子	課総括	□□□	□□□	
45	相談班長(事)	高嶋 陽子	班総括	□□□	□□□	
46	主査(事)	青島 央和	児相職員研修、職場研修	□□□	□□□	
47	主査(事)	飯尾 梢江	補装具費支給判定、自立支援医療給付判定	□□□	□□□	
48	主査(事)	橋本 幸	障害児入所給付費、療育手帳関連業務	□□□	□□□	
49	主査(技)	櫻井 優子	補装具費支給判定、自立支援医療給付判定	□□□	□□□	
50	主任(事)	赤澤 真理乃	知的障害者の判定業務、社会福祉研修会	□□□	□□□	
51	主事	鈴木 翔太	児童虐待等統計、福祉行政報告例、療育手帳受付	□□□	□□□	
52	主事	山田 ののか	療育手帳受付・交付、知的障害者更生相談所	□□□	□□□	

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
53	判定班長(事)	高橋 俊	班総括	□□□	□□□	
54	主査(事)	杉森 加代子	面接スキル研修、精神医学的診断の実施	□□□	□□□	
55	主査(事)	池田 芳弘	保護者カウンセリング、児童養護施設入所児ケース検討会	□□□	□□□	
56	主任(事)	松尾 あかね	乳児院入所等発達支援事業、被虐待児心理ケア事業	□□□	□□□	
57	主事	紅林 寛菜	福祉行政報告例、心理検査用具等の整備保管	□□□	□□□	
58	主事	落合 志津佳	重度障害児加算、家族再統合強化事業	□□□	□□□	
59	主事	袴田 美波		□□□	□□□	
60	主事	福原 ひかり		□□□	□□□	
61	育成課長(事)	遠藤 直樹	課総括	□□□	□□□	
62	主幹(事)	小田 貴之	警察との連絡調整に関すること(5児相兼務)	□□□	□□□	
63	育成第1班長(事)	前田 幸宏	班の総括	□□□	□□□	
64	主査(事)	小谷 ちあき	弁護士相談	□□□	□□□	
65	主査(事)	齋藤 春香	障害児入所施設との連絡調整	□□□	□□□	
66	主査(事)	青嶋 大央	保護者指導支援カウンセリング事業	□□□	□□□	
67	主任(事)	陶山 咲希	施設(障害児入所施設を除く)との連絡調整等	□□□	□□□	
68	主事	山田 寛晃	こどもの権利ノート	□□□	□□□	
69	育成第2班長(事)	鈴木 豊茂	班総括	□□□	□□□	
70	主査(事)	魚谷 武司	社会的養護現況調査	□□□	□□□	
71	主査(事)	水谷 康博	交通安全の推進に関すること	□□□	□□□	
72	主事	西田 奈津子	外国人通訳委託業務	□□□	□□□	
73	主事	手島 大輝	児童相談所情報管理システム	□□□	□□□	
74	主事	松田 朱莉	児童措置費納付金・措置費事務	□□□	□□□	
75	育成第3班長(事)	高橋 真樹	班総括	□□□	□□□	
76	主査(事)	鈴木 景子	児童自立生活援助事業等	□□□	□□□	
-	主査(事)(併)	伊久美 博之	警察との連絡調整	□□□	□□□	
77	主査(事)	杉山 俊介	一時保護業務	□□□	□□□	
78	主査(技)	塩川 祐美	乳幼児・性的被害児への支援、保健医療業務	□□□	□□□	
79	主任(事)	貝沼 芳美	里親支援指導	□□□	□□□	
80	主事	古橋 東伍	福祉行政報告例等統計(施設関係)	□□□	□□□	
81	一時保護課長(事)	伊藤 薫	課の総括	□□□	□□□	

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
82	専門主査(事)	小林 靖典	運営委員会、職員研修、児童の日課	□□□	□□□	
83	専門主査(事)	山本 詩穂	児童の心理ケア	□□□	□□□	
84	専門主査(事)	望月 愛由美	意見表明 給食	□□□	□□□	
85	主任(事)	都筑 基史	権利擁護	□□□	□□□	
86	主任(事)	増田 健太郎	危機管理 児童の体育・情操	□□□	□□□	
87	主任(事)	村上 祐斗	学習支援 所外レク	□□□	□□□	
88	主任(事)	南田 真衣	統計 クリスマス会	□□□	□□□	
89	主事	松尾 安澄	保育 広報	□□□	□□□	
90	主事	小林 由樹	児童の被服、日用品	□□□	□□□	
	《衛生環境部》					
91	衛生環境部長(技)	渡邊 充洋	部総括	□□□	□□□	
92	衛生薬務課長兼榛原班長(技)	松橋 平太	部の総括補佐課の総括	□□□	□□□	
93	食品衛生班長(技)	杉本 成子	食品衛生班の総括	□□□	□□□	
94	専門主査(技)	小柳 純子	食品衛生、動物	□□□	□□□	
95	専門主査(技)	村田 学博	食品衛生、動物	□□□	□□□	
96	主査(技)	原 稔美	旅館、公衆浴場、民泊、温泉、食品	□□□	□□□	
97	薬務班長(技)	鈴木 孝典	薬務班の総括	□□□	□□□	
98	主任(技)	渡邊 愛子	薬剤師、登録販売者、麻薬、薬乱	□□□	□□□	
99	主任(技)	齋藤 博斗	毒劇、献血、大麻、理美容	□□□	□□□	
100	榛原班・専門主査(技)	瀧井 美樹	薬務、理美容	□□□	□□□	
101	榛原班・専門主査(技)	渡邊 千壽	食品衛生、動物、旅館、公衆浴場、民泊、温泉	□□□	□□□	
102	榛原班・技師	浅井 希	動物、旅館、公衆浴場、民泊、温泉、食品	□□□	□□□	
103	環境課長(技)	河村 美保花	課総括	□□□	□□□	
104	生活環境班長(技)	鈴木 喬大	班の総括、浄化槽法	□□□	□□□	
105	専門主査(技)	辻 むつみ	水質汚濁防止法、土壌汚染対策法	□□□	□□□	
106	主任(技)	飯田 紗記子	大気汚染法、ダイオキシン特別措置法	□□□	□□□	
107	技師	加藤 那唯	水道法	□□□	□□□	
108	廃棄物班長(技)	志村 将彦	班の総括	□□□	□□□	
109	主査(事)	後藤 哲範	産業廃棄物関係監視指導	□□□	□□□	
110	主任(事)	渥美 友久	産業廃棄物収集運搬業、自動車リサイクル法	□□□	□□□	

職 員 調

(令和7年8月31日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
111	主任(技)	山本 篤志	産業廃棄物処分業	□□□	□□□	
112	主任(技)	服部 晃大	産業廃棄物収集運搬業、PCB特措法	□□□	□□□	
113	化学検査課長兼班長(技)	山下 敬子	課総括、班総括	□□□	□□□	
114	主幹(技)	中島 美穂		□□□	□□□	
115	主査(技)	栗原 弘和	食品検査、教育訓練	□□□	□□□	
116	主査(技)	稲葉 尋高	妥当性確認、食品部会	□□□	□□□	
117	主任(技)	高橋 真	食品精度管理、備品更新	□□□	□□□	
118	主任(技)	石川 裕子	妥当性確認、試薬及び危険物管理	□□□	□□□	
119	主任(技)	横澤 辰哉	薬事関係検査、医薬品部会	□□□	□□□	
120	主任(技)	小林 沙紀	医薬品精度管理、検体及び廃液管理	□□□	□□□	
121	技師	中村 光穂	消耗品担当、月報等各種報告	□□□	□□□	
122	細菌検査課長(技)	竹ヶ原 陽一	課総括	□□□	□□□	
123	専門主査(技)	森主 博貴	食品の検査	□□□	□□□	
124	専門主査(技)	酒井 悠希子	食中毒の検査	□□□	□□□	
125	主任(技)	高原 勝行	感染症の検査	□□□	□□□	
126	技師	早苗 耀大	依頼検査	□□□	□□□	
127	食品衛生監視専門班専門官(技)	鈴木 覚	班総括	□□□	□□□	
128	専門主査(技)	杉本 和也	食品営業施設監視業務、食品輸出関連業務	□□□	□□□	
129	専門主査(技)	杉山 奈々美	食品衛生啓発事業(HP等)	□□□	□□□	
130	主任(技)	瀬見 洋子	HACCP等食品衛生啓発事業	□□□	□□□	
131	主任(技)	鈴木 秀紀	食品収去業務	□□□	□□□	
132	主任(技)	小林 直樹	食品輸出関連業務	□□□	□□□	
133	技師	丸山 夏奈	各種統計、報告	□□□	□□□	
134	薬事監視機動班長(技)	小林 千恵	班総括	□□□	□□□	
135	専門主査(技)	岩切 靖卓	医薬部外品、化粧品、毒物劇物	□□□	□□□	
136	専門主査(技)	山本 真也	医薬品、GMP調査	□□□	□□□	
137	技師	木曾原 星都	医療機器、体外診断用医薬品	□□□	□□□	
138	動物保護指導班長(技)	中嶋 郁子	動物保護指導	□□□	□□□	
平均年数					2.1	

職 員 調 (会計年度任用職員等)

(令和7年8月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	通算勤 務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	村上 美穂	総務事務	〇〇〇	〇〇〇	
2	会計年度任用職員	森 敏晴	生活保護就労支援	〇〇〇	〇〇〇	
3	会計年度任用職員	田辺 光男	生活保護支援体制強化事務	〇〇〇	〇〇〇	
4	会計年度任用職員	増田 令子	女性相談業務	〇〇〇	〇〇〇	
5	会計年度任用職員	榊原 珠紀	母子・父子自立支援員	〇〇〇	〇〇〇	
6	会計年度任用職員	入月 真弓	手話通訳関連業務	〇〇〇	〇〇〇	
7	会計年度任用職員	木村 和洋	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇〇	
8	会計年度任用職員	村上 浩久	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇〇	
9	会計年度任用職員	門脇 眞	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇〇	
10	会計年度任用職員	八木 人美	ふじのくに地域医療再生支援センター事業	〇〇〇	〇〇〇	
11	会計年度任用職員	小林 礼子	難病医療費助成事業	〇〇〇	〇〇〇	
12	会計年度任用職員	須部 秀美	難病患者地域支援対策事業	〇〇〇	〇〇〇	
13	会計年度任用職員	瀧野 春江	結核服薬支援事業 HIV抗体検査	〇〇〇	〇〇〇	
14	会計年度任用職員	池谷 華菜子	HIV抗体検査	〇〇〇	〇〇〇	
15	会計年度任用職員	服部 智子	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇〇	
16	会計年度任用職員	杉本 康浩	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇〇	
17	会計年度任用職員	山本 妃恵子	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇〇	
18	会計年度任用職員	長坂 ルミ	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇〇	
19	会計年度任用職員	堀井 久美子	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇〇	
20	会計年度任用職員	増田 かおり	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇〇	
21	会計年度任用職員	塚本 和美	司法審査対応業務	〇〇〇	〇〇〇	
22	会計年度任用職員	四條 忍	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇〇	
23	会計年度任用職員	太田 志保	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇〇	
24	会計年度任用職員	尾島 泰	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇〇	
25	会計年度任用職員	種本 夏美	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇〇	
26	会計年度任用職員	花井 三智乃	一時保護所学習指導協力員	〇〇〇	〇〇〇	
27	会計年度任用職員	大端 絵美	一時保護所学習指導員	〇〇〇	〇〇〇	
28	会計年度任用職員	平澤 さとみ	一時保護所保健業務	〇〇〇	〇〇〇	
29	会計年度任用職員	勝沢 めぐみ	石綿事前調査報告システム事務	〇〇〇	〇〇〇	
30	会計年度任用職員	美野田 唯	母子保健事業等事務	〇〇〇	〇〇〇	
31	会計年度任用職員	伊藤 純子	健康増進事務	〇〇〇	〇〇〇	
32	会計年度任用職員	藤田 吉範	相談分野相談判定業務事務補助	〇〇〇	〇〇〇	
33	会計年度任用職員	山内 みのり	検査業務補助	〇〇〇	〇〇〇	
34	会計年度任用職員	小澤 美香	一時保護児童生活支援補助業務	〇〇〇	〇〇〇	
35	会計年度任用職員	朝比奈 宏美	検査業務補助	〇〇〇	〇〇〇	
36	会計年度任用職員	栗田 恭子	総務事務補助	〇〇〇	〇〇〇	
37	特別非常勤職員	小清水 直樹	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
38	特別非常勤職員	立花 恒輔	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	

整理 番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	通算勤 務年数	摘 要
39	特別非常勤職員	大石 みどり	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
40	特別非常勤職員	伊藤 弥生	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
41	特別非常勤職員	小長谷 弥生	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
42	特別非常勤職員	松下 雅広	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
43	特別非常勤職員	大浦 正晴	感染症診査協議会委員	〇〇〇	〇〇〇	
44	非常勤嘱託医	中江 清員	生活保護医療審査	〇〇〇	〇〇〇	
45	非常勤嘱託医	三輪 誠	生活保護医療審査	〇〇〇	〇〇〇	
46	嘱託医	柳田 和夫	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
47	嘱託医	武林 悟	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
48	嘱託医	日比 育夫	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
49	嘱託医	岩井 一也	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
50	嘱託医	濱村 啓介	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
51	嘱託医	秋本 剛秀	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
52	嘱託医	音琴 勝	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
53	嘱託医	久保田 和義	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
54	嘱託医	磯崎 泰介	更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
55	嘱託医	永房 鉄之	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
56	嘱託医	松岡 秀明	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
57	嘱託医	高木 明	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
58	嘱託医	峯田 周幸	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
59	嘱託医	園田 昌毅	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
60	嘱託医	片山 直紀	補装具・更生医療の判定	〇〇〇	〇〇〇	
61	非常勤弁護士	小池 賢	児童相談に係る法的手続・相談	〇〇〇	〇〇〇	

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 129人 職員数 130人
受 診 率	99.2%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由
体調不良のため

- (注) 1 前年度末日現在在籍している職員について記載する。
2 受診率算定に当たっては、休職・特休中、育休・産休・妊娠中、治療中及び海外派遣中等の職員は、算定の対象から除く。

2 本年度在籍者の健康診断結果

健康管理区分		人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。	4人 (0)
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療 0人
B 2		要経過観察 0人
C 1	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療 5人 (1)
C 2		要経過観察 0人 (0)
D 1	平常の勤務でよい。	32人 (21)
D 2		40人 (24)
D 3		50人 (21)
区分者計		131人 (67)
未区分者数		7人 (6)
合 計		138人 (73)

(1) 管理区分A～C 2
該当者に対する措置状況
A 療養が必要な期間中、勤務を休止させた
C 1 時間外勤務、長期・遠方の出張等は極力避け、勤務内容等に配慮

(2) 未区分の理由
ア 産休・育休 2人
イ 新規採用 3人
ウ 自己都合による未受診 0人
エ その他 2人
(派遣されていた職員)

- (注) 1 健康診断結果は、調書調製日現在在籍している職員（様式第2号-2の記載対象者と同じ）について記載する。
2 本年度の健康診断結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、() 書きで再掲する。
3 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果に基づき、該当箇所に記載する。

職員の年齢調

(令和7年8月31日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0人	
20歳以上30歳未満	23	
30歳以上40歳未満	31	
40歳以上50歳未満	40	
50歳以上56歳未満	20	
56歳以上61歳未満	17	
61歳以上	7	再任用職員 7
計	138	平均年齢43歳

- (注) 1 市町等への派遣職員、臨時職員、非常勤職員、兼務職員及び併任職員は除く。
 2 再任用職員がいる場合は、その旨を「摘要」欄に記載する。

